

# 市 町 村 資 料 集

— 令和 3 年度版 —

千葉県総務部市町村課

## 凡 例

- 1) 調査期日は、原則として令和4年1月1日現在であるが、その後の変更等もできる限り掲載している。
- 2) 「市町村コード」は、令和元年5月1日現在、「一部事務組合等コード」は、令和3年6月1日現在の総務省「全国地方公共団体コード」におけるコードである。

## 市 町 村 数 の 推 移

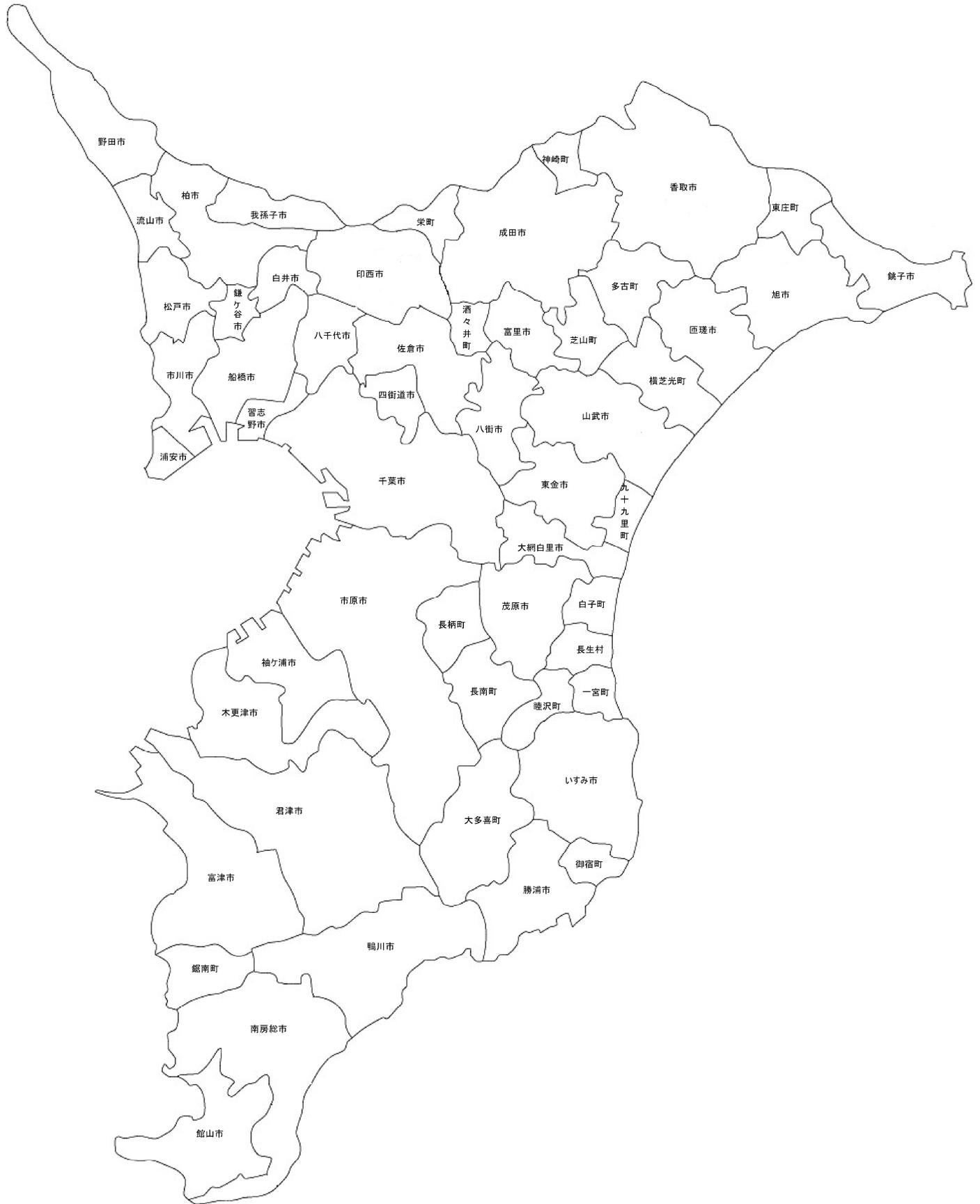
年 月 日	計	市	町	村	備 考
明治 22. 3. 30	2,457	—	66	2,391	
〃 22. 4. 1	358	—	42	316	市制町村制施行
〃 31. 4. 1	358	—	64	294	
〃 41. 4. 1	355	—	70	285	
大正 11. 4. 1	349	1	75	273	
昭和 5. 4. 1	348	1	87	260	
〃 10. 4. 1	338	3	84	251	
〃 15. 4. 1	321	5	81	235	
〃 19. 4. 1	314	7	81	226	
〃 25. 4. 1	313	7	81	225	
〃 26. 4. 1	299	9	78	212	
〃 27. 4. 1	294	10	77	207	
〃 28. 4. 1	288	10	77	201	
〃 28. 10. 1	284	10	76	198	町村合併促進法施行
〃 29. 4. 1	239	13	73	153	
〃 30. 4. 1	128	17	68	43	
〃 31. 4. 1	109	17	71	21	
〃 32. 4. 1	102	17	70	15	
〃 34. 4. 1	101	18	69	14	
〃 36. 4. 1	101	18	70	13	
〃 37. 4. 1	100	18	69	13	
〃 39. 4. 1	94	19	63	12	
〃 40. 3. 29	94	19	64	11	合併特例法施行
〃 40. 4. 1	94	19	64	11	
〃 42. 4. 1	94	21	62	11	
〃 43. 4. 1	92	21	62	9	
〃 45. 4. 1	91	21	61	9	
〃 46. 4. 1	85	23	55	7	
〃 46. 11. 3	81	26	48	7	袖ヶ浦町・平川町（合体）
〃 47. 5. 1	80	26	47	7	茂原市・本納町（合体）
〃 56. 4. 1	80	28	45	7	浦安市、四街道市（市制施行）
〃 58. 4. 1	80	28	46	6	睦沢町（町制施行）
〃 60. 4. 1	80	28	47	5	富里町（町制施行）
平成 3. 4. 1	80	29	46	5	袖ヶ浦市（市制施行）
〃 4. 4. 1	80	30	45	5	八街市（市制施行）
〃 8. 4. 1	80	31	44	5	印西市（市制施行）
〃 13. 4. 1	80	32	43	5	白井市（市制施行）
〃 14. 4. 1	80	33	42	5	富里市（市制施行）
〃 15. 6. 6	79	33	41	5	野田市・関宿町（編入）
〃 17. 2. 11	78	33	40	5	鴨川市・天津小湊町（合体）
〃 17. 3. 28	77	33	39	5	柏市・沼南町（編入）
〃 17. 4. 1	77	33	39	5	新合併特例法施行
〃 17. 7. 1	74	33	36	5	旭市・干潟町・海上町・飯岡町（合体）
〃 17. 12. 5	72	34	33	5	夷隅町・大原町・岬町（合体）
〃 18. 1. 23	71	34	32	5	八日市場市・野栄町（合体）
〃 18. 3. 20	65	35	26	4	富浦町・富山町・三芳村・白浜町・千倉町・丸山町・和田町（合体）
〃 18. 3. 27	56	36	17	3	成田市・大栄町・下総町（編入） 成東町・山武町・蓮沼村・松尾町（合体） 佐原市・小見川町・山田町・栗源町（合体） 横芝町・光町（合体）
〃 22. 3. 23	54	36	17	1	印西市・印旛村・本埜村（編入）
〃 25. 1. 1	54	37	16	1	大網白里市（市制施行）

注 1 昭和19年以降，4月1日現在の数については，変化のない年は省略した。

2 昭和46年11月3日以降については，市町村数の変遷を全て掲げた。

# 千葉県市町村行政区画図

(令和 4 年 1 月 1 日現在)



市町村の概要（その1）

市町村名 コード番号	人口 (人) 面積 (km <sup>2</sup> )	合併等の状況 (R4. 1. 1現在)			役所役場の位置 郵便番号 電話番号 下りまでの経路 FAX番号	27年国調 産業別就業 人口(人) 構成比(%)	27年国調(人) R2年国調(人) 人口増減率(%) R2年国調 人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	類型 財政力指数 (R元~R3 年平均)	住居 表示 施設 団体
		年月日	合併編入 等の別	旧市町村名					
ちば市 121002	977,306 271.76	大10.1.1 昭12.2.11 19.2.11 29.7.1 29.7.6 30.2.11 38.4.10 44.7.15 平4.4.1	市制施行 編入 " " " " " " " 政令指定都市	検見川町 蘇我町 都賀村 都村 千城村 積橋村 幕張町 生浜町 椎名村 菅田村 泉町 土気町	中央区千葉港1-1 〒260-8722 (043)245-5111(代) 千葉都市モノレール 市役所前駅下車 徒歩1分 FAX(043)245-5555(総)	1次 2,964 (0.7) 2次 76,076 (17.7) 3次 324,932 (75.5)	971,882 974,951 0.3 3,587.3	政令指定都市 0.914	○
ちよみ市 122025	56,680 84.20	昭8.2.11 12.2.11 29.4.1 30.2.11 31.4.10	合併体 (市制施行) 編入 " " "	銚子町 本銚子町 西銚子町 豊浦村 高神村 海上村 椎柴村 船木村 豊岡村	若宮町1-1 〒288-8601 (0479)24-8181(代) JR銚子駅下車 徒歩10分 FAX(0479)25-0277	1次 3,307 (10.7) 2次 8,844 (28.6) 3次 18,072 (58.4)	64,415 58,431 △9.3 694.0	II-1 0.604	
いちかわ市 122033	495,402 57.45	昭9.11.3 24.11.3 30.3.31 31.10.1	合併体 (市制施行) 編入 " "	市川町 八幡町 中山町 国分村 大柏村 行徳町 南行徳町	八幡1-1-1 〒272-8501 (047)334-1111(代) JR本八幡駅下車又は 京成八幡駅下車 各徒歩7分 FAX(047)332-7364(総)	1次 1,259 (0.6) 2次 36,404 (16.8) 3次 165,420 (76.2)	481,732 496,676 3.1 8,645.4	IV-3 1.079	○
ふなばし市 122041	644,443 85.62	昭12.4.1 28.8.1 29.4.1 平15.4.1	合併体 (市制施行) 編入 " " 中核市	船橋町 葛飾町 八栄村 塚田村 法典村 二宮町 豊富村	湊町2-10-25 〒273-8501 (047)436-2111(代) JR船橋駅下車 徒歩15分 又は京成船橋駅下車徒歩 13分 FAX(047)436-2120(総)	1次 2,388 (0.8) 2次 48,753 (17.0) 3次 216,249 (75.6)	622,890 642,907 3.2 7,508.8	中核市 0.941	○
たてやまし 122050	44,523 110.05	昭14.11.3 29.5.3	合併体 (市制施行) 編入	館山北条町 那古町 船形町 西岬村 神戸村 富崎村 豊房村 館野村 九重村	北条1145-1 〒294-8601 (0470)22-3111(代) JR館山駅下車 徒歩10分 FAX(0470)23-3115	1次 1,682 (7.7) 2次 2,998 (13.7) 3次 16,843 (77.0)	47,464 45,153 △4.9 410.3	I-3 0.556	
きさらびし 122068	136,227 138.90	昭17.11.3 29.11.3 30.2.11 30.3.1 46.9.10	合併体 (市制施行) 編入 " " "	木更津町 清川村 巖根村 波岡村 鎌足村 金田村 中郷村 富来田町	富士見1-2-1 〒292-8501 (0438)23-7111(代) JR木更津駅下車 徒歩1分 FAX(0438)25-1351(総)	1次 1,812 (2.8) 2次 15,488 (24.3) 3次 44,042 (69.1)	134,141 136,166 1.5 980.0	III-3 0.863	○
まつどし 122076	496,350 61.38	昭18.4.1	合併体 (市制施行)	松戸町 馬橋村 高木村	根本387-5 〒271-8588 (047)366-1111(代) JR松戸駅・新京成線松戸 駅下車 徒歩5分 FAX(047)363-3200	1次 1,699 (0.8) 2次 39,345 (17.7) 3次 165,991 (74.6)	483,480 498,232 3.1 8,117.2	IV-3 0.881	

注●人口・・・R4. 1. 1常住人口  
●面積・・・R3. 10. 1国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」。但し、境界未確定市町については総務省自治行政局推計値。  
●令和2年国調人口は、総務省統計局の確定値による。  
●産業別就業人口については、分類不能の産業は含まない。  
●類型の人口(ローマ数字)及び産業構造(算用数字)は平成27年国調による。類型、財政力指数の詳細については、12ページを参照。

市町村名 コード番号	人口 (人) 面積 (km <sup>2</sup> )	合併等の状況 (R4.1.1現在)			役所役場の位置 郵便番号 電話番号 下車駅 庁舎までの経路 FAX番号	27年国調 産業別就業 人口(人) 構成比(%)	27年国調(人) R2年国調(人) 人口増減率(%) R2年国調 人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	類型 財政力指数 (R元~R3 年平均)	住居 表示 実施 団
		年月日	合体編入 等の別	旧市町村名					
の 野 だ 田 市  122084	152,204  103.55	昭 25. 5. 3	合 体 (市制施行) 編 入 編 入	野田町 旭村 七福村 梅郷村 福田村 川間村 関宿町	鶴奉7-1 〒278-8550 (04)7125-1111(代) 東武野田線愛宕駅下車 徒歩15分 FAX(04)7122-1557(総)	1次 1,410 (1.9)	153,583	IV-3  0.841	
		32. 4. 1				合 体	二川村 木間ヶ瀬村 関宿町		
平 15. 6. 6	(関宿町) 昭 30. 7. 20	3次 48,572 (66.8)	1,474.1						
も 茂 原 市  122106	86,204  99.92	昭 27. 4. 1	合 体 (市制施行)	茂原町 遠山村 二宮本郷村 豊田村 東郷村(一部) 五郷村 鶴枝村 本納町	道表1 〒297-8511 (0475)23-2111(代) JR茂原駅下車 徒歩25分 FAX(0475)20-1602(総)	1次 1,298 (3.2)	89,688	II-3  0.803	
		47. 5. 1				合 体	2次 10,430 (25.7)		
昭 29. 3. 31	合 体 (市制施行) 編 入	成田町 遠山村 久住村 豊住村 中郷村 八生村 公津村 下総町 大栄町	花崎町760 〒286-8585 (0476)22-1111(代) JR成田駅・京成成田駅下 車 徒歩10分 FAX(0476)24-1655(総)	1次 2,451 (3.8)		131,190	III-1  1.295		
平 18. 3. 27				合 体	2次 9,496 (14.7)	1.3			
昭 30. 2. 11				合 体	滑河町 高岡村 小御門村	3次 47,951 (74.3)		621.5	
な り 成 た 田 市  122114	131,227  213.84	昭 30. 4. 15	合 体	昭栄村 大須賀村					
		昭 29. 3. 31	合 体 (市制施行)	佐倉町 白井町 志津村 根郷村 弥富村 和田村	海隣寺町97 〒285-8501 (043)484-1111(代) 京成佐倉駅下車 徒歩10分又は JR佐倉駅下車 徒歩25分 FAX(043)486-2500(行)	1次 1,209 (1.5)	172,739	IV-3  0.907	○
166,996	2次 14,995 (19.1)	△2.3							
103.69	3次 58,417 (74.4)	1,627.4							
と う 東 金 市  122131	57,508  89.12	昭 28. 4. 1	合 体 (市制施行) 編 入	東金町 東岩崎1-1 公平村(一部) 〒283-8511 豊成村 丘山村 (0475)50-1111(代) 大和村(一部) JR東金駅下車 正気村 徒歩5分 (東金町) FAX(0475)50-1299(総) 源村(一部) 福岡村(一部)	1次 1,658 (5.9)	60,652	II-1  0.689		
		29. 4. 1			合 体	2次 6,048 (21.5)			△4.0
あ さ ひ 旭 市  122157	62,920  130.45	昭 29. 2. 11	合 体 (市制施行) 編 入	旭町 矢指村 富浦村 (旭町) 共和村 豊畑村	二の2132 〒289-2595 (0479)62-1212(代) JR旭駅下車 徒歩10分 FAX(0479)63-4946(総)	1次 6,207 (18.1)	66,586	II-1  0.491	
		29. 6. 1				合 体	旭市 干潟町 海上町 飯岡町		
		平 17. 7. 1	合 体	3次 19,454 (56.6)					
		(干潟町) 昭 30. 4. 10	合 体	古城村 中和村 万歳村					
		(海上町) 昭 29. 3. 31	合 体	滝郷村 嚶鳴村 鶴巻村					
(飯岡町) 昭 29. 3. 31	合 体	飯岡町 三川村							

市町村名 コード番号	人口 (人) 面積 (km <sup>2</sup> )	合併等の状況 (R4.1.1現在)			役所役場の位置 郵便番号 電話番号 下車駅 庁舎までの経路 FAX番号	27年国調 産業別就業 人口(人) 構成比(%)	27年国調(人) R2年国調(人) 人口増減率(%) R2年国調 人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	類 財政力指数 (R元~R3 年平均)	住居 表示 施設 団
		年月日	合併編入 等の別	旧市町村名					
ならしの市 122165	176,311 20.97	昭29.8.1	編入 (市制施行)	千葉市の一部 (習志野町)	鷺沼2-1-1 〒275-8601 (047)451-1151(代) 京成津田沼駅下車 徒歩5分 FAX(047)453-1547(総)	1次 306 (0.4) 2次 13,664 (17.4) 3次 60,769 (77.5)	167,909 176,197 4.9 8,402.3	IV-3 0.924	○
かしの市 122173	430,096 114.74	昭29.9.1 29.11.1 29.11.15 平17.3.28 20.4.1	合併 (市制施行) 編入 名称変更 編入 中核	柏町 土村 田中村 小金町 (東葛市) 富勢村(一部) 柏市 沼南町 (沼南町)	柏5-10-1 〒277-8505 (04)7167-1111(代) JR・東武野田線 柏駅下車 徒歩10分 FAX(04)7166-6026(代)	1次 2,221 (1.2) 2次 33,241 (17.6) 3次 141,545 (74.9)	413,954 426,468 3.0 3,716.8	中核市 0.939	○
かつらの市 122181	16,389 93.96	昭30.2.11 33.10.1	合併 (市制施行)	総野村 上野村 興津町 勝浦町 (勝浦町)	新官1343-1 〒299-5292 (0470)73-1211(代) JR勝浦駅下車 徒歩20分又は勝浦市役 所行きバス10分 FAX(0470)73-3937(総)	1次 830 (9.7) 2次 1,413 (16.5) 3次 6,205 (72.7)	19,248 16,927 △12.1 180.2	I-1 0.474	
いちほらの市 122190	267,074 368.16	昭38.5.1 42.10.1	合併 (市制施行) 編入	市原町 五井町 姉崎町 市津町 三和町 南総町 加茂村	国分寺台中央1-1-1 〒290-8501 (0436)22-1111(代) JR五井駅下車 国分寺台行き バス15分 FAX(0436)21-1720(総)	1次 2,196 (1.7) 2次 35,789 (28.3) 3次 80,097 (63.3)	274,656 269,524 △1.9 732.1	IV-2 1.050	
ながれやまの市 122203	205,210 35.32	昭26.4.1 27.1.1 42.1.1	合併 (市制施行) 名称変更 市制施行	新川村 八木村 流山町 (江戸川町) 流山町	平和台1-1-1 〒270-0192 (04)7158-1111(代) 流鉄流山線流山駅下車 徒歩3分又は つくばエクスプレス 流山セントラルパーク駅 下車 徒歩15分 FAX(04)7150-0111	1次 702 (0.9) 2次 15,359 (18.7) 3次 62,007 (75.5)	174,373 199,849 14.6 5,658.2	IV-3 0.941	
やちの市 122211	201,240 51.39	昭29.1.15 29.9.1 42.1.1	合併 (市制施行)	大和田町 睦村 阿蘇村	大和田新田312-5 〒276-8501 (047)483-1151(代) 東葉高速鉄道 八千代中央駅下車 徒歩10分 又は京成本線 京成大和田駅下車 徒歩20分 FAX(047)484-8824(代)	1次 1,046 (1.2) 2次 16,636 (19.4) 3次 63,011 (73.4)	193,152 199,498 3.3 3,882.0	IV-3 0.940	○
あびの市 122220	130,159 43.15	昭29.11.1 30.4.29 45.7.1	合併 (市制施行)	富勢村(一部) 我孫子町 布佐町 湖北村	我孫子1858 〒270-1192 (04)7185-1111(代) JR我孫子駅下車 徒歩25分又は 市役所経由東我孫子車 庫・湖北駅南口・布佐駅 南口行きバス10分 FAX(04)7185-1142(総)	1次 781 (1.3) 2次 10,160 (17.3) 3次 44,537 (75.8)	131,606 130,510 △0.8 3,024.6	III-3 0.791	○

市町村名 コード番号	人口 (人) 面積 (km <sup>2</sup> )	合併等の状況 (R4.1.1現在)			役所役場の位置 番号 郵便番号 電話番号 駅番号 庁舎までの経路 FAX番号	27年国調 産業別就業 人口(人) 構成比(%)	27年国調(人) R2年国調(人) 人口増減率(%) R2年国調 人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	類 財政力指数 (R元~R3 年平均)	住居 表示 実 施 団 体
		年月日	合体編入 等の別	旧市町村名					
かもがわ 鴨川市 122238	31,631 191.14	昭46.3.31	合体 (市制施行) 合体	江見町 長狭町 鴨川町 鴨川市 天津小湊町	横渚1450 〒296-8601 (04)7092-1111(代) JR安房鴨川駅下車 徒歩15分 FAX(04)7093-7851(代)	1次 1,805 (10.7)	33,932	I-1 0.507	
		平17.2.11				(天津小湊町)	昭30.2.11		
かまがや 鎌ヶ谷市 122246	109,916 21.08	昭33.8.1 46.9.1	町制施行 市制施行		新鎌ヶ谷2-6-1 〒273-0195 (047)445-1141(代) 東武野田線・新京成電 鉄・北総鉄道 新鎌ヶ谷駅下車 徒歩7分 FAX(047)445-1400	1次 827 (1.7) 2次 9,884 (19.7) 3次 36,927 (73.7)	108,917 109,932 0.9 5,215.0	III-3 0.763	○
きみづ 君津市 122254	81,132 318.78	昭45.9.28 46.9.1	合体 市制施行	君津町 小糸町 清和村 小櫃村 上総町 (君津町)	久保2-13-1 〒299-1192 (0439)56-1581(総) JR君津駅下車 徒歩10分 FAX(0439)56-1404	1次 1,606 (3.7) 2次 12,192 (28.4) 3次 27,680 (64.5)	86,033 82,206 △4.4 257.9	II-2 1.027	○
ふつ 富津市 122262	41,531 205.40	昭46.4.25 46.9.1	合体 市制施行	富津町 大佐和町 天羽町 (富津町)	下飯野2443 〒293-8506 (0439)80-1222(総) JR大貫駅下車 市役所行き バス5分 FAX(0439)80-1350	1次 1,712 (7.6) 2次 6,205 (27.5) 3次 14,011 (62.2)	45,601 42,465 △6.9 206.6	I-1 0.909	
うらやす 浦安市 122271	169,407 17.30	明22.4.1 明42.9.1 昭56.4.1	合体 町制施行 市制施行	堀江村 猫実村 当代島村 欠真間村(一部)	猫実1-1-1 〒279-8501 (047)351-1111(代) 東京メトロ東西線浦安駅 又はJR新浦安駅下車 バス10分 FAX(047)353-4075(総)	1次 117 (0.1) 2次 10,283 (13.0) 3次 63,259 (79.7)	164,024 171,362 4.5 9,905.3	IV-3 1.467	○
よつかいどう 四街道市 122289	94,278 34.52	昭30.3.10 56.4.1	合体 市制施行	旭村(一部) 千代田町 (四街道町)	鹿渡無番地 〒284-8555 (043)421-2111(代) JR四街道駅下車 徒歩15分又は 千代田団地行き バス5分 FAX(043)421-2100	1次 479 (1.2) 2次 7,759 (19.5) 3次 29,685 (74.8)	89,245 93,576 4.9 2,710.8	II-3 0.792	○
までが 袖ヶ浦市 122297	64,359 94.92	昭30.3.31 46.11.3 平3.4.1	合体 市制施行	昭和町 長浦村 根形村(一部) 平川町	坂戸市場1-1 〒299-0292 (0438)62-2111(代) JR袖ヶ浦駅下車 徒歩5分 FAX(0438)62-5916(総)	1次 1,304 (4.4) 2次 8,095 (27.4) 3次 19,150 (64.8)	60,952 63,883 4.8 672.9	II-2 1.093	

市町村名 コード番号	人口 (人) 面積 (km <sup>2</sup> )	合併等の状況 (R4.1.1現在)			役所役場の位置 郵便番号 電話番号 駅番号 下り車までの経路 FAX番号	27年国調 産業別就業 人口(人) 構成比(%)	27年国調(人) R2年国調(人) 人口増減率(%) R2年国調 人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	類型 財政力指数 (R元~R3 年平均)	住居 表示 施設 団
		年月日	合体編入 等の別	旧市町村名					
やちまち市 122301	66,562 74.94	昭29.11.1 平4.4.1	合体 市制施行	八街町 川上村	八街35-29 〒289-1192 (043)443-1111(代) JR八街駅下車 徒歩5分 FAX(043)444-0815	1次 2,811 (7.8) 2次 8,979 (24.9) 3次 22,989 (63.7)	70,734 67,455 △4.6 900.1	II-1 0.648	
いんざいし市 122319	104,888 123.79	昭29.12.1 平8.4.1 22.3.23	合体 市制施行 編入	大森町 木下町 船徳村 永治村(一部) 印旛村 本埜村	大森2364-2 〒270-1396 (0476)42-5111(代) JR木下駅下車 徒歩15分 FAX(0476)42-7242	1次 1,799 (3.9) 2次 7,324 (16.0) 3次 34,308 (75.1)	92,670 102,609 10.7 828.9	II-3 1.038	
しろいし市 122327	61,977 35.48	昭29.12.1 平39.9.1 13.4.1	編入 町制施行 市制施行	永治村(一部) (白井村)	復1123 〒270-1492 (047)492-1111(代) 北総鉄道白井駅下車 徒歩15分 FAX(047)491-3510	1次 1,083 (3.7) 2次 5,684 (19.7) 3次 21,377 (74.0)	61,674 62,441 1.2 1,759.9	II-3 0.876	○
とみさと市 122335	49,203 53.88	昭60.4.1 平14.4.1	町制施行 市制施行		七栄652-1 〒286-0292 (0476)93-1111(代) JR成田駅又は 京成成田駅下車 両国行き バス30分 FAX(0476)93-9954	1次 2,131 (8.5) 2次 4,771 (19.1) 3次 16,832 (67.5)	49,636 49,735 0.2 923.1	I-1 0.786	
みなみぼうし市 122343	34,936 230.10	平18.3.20 昭30.3.31 昭30.2.11 昭28.5.1 (白浜町) 昭29.3.3 (千倉町) 昭29.4.1 29.8.1 (丸山町) 昭30.3.15 31.9.1 (和田町) 昭30.3.31 31.9.1	合体 合体 合体 合体 合体 編入 編入 編入 編入	富浦町 富山町 三芳村 白浜町 千倉町 丸山町 和田町 八束村 富浦町 岩井町 平群村 稲都村 滝田村 国府村 長尾村 白浜町 健田村 七浦村 千倉町 千歳村 千倉町(一部) 豊田村 丸村 南三原村(一部) 和田町 北三原村 南三原村(一部)	富浦町青木28 〒299-2492 (0470)33-1021(総) JR富浦駅下車 徒歩5分 FAX(0470)20-4598	1次 3,882 (20.3) 2次 2,883 (15.1) 3次 12,192 (63.7)	39,033 35,831 △8.2 155.7	I-1 0.315	

市町村名 コード番号	人口 (人) 面積 (km <sup>2</sup> )	合併等の状況 (R4.1.1現在)			役所役場の位置 郵便番号 電話番号 下車駅 庁舎までの経路 FAX番号	27年国調 産業別就業 人口(人) 構成比(%)	27年国調(人) R2年国調(人) 人口増減率(%) R2年国調 人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	類 財政力指数 (R元~R3 年平均)	住 居 表 示 施 団 体
		年月日	合体編入 等の別	旧市町村名					
そうきし市 122351	34,296 101.52	平 18. 1. 23	合体	八日市場市 野栄町	八日市場ハ793-2 〒289-2198 (0479)73-0084(総) JR八日市場駅下車 徒歩20分 FAX(0479)72-1114	1次 2,782 (15.2)	37,261	I-1  0.480	
		(八日市場市) 昭 29. 3. 31	合体	八日市場町 豊栄村 須賀村 匝瑳村 豊和村 吉田村 飯高村 共興村 平和村 椿海村 (八日市場町)		2次 4,446 (24.3)	35,040 △ 6.0		
		29. 7. 1	市制施行			3次 10,740 (58.8)	345.2		
		(野栄町) 昭 29. 7. 17	合体	栄村 野田村					
かとりし市 122360	70,948 262.35	平 18. 3. 27	合体	佐原市 小見川町 山田町 栗源町	佐原口2127 〒287-8501 (0478)54-1111(代) JR佐原駅下車 徒歩10分 FAX(0478)52-4566	1次 4,211 (11.0)	77,499	II-1  0.519	
		(佐原市) 昭 26. 3. 15	合体	佐原町 東大戸村 香取町 香西村 津宮村 新島村 大倉村 瑞徳村		2次 9,040 (23.7)	72,356 △ 6.6		
		30. 2. 11	編入			3次 23,454 (61.4)	275.8		
		(小見川町) 昭 26. 4. 1	合体	小見川町 豊浦村 森山村 神里村 良文村					
		30. 2. 11	編入						
		(山田町) 昭 29. 8. 1	合体	山倉村 八都村 府馬町					
(栗源町) 大 13. 4. 10	町制施行								
さんむし市 122378	47,544 146.77	平 18. 3. 27	合体	成東町 山武町 蓮沼村 松尾町	殿台296 〒289-1392 (0475)80-1112(総) JR成東駅下車 徒歩8分 FAX(0475)82-2107	1次 3,127 (12.1)	52,222	II-1  0.487	
		(成東町) 昭 29. 10. 1	合体	成東町 大富村 南郷村 (一部) 鳴浜村 緑海村		2次 6,308 (24.4)	48,444 △ 7.2		
		30. 3. 31 30. 7. 1	編入			3次 15,582 (60.2)	330.1		
		(山武町) 昭 30. 1. 1	合体	日向村 睦岡村					
		(蓮沼村) ※合併経緯なし (松尾町) 昭 30. 2. 1	合体	豊岡村 大平村 松尾町					
いすみし市 122386	34,878 157.50	平 17. 12. 5	合体	夷隅町 大原町 岬町	大原7400-1 〒298-8501 (0470)62-1111(総) JR大原駅下車 徒歩10分又は 大原庁舎行き バス2分 FAX(0470)63-1252	1次 1,426 (8.4)	38,594	I-1  0.412	
		(夷隅町) 昭 29. 4. 29	合体	千町村 国吉町 中川村		2次 4,128 (24.2)	35,544 △ 7.9		
		(大原町) 昭 30. 3. 31	合体	浪花村 (一部) 布施村 (一部) 大原町 東海村 東村		3次 11,092 (65.0)	225.7		
		(岬町) 昭 36. 8. 1	合体	太東町 長者町					
おおみしらさとし 大網白里市 122394	47,782 58.08	昭 29. 12. 1	合体	大網町 白里町 増徳村	大網115-2 〒299-3292 (0475)70-0300(代) JR大網駅下車 徒歩15分 FAX(0475)72-8454	1次 1,160 (5.1)	49,184	I-1  0.609	
		平 25. 1. 1	市制施行			2次 4,687 (20.7)	48,129 △2.1		
						3次 15,611 (69.1)	828.7		

市町村名 コード番号	人口 (人) 面積 (km <sup>2</sup> )	合併等の状況 (R4.1.1現在)			役所役場の位置 郵便番号 電話番号 下車駅 庁舎までの経路 FAX番号	27年国調 産業別就業 人口(人) 構成比(%)	27年国調(人) R2年国調(人) 人口増減率(%) R2年国調 人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	類型 財政力指数 (R元~R3 年平均)	住居 表示 施設 団
		年月日	合体編入 等の別	旧市町村名					
いんばぐん 印旛郡  しすいまち 酒々井町  123226	20,506  19.01	明 22. 4. 1	合 体	酒々井町 本佐倉町 本佐倉村 馬橋村 墨村 飯積村 尾上村 下台村 中川村 上岩橋村 柏木村 下岩橋村 伊篠村 篠山新田 伊篠新田村 今倉新田	中央台4-11 〒285-8510 (043)496-1171(代) JR酒々井駅下車 徒歩20分 FAX(043)496-4541	1次 257 (2.7) 2次 1,543 (16.3) 3次 7,232 (76.3)	20,955  20,745  △ 1.0  1,091.3	V-2    0.774	
さかえまち 栄町  123293	19,869  32.51	昭 30. 12. 1	合 体	布鎌村 安食町	安食台1-2 〒270-1592 (0476)95-1111(代) JR安食駅下車 徒歩10分 FAX(0476)95-4274	1次 428 (4.1) 2次 1,876 (18.0) 3次 7,868 (75.5)	21,228  20,127  △ 5.2  619.1	V-2    0.556	○
かとりぐん 香取郡  こうざきまち 神崎町  123421	5,690  19.90	昭 30. 4. 19 昭 30. 4. 19	合 体 名称変更	神崎町 米沢村 (神崎米沢町) 神崎町	神崎本宿163 〒289-0292 (0478)72-2111(総) JR下総神崎駅下車 徒歩15分 FAX(0478)72-2110	1次 183 (5.7) 2次 660 (20.4) 3次 1,828 (56.5)	6,133  5,816  △ 5.2  292.3	II-0    0.416	
たごまち 多古町  123471	13,363  72.80	昭 29. 3. 31	合 体	多古町 久賀村 中村 常磐村	多古584 〒289-2292 (0479)76-2611(代) JR・京成電鉄 成田空港第2ビル駅下車 多古・成田空港間シャトル バス25分 多古町役場前下車 FAX(0479)76-7144	1次 1,535 (19.4) 2次 1,545 (19.5) 3次 4,779 (60.3)	14,724  13,735  △ 6.7  188.7	III-0    0.562	
とうのしょうまち 東庄町  123498	12,943  46.25	昭 30. 7. 20	合 体	東城村 神代村 笹川町 橋村	笹川町4713-131 〒289-0692 (0478)86-1111(代) JR笹川駅下車 徒歩20分 FAX(0478)86-4051	1次 1,122 (15.8) 2次 2,214 (31.3) 3次 3,719 (52.5)	14,152  13,228  △ 6.5  286.0	III-1    0.442	
さんぶぐん 山武郡  くじゅうくりまち 九十九里町  124036	14,211  24.46	昭 30. 3. 31	合 体	片貝町 豊海町 鳴浜村(一部)	片貝4099 〒283-0195 (0475)70-3100(代) JR東金駅下車 片貝駅行き バス25分 FAX(0475)76-7934	1次 574 (7.3) 2次 2,374 (30.4) 3次 4,694 (60.0)	16,510  14,639  △ 11.3  598.5	IV-2    0.444	
しばやままち 芝山町  124095	6,907  43.24	昭 30. 7. 1	合 体	千代田村 二川村	小池992 〒289-1692 (0479)77-3901(総) 芝山鉄道 芝山千代田駅下車 横芝屋形海岸行きシャトル バス15分 松尾駅行き芝山ふれあい バス20分 FAX(0479)77-1954	1次 982 (24.4) 2次 743 (18.5) 3次 2,198 (54.7)	7,431  7,033  △ 5.4  162.7	II-0    0.979	

市町村名 コード番号	人口 (人) 面積 (km <sup>2</sup> )	合併等の状況 (R4.1.1現在)			役所役場の位置 郵便番号 電話番号 下車駅 庁舎までの経路 FAX番号	27年国調 産業別就業 人口(人) 構成比(%)	27年国調(人) R2年国調(人) 人口増減率(%) R2年国調 人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	類型 財政力指数 (R元~R3 年平均)	住居 表示 実施 団
		年月日	合体編入 等の別	旧市町村名					
おこしほひかほち 横芝光町 124109	21,727 67.01	平 18. 3. 27	合体	光町 横芝町	宮川11902 〒289-1793 (0479)84-1211(総) JR横芝駅下車 徒歩20分 FAX(0479)84-2713(総)	1次 1,552 (13.1)	23,762	V-1 0.460	
		(光町) 昭 29. 5. 3	合体	白浜村 日吉村 南条村 東陽村		2次 2,872 (24.3)	△ 7.1		
		(横芝町) 昭 30. 2. 1	合体	横芝町 大総村 上塚村		3次 6,905 (58.4)	329.4		
ちようせいぐん 長生郡 いちのみやまち 一宮町 124214	11,906 22.99	昭 28. 11. 3	合体	東浪見村 一宮町	一宮2457 〒299-4396 (0475)42-2111(代) JR上総一ノ宮駅下車 徒歩5分 FAX(0475)42-2465(代)	1次 549 (9.8)	11,767	III-2	0.548
むつざわまち 睦沢町 124222	6,678 35.59	昭 30. 7. 20 58. 4. 1	合体 町制施行	瑞沢村 土睦村	下之郷1650-1 〒299-4492 (0475)44-1111(代) JR上総一ノ宮駅下車 大多喜行き バス15分 FAX(0475)44-1729	1次 286 (8.9)	7,222	II-2	0.396
ちようせいむら 長生村 124231	13,612 28.25	昭 28. 11. 3	合体	一松村 八積村 高根村	本郷1-77 〒299-4394 (0475)32-2111(代) JR八積駅下車 徒歩15分 FAX(0475)32-1194(総)	1次 432 (6.6)	14,359	III-2	0.518
しらこまち 白子町 124249	10,078 27.50	昭 30. 2. 11	合体	南白亀村 関村 白潟町	関5074-2 〒299-4292 (0475)33-2111(代) JR本納駅下車 白子車庫行き バス20分 FAX(0475)33-4132	1次 691 (13.0)	11,149	III-2	0.465
ながらまち 長柄町 124265	6,550 47.11	昭 30. 4. 29	合体	水上村 日吉村 長柄村	桜谷712 〒297-0298 (0475)35-2111(代) JR茂原駅下車 大津倉行き バス20分 FAX(0475)35-4732	1次 375 (10.8)	7,337	II-2	0.544
ちようなんまち 長南町 124273	7,040 65.51	昭 30. 2. 11	合体	豊栄村 東村 西村 庁南町	長南2110 〒297-0192 (0475)46-2111(代) JR茂原駅下車 長南車庫行き バス20分 FAX(0475)46-1214(代)	1次 382 (10.0)	8,206	II-2	0.421

市町村名 コード番号	人口 (人) 面積 (km <sup>2</sup> )	合併等の状況 (R4.1.1現在)			役所役場の位置 郵便番号 電話番号 電 車 駅 号 庁舎までの経路 F A X 番 号	27年国調 産業別就業 人口(人) 構成比(%)	27年国調(人) R2年国調(人) 人口増減率(%) R2年国調 人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	類財力指数 (R元~R3 年平均)	住居 表示 実施 団体
		年月日	合体編入 等の別	旧市町村名					
い づみ ぐん お お だ き まち 124419	8,615 129.87	昭 29. 10. 5	合 体	老川村 西畑村 総元村 上瀑村 大多喜町	大多喜93 〒298-0292 (0470)82-2111(代) いすみ鉄道 大多喜駅下車 徒歩3分 FAX(0470)82-4461	1次 376 (8.6) 2次 1,034 (23.7) 3次 2,887 (66.1)	9,843 8,885 △ 9.7 68.4	II-2 0.421	
お ん じ ゅ く まち 御 宿 町 124435	6,756 24.85	昭 30. 3. 31	合 体	御宿町 浪花村(一部) 布施村(一部)	須賀1522 〒299-5192 (0470)68-2511(代) JR御宿駅下車 徒歩15分 FAX(0470)68-3293	1次 182 (6.0) 2次 525 (17.4) 3次 2,174 (72.0)	7,315 6,874 △6.0 276.6	II-2 0.407	
あ わ ぶ ら ぐん き よ な ん まち 鋸 南 町 124630	6,712 45.17	昭 34. 3. 30	合 体	勝山町 保田町	下佐久間3458 〒299-2192 (0470)55-2111(代) JR安房勝山駅下車 徒歩5分 FAX(0470)55-1342	1次 627 (15.8) 2次 599 (15.1) 3次 2,653 (67.0)	8,022 6,993 △12.8 154.7	II-2 0.281	
県 計	6,272,900 5,157.31					1次 80,221 (2.8) 2次 559,952 (19.4) 3次 2,082,474 (72.3)	6,222,666 6,284,480 1.0 1,218.5		15団体

市町村の概要（その2）

市町村名	市町村(徽)章	市町村民憲章	名誉市町村制	都市宣言	姉妹都市	市町村の花	木	鳥
千葉市			○	緑と水辺の都市宣言（昭59） 平和都市宣言（平元）	アスンシオン市（パラグアイ：昭45） ノースバンクーバー市（カナダ：昭45） ヒューストン市（米国：昭47） ケソン市（フィリピン：昭47） モントルー市（スイス：平8）  《友好都市》 天津市（中国：昭61） 蘇州市吳江区（中国：平8）	オオガハス キョウチクトウ	ケヤキ	コアジサシ
銚子市		○	○	交通安全都市宣言（昭37） 精神衛生都市宣言（昭38） 公害追放都市宣言（昭45） 青色申告都市宣言（昭51） 非核・平和都市宣言（昭59） 産業廃棄物最終処分場設置反対・不法投棄しないさせない都市宣言（平7） 健康スポーツ文化都市宣言（平18）	コースベイ市（米国：昭58） レガスピー市（フィリピン：昭60）	オオマツヨイグサ	サザンカ	—
市川市		○	○	安全都市宣言（昭38） 核兵器廃絶平和都市宣言（昭59） クリーン・グリーン都市宣言（平6） WHO憲章の精神を尊重した「健康都市いちかわ」宣言（平16）	ガーデナ市（米国：昭37） メダン市（インドネシア：平元）  《友好都市》 樂山市（中国：昭56）  《パートナーシティ》 ローゼンハイム市（ドイツ：平16） イッシー・レ・ムリノー市（フランス：平24）  《自治体連携協定》 カゼルタ市（イタリア：令元） パルヌ市（エストニア：令元）	バラ	クロマツ	ウグイス
船橋市				スポーツ健康都市宣言（昭58） 平和都市宣言（昭61） 福祉と緑の都市宣言（平4）	ヘイワード市（米国：昭61） オーデンセ市（デンマーク：平元）  《友好都市》 西安市（中国：平6）	ヒマワリ カザグルマ	サザンカ	—
館山市		○	○	公明選挙都市宣言（昭38） 交通安全都市宣言（昭40） 福祉都市宣言（昭49） 青色申告都市宣言（昭55） 暴力追放都市宣言（昭62） 長寿健康都市宣言（平元） 平和都市宣言（平4） 生涯学習のまちづくり宣言（平11） スポーツ健康都市宣言（令2）	ベリンハム市（米国：昭33） ポーツティープンス市（オーストラリア：平21）	—	ツバキ	—
木更津市		○	○	交通安全都市宣言（昭41） 青色申告都市宣言（昭56） ゆとり宣言（平2） 平和都市宣言（平3） 生涯学習都市宣言（平4）	オーシャンサイド市（米国：平2）  《友好都市》 槐山郡（韓国：平28） ボゴール市（インドネシア：平28） ピスリグ市（フィリピン：平29） 苗栗市（台湾：平29） ダナン市（ベトナム：令元）	サツキ	ツバキ	—

市町村の概要（その2）

市町村名	市町村(徽)章	市町村民憲章	名誉市町村制	都市宣言	姉妹都市	市町村の花	木	鳥
松戸市		○	○	安全都市宣言（昭37） 世界平和都市宣言（昭60） 人権尊重都市宣言（平10）	ホワイトホース市 （オーストラリア：昭46）	ツツジ アジサイ ノギク	ユーカリ シイ サクラ ナシ	フクロウ ツバメ シラサギ
野田市		○	○	交通安全都市宣言（昭37） 明るく正しい選挙宣言都市（昭41） 個性豊かなまちづくりを行う 人権・平和尊重都市宣言（平9） ゼロカーボンシティ宣言（令2）		つつじ	けやき	ひばり
茂原市		○	○	交通安全都市宣言（昭57） 青色申告都市宣言（昭59） 健康都市宣言（平元） 平和都市宣言（平2）	ソルズベリー市 （オーストラリア：平14）	コスモス	ツツジ	—
成田市		○	○	世界連邦平和都市宣言（昭33） 公明選挙都市宣言（昭39） 交通安全都市宣言（昭41） 非核平和都市宣言（平7） スポーツ健康都市宣言（平16）	サンブルーノ市（米国：平2） フォクストン （ニュージーランド：平7）  《友好都市》 咸陽市（中国：昭63） 仁川広域市中区（韓国：平10） 井邑市（韓国：平14） ネストベズ市（デンマーク：平15） 桃園市（台湾：平28）	アジサイ	ウメ	—
佐倉市		○	○	交通安全都市宣言（昭38） 省エネルギー都市宣言（昭55） 緑の都市宣言（昭58） 平和都市宣言～非核三原則を守り核兵器廃絶をめざして（平7） 人権尊重・人権擁護都市宣言（平9） 「佐倉市教育の日」宣言（平16） ゼロカーボンシティ宣言（令3）		ハナショウブ	サクラ	—
東金市		○	○	交通安全都市宣言（昭37） 青色申告の都市宣言（昭56） 非核平和都市宣言（平元）	リュエイエ・マルメゾン市 （フランス：平2）  《友好都市》 安曇野市（長野県：平27）	ソメイヨシノ	ラカンマキ	—

市町村の概要（その2）

市町村名	市町村(徽)章	市町村民憲章	名誉市町村制	都市宣言	姉妹都市	市町村の花	木	鳥
旭市			○	交通安全都市宣言（平17） 青色申告都市宣言（平17） 非核平和都市宣言（平17） 健康都市宣言（平17） 産業廃棄物最終処分場の設置と残土処分のための埋立て反対都市宣言（平17） ごみの減量化と3R推進のまち宣言（平29）	茅野市（長野県：平17） 中城村（沖縄県：平24）	ツバキ	クロマツ	—
習志野市		○	○	交通安全都市宣言（昭37） 核兵器廃絶平和都市宣言（昭57） 青色申告都市宣言（昭60） 健康なまち習志野宣言（平26）	タスカルーサ市（米国：昭61）  《姉妹湿地交流都市》 ブリズベン市（オーストラリア：平10）  《友好都市》 南房総市（千葉県：平3） 富士吉田市（山梨県：平5） 京田辺市（京都府：平25） 上野村（群馬県：平25）	アジサイ	アカシア	—
柏市		○		公明選挙推進都市宣言（昭38） 交通安全都市宣言（昭38） 平和都市宣言（昭60）	トーランス市（米国：昭48） 綾瀬市（神奈川県：昭42）  《友好都市》 承德市（中国：昭58） グアム（米国：平3） キャムデン町（オーストラリア：平9）  《ふるさと交流都市》 只見町（福島県：平6） つがる市（青森県：平6）	カタクリ シバザクラ ヒマワリ	カシワ シイ	オナガ
勝浦市		○	○	交通安全都市宣言（昭56） 非核平和都市宣言（昭62） 暴力追放都市宣言（平元） 青色申告都市宣言（平2） 産業廃棄物最終処分場建設に反対する都市宣言（平24）	《友好都市》 勝浦町（徳島県：平15） 那智勝浦町（和歌山県：平15） 西東京市（東京都：平15）	—	アジサイ	—
市原市		○	○	明るく正しい選挙都市宣言（昭40） 交通安全都市宣言（昭42） 障害者福祉都市宣言（昭58） 非核平和都市宣言（昭59） スポーツ健康都市宣言（平5） 不法投棄絶滅宣言（平12） 大地の恵みと豊かな食で健康いちほら都市宣言（平21）	モバイル市（米国：平5）	コスモス	イチョウ	ウグイス
流山市		○	○	平和都市宣言（昭62） 健康都市宣言（平19）	相馬市（福島県：昭52） 信濃町（長野県：平9） 能登町（石川県：平24） 北上市（岩手県：令2）	ツツジ	ツゲ	オオタカ

市町村の概要（その2）

市町村名	市町村(徽)章	市町村民憲章	名誉市町村制	都市宣言	姉妹都市	市町村の花	木	鳥
八千代市		○	○	緑の都市宣言（昭62） 平和都市宣言（昭62） 健康都市宣言（平11）	タイラー市（米国：平4）  《友好都市》 バンコク都（タイ：平20）	バラ	ツツジ	—
我孫子市		○	○	平和都市宣言（昭60） 男女共同参画都市宣言（平13） ゼロカーボンシティ宣言（令2）		ツツジ	ケヤキ	オオバン
鴨川市		○	○	平和都市宣言（平19）	マニトワック市（米国：平5） 身延町（山梨県：平20）  《友好都市》 荒川区（東京都：平3） 君津市（千葉県：平9） さいたま市（埼玉県：平16）	菜の花	松	—
鎌ヶ谷市		○	○	明るい家庭都市宣言（昭46） 交通安全都市宣言（昭46） 非核平和都市宣言（昭59） 緑の都市宣言（平3） 生涯スポーツ都市宣言（平3）	ワカタネ （ニュージーランド：平9）	梨の花 キキョウ	モクセイ	—
君津市		○	○	青色申告都市宣言（昭55） 平和都市宣言（平2） 健康都市宣言（平23） 環境グリーン都市宣言（令3）	《友好都市》 鴨川市（旧天津小湊町） （千葉県：平9） 白岡市（埼玉県：令2）	ミツバ ツツジ	キャラ	—
富津市		○	○	青色申告都市宣言（昭58） 平和都市宣言（平2）	カールスバッド（米国：昭63）  《友好都市》 甲州市（山梨県：平18）	ツツジ	サクラ	—

市町村の概要（その2）

市町村名	市町村章 (徽)章	市町村 民憲章	名誉市 町村民 制度	都市宣言	姉妹都市	市町村の 花	木	鳥
浦安市		○	○	非核平和都市宣言（昭60） 生涯スポーツ健康都市宣言（平22） ゼロカーボンシティ宣言（令2）	オーランド（米国：平元）	ツツジ	イチョウ	ー
四街道市		○	○	核兵器廃絶平和都市宣言（昭58） 福祉のまちづくり宣言（平6） ゼロカーボンシティ宣言（令2）	リバモア市（米国：昭52）	サクラソウ	サクラ	ー
袖ヶ浦市		○		明るい選挙のまち（昭51） 青色申告宣言都市（昭52） 平和都市宣言（平2） 環境保全都市宣言（平3）	イタジャイ市（ブラジル：昭54）	ユリ	シイ	ウグイス
八街市		○	○	非核平和都市宣言（昭59） 産業廃棄物最終処分場設置反対宣言 （昭62） ゆとり創造宣言（平2） 暴力追放都市宣言（平4） 健康安全都市宣言（平16） 青少年健全育成都市宣言（平20） 八街市飲酒運転根絶宣言（令3）	《友好都市》 濰坊市（中国：平13）	ヒマワリ	キンモクセイ	ー
印西市		○	○	交通安全都市宣言（昭45） 非核平和都市宣言（平7） 健康都市宣言（平16）		コスモス	サクラ	メジロ
白井市		○		交通安全都市宣言（昭58） 平和都市宣言（昭62） 生涯学習都市宣言（平5） 環境都市宣言（平8） 健康文化都市宣言（平12）	《友好都市》 キャンパスビ （オーストラリア：平10） 伊達市 （福島県：平29）	サツキ	シイ	ホオジロ

市町村の概要（その2）

市町村名	市町村(徽)章	市町村民憲章	名誉市町村制	都市宣言	姉妹都市	市町村の花	木	鳥
富里市		○	○	非核平和都市宣言（昭59） 交通安全都市宣言（昭60）	《友好都市》 頭份市（台湾：平29）	サルビア	ヤマザクラ	—
南房総市		○		飲酒運転撲滅宣言（平18） 非核平和都市宣言（平18） 青色申告の都市宣言（平18） 「地産地消推進のまち南房総」宣言（平22） 「南房総市高齢者等見守り宣言」（平29） ゼロカーボンシティ宣言（令3）	ワシントン州ファーランドール市（米国：平3）  《友好都市》 武蔵野市（東京都：昭62） 習志野市（千葉県：平3） 富士吉田市（山梨県：平5） 川崎市多摩区（神奈川県：平6） 飯豊町（山形県：平8） 安中市（群馬県：平15）	—	—	—
匝瑳市		○	○	平和都市宣言（平18） 青色申告都市宣言（平18） 産業廃棄物最終処分場の設置反対都市宣言（平18） 健康都市宣言（平18） 米の輸入自由化阻止都市宣言（平18） 農作業安全都市宣言（平18） 地産地消・食の安全と自給率向上都市宣言（平18） ゼロカーボンシティ宣言（令和3）		チューリップ	イヌマキ	ウグイス
香取市		○	○	非核平和都市宣言（平19） 交通安全都市宣言（平19） 安全安心都市宣言（平19） 人権尊重都市宣言（平19） 健康長寿都市宣言（平19） 産業廃棄物最終処分場設置に反対する宣言（平19）	川西市（兵庫県：平22）  《友好都市》 喜多方市（福島県：平24） 鹿島市（佐賀県：平28） つくばみらい市（茨城県：平30） サイパン市（米国：令3）	アヤメ	サクラ	ヨシキリ
山武市				非核平和都市宣言（平19） 青色申告都市宣言（平19） 税金を大切に使うまち宣言（平23） 納税推進のまち宣言（平23） ゼロカーボンシティ宣言（令2）		野菊	杉	うぐいす
いすみ市		○		非核平和都市宣言（平20）	ダルース市（米国：平2） ウォパン市（米国：平7）  《友好都市》 南魚沼市（新潟県：平元）	—	—	—

市町村の概要（その2）

市町村名	市町村(徽)章	市町村民憲章	名誉市町村制	都市宣言	姉妹都市	市町村の花	木	鳥
大網白里市		○	○	青色申告のまち宣言（昭51） 非核平和都市宣言（昭61） 敬老自治体宣言（平5） 環境都市宣言（平22）	中之条町（群馬県：昭54）	コスモス	モクセイ	—
酒々井町		○	○	交通安全都市宣言（昭41） 平和都市宣言（平元） あらゆる差別撤廃・人権尊重都市宣言（平7） 健康創造都市宣言（平15） 非核・平和都市宣言（令元）		スイセン	ウメ	メジロ
栄町		○	○	青色申告宣言の町（平2） 不法投棄・ポイ捨てストップ宣言（平14） 健康創造都市宣言（平19） 非核平和都市宣言（平22） 栄っこ宣言（平26）		リンドウ	サザンカ	—
神崎町		○		青色申告の町宣言（昭51） 交通安全の町宣言（昭63） 廃棄物最終処理場反対宣言の町（昭63） コメ輸入自由化反対都市宣言の町（平2） 振替納税の町宣言（平3） 敬老自治体宣言（平4） 非核平和の町宣言（平5）		バラ	クスノキ	メジロ
多古町		○		青色申告宣言の町（昭61） 交通安全宣言の町（昭63） 暴力追放宣言の町（昭63） 産業廃棄物処分場設置反対の町宣言（昭63） 非核平和宣言の町（平7） 敬老宣言（平11）		アジサイ	サザンカ	—
東庄町		○	○	青色申告宣言の町（昭61） 振替納税宣言の町（昭63） 産業廃棄物最終処分場設置反対宣言（昭63） 非核平和宣言の町（平7）	《地域間交流》 飯綱町（長野県：平5）	—	オオムラサキ	コジュリン

市町村の概要（その2）

市町村名	市町村(徽)章	市町村民憲章	名誉市町村制	都市宣言	姉妹都市	市町村の花	木	鳥
九十九里町		○	○	交通安全宣言（昭37） 青色申告の町宣言（昭54） 非核平和都市宣言（昭63）	上市町（富山県：昭39）	オオマツヨイグサ	クロマツ	シロチドリ
芝山町		○	○	青色申告の町宣言（昭57） 非核平和都市宣言の町（昭62） コメ市場開放反対都市宣言（平5） 産業廃棄物処理施設等設置有害残土埋立反対宣言の町（平5） 交通事故を防止する宣言（平15）	《交流都市》 奄美市（鹿児島県：平26）	—	ヤマザクラ	—
横芝光町				非核平和宣言（平19） 飲酒運転追放宣言（平19） 青色申告・振替納税推進宣言（平19） 地産地消・食育推進宣言（平19） スポーツ健康都市宣言（平19） 微量PCB廃棄物処理施設設置に反対する宣言（平24）	松田町（神奈川県：平18） 千曲市（長野県：平18）  《友好都市》 光市（山口県：平18）	サクラ	ウメ	コアジサシ
一宮町		○		明るい選挙のまち（昭39） 交通安全宣言の町（昭58） 環境美化宣言の町（平元） 平和都市宣言（平7）	笛吹市（旧一宮町） （山梨県：昭57）	ヤマユリ	クロマツ	—
睦沢町		○	○	交通安全宣言の町（昭58） 非核平和宣言の町（平7）	《相互交流》 越生町（埼玉県：平30）	サツキ	ウメ	—
長生村		○	○	交通安全宣言の村（昭52） 青少年健全育成の村宣言（昭57） 青色申告宣言の村（昭58） 平和都市宣言（平18）	《友好都市》 東秩父村（埼玉県：令元）	ハマヒルガオ	ラカンマキ	—

市町村の概要（その2）

市町村名	市町村(徽)章	市町村民憲章	名誉市町村制	都市宣言	姉妹都市	市町村の花	木	鳥
白子町		○	○	交通安全宣言の町（昭58） 平和都市宣言の町（平7）	小谷村（長野県：平7）	ヒマワリ	クロマツ	—
長柄町		○	○	交通安全宣言の町（昭58）		—	ウメ	—
長南町		○	○	青色申告宣言の町（昭48） 交通安全宣言の町（昭58） 平和都市宣言の町（平21）		サクラ （花木） 紅花 （草花）	ヒノキ	ウグイス
大多喜町		○	○	青色申告宣言の町（昭54） 非核平和都市宣言の町（平6） シートベルト着用推進のまち宣言 （平8）	クエルナバカ市（メキシコ：昭53） 《友好都市》 荒川区（東京都：平7）	サクラ （花木） 菜の花 （草花）	モミジ	ウグイス
御宿町			○	青少年健全育成宣言の町（昭41） 青色申告宣言の町（昭50） 非核平和御宿町宣言（平9） 交通安全宣言の町（平10） 安心で安全なまちづくり宣言（平18）	アカブルコ市（メキシコ：昭53） 野沢温泉村（長野県：平9） テカマチャルコ市 （メキシコ：平25）	—	キョウチク トウ	—
鋸南町				青色申告の町宣言（昭51） 町民の健康づくりと環境美化推進宣言 の町（昭58） 交通安全の町宣言（昭59） 汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はい らない町宣言（平28）	辰野町（長野県：平元）	—	ツバキ	—

参 考

類型について

1. 政令指定都市

2. 中核市

3. 都 市

(1) ローマ数字

	人 口
I	50,000人未満
II	50,000人以上 ～ 100,000人未満
III	100,000人以上 ～ 150,000人未満
IV	150,000人以上

(2) 算用数字

	産 業 構 造
0	III次55%未満
1	III次55%以上
2	III次65%未満
3	III次65%以上

4. 町 村

(1) ローマ数字

	人 口
I	5,000人未満
II	5,000人以上 ～ 10,000人未満
III	10,000人以上 ～ 15,000人未満
IV	15,000人以上 ～ 20,000人未満
V	20,000人以上

(2) 算用数字

	産 業 構 造
0	II次, III次80%未満
1	III次60%未満
2	III次60%以上

※ 類型における産業構造の比率は、分母を就業人口総数（分類不能の産業を含む。）とし、分子のII次、III次就業人口には分類不能の産業を含めずに算出している。

※ 市制施行及び合併があった団体は、合算値等により上記の類型に分類し直している。

財政力指数について

$$\text{財政力指数} = \left\{ \frac{\text{R元年度基準財政収入額}}{\text{R元年度基準財政需要額}} + \frac{\text{R2年度基準財政収入額}}{\text{R2年度基準財政需要額}} + \frac{\text{R3年度基準財政収入額}}{\text{R3年度基準財政需要額}} \right\} \times \frac{1}{3}$$

(錯誤を除く)

## 2 行政組織等の状況

### (1) 市町村長・副市町村長の氏名、任期満了日、議長の名

令和4年1月1日現在

区分 市町村名	市町村長名	任期満了日	任期	副市町村長名	任期満了日	議長名
千葉市	神谷俊一	R7.3.20	1期	鈴木達也	R4.6.30	川村博章
				川口真友美	R6.3.31	
銚子市	越川信一	R7.5.16	3期	島田重信	R7.11.30	地下誠幸
市川市	村越祐民	R4.4.21	1期	笠原智	R7.12.17	金子正
				大津政雄	R6.3.31	
船橋市	松戸徹	R7.7.18	3期	辻恭介	R5.7.31	渡辺賢次
				杉田修	R7.6.28	
館山市	金丸謙一	R4.12.9	4期	鈴木雄二	R6.3.31	石井敬之
木更津市	渡辺芳邦	R4.3.30	2期	田中幸子	R4.6.30	重城正義
松戸市	本郷谷健次	R4.7.2	3期	伊藤智清	R5.9.30	市川恵一
				石和田二郎	R7.6.30	
野田市	鈴木有	R6.7.3	2期	今村繁	R7.3.31	平井正一
茂原市	田中豊彦	R6.5.20	4期	豊田正斗	R4.3.31	中山和夫
成田市	小泉一成	R5.1.20	4期	関根賢次	R7.6.30	雨宮真吾
佐倉市	西田三十五	R5.4.26	1期	染井健夫	R5.9.30	平野裕子
東金市	鹿間陸郎	R4.4.24	1期	井上一雄	R4.9.30	石崎公一
旭市	米本弥一郎	R7.7.30	1期	飯島茂	R7.3.31	木内欽市
習志野市	宮本泰介	R5.4.26	3期	諏訪晴信	R6.3.31	清水大輔

区分 市町村名	市町村長名	任期 満了日	任期	副市町村長名	任期 満了日	議長名
柏市	太田和美	R7.11.20	1期	鬼沢徹雄	R7.3.31	田中晋
勝浦市	土屋元	R5.7.30	1期	竹下正男	R5.8.15	松崎栄二
市原市	小出譲治	R5.6.15	2期	清宮宏之	R5.7.31	岡泉
				東宣行	R6.3.31	
流山市	井崎義治	R5.5.5	5期	石原重雄	R5.6.15	森亮二
八千代市	服部友則	R7.5.25	2期	深井良司	R7.9.30	大塚裕介
我孫子市	星野順一郎	R5.1.24	4期	青木章	R4.3.31	甲斐俊光
鴨川市	長谷川孝夫	R7.3.12	2期	平川潔	R7.3.31	渡辺訓秀
鎌ヶ谷市	芝田裕美	R7.7.17	1期	北村眞一	R4.12.23	泉川洋二
君津市	石井宏子	R4.10.31	1期	中川茂治	R5.3.31	三浦章
富津市	高橋恭市	R6.10.5	2期	小泉義行	R6.12.31	渡邊務
浦安市	内田悦嗣	R7.3.25	2期	及川力	R5.6.30	宝新
				野澤邦彦	R6.3.31	
四街道市	鈴木陽介	R8.2.27	1期	(欠)		成田芳律
袖ヶ浦市	粕谷智浩	R5.11.22	1期	花澤一男	R6.3.31	佐藤麗子
八街市	北村新司	R4.12.10	3期	橋本欣也	R6.3.31	鈴木広美
印西市	板倉正直	R6.7.27	3期	杉山甚一	R7.5.16	中澤俊介

区分 市町村名	市町村長名	任期 満了日	任期	副市町村長名	任期 満了日	議長名
白井市	笠井喜久雄	R5.5.21	1期	高橋俊浩	R6.3.31	岩田典之
富里市	五十嵐博文	R5.8.24	1期	山根康夫	R6.3.31	野並慶光
南房総市	石井裕	R4.4.22	4期	嶋田守	R4.5.15	青木正孝
匝瑳市	宮内康幸	R8.2.25	1期	宇井和夫	R5.3.31	石田勝一
香取市	宇井成一	R4.4.29	4期	大堀常昭	R5.3.31	田山一夫
山武市	松下浩明	R4.4.22	1期	上大川順	R7.6.30	能勢秋吉
いすみ市	太田洋	R7.12.24	5期	上島浩一	R4.7.5	横山正樹
大網白里市	金坂昌典	R5.1.16	3期	堀江和彦	R7.6.30	北田宏彦
酒々井町	小坂泰久	R7.12.6	5期	齋藤甲一	R6.3.31	川島邦彦
栄町	岡田正市	R4.5.22	3期	古川正彦	R6.3.31	橋本浩
神崎町	椿等	R5.6.22	1期	(欠)		大原秀雄
多古町	平山富子	R8.2.5	1期	平野欽作	R7.3.31	勝又一徳
東庄町	岩田利雄	R5.1.20	7期	金島正好	R6.3.31	宮澤健
九十九里町	大矢吉明	R5.10.11	2期	鈴木浩光	R6.3.31	古川徹
芝山町	麻生孝之	R7.12.6	1期	佐久間勇	R5.3.31	小嶋秀樹

区分 市町村名	市町村長名	任期 満了日	任期	副市町村長名	任期 満了日	議長名
横芝光町	佐藤晴彦	R6.3.24	4期	山田智志	R7.3.31	川島仁
一宮町	馬淵昌也	R6.5.25	2期	川島敏文	R4.3.31	鵜沢一男
睦沢町	田中憲一	R6.7.28	1期	高橋正一	R6.8.3	田邊明佳
長生村	小高陽一	R6.7.16	3期	田中孝次	R6.9.30	小倉利一
白子町	石井和芳	R7.6.18	1期	(欠)		酒井良信
長柄町	清田勝利	R4.9.12	2期	田中武典	R4.10.31	古坂勇人
長南町	平野貞夫	R8.1.31	3期	(欠)		松野唱平
大多喜町	平林昇	R8.1.28	1期	西郡栄一	R5.3.31	麻生勇
御宿町	石田義廣	R6.12.23	4期	(欠)		土井茂夫
鋸南町	白石治和	R5.4.26	6期	内田正司	R5.5.21	鈴木辰也

※令和4年1月1日現在で編集したものであるが、それ以降の異動についてもできる限り収録した。

## (2) 市町村長氏名、任期満了年月日、就任回数、所属党派、投票率、就任年月日

市町村名	市町村長氏名	任期満了年月日	就任回数	左のうち無投票選	所属党派	直近に行われた選挙	
						執行年月日	投票率
千葉市	神谷俊一	R 7. 3. 20	1	0	無所属	R 3. 3. 21	45.03
銚子市	越川信一	R 7. 5. 16	3	0	〃	R 3. 4. 25	50.93
市川市	村越祐民	R 4. 4. 21	1	0	〃	H 30. 4. 22	33.97
船橋市	松戸徹	R 7. 7. 18	3	0	〃	R 3. 6. 20	28.88
館山市	金丸謙一	R 4. 12. 9	4	0	〃	H 30. 11. 18	47.71
木更津市	渡辺芳邦	R 4. 3. 30	2	1	〃	H 30. 3. 25	無投票
松戸市	本郷谷健次	R 4. 7. 2	3	0	〃	H 30. 6. 10	29.33
野田市	鈴木有	R 6. 7. 3	2	1	〃	R 2. 6. 28	無投票
茂原市	田中豊彦	R 6. 5. 20	4	1	〃	R 2. 4. 26	37.34
成田市	小泉一成	R 5. 1. 20	4	2	〃	H 30. 12. 23	無投票
佐倉市	西田三十五	R 5. 4. 26	1	0	〃	H 31. 4. 21	48.07
東金市	鹿間陸郎	R 4. 4. 24	1	0	〃	H 30. 4. 15	42.53
旭市	米本弥一郎	R 7. 7. 30	1	0	〃	R 3. 7. 18	49.93
習志野市	宮本泰介	R 5. 4. 26	3	0	〃	H 31. 4. 21	43.85
柏市	太田和美	R 7. 11. 20	1	0	〃	R 3. 10. 31	54.43
勝浦市	土屋元	R 5. 7. 30	1	0	〃	R 1. 7. 7	61.65
市原市	小出讓治	R 5. 6. 15	2	1	〃	R 1. 6. 2	無投票
流山市	井崎義治	R 5. 5. 5	5	0	〃	H 31. 4. 21	43.87
八千代市	服部友則	R 7. 5. 25	2	0	〃	R 3. 5. 23	33.61
我孫子市	星野順一郎	R 5. 1. 24	4	0	〃	H 31. 1. 20	40.86
鴨川市	長谷川孝夫	R 7. 3. 12	2	1	〃	R 3. 3. 7	61.60
鎌ヶ谷市	芝田裕美	R 7. 7. 17	1	0	〃	R 3. 7. 18	37.70
君津市	石井宏子	R 4. 10. 31	1	0	〃	H 30. 10. 14	50.55
富津市	高橋恭市	R 6. 10. 5	2	1	〃	R 2. 9. 27	無投票
浦安市	内田悦嗣	R 7. 3. 25	2	0	〃	R 3. 3. 21	45.74
四街道市	鈴木陽介	R 8. 2. 27	1	0	〃	R 4. 2. 20	41.69
袖ヶ浦市	粕谷智浩	R 5. 11. 22	1	0	〃	R 1. 11. 10	47.33
八街市	北村新司	R 4. 12. 10	3	2	〃	H 30. 11. 18	無投票
印西市	板倉正直	R 6. 7. 27	3	0	〃	R 2. 7. 19	37.05
白井市	笠井喜久雄	R 5. 5. 21	1	1	〃	H 31. 4. 21	無投票
富里市	五十嵐博文	R 5. 8. 24	1	1	〃	R 1. 8. 4	無投票
南房総市	石井裕	R 4. 4. 22	4	3	〃	H 30. 4. 15	無投票
匝瑳市	宮内康幸	R 8. 2. 25	1	0	〃	R 4. 2. 6	53.95
香取市	宇井成一	R 4. 4. 29	4	0	〃	H 30. 4. 22	48.90
山武市	松下浩明	R 4. 4. 22	1	0	〃	H 30. 4. 15	48.10
いすみ市	太田洋	R 7. 12. 24	5(2)	3	〃	R 3. 12. 5	54.21
大網白里市	金坂昌典	R 5. 1. 16	3	1	〃	H 30. 12. 23	無投票
酒々井町	小坂泰久	R 7. 12. 6	5	3	〃	R 3. 11. 28	無投票
栄町	岡田正市	R 4. 5. 22	3	2	〃	H 30. 4. 22	47.35
神崎町	椿等	R 5. 6. 22	1	0	〃	R 1. 6. 23	70.38
多古町	平山富子	R 8. 2. 5	1	0	〃	R 4. 2. 6	62.50
東庄町	岩田利雄	R 5. 1. 20	7	5	〃	H 30. 12. 23	無投票
九十九里町	大矢吉明	R 5. 10. 11	2	0	〃	R 1. 8. 25	60.36
芝山町	麻生孝之	R 7. 12. 6	1	0	〃	R 3. 11. 21	72.42
横芝光町	佐藤晴彦	R 6. 3. 24	4	2	〃	R 2. 3. 15	無投票
一宮町	馬淵昌也	R 6. 5. 25	2	0	〃	R 2. 5. 17	68.80
睦沢町	田中憲一	R 6. 7. 28	1	0	〃	R 2. 7. 12	72.20
長生村	小高陽一	R 6. 7. 16	3	1	〃	R 2. 6. 21	無投票
白子町	石井和芳	R 7. 6. 18	1	0	〃	R 3. 6. 6	69.34
長柄町	清田勝利	R 4. 9. 12	2	0	〃	H 30. 8. 26	64.45
長南町	平野貞夫	R 8. 1. 31	3	1	〃	R 4. 1. 16	67.65
大多喜町	平林昇	R 8. 1. 28	1	0	〃	R 4. 1. 16	58.01
御宿町	石田義廣	R 6. 12. 23	5	2	〃	R 2. 12. 13	無投票
鋸南町	白石治和	R 5. 4. 26	7	3	〃	H 31. 4. 21	無投票

市町村名	就任年月日 「無」は無投票当選の略						
	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期
千葉市	R 3 . 3 . 21						
銚子市	H 25 . 5 . 17	H 29 . 5 . 17	R 3 . 5 . 17				
市川市	H 30 . 4 . 22						
船橋市	H 25 . 7 . 19	H 29 . 7 . 19	R 3 . 7 . 19				
館山市	H 18 . 12 . 10	H 22 . 12 . 10	H 26 . 12 . 10	H 30 . 12 . 10			
木更津市	H 26 . 3 . 31	H 30 . 3 . 31 無					
松戸市	H 22 . 7 . 3	H 26 . 7 . 3	H 30 . 7 . 3				
野田市	H 28 . 7 . 4	R 2 . 7 . 4 無					
茂原市	H 20 . 5 . 21	H 24 . 5 . 21	H 28 . 5 . 21 無	R 2 . 5 . 21			
成田市	H 19 . 1 . 22	H 23 . 1 . 21	H 27 . 1 . 21 無	H 31 . 1 . 21 無			
佐倉市	H 31 . 4 . 27						
東金市	H 30 . 4 . 25						
旭市	R 3 . 7 . 31						
習志野市	H 23 . 4 . 27	H 27 . 4 . 27	H 31 . 4 . 27				
柏市	R 3 . 11 . 21						
勝浦市	R 1 . 7 . 31						
市原市	H 27 . 6 . 16	R 1 . 6 . 16 無					
流山市	H 15 . 5 . 6	H 19 . 5 . 6	H 23 . 5 . 6	H 27 . 5 . 6	H 31 . 5 . 6		
八千代市	H 29 . 5 . 26	R 3 . 5 . 26					
我孫子市	H 19 . 1 . 25	H 23 . 1 . 25	H 27 . 1 . 25	H 31 . 1 . 25			
鴨川市	H 25 . 3 . 13 無	R 3 . 3 . 13					
鎌ヶ谷市	R 3 . 7 . 18						
君津市	H 30 . 11 . 1						
富津市	H 28 . 10 . 6	R 2 . 10 . 6 無					
浦安市	H 29 . 3 . 26	R 3 . 3 . 26					
四街道市	R 4 . 2 . 28						
袖ヶ浦市	R 1 . 11 . 23						
八街市	H 22 . 12 . 11	H 26 . 12 . 11 無	H 30 . 12 . 11 無				
印西市	H 24 . 7 . 28	H 28 . 7 . 28	R 2 . 7 . 28				
白井市	R 1 . 5 . 22 無						
富里市	R 1 . 8 . 25 無						
南房総市	H 18 . 4 . 24	H 22 . 4 . 23 無	H 26 . 4 . 23 無	H 30 . 4 . 23 無			
匝瑳市	R 4 . 2 . 26						
香取市	H 18 . 5 . 1	H 22 . 4 . 30	H 26 . 4 . 30	H 30 . 4 . 30			
山武市	H 30 . 4 . 23	※(旧)山武町の町長を1期務めた。					
いすみ市	H 17 . 12 . 25	H 21 . 12 . 25 無	H 25 . 12 . 25 無	H 29 . 12 . 25 無	R 3 . 12 . 25	※(旧)岬町の町長を2期務めた。	
大網白里市	H 23 . 1 . 17	H 27 . 1 . 17	H 31 . 1 . 17 無				
酒々井町	H 17 . 12 . 7	H 21 . 12 . 7	H 25 . 12 . 7 無	H 29 . 12 . 7 無	R 3 . 12 . 7 無		
栄町	H 22 . 5 . 24 無	H 26 . 5 . 23 無	H 30 . 5 . 23				
神崎町	R 1 . 6 . 23						
多古町	R 4 . 2 . 6						
東庄町	H 7 . 1 . 21	H 11 . 1 . 21 無	H 15 . 1 . 21 無	H 19 . 1 . 21 無	H 23 . 1 . 21	H 27 . 1 . 21 無	H 31 . 1 . 21 無
九十九里町	H 27 . 10 . 12	R 1 . 10 . 12					
芝山町	R 3 . 12 . 7						
横芝光町	H 18 . 4 . 23	H 24 . 3 . 25	H 28 . 3 . 25 無	R 2 . 3 . 25 無			
一宮町	H 28 . 5 . 26	R 2 . 5 . 26					
睦沢町	R 2 . 7 . 29						
長生村	H 24 . 7 . 17	H 28 . 7 . 17	R 2 . 7 . 17 無				
白子町	R 3 . 6 . 19						
長柄町	H 26 . 9 . 13	H 30 . 9 . 13					
長南町	H 26 . 2 . 1	H 30 . 2 . 1 無	R 4 . 2 . 1				
大多喜町	R 4 . 1 . 29						
御宿町	H 20 . 12 . 24	H 24 . 12 . 24	H 28 . 12 . 24 無 R 1 . 7 . 7	R 2 . 12 . 24 無			
鋸南町	H 11 . 4 . 26	H 15 . 4 . 27 無 H 16 . 11 . 21	H 19 . 4 . 27	H 23 . 4 . 27	H 27 . 4 . 27 無	H 31 . 4 . 27 無	

注1 令和3年12月31日現在で編集したものであるが、それ以降の異動についてもできる限り収録した。

注2 「就任回数」欄の( )内の数字は、合併前の旧市町村における就任回数を外書きで示した。

注3 大網白里市は、平成25年1月1日に市制施行しており、平成24年12月31日以前の記載は大網白里町のものである。

注4 任期中に辞任した後、当該辞任に伴う選挙で再び当選した場合は、「就任年月日」を二段書きしている。

## (3)議会

## ア 議員定数、議員党派別内訳、議員任期、投票率

市町村名	定数 条例		現定数	現員数	欠員							
	定数	制定改正年月日				自由民主党	立憲民主党	公明党	日本維新の会	日本共産党	国民民主党	社会民主党
千葉市	◎ 50	R 3.12.17	50	50	0	17		8 (1)		6 (3)		
銚子市	18	H28.3.25	18	18	0			2 (1)		1 (1)		1
市川市	42	H14.11.15	42	42	0	7		8 (1)		5 (3)		1
船橋市	50	H14.10.2	50	50	0	11 (3)		9 (2)		5 (4)		
館山市	18	H22.9.22	18	18	0			2				1 (1)
木更津市	24	H24.12.19	24	24	0	5		4 (3)		1 (1)		
松戸市	44	H22.8.27	44	44	0	7 (1)		10 (2)		4 (3)		1
野田市	28	H21.12.21	28	27	1	1		4		3 (1)		1
茂原市	22	H28.6.20	22	22	0			3 (1)		1 (1)		
成田市	30	H14.12.27	30	29	1	1		3		2 (1)		1
佐倉市	28	H22.12.28	28	28	0	1		4 (2)		2 (1)		
東金市	20	R 2.6.26	20	20	0			3 (1)		1 (1)		
旭市	20	H27.12.25	20	19	1			2 (1)		1		
習志野市	30	H14.10.1	30	30	0			5 (2)	1	3 (1)		
柏市	36	H18.9.21	36	35	1	5		7 (2)	1	5 (3)		1
勝浦市	15	H30.12.13	15	15	0							
市原市	32	H26.6.18	32	32	0	10		6 (2)		2 (1)		
流山市	28	H17.12.19	28	28	0	7 (2)		4 (1)		4 (1)		1
八千代市	28	H25.12.24	28	28	0	6		5 (1)	1	4 (1)		
我孫子市	24	H21.3.24	24	24	0	4		4 (2)	2 (1)	2		1
鴨川市	18	H28.3.24	18	16	2	5		1 (1)				
鎌ヶ谷市	24	H20.6.23	24	22	2	1		5 (1)		2 (1)		
君津市	22	H29.6.30	22	21	1			3 (1)		1		
富津市	16	H27.12.16	16	16	0			1		1 (1)		
浦安市	21	H14.9.30	21	21	0	2		3 (1)	1 (1)	1 (1)		
四街道市	20	R 1.12.27	20	20	0			3 (1)		2 (2)		
袖ヶ浦市	22	H27.6.23	22	22	0			2 (2)		2 (1)		
八街市	20	H26.9.29	20	20	0			4 (2)		2 (2)		
印西市	22	H26.10.3	22	22	0	1		2 (1)		2 (1)		
白井市	21	H18.6.27	21	20	1	1 (1)		3 (2)		2 (1)		
富里市	18	H23.1.28	18	18	0			3 (1)		1 (1)		
南房総市	18	H29.6.30	18	18	0			1 (1)		1 (1)		
匝瑳市	18	H30.7.18	18	17	1			1		1 (1)		
香取市	22	H25.9.27	22	22	0			2		2		
山武市	※ 18	R 3.12.13	20	19	1			3 (1)		1		
いすみ市	18	H26.8.26	18	17	1			2 (1)		1 (1)		
大網白里市	18	H27.9.3	18	18	0			3 (2)		1		
酒々井町	16	H18.9.21	16	16	0			1 (1)		2 (1)		
栄町	14	H23.12.20	14	14	0			1 (1)		1		
神崎町	10	H18.9.28	10	10	0					1 (1)		
多古町	14	H22.6.21	14	14	0					2 (1)		
東庄町	14	H26.9.22	14	14	0			1 (1)				
九十九里町	14	H30.12.14	14	14	0			2 (2)		1 (1)		
芝山町	12	H24.9.24	12	12	0							
横芝光町	16	H26.6.25	16	16	0			1 (1)		1		
一宮町	14	H30.6.21	14	13	1							
睦沢町	※ 12	R 3.3.8	14	14	0			1				
長生村	16	H17.12.12	16	16	0			1		2		
白子町	14	H23.9.22	14	13	1			1		1 (1)		
長柄町	12	H22.12.15	12	11	1			1 (1)				
長南町	13	H30.12.7	13	13	0			1 (1)		1		
大多喜町	12	H16.10.1	12	12	0			1 (1)				
御宿町	12	H18.3.20	12	11	1							
鋸南町	12	H18.6.16	12	11	1					1 (1)		
市計	923		925	912	13	92 (7)	0 (0)	135 (43)	6 (2)	75 (41)	0 (0)	9 (1)
町村計	227		229	224	5	0 (0)	0 (0)	12 (9)	0 (0)	13 (6)	0 (0)	0 (0)
県計	1,150		1,154	1,136	18	92 (7)	0 (0)	147 (52)	6 (2)	88 (47)	0 (0)	9 (1)

注1 ◎は選挙区定数の改正(総定数は不変)

注2 ※は次回一般選挙から適用(従前と変更があるもののみ)

令和3年12月31日現在

市町村名	所属党派別				任期満了年月日	直近に行われた選挙		
	れいわ新選組	NHKと裁判して る党弁護士法 72条違反で	諸派	無所属		合計	執行年月日	投票率 (%)
千葉市			13 (6)	6 (1)	50 (11)	R 5. 4. 30	H3 1. 4. 7	38.77
銚子市				14 (2)	18 (4)	R 5. 4. 30	H3 1. 4. 2 1	53.71
市川市		1	1	19 (2)	42 (6)	R 5. 5. 1	H3 1. 4. 2 1	33.23
船橋市		1	5 (1)	19 (3)	50 (13)	R 5. 4. 30	H3 1. 4. 2 1	34.34
館山市				15 (2)	18 (3)	R 5. 4. 30	H3 1. 4. 2 1	55.91
木更津市			2 (1)	12 (2)	24 (7)	R 5. 4. 30	H3 1. 4. 2 1	43.39
松戸市		1 (1)	4 (2)	17 (2)	44 (11)	R 4. 1 1. 2 6	H3 0. 1 1. 1 8	36.19
野田市			4 (1)	14 (2)	27 (4)	R 4. 5. 30	H3 0. 5. 2 7	43.05
茂原市				18 (2)	22 (4)	R 7. 4. 30	R 3. 4. 2 5	48.53
成田市			1	21 (2)	29 (3)	R 5. 4. 2 9	H3 1. 4. 2 1	45.44
佐倉市			5 (2)	16 (5)	28 (10)	R 5. 4. 2 9	H3 1. 4. 2 1	48.07
東金市				16 (1)	20 (3)	R 7. 3. 3 1	R 3. 3. 2 1	51.82
旭市				16 (1)	19 (2)	R 7. 1 2. 3 1	R 3. 1 2. 1 9	50.22
習志野市		1	2	18 (2)	30 (5)	R 5. 4. 30	H3 1. 4. 2 1	43.85
柏市		1	3 (3)	12 (1)	35 (9)	R 5. 8. 3 1	R 1. 8. 4	34.22
勝浦市				15 (3)	15 (3)	R 5. 5. 1 0	H3 1. 4. 2 1	67.25
市原市			3 (2)	11 (1)	32 (6)	R 5. 6. 1 5	R 1. 6. 2	41.59
流山市		1	2	9 (2)	28 (6)	R 5. 5. 5	H3 1. 4. 2 1	43.87
八千代市		1	2	9 (2)	28 (4)	R 5. 1. 1 4	H3 0. 1 2. 1 6	34.89
我孫子市			1	10 (2)	24 (5)	R 5. 1 1. 3 0	R 1. 1 1. 1 7	42.91
鴨川市				10 (1)	16 (2)	R 4. 5. 3 1	H3 0. 5. 2 7	63.67
鎌ヶ谷市			3	11	22 (2)	R 5. 4. 2 9	H3 1. 4. 2 1	40.94
君津市				17 (2)	21 (3)	R 5. 9. 2 7	R 1. 9. 2 2	45.60
富津市				14 (1)	16 (2)	R 6. 4. 2 4	R 2. 4. 1 9	52.40
浦安市			2 (1)	12 (4)	21 (8)	R 5. 4. 2 9	H3 1. 4. 2 1	37.74
四街道市			3 (1)	12 (1)	20 (5)	R 6. 3. 9	R 2. 2. 2 3	39.02
袖ヶ浦市				18 (2)	22 (5)	R 6. 1 1. 2	R 2. 1 0. 1 1	46.73
八街市			1	13	20 (4)	R 5. 9. 1 5	R 1. 8. 2 5	38.05
印西市			2	15 (5)	22 (7)	R 5. 4. 2 9	H3 1. 4. 2 1	42.73
白井市				14 (4)	20 (8)	R 5. 4. 2 9	H3 1. 4. 2 1	44.74
富里市			1	13 (2)	18 (4)	R 5. 4. 2 9	H3 1. 4. 2 1	39.62
南房総市				16	18 (2)	R 4. 4. 2 2	H3 0. 4. 1 5	66.57
匝瑳市				15 (1)	17 (2)	R 4. 1 0. 3 1	H3 0. 1 0. 2 8	無投票
香取市				18 (1)	22 (1)	R 4. 1 2. 2 6	H3 0. 1 2. 1 6	52.72
山武市				15 (1)	19 (2)	R 5. 4. 3 0	H3 1. 4. 2 1	55.60
いすみ市				14	17 (2)	R 4. 1 1. 3 0	H3 0. 1 1. 1 1	59.98
大網白里市				14 (1)	18 (3)	R 5. 1 1. 3 0	R 1. 1 1. 1 0	52.88
酒々井町			1	12 (2)	16 (4)	R 5. 4. 2 9	H3 1. 4. 2 1	48.32
栄町			1	11 (2)	14 (3)	R 6. 4. 3 0	R 2. 4. 1 9	48.90
神崎町				9	10 (1)	R 5. 7. 3 1	R 1. 7. 2 1	66.40
多古町				12 (3)	14 (4)	R 5. 4. 2 9	H3 1. 4. 2 1	無投票
東庄町				13	14 (1)	R 5. 1 1. 3 0	R 1. 1 1. 1 7	56.01
九十九里町				11 (1)	14 (4)	R 5. 9. 1 4	R 1. 8. 2 5	60.39
芝山町				12 (1)	12 (1)	R 6. 2. 2 9	R 2. 2. 9	無投票
横芝光町				14 (1)	16 (2)	R 5. 4. 3 0	H3 1. 4. 2 1	56.95
一宮町				13 (1)	13 (1)	R 4. 1 1. 2	H3 0 1 0 2 1	65.83
睦沢町				13 (1)	14 (1)	R 6. 1. 1 9	R 1. 1 2. 2 2	無投票
長生村				13	16 (0)	R 4. 5. 2	H3 0. 4. 2 2	65.82
白子町				11	13 (1)	R 5. 1 2. 1 0	R 1. 1 1. 2 4	68.21
長柄町				10 (1)	11 (2)	R 5. 7. 3 1	R 1. 7. 2 8	無投票
長南町				11	13 (1)	R 5. 4. 2 9	H3 1. 4. 2 1	73.61
大多喜町				11	12 (1)	R 7. 1. 2 4	R 3. 1. 1 7	73.85
御宿町				11 (2)	11 (2)	R 5. 9. 3 0	R 1. 9. 2 2	66.72
鋸南町				10 (1)	11 (2)	R 5. 4. 2 9	H3 1. 4. 2 1	無投票
市計	0 (0)	7 (1)	60 (20)	528 (66)	912 (181)			
町村計	0 (0)	0 (0)	2 (0)	197 (16)	224 (31)			
県計	0 (0)	7 (1)	62 (20)	725 (82)	1,136 (212)			

注1 所属党派は、立候補届出に記載された党派である。  
ただし、令和2年9月14日に解散した立憲民主党、令和2年9月11日に解散した国民民主党、民進党については、「諸派」として、集計している。  
注2 かつこ内は、合計のうち女性議員数である。

イ 議会議員、年齢別、在職期間別、職業別構成状況

市町村名	年 齢 別						在 職 期 間 別					
	30歳未満	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上	4年未満	4年～7年	8年～11年	12年～15年	16年～19年	20年以上
千葉市		2	7	18	13	10	7	8	13	6	2	14
銚子市			3	2	6	7	4	4	4	2	1	3
市川市		2	11	5	12	12	8	6	10	6	6	6
船橋市	1	5	14	14	8	8	9	18	3	4	9	7
館山市			2	3	8	5	4	1	7	2	2	2
木更津市			1	8	10	5	4	2	8	4	2	4
松戸市		1	12	15	10	6	8	8	8	8	6	6
野田市			4	7	11	5	6	8	7	2	2	2
茂原市		1	2	5	9	5	7	4	4	2		5
成田市	1	1	4	4	13	6	6	4	4	2	7	6
佐倉市			6	10	7	5	12	5	5	2	3	1
東金市	1		1	6	6	6	3	4	5	1	6	1
旭市		1	2	2	8	6	4	4	2	2	7	
習志野市		2	3	9	12	4	2	6	8	6	3	5
柏市			10	8	9	8	8	5	3	5	5	9
勝浦市			3	2	7	3	2	2	3	2	1	5
市原市		1	6	12	11	2	6	9	4	8	4	1
流山市		1	7	8	8	4	4	8	9	1	3	3
八千代市		1	3	10	6	8	6	5	3	8	1	5
我孫子市		2	4	7	4	7	3	3	1	9	3	5
鴨川市		1	2	2	9	2	5	6	1	1	1	2
鎌ヶ谷市			6	6	6	4	8	4	1	2	2	5
君津市		1	6	5	5	4	4	6	5	4		2
富津市			3	4	6	3	5	5	2	1	1	2
浦安市		3	6	6	3	3	6	5	5	4	1	
四街道市			3	6	4	7	4	5	1	2	1	7
袖ヶ浦市		1	3	10	6	2	6	4	6	4	1	1
八街市			3	6	5	6	5	3	4	4		4
印西市		1	2	5	8	6	4	5	1	8	1	3
白井市			4	2	8	6	2	8	3	3	3	1
富里市		1	2		5	10	5	1	4	2	3	3
南房総市			2	3	5	8	4	2	5	7		
匝瑳市			1	1	6	9		6	2	9		
香取市		2	1	2	10	7	9	1	1	3	3	5
山武市		1	2	2	8	6	4	4	3		5	3
いすみ市			1	2	7	7	4	1	3	2	1	6
大網白里市				5	9	4	6	3	6	2		1
酒々井町			3		4	9	4	2		5	2	3
栄町			1	1	6	6	3	3	1	2		5
神崎町				2	4	4	4			3	2	1
多古町			2	3	4	5	7	1	3	1		2
東庄町			1		7	6	3	2	4	3	2	
九十九里町			1	2	5	6	3	1	5		3	2
芝山町		1		1	6	4	3	3	1	3	1	1
横芝光町			1	1	7	7	3	5	2		1	5
一宮町			1	2	5	5	4		6	1	1	1
睦沢町		2	1		3	8	4	4	2	1	2	1
長生村				1	6	9	6	2	4	1		3
白子町		1		2	3	7	2	1	3	1	1	5
長柄町				2	8	1	3	4	3	1		
長南町				2	9	2	2	5	3	1		2
大多喜町				1	5	6	3	2	5	1		1
御宿町			1	3	1	6	4	3	2			2
鋸南町			1	2	1	7	4	2	2	1	2	
市計	3	31	152	222	288	216	194	183	164	140	96	135
町村計	0	4	13	25	84	98	62	40	46	25	17	34
県計	3	35	165	247	372	314	256	223	210	165	113	169

令和3年12月31日現在

市町村名	職 業 別							平均年齢 (歳)	最年長 (歳)	最年少 (歳)	
	農林水産業	建設業	製造業	小売・卸売業	サービス業	無職	その他				
千葉市			1				3	46	59	81	30
銚子市				1	1		7	9	64	77	44
市川市					4		5	33	59	82	35
船橋市				1	3		4	42	53	78	28
館山市	3						5	10	63	75	46
木更津市	1	1	1	1			5	15	63	80	42
松戸市		1		1	1		3	38	56	81	37
野田市	2	1					1	23	60	77	40
茂原市	8	1	1	1	3		1	7	62	74	36
成田市					2		3	24	60	75	28
佐倉市	3			1			4	20	58	74	40
東金市	7		3	2	1		1	6	62	74	28
旭市	8	1	1	1				8	62	75	32
習志野市				1	4		3	22	59	86	35
柏市	2						3	30	58	76	40
勝浦市	3	2			1		2	7	63	81	44
市原市	1	1	1	3	1		3	22	57	74	33
流山市		1			1		1	25	57	83	32
八千代市	1						3	24	61	76	37
我孫子市	2						1	21	60	85	38
鴨川市	5			1			2	8	60	79	39
鎌ヶ谷市	1						4	17	58	77	42
君津市	2	1	3	1	6		4	4	57	75	32
富津市		1			4		4	7	60	81	40
浦安市					1		1	19	53	80	36
四街道市		1		1			1	17	61	77	40
袖ヶ浦市	1	2		1	4		5	9	58	75	36
八街市	3	1	2	1			8	5	62	77	41
印西市	4	1		1			5	11	62	78	36
白井市							2	18	62	76	42
富里市	1				2		9	6	66	79	35
南房総市	6				3		2	7	65	79	41
匝瑳市	5	1		1	1			9	67	77	47
香取市	6			1	1		1	13	64	80	34
山武市	2			2	1		3	11	63	79	36
いすみ市	4	1		1	5		2	4	67	79	49
大網白里市	1	3	1	1	5		3	4	64	78	53
酒々井町	4						6	6	67	83	47
栄町	4				3		6	1	67	80	44
神崎町	3						1	6	67	76	54
多古町	6						2	6	63	78	44
東庄町	3		1	3			1	6	67	78	49
九十九里町	2	1	1	1			1	8	64	76	40
芝山町	8						1	3	63	73	32
横芝光町	9						2	5	67	78	44
一宮町	3	2		3	3		2		66	76	46
睦沢町	5	2					2	5	66	84	37
長生村	3	2		1			2	8	68	77	50
白子町	8	2		2				1	64	74	36
長柄町	6	1		1	1		1	1	64	72	50
長南町	5	1					5	2	66	77	56
大多喜町	6			1				5	70	76	59
御宿町				2	1		2	6	67	84	47
鋸南町	3			1			2	5	65	74	40
市計	82	21	14	25	55	114	601	60			
町村計	78	11	2	15	8	36	74	66			
県計	160	32	16	40	63	150	675	61			

市町村名	定例会日程（令和3年）※1				インターネット配信	政務活動費の状況			交付額 (円/人、月)
	3月議会	6月議会	9月議会	12月議会	○あり	条例 ○あり	交付方法 個人 会派		
千葉市	2.10～3.3	6.4～6.23	9.6～10.5	11.26～12.15	○	○	○	○	300,000
銚子市	2.19～3.17	5.28～6.21	9.1～9.27	11.30～12.22	○	○		○	15,000
市川市	2.16～3.11	6.11～6.28	9.3～9.13	11.29～12.14	○	○	○	○	80,000
船橋市	2.15～3.24	6.28～8.4	8.30～10.5	11.16～12.21	○	○	○	○	80,000
館山市	2.25～3.23	6.10～6.29	9.1～9.29	11.30～12.21	○	○		○	100,000(年額)
木更津市	2.12～3.23	6.3～6.23	8.26～9.24	11.25～12.15	○	○		○	20,000
松戸市	2.22～3.23	6.8～6.23	8.31～9.27	11.30～12.15	○	○	○	○	50,000
野田市	3.1～3.23	6.8～6.25	8.31～9.24	11.30～12.17	○	○		○	22,500
茂原市	2.24～3.18	6.2～6.17	9.1～9.16	12.1～12.16	○	○		○	14,000
成田市	2.19～3.18	6.4～6.30	9.3～9.30	11.26～12.15	○	○		○	720,000(年額)
佐倉市	2.22～3.22	6.7～6.28	8.23～9.21	11.22～12.13	○	○	○	○	380,000(年額)
東金市	2.5～3.2	6.1～6.17	9.1～9.13	12.1～12.17	○	○		○	14,000
旭市	2.26～3.18	6.9～6.28	8.30～9.22	11.9～11.29	○	○	○		10,000
習志野市	2.22～3.25	6.2～6.29	9.1～9.29	11.25～12.22	○	○		○	30,000
柏市	2.26～3.22	6.4～6.23	9.3～9.24	11.29～12.17	○	○	○	○	80,000
勝浦市	3.1～3.18	6.7～6.17	9.6～9.21	12.6～12.16	○	○		○	120,000(年額)
市原市	2.17～3.24	6.17～7.2	9.2～10.7	12.1～12.16	○	○		○	90,000
流山市	2.18～3.22	6.17～7.7	9.2～10.5	11.25～12.15	○	○	○	○	40,000
八千代市	2.19～3.23	6.10～7.6	8.30～9.29	11.29～12.22	○	○		○	40,000
我孫子市	2.24～3.22	6.7～6.25	8.30～9.27	11.29～12.17	○	○	○		25,000
鴨川市	2.21～3.19	6.10～6.25	8.27～9.22	11.29～12.16	○	○		○	10,000
鎌ヶ谷市	2.18～3.15	6.10～6.25	9.2～9.28	11.25～12.10	○	○		○	20,000
君津市	2.17～3.23	6.1～6.18	9.2～9.29	11.26～12.17	○	○		○	20,000
富津市	2.19～3.23	6.1～6.22	8.26～9.22	11.26～12.16	○	○	○	○	30,000
浦安市	2.9～3.5	6.4～6.22	9.3～9.22	11.29～12.20	○	○	○	○	30,000
四街道市	2.22～3.19	5.31～6.23	8.30～9.28	11.22～12.16	○	○	○	○	240,000(年額)
袖ヶ浦市	2.18～3.24	6.3～6.23	9.2～9.28	11.29～12.17	○	○		○	20,000
八街市	2.15～3.18	5.31～6.22	8.31～10.1	11.30～12.21	○	○		○	25,000
印西市	2.17～3.19	6.4～6.25	8.31～9.30	11.29～12.17	○	○		○	30,000
白井市	2.15～3.17	6.7～6.29	9.1～10.7	11.24～12.17	○	○	○		30,000
富里市	2.19～3.18	5.28～6.17	8.26～9.22	11.26～12.14	○	○	○		10,000
南房総市	2.25～3.19	6.1～6.18	8.30～9.22	11.30～12.17	○	○	○	○	10,000
匝瑳市	2.26～3.16	6.4～6.21	9.3～9.22	12.3～12.20	○	○	○		12,500
香取市	2.22～3.19	6.1～6.18	8.31～9.28	11.30～12.17	○	○	○	○	10,000
山武市	2.16～3.12	6.1～6.22	9.2～9.24	11.24～12.13	○	○		○	15,000
いすみ市	2.24～3.12	6.8～6.25	8.24～9.17	11.1～11.19		○	○	○	3,500
大網白里市	2.18～3.22	6.3～6.24	9.3～9.30	11.26～12.16	○	○	○	○	4,150

市町村名	定例会日程（令和3年）※1				インターネット配信 ○あり	政務活動費の状況			交付額 (円/人、月)
	3月議会	6月議会	9月議会	12月議会		条例 ○あり	交付方法 個人 会派		
酒々井町	3.3～3.11	6.2～6.11	9.2～9.9	12.14～12.22	○				
栄町	3.2～3.12	6.1～6.11	9.14～9.24	12.7～12.17					
神崎町	3.3～3.12	6.10～6.11	9.8～9.17	12.9～12.10	○				
多古町	3.3～3.15	6.8～6.15	9.7～9.16	12.7～12.13					
東庄町	3.9～3.19	6.8～6.11	9.7～9.17	12.14～12.14					
九十九里町	3.3～3.19	6.3～6.8	9.7～9.22	12.2～12.7					
芝山町	3.8～3.19	6.7～6.11	9.9～9.24	12.14～12.17		○		○	6,000
横芝光町	3.2～3.12	6.4～6.16	9.3～9.17	12.3～12.8		○	○	○	20,000
一宮町	3.5～3.15	6.11～6.11	9.16～9.16	12.10～12.10	○	○	○	○	1,000
睦沢町	3.1～3.8	6.11～6.11	9.9～9.10	12.6～12.6	○	○	○		3,000
長生村	3.7～3.10	6.9～6.10	9.7～9.9	12.7～12.9		○	○		3,000
白子町	3.2～3.16	6.22～6.22	9.10～9.17	12.10～12.17		○	○	○	5,000
長柄町	3.2～3.19	6.10～6.11	9.16～9.16	12.7～12.8		○	○		5,000
長南町	3.2～3.12	6.9～6.11	9.7～9.15	12.7～12.13		○	○		4,000
大多喜町	3.2～3.16	6.6～6.8	9.1～9.10	12.1～12.2		○	○	○	7,000
御宿町	3.3～3.11	6.16～6.16	9.15～9.16	12.9～12.10		○	○	○	3,500
鋸南町	3.2～3.12	6.8～6.8	9.7～9.17	12.14～12.14	○				

※1・鎌ヶ谷市、長生村、大多喜町は通年議会を実施しているため、鎌ヶ谷市は定例会議の会議日程、長生村は本会議、大多喜町は該当月の議会日程となっている。

※2・インターネットで議会の様子を見ることが出来るかの有・無。(過去の映像並びに公式記録の有無は問わず)

## エ 委員会の設置状況

(令和4年1月1日現在)

市町村名	常任委員会
	[名称及び委員定数]
千葉市	総務(10) 保健消防(10) 環境経済(10) 教育未来(10) 都市建設(10)
銚子市	総務企画(6) 教育民生(6) 産業建設(6) 予算(9) 決算(9)
市川市	総務(11) 健康福祉(11) 環境文教(10) 建設経済(10)
船橋市	総務(10) 健康福祉(10) 市民環境経済(10) 建設(10) 文教(10) 広報(14) 予算決算(49)
館山市	総務(6) 文教民生(6) 建設経済(6)
木更津市	総務(8) 教育民生(8) 建設経済(8)
松戸市	総務財務(11) 健康福祉(11) 教育環境(11) 建設経済(11)
野田市	総務(7) 環境経済(7) 文教福祉(7) 建設(7)
茂原市	総務(8) 教育福祉(7) 建設経済(7)
成田市	総務(8) 教育民生(8) 経済環境(7) 建設水道(7)
佐倉市	総務(7) 文教福祉(7) 経済環境(7) 建設(7)
東金市	総務(7) 文教厚生(7) 建設経済(6)
旭市	総務(7) 文教福祉(7) 建設経済(6)
習志野市	総務(8) 都市環境(7) 協働経済(7) 文教福祉(8)
柏市	総務(9) 市民環境(9) 教育民生(9) 建設経済(9)
勝浦市	総務文教(8) 産業厚生(7) 広報広聴(7)
市原市	総務(8) 教育民生(8) 市民経済(8) 環境建設(8)
流山市	総務(7) 教育福祉(7) 市民経済(7) 都市建設(7)
八千代市	総務(7) 福祉(7) 都市(7) 文教経済(7)
我孫子市	総務企画(8) 教育福祉(8) 環境都市(8)
鴨川市	総務(6) 文教厚生(6) 建設経済(6) 予算(9) 決算(9)
鎌ヶ谷市	総務企画(8) 都市・市民生活(8) 教育福祉(8)
君津市	総務(8) 教育福祉(7) 経済環境(7)
富津市	総務産業(8) 教育福祉(8)
浦安市	総務(7) 教育民生(7) 都市経済(7)
四街道市	総務(6) 教育民生(7) 都市環境(7)
袖ヶ浦市	総務企画(7) 文教福祉(7) 建設経済(7)
八街市	総務(7) 文教福祉(7) 経済建設(6)
印西市	総務企画(7) 文教福祉(7) 建設経済(8) 予算審査(10)
白井市	総務企画(7) 教育福祉(7) 都市経済(7)
富里市	総務建設(9) 文教厚生(9)
南房総市	総務(6) 福祉(6) 産業(6)
匝瑳市	総務(6) 文教福祉(6) 産業建設(6) 予算決算(18)
香取市	総務企画(8) 福祉教育(7) 生活経済建設(7)
山武市	総務(7) 文教厚生(7) 経済建設(6)
いすみ市	総務(6) 文教厚生(6) 産業建設(6)
大網白里市	総務(6) 文教福祉(6) 産業建設(5)

特 別 委 員 会

予算委員会	決算委員会	そ の 他 [名称及び委員定数]
○ (50)	○ (50)	大都市制度・基本計画・市制100周年調査特別委員会 (11) 超高齢社会調査特別委員会 (11)
	○ (11)	東京外郭環状道路に関連する (11) 行徳臨海部に関連する (11) 中核市移行に関する (11) 資格審査 (15) 懲罰 (15) 総合計画に関する調査研究特別委員会 (49)
○ (9)	○ (9)	
○ (9)	○ (9)	基地政策 (8) 交通政策 (8) 低炭素社会調査 (8) 市庁舎整備 (24)
○ (13)	○ (42)	公共施設再編検討特別委員会 (12)
○ (9)	○ (9)	
○ (11)	○ (11)	水害対策特別委員会 (11) 茂原駅周辺活性化特別委員会 (11)
○ (12)	○ (12)	空港対策・機能強化等推進特別委員会 (12) 新市場整備・輸出拠点化等調査特別委員会 (8)
○ (12)	○ (12)	
○ (19)	○ (7)	議会運営委員会 (5) 議会報編集委員会 (7) 議会改革特別委員会 (12) 病院問題検証特別委員会 (12)
	○ (9)	議会だより編集特別委員会 (4)
○ (15) (14)	○ (15) (14)	※上段一般会計, 下段特別会計
	○ (12)	
○ (7)	○ (7)	議会運営委員会 (7) 議会改革検討委員会 (7)
○ (32)	○ (32)	
○ (7)	○ (7)	つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺 (7) 議会広報広聴 (8)
○ (11)	○ (12)	
○ (8)	○ (8)	新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 (9)
		道路問題調査 (8) 広域行政調査 (8)
○ (10)	○ (10)	
○ (11)	○ (10)	公共交通調査特別委員会 (11) 脱炭素社会調査特別委員会 (10)
○ (8)	○ (8)	議会基本条例等調査・検討特別委員会 (20) 浦安音楽ホールの運営に関する特別委員会 (20)
○ (20)	○ (20)	広報広聴 (6) 次期ごみ処理施設用地残土埋め立てに関する調査 (6)
○ (12)	○ (12)	議会広報 (7) 環境・災害対策 (9) 議会ICT推進 (9)
○ (19)	○ (18)	議会運営委員会 (9) 広聴広報特別委員会 (9) 議会改革特別委員会 (9)
	○ (10)	
	○ (10)	
○ (17)	○ (9)	空港対策 (6) とみさと議会報編集 (6) 議会ICT化検討 (6)
○ (17)	○ (16)	広報編集 (6)
		議会改革等特別委員会 (18)
○ (8)	○ (8)	成田国際空港対策 (8) 議会広報 (6) 議会改革検討 (8)
○ (18)	○ (8)	防災に関する特別委員会 (8)
	○ (9)	
○ (8)	○ (7)	

市町村名	常 任 委 員 会
	[ 名 称 及 び 委 員 定 数 ]
酒々井町 栄町	総務（5） 教育民生（6） 経済建設（5） 総務（8） 教育民生（8） 経済建設（8）
神崎町 多古町 東庄町	総務文教（5） まちづくり厚生（5） 総務厚生（7） 文教産業建設（7） 総務産業（7） 文教福祉（7） 予算決算(13)
九十九里町 芝山町 横芝光町	総務経済（7） 文教民生（7） 総務（6） まちづくり（6） 総務経済（8） 民生文教（8）
一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町	総務経済（7） 厚生文教（7） 総務経済（7） 厚生文教（7） 総務経済（8） 教育民生（8） 総務（8） 厚生文教（8） 産業建設（8） 総務事業（6） 住民教育（6） 総務経済（7） 教育民生（6）
大多喜町 御宿町	総務文教（6） 福祉経済（6） 総務（8） 教育民生（8） 産業建設（8）
鋸南町	総務（6） 産業（6）

特 別 委 員 会

予算委員会	決算委員会	そ の 他 [名称及び委員定数]
○ (13)	○ (12)	○ (6) 議会だより編集特別委員会(6)
○ (14)	○ (14)	議会広報編集 (6) 空港対策 (7) 議会広報 (7)
○ (12)	○ (12)	議会改革推進 (7) 病院運営改革 (13)
○ (14)	○ (14)	議会報編集 (6) 議会だより編集 (5) 議会改革(16) 幸福の科学大学建設に係る調査 (16) 八積駅周辺まちづくり調査研究 (16) 災害対策 (16) 議会だより編集 (7) ○ (7) 議会広報編集 (6) 議会基本条例策定 (12) 議会広報 (5)
○ (12)	○ (11)	議会広報特別委員会 (5)

## オ 地方自治法第100条に基づく調査

(令和4年1月1日現在)

市 町 村 名	調査事項	委員会名	開催回数
習 志 野 市	1. 習志野市谷津7-1555外8筆の土地の取得及び処分などの土地利用計画について 2. JR津田沼駅南口の土地利用計画について 3. その他目的達成に必要な事項について	習志野市開発公社土地利用調査特別委員会	12回
木 更 津 市	1. 建設工事をめぐる諸問題に関する事項 2. 職員の守秘義務等に関する事項	建設工事等疑惑調査特別委員会	11回
飯 岡 町 (現旭市)	ユートピアセンター建設工事疑惑究明調査に関する事項	ユートピアセンター建設工事調査特別委員会	12回
佐 倉 市	学校給食業務委託契約について	学校給食業務委託契約調査特別委員会	28回
佐 原 市 (現香取市)	残土埋立て産業廃棄物の不法投棄問題等に関する実態及び対策等の調査	残土埋立て産業廃棄物の不法投棄問題等に関する調査特別委員会	3回
佐 原 市 (現香取市)	議員の海外視察にかかわる調査	議員の海外視察にかかわる調査特別委員会	6回
大 原 町 (現いすみ市)	三門駅・浪花駅存廃に係わる調査	三門駅・浪花駅存廃に係わる調査特別委員会	7回
岬 町 (現いすみ市)	岬町カントリークラブ開発地区に隣接する東第一土地改良区の関係に係わる調査	岬町議会調査特別委員会	12回
佐 原 市 (現香取市)	大倉保育所の建設に係わり配布された文書、ビラについての真相究明	大倉保育所問題等の調査特別委員会	3回
佐 原 市 (現香取市)	市内大倉地先の不法開発行為等に関する実態及び対策等の調査・検討	佐原市大倉地先不法開発行為の調査特別委員会	4回
松 戸 市	1. 議長選における贈賄事件に関する事項 2. 市長選における買収事件に関する事項 3. 綱紀粛正と再発防止に関する事項	市政改革等調査特別委員会	7回

調査期間	調査の方法	第9項による告発の有無及びその経過	経費
S63. 3. 29 ～ S63. 11. 22	第1項 ○証言 有 証人数 2人		500千円 (議決額)
H 1. 6. 2 ～ H 2. 3. 23	第1項 ○証言 有 ○記録提出 有		114千円
H 2. 8. 22 ～ H 3. 3. 1	第1項 ○証言 有 証人数 21人(延37人) ○記録提出 有		500千円 (議決額)
H 3. 6. 19 ～ H 4. 12. 18	第110条第4項 ○意見聴取 有 参考人 延49人 第1項 ○証言 有 証人数 3人 ○記録提出 有		2,507千円 (議決額)
H 3. 6. 28 ～ H 4. 3. 31	第1項 ○証言 有 参考人数 2人 ○記録提出 有		1,000千円 (議決額)
H 3. 10. 4 ～ H 3. 12. 20	第1項 ○証言 有 証人数 2人 ○記録提出 有		1,000千円 (議決額)
H 4. 5. 22 ～ H 4. 8. 22	第1項 ○意見聴取 有 参考人 2人 ○証言 有 証人数 2人		133千円
H 4. 6. 11 ～ H 4. 9. 10	第1項 ○意見聴取 有 参考人 7人(延12人) ○証言 有 証人数 1人 ○記録提出 有		199千円
H 5. 6. 24 ～ H 7. 2. 14			500千円 (議決額)
H 5. 12. 16 ～ H 6. 8. 28			500千円 (議決額)
H 6. 2. 17 ～ H 6. 5. 2	第1項 ○記録提出 有		—

市 町 村 名	調査事項	委員会名	開催回数
佐 倉 市	都市計画道路（勝田台・長熊線）の築造に伴う志津霊園墓地移転問題	志津霊園移転問題調査特別委員会	19回
下 総 町 （現成田市）	庁舎空調工事の指名入札等調査に関する事項	庁舎空調工事の指名入札等調査特別委員会	6回
佐 倉 市	平成6年度佐倉市水道事業会計決算審査の内、地方公営企業法第33条の2に関する業務委託の調査	平成6年度水道事業会計決算審査特別委員会	4回
鋸 南 町	庁舎空調機器保守点検随意契約の調査	庁舎空調機器保守点検随意契約調査特別委員会	8回
本 埜 村 （現印西市）	土地保有税滞納金に関する調査	村税調査特別委員会	8回
東 金 市	（仮称）東金市総合体育館建築工事の入札に関し、談合情報及び談合疑惑について触れた匿名文書が送られたことに関する真相究明	（仮称）東金市総合体育館建築工事入札に係る調査特別委員会	3回
習 志 野 市	1. 谷津7丁目1555番1外14筆の土地取得の経過について 2. 藤崎5丁目482番4・9及び10の土地取得の経過について 3. 藤崎5丁目482番9及び10の土地売買変更契約並びに清算金納入の経過について	谷津7丁目及び藤崎5丁目土地問題に関する調査特別委員会	18回
本 埜 村 （現印西市）	1. 給料の差し押さえに関する事務事項 2. ㈱真里谷ゴルフ場開発に関する事務事項	ゴルフ場開発に関する事務等調査特別委員会	10回
四 街 道 市	松並木シンボルロード事業に関する市の対応の調査	松並木シンボルロード事業に関する市の対応を調査する特別委員会	6回
下 総 町 （現成田市）	千葉県低コスト稲作モデル集団育成事業に係る野馬込営農組合補助事業に関する事項	平成3年度千葉県低コスト稲作モデル集団育成事業による野馬込営農組合補助事業調査特別委員会	10回

調査期間	調査の方法	第9項による告発の有無及びその経過	経費
H 6. 7. 15 ～ H 6. 12. 27	第1項 ○意見聴取 有 参考人 15人 ○証言 有 証人数 17人 ○記録提出 有		1,882千円
H 7. 6. 13 ～ H 7. 7. 20	第1項 ○意見聴取 有 参考人 8人 ○証言 有 証人数 2人 ○記録提出 有		100千円 (議決額)
H 7. 9. 28 ～ H 7. 12. 22	第1項 ○証言 有 証人数 1人		100千円 (議決額)
H 8. 12. 16 ～ H 9. 4. 14	第1項 ○証言 有 証人数 13人		193千円
H10. 5. 12 ～ H10. 10. 1	第1項 ○証言 有 証人数 8人(延11人) ○記録提出 有		68千円
H10. 7. 21 ～ H10. 7. 31	第1項 ○意見聴取 有 参考人 3人		50千円
H11. 7. 2 ～ H12. 9. 4	第1項 ○証言 有 証人数 8人(延9人) ○記録提出 有 第110条第4項 ○意見聴取 有 参考人 5人(延7人)		1,835千円
H12. 3. 14 ～ H12. 9. 19	第1項 ○証言 有 証人数 6人 ○記録提出 有	1. 平成12年6月15日五十嵐村長を記録不提出の罪で告訴 2. 平成12年6月15日五十嵐村長を出頭拒否の罪で告発 3. 平成12年6月15日五十嵐村長を偽証の罪で告発 4. 平成12年6月15日、7月7日五十嵐村長を証言拒否の罪で告発 5. 平成12年7月18日証言拒否の罪で告発 6. 平成12年8月1日証言拒否の罪で告発 7. 平成13年6月6日五十嵐村長に対する告発の取下げに関する決議(可決) 8. 平成13年6月11日印西警察署に告発取消書提出	3千円
H12. 9. 19 ～ H12. 12. 15	第1項 ○意見聴取 有 参考人 6人		168千円
H13. 9. 20 ～ H13. 12. 14	第1項 ○意見聴取 有 参考人 7人 ○証言 有 証人数 3人(延4人) ○記録提出 有		34千円

市 町 村 名	調査事項	委員会名	開催回数
関 宿 町 (現野田市)	関宿町職員と指名業者の入札工事発注の疑惑 関宿町職員懲戒審査会に関する事項	関宿町職員の綱紀粛正調査 特別委員会	10回
浦 安 市	企業からの資金提供に関する問題	企業からの資金提供問題調 査特別委員会	7回
松 戸 市	一般質問に対する市長答弁の経緯を究明	議会内発言調査特別委員会	6回
四 街 道 市	議員の後援会組織に市長、市職員が出席したこと、合併の協議結果を伝える市民説明会の条件にこの会が合致していないこと	合併問題調査特別委員会	5回
本 埜 村 (現印西市)	契約入札事務及び村税の賦課徴収について	契約入札事務等調査特別委 員会	8回
船 橋 市	議員が代表契約当事者となること、受託団体と実際に清掃業務を行っていた団体との関係、清掃委託料の流れなどの解明	緑台中央公園・緑台西公園 の清掃業務委託に関する調 査特別委員会	10回
下 総 町 (現成田市)	下総町シルバー人材センター事業及び所長人事の調査	下総町シルバー人材セン ター事業及び所長人事の調 査特別委員会	6回
浦 安 市	企業からの資金提供に関する問題	企業からの資金提供問題調 査特別委員会	14回
銚 子 市	1. 「知る会便り」発行に関する事項 2. 「知る会便り」印刷に係る経過及び職員の 関与等に関する事項 3. その他調査に必要な事項	「知る会便り」印刷事務調 査特別委員会	9回
本 埜 村 (現印西市)	都市マスタープラン・緑の基本計画の不正支出に 関する事項	都市マスタープラン・緑の 基本計画の不正支出に関す る事務事項調査特別委員会	7回
長 生 村	村長の公務のあり方について疑義を質し、またそ のようなことに至る原因の究明について	村長の出張等に関する調査 特別委員会	7回
船 橋 市	船橋市政務調査費の交付に関する条例及び同規程 に基づく事務に関する調査	議会運営委員会	16回

調査期間	調査の方法	第9項による告発の有無及びその経過	経費
H14. 3. 5 ～ H14. 9. 19	第1項 ○証言 有 証人数 6人		4千円
H14. 12. 19 ～ H15. 3. 19	第1項 ○証言 有 証人数 6人	平成15年4月3日 告発 1人 (出頭拒否)	790千円
H14. 12. 24 ～ H15. 3. 3	第1項 ○証言 有 証人数 3人 記録提出 有	平成15年3月10日 告発 1人 (虚偽の陳述)	—
H16. 1. 30 ～ H16. 3. 9	第1項 ○意見聴取 有 参考人 2人		300千円 (議決額)
H16. 3. 22 ～ H16. 6. 7	第1項 ○証言 有 証人数 5人 記録提出 有	平成17年2月8日 告発 1人 (証言拒否・出頭拒否)	—
H16. 6. 22 ～ H16. 12. 6	第1項 ○証言 有 証人数 1人		11千円
H16. 12. 10 ～ H17. 3. 16	第1項 ○意見聴取 有 参考人 6人 ○証言 有 証人数 1人 ○記録提出 有		46千円
H16. 12. 16 ～ H18. 3. 17	第1項 ○証言 有 証人数 1人 記録提出 有		1,000千円 (議決額)
H18. 3. 24 ～ H18. 12. 18	第1項 ○記録提出 有		1,800千円 (議決額)
H18. 11. 7 ～ H19. 3. 15	第1項 ○証言 有 証人数 7人	平成19年3月15日 告発 3人 (出頭拒否)	442千円
H24. 2. 14 ～ H24. 6. 4	第1項 証言 有 証人数 2人		34千円
H24. 12. 25 ～ H25. 6. 14	第1項 ○記録の提出 有 件数 1件		300千円 (議決額)

市 町 村 名	調査事項	委員会名	開催回数
印 西 市	印西市議会政務活動費の交付に関する条例及び規則等に基づく事務に関する調査	政務活動費等調査特別委員会	17回
市 川 市	平成23～25年度における特定の会派が実施したとされる会報の郵送及びアンケート調査に関すること（政務活動費等が適正に支出されているかを中心に）	政務活動費等により切手を大量に購入した会派の調査に関する特別委員会	開催せず
市 川 市	平成23～25年度における特定の会派が支出した政務活動費（調査費）の不正支出について	政務活動費（調査費）の不正支出に関する調査特別委員会	開催せず
市 川 市	<ol style="list-style-type: none"> <li>平成23年度に会派「社民・市民ネット」に在籍していた議員及び前議員の2名が実施したとされるアンケート調査に関すること（切手は本当に使用されたのか、アンケートは本当に実施されたのかを中心に）</li> <li>平成24年度に会派「ボランティア・新生会・市民の風」に在籍していた議員及び前議員2名が実施したとされるアンケート調査に関すること（切手は本当に使用されたのか、アンケートは本当に実施されたのかを中心に）</li> <li>平成25年度に会派「ボランティア・新生会・市民の風」に在籍していた議員及び前議員2名が実施したとされるアンケート調査に関すること（切手は本当に使用されたのか、アンケートは本当に実施されたのかを中心に）</li> </ol>	政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会	19回
銚 子 市	銚子市立病院に係るマークタワー銚子銀座（医師宿舎）の念書に関する事項について	銚子市立病院に係るマークタワー銚子銀座（医師宿舎）の念書に関する調査特別委員会	19回
八 千 代 市	庁議記録の開示請求に係る対応について	秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会	22回
御 宿 町	2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業の執行等について	2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会	9回

調査期間	調査の方法	第9項による告発の有無及びその経過	経費
H26. 9. 3 ～ H27. 2. 12	第1項 ○証言 有 (1人) 証人数 5人 ○記録の提出 有 (1件)	有 (2件、第3項の罪による) 平成27年3月5日、地元警察署長宛て告発状提出。	
H26. 12. 24 ～ H27. 5. 1 ※議員任期満了により消滅			1,000千円 (議決額)
H26. 12. 24 ～ H27. 5. 1 ※議員任期満了により消滅			1,000千円 (議決額)
H27. 6. 17 ～ H28. 9. 26	・平成27年 第1項 ○証言 有 証人数3人  第1項 ○記録提出 有 提出者数 4人  第109条第5項において準用する第115条の2第2項 ○参考人意見聴取 有 参考人数 2人  ・平成28年 検証及び最終報告書の作成	無	平成27年度: 2,000千円 (議決額)  平成28年度: 1,000千円 (議決額)
H27. 6. 30 ～ H29. 3. 17	第1項 ○証言 有 証人数 14人	有 1. (3件、第3項の罪による) 平成28年6月7日、千葉地方検察庁検事正宛て告発状提出。  2. 平成29年6月28日付け、千葉地方検察庁から処分通知書 (3件とも不起訴) 受理  3. 平成29年8月21日付け、千葉地方検察庁から不起訴処分理由告知書受理	平成27年度: 2,500千円 (議決額)  平成28年度: 1,200千円 (議決額)  平成29年度: 2,434千円
H27. 10. 7 ～ H29. 1. 23	第1項 ○証言 有 証人数 10人	有 1. 平成29年1月30日、千葉地方検察庁に告発状を提出  2. 平成29年2月9日、告発状が同検察庁において受理  3. 平成29年7月11日、不起訴処分通知書受理	平成27年度: 1,000千円 (議決額)  平成28年度: 2,000千円 (議決額)
H30. 6. 13 ～ H31. 2. 21	第1項 実施内容に関する証言有 証人数 3人 書類提出 参考人招致 参考人に対する意見	無	

市 町 村 名	調査事項	委員会名	開催回数
匝 瑳 市	9月26日匝瑳市議会での栗田剛一議員の発言に関する事実内容の確認	匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会	16回
四 街 道 市	市民からの四街道市議会議員に対する告発内容について	市民からの四街道市議会議員に対する告発内容に関する調査特別委員会	9回
四 街 道 市	次期ごみ処理施設用地への汚染及び過剰な残土埋め立てに関する全容の解明	次期ごみ処理施設用地残土埋め立てに関する調査特別委員会	11回
市 原 市	地方自治法第127号第1項に基づく普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権に関すること	資格審査特別委員会	5回
市 川 市	つかこしたかのり議員に係る被選挙権の有無に関すること	資格審査特別委員会	10回

調査期間	調査の方法	第9項による告発の有無及びその経過	経費
R元. 11. 20 ～ R3. 3. 16	第1項 ○証言 有 証人数 10人 ○記録提出 有	有 (2件、第7項による) 1. 令和2年6月26日、千葉地方検察庁に告発状を提出。  2. 令和2年8月5日、千葉地方検察庁に告発状を提出。  令和3年7月16日、千葉地方検察庁から処分通知書を受領。	令和元年度 200千円 (議決額)  令和2年度 300千円 (議決額)
R2. 3. 30 ～ R2. 12. 11	第1項 ○証言 有 証人数 2人 (延3人)	無	令和元年度: 300千円 (議決額)  令和2年度: 600千円 (議決額)
R2. 3. 30 ～	第1項 ○証言 有 証人数 6人 ○記録提出 有	有 (1件、第3項による) 1. 令和3年3月24日、千葉地方検察庁に告発書を提出。  2. 被告発人が出頭請求に応じたため、令和3年6月24日、千葉地方検察庁に告発取消書を提出。	令和元年度: 300千円 (議決額)  令和2年度: 600千円 (議決額)  令和3年度: 750千円 (議決額)
R2. 7. 1 ～ R2. 7. 31	第1項 証言 有 証人数 1人	有 提出中未受理	500千円 (議決額)
R3. 3. 11 ～	第1項 関係人証言 有 証人数 1人 100条の2 調査の委任		3,100千円 (議決額)

カ 地方自治法第178条に基づく長の不信任議決

市町村	不信任案 議決年月日	不信任案の 主な理由	議決の結果			議決後の状況	再度の 不信任案 議決の有無	備考
			賛成	反対	白票等			
本 埜 村 (現印西市)	平成21年 10月9日	村長の市村合併に対す る消極的姿勢のため	6	2	0	議会解散 (平成21年10月 19日)	無	再度の不信任 議決前に、長 の解職投票の 結果、失職 (平成21年12 月27日)
白 井 市	平成22年 3月30日	議会の「北総線の運賃 値下げに関わる合意書 への同意を見合わせる ことを求める決議」を 顧みず、合意文書に署 名押印した。	少数				-	
白 井 市	平成22年 11月1日	議会の「北総線の運賃 値下げに関し、支出を 認めない予算決議」を 顧みず、議会最終日に 補正予算を再提案し、 審議未了となったこと を理由として専決処分 を行ったため。	少数				-	
白 井 市	平成23年 3月28日	議会の同意に堪えられ ない議会対応や言動を 行っているため	16	4		法定期間内に議 会解散がなかつ たため、地方自 治法第178条2項 の規定に基づき 市長の失職	-	
八 千 代 市	平成25年 2月28日	参議院選挙に出馬する 意向を表明したと報道 されたため	7	25			-	
旭 市	平成30年 9月4日	市長の親族の不祥事	4	15	1		-	
四 街 道 市	令和元年 12月17日	次期ごみ処理施設用地 における残土埋め立て 事業に関する問題	4	16			-	
市 川 市	令和3年 6月11日	市長室に設置されたガ ラス張りシャワール ームをはじめとする様 々な事案を受け、新しい 市長の下、コロナ禍を 乗り越えることが最善 と判断したため	13	25	4		-	
市 川 市	令和3年 9月3日	市長室に設置されたガ ラス張りシャワール ームをはじめとする様 々な事案を受け、新しい 市長の下、コロナ禍を 乗り越えることが最善 と判断したため	13	27	2		-	
市 川 市	令和3年 12月14日	パワハラ問題、市長室 に設置したシャワー室 問題、私設秘書逮捕問 題を踏まえ、市政を混 乱させ議会軽視を重ね る市長がその職に留ま り続けると、市政運営 にさらに多大な悪影響 を及ぼし市民に膨大な 損害を与え、本市の将 来を危うくさせると考 えるため	15	27	0		-	

※地方自治月報第55号（平成19年4月1日～平成21年3月31日）以降掲載分のみ掲載している。

## (4) 市町村における行政組織の状況

令和4年1月1日現在

市町村名	部・局・室	課	係	内 容
千 葉 市	37 (10局 26部 1室)	105		総務局市長公室〈2〉, 同局危機管理部〈2〉, 同局総務部〈5〉, 同局情報経営部〈2〉, 総合政策局総合政策部〈3〉, 同局未来都市戦略部〈3〉, 同局オリンピック・パラリンピック推進部〈1〉, 財政局財政部〈2〉, 同局資産経営部〈4〉, 同局税務部〈3〉, 市民局市民自治推進部〈5〉, 同局生活文化スポーツ部〈3〉, 保健福祉局〈2〉, 同局健康福祉部〈4〉, 同局医療衛生部〈3〉, 同局高齢障害部〈6〉, こども未来局こども未来部〈5〉, 環境局環境保全部〈3〉, 同局資源循環部〈5〉, 経済農政局経済部〈6〉, 同局農政部〈2〉, 都市局〈2〉, 同局都市部〈4〉, 同局建築部〈8〉, 同局公園緑地部〈3〉, 建設局〈1〉, 同局土木部〈4〉, 同局道路部〈4〉, 同局下水道管理部〈3〉, 同局下水道建設部〈5〉
銚 子 市		14	58	秘書広報課(2), 企画財政課(9), 総務課(6), 市民課(6), 税務課(3), 社会福祉課(7), 子育て支援課(2), 高齢者福祉課(3), 健康づくり課(6), 観光商工課(3), 水産課(2), 農産課(2), 都市整備課(4), 生活環境課(3)
市 川 市	17 (15部 2室)	74		危機管理室〈2〉, 広報室〈2〉, 総務部〈6〉, 企画部〈5〉, 財政部〈7〉, 情報政策部〈4〉, 文化スポーツ部〈3〉, 市民部〈6〉, 経済部〈3〉, 観光部〈2〉, 福祉部〈7〉, こども政策部〈6〉, 保健部〈3〉, 環境部〈5〉, 街づくり部〈5〉, 道路交通部〈4〉, 水と緑の部〈4〉
船 橋 市	17 (2局 13部 1保健所 1室)	62	206	市長公室〈5〉(9), 企画財政部〈5〉(13), 総務部〈4〉(15), 税務部〈4〉(15), 市民生活部〈4〉(10), 健康福祉局健康・高齢部〈5〉(20), 同局保健所〈4〉(17), 同局福祉サービス部〈4〉(26), 同局子育て支援部〈7〉(21), 環境部〈5〉(12), 経済部〈2〉(6), 建設局都市計画部〈3〉(7), 同局都市整備部〈2〉(7), 同局道路部〈4〉(11), 同局建築部〈4〉(17)
館 山 市	6	23	63	総合政策部〈3〉(7), 危機管理部〈2〉(5), 総務部〈4〉(13), 健康福祉部〈4〉(12), 経済観光部〈4〉(11), 建設環境部〈6〉(15)
木 更 津 市	10 (1室 9部)	41	100	市長公室〈3〉(4)総務部〈6〉(14), 企画部〈3〉(9), 財務部〈4〉(9), 市民部〈3〉(10), 健康こども部〈4〉(10), 福祉部〈5〉(11), 環境部〈3〉(8), 経済部〈4〉(11), 都市整備部〈6〉(14)
松 戸 市	11	82	70	総務部〈7〉(1), 総合政策部〈7〉(3), 財務部〈9〉, 市民部〈11〉(1), 経済振興部〈5〉(3), 環境部〈7〉(15), 健康福祉部〈4〉(5), 福祉長寿部〈9〉(11), 子ども部〈6〉(25), 街づくり部〈10〉(6), 建設部〈7〉
野 田 市	11 (1局 9部 1室)	40	83	市政推進室, 企画財政部〈5〉(13), 総務部〈5〉(12), 市民生活部〈4〉(11), 自然経済推進部〈5〉(8), 環境部〈3〉(6), 建設局土木部〈4〉(9), 同局都市部〈5〉(4), 保健福祉部〈5〉(13), 児童家庭部〈4〉(7)
茂 原 市	6	27	71	総務部〈5〉(9), 企画財政部〈5〉(12), 市民部〈4〉(14), 福祉部〈4〉(12), 経済環境部〈3〉(7), 都市建設部〈6〉(17)
成 田 市	12	44	102	企画政策部〈5〉(8), 総務部〈5〉(11), 財政部〈4〉(10), 空港部〈2〉(3), シティプロモーション部〈3〉(7), 市民生活部〈4〉(12), 環境部〈4〉(8), 福祉部〈4〉(12), 健康こども部〈3〉(9), 経済部〈3〉(7), 土木部〈4〉(9), 都市部〈3〉(6)
佐 倉 市	13	41		企画政策部〈4〉, 総務部〈3〉, 財政部〈5〉, 市民部〈3〉, 福祉部〈4〉, こども支援部〈3〉, 健康推進部〈3〉, 産業振興部〈2〉, 環境部〈2〉, 土木部〈4〉, 都市部〈5〉, 危機管理部〈1〉, 資産経営部〈2〉
東 金 市	5	23	60	企画政策部〈5〉(9), 総務部〈5〉(11), 市民福祉部〈7〉(21), 経済環境部〈3〉(8), 都市建設部〈3〉(11)
旭 市		17	46	秘書広報課(2), 行政改革推進課(2), 総務課(4), 企画政策課(4), 財政課(2), 税務課(3), 市民生活課(3), 環境課(3), 保険年金課(2), 健康づくり課(3), 社会福祉課(3), 子育て支援課(2), 高齢者福祉課(2), 商工観光課(2), 農水産課(3), 建設課(3), 都市整備課(3)

注●市町村長事務部局のみを対象とし(会計管理者に係るものを除く。), 地方自治法第180条の5に規定する委員会, 消防本部, 議会事務局及び支所, 出張所, 各種施設, 企業会計に係るものは含まない。

●部(局, 室), 課, 係の名称を用いなくとも, これらと同様の機能をもつ組織がある場合には各々部(局, 室), 課, 係としている。

●〈 〉は課の数を, ( )は係の数を示す。

市町村名	部・局・室	課	係	内 容
習志野市	6	43	101	政策経営部〈6〉(12), 総務部〈5〉(12), 協働経済部〈11〉(25), 健康福祉部〈7〉(21), 都市環境部〈10〉(22), こども部〈4〉(9)
柏市	12 〔11部〕 〔1保健所〕	78 〔69課〕 〔9室〕	172	総務部〈7〉(18), 企画部〈3〉(4), 財政部〈6〉(14), 地域づくり推進部〈5〉(8), 市民生活部〈5〉(15), 保健福祉部〈8〉(22), 保健所〈7〉(15), こども部〈6〉(15), 環境部〈7〉(13), 経済産業部〈3〉(6), 都市部〈11〉(22), 土木部〈10〉(20)
勝浦市		12	30	総務課(4), 企画課(2), 財政課(3), 消防防災課(1), 税務課(3), 市民課(4), 高齢者支援課(2), 福祉課(3), 生活環境課(1), 都市建設課(3), 農林水産課(2), 観光商工課(2)
市原市	12	47	137	企画部〈3〉(6), 総務部〈5〉(14), 財政部〈6〉(16), 都市戦略部〈3〉(5), 市民生活部〈2〉(9), 保健福祉部〈8〉(29), 子ども未来部〈3〉(9), 環境部〈3〉(9), 経済部〈2〉(5), スポーツ国際交流部〈2〉(4), 土木部〈5〉(17), 都市部〈5〉(14)
流山市	10	〔37〕 〔34課〕 〔1室〕 〔2センター〕	〔94〕 〔81係〕 〔12室〕 〔1班〕	総合政策部〈5〉(9), 総務部〈3〉(10), 財政部〈4〉(8), 市民生活部〈4〉(10), 健康福祉部〈6〉(18), 子ども家庭部〈2〉(6), 経済振興部〈3〉(6), 環境部〈2〉(5), まちづくり推進部〈5〉(13), 土木部〈3〉(9)
八千代市	7	39	94 〔84班〕 〔9課内室〕 〔1担当〕	企画部〈5〉(9), 総務部〈7〉(15), 財務部〈6〉(12), 健康福祉部〈6〉(21), 子ども部〈4〉(9), 経済環境部〈4〉(10), 都市整備部〈7〉(18)
我孫子市	8	33	101	総務部〈6〉(17), 企画財政部〈4〉(10), 市民生活部〈3〉(11), 健康福祉部〈5〉(20), 子ども部〈3〉(9), 環境経済部〈5〉(13), 建設部〈3〉(11), 都市部〈4〉(10)
鴨川市	4	16	46	経営企画部〈4〉(10), 総務部〈5〉(12), 健康福祉部〈3〉(10), 建設経済部〈4〉(14)
鎌ヶ谷市	4	26	67 〔15室〕 〔52係〕	総務企画部〈6〉(15), 市民生活部〈8〉(19), 健康福祉部〈6〉(16), 都市建設部〈6〉(17)
君津市	7	34	80 〔71係〕 〔9室〕	総務部〈6〉(10), 企画政策部〈3〉(6), 財政部〈3〉(9), 市民環境部〈5〉(14), 保健福祉部〈7〉(21), 経済部〈3〉(7), 建設部〈7〉(13)
富津市	4	24 〔21課〕 〔3室〕	43	総務部〈7〉(11), 市民部〈6〉(9), 健康福祉部〈6〉(13), 建設経済部〈5〉(10)
浦安市	9	46	97 〔3室〕 〔94係〕	総務部〈6〉(11), 企画部〈4〉(6), 財務部〈7〉(13), 市民経済部〈5〉(11), 福祉部〈6〉(15), 健康こども部〈6〉(15), 環境部〈3〉(6), 都市政策部〈4〉(10), 都市整備部〈5〉(10)
四街道市	7	28	74	危機管理監〈1〉(1), 経営企画部〈6〉(14), 総務部〈6〉(15), 福祉サービス部〈3〉(11), 健康こども部〈4〉(14), 環境経済部〈4〉(9), 都市部〈4〉(10)
袖ヶ浦市	7	31 〔29課〕 〔2センター〕	66 〔61班〕 〔5室〕	企画政策部〈4〉(4), 総務部〈4〉(7), 財政部〈4〉(10), 市民子育て部〈7〉(13), 福祉部〈4〉(10), 環境経済部〈4〉(9), 都市建設部〈4〉(13)
八街市	4	24	56	総務部〈8〉(17), 市民部〈8〉(19), 経済環境部〈4〉(8), 建設部〈4〉(12)
印西市	7	31	83 〔76係〕 〔7室〕	総務部〈5〉(11), 企画財政部〈5〉(10), 市民部〈5〉(17), 環境経済部〈4〉(10), 福祉部〈3〉(8), 健康子ども部〈4〉(13) 都市建設部〈5〉(14)

市町村名	部・局・室	課	係	内 容
白 井 市	6	23	50 〔24係 20班 6センター〕	総務部〈4〉(7), 企画財政部〈4〉(6), 市民環境経済部〈4〉(11), 福祉部〈3〉(8), 健康子ども部〈4〉(8), 都市建設部〈4〉(10)
富 里 市	5	21	42 〔40班 2室〕	総務部〈5〉(9), 企画財政部〈4〉(7), 健康福祉部〈6〉(13), 経済環境部〈3〉(7), 都市建設部〈3〉(6)
南房総市	6	18 〔15課 3室〕	40	総務部〈4〉(10), 保健福祉部〈3〉(7), 市民生活部〈4〉(8), 農林水産部〈2〉(5), 商工観光部〈2〉(4), 建設環境部〈3〉(6)
匝 瑳 市		13	33	秘書課(2), 企画課(3), 総務課(3), 財政課(2), 税務課(3), 市民課(3), 環境生活課(2), 健康管理課(1), 産業振興課(3), 都市整備課(2), 建設課(3), 福祉課(3), 高齢者支援課(3)
香 取 市	5	18	53	総務部〈3〉(9), 経営企画部〈4〉(10), 生活経済部〈4〉(11), 福祉健康部〈4〉(11), 建設水道部〈3〉(12)
山 武 市	6	22 〔20課 2室〕	47 〔46係 1センター〕	総合政策部〈4〉(5), 総務部〈4〉(10), 市民部〈4〉(8), 保健福祉部〈5〉(11), 産業振興部〈2〉(5), 建設環境部〈3〉(8)
い す み 市		16 〔13課 2局 1室〕	35 〔33班 2室〕	総務課(3), 財政課(3), 税務課(2), 危機管理課(2), 企画政策課(2), 福祉課(2), 子育て支援課(2), 健康高齢者支援課(4), 市民課(2), 環境水道課(3), 農林課(2), 水産商工観光課(3), 建設課(3), 企業誘致・魅力づくり室, 夷隅地域市民局(1), 岬地域市民局(1)
大網白里市		16	40	秘書広報課(1), 総務課(3), 財政課(2), 企画政策課(1), 安全対策課(2), 税務課(4), 市民課(4), 地域づくり課(2), 社会福祉課(3), 子育て支援課(2), 高齢者支援課(3), 健康増進課(1), 農業振興課(3), 商工観光課(1), 建設課(3), 都市整備課(5)
市 計	281	1,289	2,540	
酒々井町		8	31 〔23班 8室〕	総務課(5), 企画財政課(5), 税務住民課(5), 住民協働課(2), 健康福祉課(7), 経済環境課(3), まちづくり課(2), 上下水道課(2)
栄 町		12	32 〔24班 8室〕	総務課(3), 企画政策課(3), 財政課(2), 税務課(3), 住民課(2), 環境協働課(2), 健康介護課(5), 福祉・子ども課(4), 建設課(3), まちづくり課(2), 下水道課(1), 産業課(2)
神 崎 町		4	19	総務課(3), まちづくり課(6), 町民課(5), 保健福祉課(5)
多 古 町		13	30	総務課(3), 財政課(2), 税務課(3), 住民課(2), 企画空港政策課(2), 地方創生課(2), 保健福祉課(4), 子育て支援課(1), 生活環境課(1), 産業経済課(3), 都市整備課(2), 都市計画課(2), 多古こども園(3)
東 庄 町		4	20	総務課(4), まちづくり課(5), 町民課(5), 健康福祉課(6)
九十九里町		8	21	総務課(4), 企画財政課(3), 税務課(2), 住民課(2), 健康福祉課(2), 社会福祉課(2), 産業振興課(2), まちづくり課(4)
芝 山 町		6	24 〔22係 2室〕	総務課(5), 町民税務課(4), 福祉保健課(5), まちづくり課(4), 産業振興課(2), 企画空港政策課(4)
横 芝 光 町		10	25 〔24班 1室〕	総務課(2), 企画空港課(3), 財政課(2), 環境防災課(2), 税務課(3), 住民課(2), 産業課(3), 都市建設課(2), 福祉課(3), 健康こども課(3)
一 宮 町		10	21	総務課(3), 秘書広報課(1), 企画課(1), オリンピック推進課(2), 税務課(2), 住民課(2), 福祉健康課(3), 子育て支援課(2), 都市環境課(3), 産業観光課(2)
睦 沢 町		6	15	総務課(2), 企画財政課(2), 税務住民課(2), 福祉課(4), 健康保険課(2), 産業建設課(3)

市町村名	部・局・室	課	係	内 容
長 生 村		9	26 〔25係 1センター〕	総務課(4), 企画財政課(3), 税務課(2), 住民課(2), 福祉課(4), 健康推進課(1), 産業課(3), まちづくり課(4), 下水環境課(3)
白 子 町		8	22	総務課(5), 税務課(2), 住民課(3), 健康福祉課(3), 産業課(3), 商工観光課(1), 建設課(3), 環境課(2)
長 柄 町		6	19	総務課(2), 企画財政課(3), 税務住民課(4), 健康福祉課(5), 建設環境課(3), 産業振興課(2)
長 南 町		9	20	総務課(2), 企画政策課(2), 財政課(2), 税務住民課(2), 福祉課(2), 健康保険課(2), 産業振興課(3), 農地保全課(2), 建設環境課(3)
大 多 喜 町		9	24	総務課(3), 企画課(2), 財政課(1), 税務住民課(4), 健康福祉課(3), 建設課(3), 農林課(3), 商工観光課(3), 環境水道課(2)
御 宿 町		6	21	総務課(3), 企画財政課(3), 税務住民課(3), 産業観光課(4), 建設環境課(4), 保健福祉課(4)
鋸 南 町		5	12	総務企画課(2), 税務住民課(2), 保健福祉課(4), 地域振興課(2), 建設水道課(2)
町 村 計		133	382	
県 計	281	1,422	2,922	

## (5) 人事・給与等

### ア 職種別職員数

令和3年4月1日現在 (単位：人)

区 分	合 計	一 行 政 般 職	税 務 職	海 事 職	研 究 職	医 師 ・ 科 医 師 職	薬 剤 師 ・ 療 養 技 術 職	看 護 健 職	福 祉 職
千葉市	12,051	3,447	386	0	0	5	284	189	746
銚子市	621	262	31	0	0	0	4	21	36
市川市	3,117	1,653	134	0	0	0	61	106	404
船橋市	5,045	1,993	169	0	0	3	145	164	666
館山市	416	268	24	0	0	0	2	15	51
木更津市	1,014	594	61	0	0	0	18	25	46
松戸市	4,289	1,607	181	0	0	0	58	100	337
野田市	1,065	600	65	0	0	0	26	33	52
茂原市	620	411	49	0	0	0	9	22	92
成田市	1,314	715	74	0	0	0	15	33	177
佐倉市	1,016	695	63	0	0	0	33	42	110
東金市	495	322	35	0	0	0	13	16	51
旭市	645	328	32	0	0	1	6	21	102
習志野市	1,441	571	56	0	0	0	33	51	117
柏市	2,786	1,290	119	0	0	3	95	98	440
勝浦市	240	135	18	0	0	1	2	12	42
市原市	2,038	1,189	81	0	0	0	12	54	193
流山市	1,117	540	70	0	0	0	16	38	110
八千代市	1,303	625	75	0	0	0	27	48	175
我孫子市	858	440	42	0	0	0	26	23	109
鴨川市	468	240	22	0	0	6	15	45	50
鎌ヶ谷市	745	369	39	0	0	0	18	31	126
君津市	923	512	41	0	0	1	8	26	102
富津市	447	260	28	0	0	0	4	11	44
浦安市	1,379	703	52	0	0	0	34	35	240
四街道市	642	368	41	0	0	0	12	20	50
袖ヶ浦市	614	353	37	0	0	0	7	18	59
八街市	554	364	47	0	0	0	2	21	76
印西市	681	488	41	0	0	0	17	21	60
白井市	398	257	27	0	0	0	11	24	50
富里市	448	243	43	0	0	0	7	18	28
南房総市	506	312	29	0	0	3	10	39	37
匝瑳市	449	193	24	0	0	0	6	15	28
香取市	748	389	38	0	0	0	10	16	52
山武市	447	311	28	0	0	0	7	22	61
いすみ市	347	211	24	0	0	0	4	12	67
大網白里市	530	276	24	0	0	16	30	87	29
酒々井町	178	132	13	0	0	0	4	6	17
栄町	220	151	10	0	0	0	3	7	3
神崎町	80	46	5	0	0	0	0	4	13
多古町	337	120	12	0	0	9	29	83	41
東庄町	176	91	12	0	0	4	11	36	3
九十九里町	145	96	12	0	0	0	0	4	26
芝山町	127	97	7	0	0	0	1	6	14
横芝光町	322	179	17	0	0	7	19	67	9
一宮町	131	90	8	0	0	0	4	9	15
睦沢町	101	66	7	0	0	0	2	6	8
長生村	141	90	8	0	0	0	2	7	30
白子町	137	89	10	0	0	0	0	6	24
長柄町	105	66	8	0	0	0	0	8	20
長南町	124	90	5	0	0	0	0	3	14
大多喜町	179	104	9	0	0	0	3	9	40
御宿町	94	65	7	0	0	0	1	6	13
鋸南町	100	63	6	0	0	1	2	8	8
市計	51,817	23,534	2,350	0	0	39	1,087	1,572	5,215
町村計	2,697	1,635	156	0	0	21	81	275	298
県計	54,514	25,169	2,506	0	0	60	1,168	1,847	5,513

令和3年4月1日現在（単位：人）

区 分	消 防 職	企 業 職	技 務 能 職	任 期 付 員	特 定 任 期 付 職 員	教 育 職 ( 高 校 )	教 育 職 ( 小 ・ 中 学 校 )	教 育 職 ( そ の 他 )	臨 時 職 員
千葉市	911	1,122	511	0	3	290	3,945	67	145
銚子市	106	38	39	0	1	66	4	7	6
市川市	507	0	180	0	0	0	46	26	0
船橋市	635	858	258	0	0	97	0	57	0
館山市	0	0	23	0	0	0	29	4	0
木更津市	193	0	60	0	0	0	0	17	0
松戸市	507	1,177	219	0	1	76	0	26	0
野田市	185	27	48	0	0	0	13	16	0
茂原市	0	0	23	0	2	0	8	4	0
成田市	246	17	7	0	0	0	8	22	0
佐倉市	0	44	3	0	0	0	9	17	0
東金市	0	13	1	0	2	0	42	0	0
旭市	118	17	14	0	0	0	0	6	0
習志野市	206	123	59	0	0	58	131	32	4
柏市	461	66	106	0	0	64	0	44	0
勝浦市	0	9	21	0	0	0	0	0	0
市原市	370	46	67	0	2	0	0	24	0
流山市	206	33	70	0	3	0	4	27	0
八千代市	228	56	41	0	0	0	0	28	0
我孫子市	159	19	28	0	0	0	0	12	0
鴨川市	0	13	41	0	0	0	32	4	0
鎌ヶ谷市	144	0	6	0	0	0	0	12	0
君津市	160	0	61	0	0	0	0	12	0
富津市	88	0	5	0	0	0	0	7	0
浦安市	192	0	34	0	0	0	85	4	0
四街道市	113	24	4	0	0	0	0	10	0
袖ヶ浦市	117	0	0	0	0	0	7	16	0
八街市	0	10	12	0	0	0	14	8	0
印西市	0	18	10	0	0	0	15	11	0
白井市	0	14	9	0	0	0	0	6	0
富里市	80	8	6	0	0	0	9	6	0
南房総市	0	19	18	0	0	0	31	8	0
匝瑳市	0	159	6	0	0	0	12	6	0
香取市	0	200	28	0	1	0	6	8	0
山武市	0	6	1	0	3	0	8	0	0
いすみ市	0	11	14	0	1	0	0	3	0
大網白里市	0	25	20	0	0	0	23	0	0
酒々井町	0	6	0	0	0	0	0	0	0
栄町	46	0	0	0	0	0	0	0	0
神崎町	0	6	6	0	0	0	0	0	0
多古町	0	4	38	0	0	0	0	1	0
東庄町	0	4	7	0	0	0	7	1	0
九十九里町	0	6	1	0	0	0	0	0	0
芝山町	0	0	2	0	0	0	0	0	0
横芝光町	0	0	22	0	0	0	0	2	0
一宮町	0	0	5	0	0	0	0	0	0
睦沢町	0	0	2	0	0	0	10	0	0
長生村	0	0	4	0	0	0	0	0	0
白子町	0	6	2	0	0	0	0	0	0
長柄町	0	0	3	0	0	0	0	0	0
長南町	0	7	5	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0	7	7	0	0	0	0	0	0
御宿町	0	2	0	0	0	0	0	0	0
鋸南町	0	6	1	0	0	0	4	1	0
市計	5,932	4,172	2,053	0	19	651	4,481	557	155
町村計	46	54	105	0	0	0	21	5	0
県計	5,978	4,226	2,158	0	19	651	4,502	562	155

※「臨時職員」は、一般職に属する臨時的任用職員のうち、勤務時間が他の一般職員と同様に定められている者で、その勤務した日が18日以上ある月が令和3年4月1日現在において引き続いて12月を超える職員。

イ 特別職等の給料等月額一覧（1）

令和3年4月1日現在（単位：人、円）

区分 職名 適用日 市町村名	市町村長		副市町村長	議員			備考 ( ※ )
	定数			議長	副議長	議員	
千葉市	1,317,000	3	1,064,000	930,000	840,000	770,000	
	H31.4.1		H 27. 4. 1				
銚子市	800,000	1	664,000	425,000	385,000	350,000	1
	R3.4.1		R3.4.1				
市川市	1,016,000	2	837,000	724,000	652,000	604,000	
	H 19. 4. 1		H 19. 4. 1				
船橋市	1,076,000	2	818,000	759,000	686,000	613,000	
	H19.4.1		H 19. 4. 1				
館山市	736,200	1	625,500	384,750	347,700	324,900	2
	R2.6.1		R2.6.1				
木更津市	864,000	1	738,000	477,000	423,000	405,000	3
	R2.6.1		R2.6.1				
松戸市	1,050,000	2	860,000	720,000	660,000	590,000	
	H5.1.1		H5.1.1				
野田市	952,560	1	814,380	536,060	482,160	441,000	4
	R3.1.1		R3.1.1				
茂原市	900,000	1	775,000	485,000	435,000	405,000	
	R3.4.1		H 26. 4. 1				
成田市	930,000	2	800,000	530,000	490,000	470,000	
	H 26. 7. 1		H 10. 4. 1				
佐倉市	846,000	2	720,000	520,000	480,000	460,000	5
	R2.10.1		H23.4.1				
東金市	850,000	1	730,000	415,000	382,000	355,000	
	H 26. 4. 1		H 7. 4. 1				
旭市	774,000	1	640,000	395,000	365,000	340,000	
	H 19. 4. 1		H17.7.1				
習志野市	950,000	1	810,000	540,000	500,000	480,000	
	H 6. 4. 1		H 13. 10. 1				
柏市	961,000	2	790,000	668,000	597,000	577,000	
	H 30. 4. 1		H 30. 4. 1				
勝浦市	640,000	1	650,000	333,000	306,000	288,000	6
	R3.4.1		H 23. 4. 1				
市原市	998,000	2	821,000	648,000	581,000	562,000	
	H 16. 1. 1		H 16. 1. 1				
流山市	926,500	1	800,000	547,900	488,100	458,250	
	H 28. 4. 1		H 28. 4. 1				
八千代市	851,400	1	804,000	520,000	480,000	460,000	7
	R3.4.1		H 12. 10. 1				
我孫子市	846,000	1	724,000	530,000	470,000	440,000	8
	H 31. 1. 1		H 22. 4. 1				
鴨川市	820,000	1	663,000	398,000	364,000	336,000	
	R3.4.1		H 30. 6. 1				
鎌ヶ谷市	900,000	1	780,000	505,000	455,000	430,000	
	R 3. 1. 1		R 3. 1. 1				

市町村名	区分 職名 適用日	市町村長		議員			備考 ( ※ )	
		定数	副市町村長	議長	副議長	議員		
君津市		826,500	1	704,000	530,000	470,000	450,000	9
		R3.4.1		H 5. 4. 1				
富津市		900,000	1	780,000	477,000	423,000	405,000	10
		R3.4.1		R3.4.1				
浦安市		900,000	2	747,000	567,000	504,000	468,000	11
		R2.7.1		R2.7.1				
四街道市		792,000	1	688,200	500,000	450,000	430,000	12
		H 30. 7. 1		R 2. 2. 29				
袖ヶ浦市		850,000	1	740,000	460,000	420,000	400,000	
		H 27. 11. 23		H 5. 4. 1				
八街市		830,000	1	690,000	445,000	400,000	355,000	
		H 28. 4. 1		H 8. 4. 1				
印西市		850,000	1	710,000	460,000	390,000	370,000	
		H 9. 1. 1		H 27. 4. 30				
白井市		747,000	1	655,500	390,000	320,000	300,000	13
		R 元.10.1		H 6. 4. 1				
富里市		664,000	1	621,000	390,000	320,000	300,000	14
		R2.5.1		H 8. 1. 1				
南房総市		830,000	1	694,000	413,000	360,000	337,000	
		H 26 .4. 1		H 18. 3. 20				
匝瑳市		702,000	1	631,750	390,000	360,000	335,000	15
		H 23. 4. 1		H 19. 7. 1				
香取市		800,000	1	680,000	390,000	370,000	350,000	
		H 18. 3. 27	H 19. 4. 1		H 18. 3. 27		H 22. 1. 1	
山武市		800,000	1	690,000	410,000	360,000	330,000	
		H 18. 3. 27		H 29. 4. 1				
いすみ市		780,000	1	630,000	413,000	351,000	327,000	
		H30.1.17		H 22. 12. 1				
大網白里市		820,000	1	672,000	380,000	320,000	300,000	
		H 23. 1. 1		H 28. 10. 1				
酒々井町		800,000	1	660,000	350,000	285,000	265,000	
		H 26. 4. 1		H 26. 4. 1				
栄町		720,000	1	600,000	350,000	285,000	265,000	
		H 28. 4. 1		H 28. 5. 1				
神崎町		525,000	1	473,100	231,000	193,000	174,000	16
		R3.4.1		H 17. 4. 1				
多古町		785,000	1	644,000	298,000	243,000	220,000	
		H 27. 4. 1		H 29. 4. 1				
東庄町		785,000	1	644,000	298,000	243,000	220,000	
		R2.9.1		H 10. 4. 1				
九十九里町		782,000	1	641,000	271,000	233,000	215,000	
		H 27. 10. 12		H 7. 7. 1				
芝山町		749,000	1	614,000	279,000	233,000	219,000	
		H 22. 4. 1		H 7. 4. 1				

区分 職名 適用日 市町村名	市町村長	定数	副市町村長	議員			備考 ( ※ )
				議長	副議長	議員	
横芝光町	760,000	1	607,000	271,000	217,000	202,000	
	H 26. 4. 23			H 18. 3. 27			
一宮町	788,000	1	639,000	284,000	237,000	213,000	
	H 7. 4. 1			H 7. 4. 1			
睦沢町	788,000	1	639,000	284,000	237,000	213,000	
	H 25. 4. 1			H 8. 1. 1			
長生村	788,000	1	639,000	285,000	237,000	214,000	
	H 29. 10. 1			H 7. 4. 1			
白子町	788,000	1	639,000	284,000	237,000	213,000	
	H 29. 4. 1			H 7. 4. 1			
長柄町	788,000	1	639,000	285,000	237,000	214,000	
	H 26. 4. 1			H 8. 4. 1			
長南町	788,000	1	639,000	284,000	237,000	213,000	
	H 26. 4. 1			H 23. 4. 17			
大多喜町	761,000	1	615,000	280,000	234,000	209,000	
	R2. 4. 1			H 8. 4. 1			
御宿町	760,000	1	609,000	270,000	226,000	215,000	
	R2. 10. 1			H 17. 4. 1			
鋸南町	553,000	1	512,800	270,700	218,500	199,500	17
	R3. 4. 1			R 元. 6. 1			

- 1 銚子市の議長・副議長・議員については、H31. 1. 1～R4. 3. 31の間の額
- 2 館山市の市長・副市長・議長・副議長・議員については、R2. 6. 1～R4. 3. 31の間の額
- 3 木更津市の市長・副市長については、R2. 6. 1～R4. 3. 31の間の額  
議長・副議長・議員については、R2. 6. 1～R3. 9. 30の間の額
- 4 野田市の市長・副市長・議長・副議長・議員については、R3. 1. 1～R4. 3. 31の間の額
- 5 佐倉市の市長・副市長については、R2. 10. 1～R4. 3. 31の間の額
- 6 勝浦市の市長については、R3. 4. 1～R5. 7. 30の間の額
- 7 八千代市の市長については、R3. 4. 1～R3. 5. 25の間の額
- 8 我孫子市の市長・副市長については、H31. 1. 1から当分の間の額  
議長・副議長・議員については、H22. 4. 1から当分の間の額
- 9 君津市の市長・副市長については、R3. 4. 1～R3. 4. 30の間の額
- 10 富津市の議長・副議長・議員については、R3. 4. 1～R3. 9. 30の間の額
- 11 浦安市の市長・副市長については、R2. 7. 1から当分の間の額  
議長・副議長・議員については、R2. 7. 1～R3. 6. 30の間の額
- 12 四街道市の市長・副市長については、H30. 7. 1～R4. 2. 27の間の額
- 13 白井市の市長・副市長については、R元. 10. 1～R5. 5. 21の間の額
- 14 富里市の市長・副市長については、R2. 5. 1～R3. 6. 30の間の額
- 15 匝瑳市の市長・副市長については、R3. 4. 1～R4. 3. 31の間の額（毎年更新）
- 16 神崎町の町長・副町長については、R3. 4. 1～R4. 3. 31の間の額
- 17 鋸南町の町長・副町長については、R3. 4. 1～R4. 3. 31の間の額

ウ 特別職等の給料等月額一覧（2）

令和3年4月1日現在（単位：千円）

区分 団体名	教育委員会		選挙管理委員会		監査委員				農業委員会		固定資産評価 審査委員会		
	教育長	委員	委員長	委員	識見を有するもの				議員	会長	委員	委員長	委員
					代表監査委員		委員						
					常勤	非常勤	常勤	非常勤					
千葉市	780.0	(27.0)	(32.0) 区 (24.0)	(27.0) 区 (20.0)	750.0			260.0	68.0	66.5	48.0	(19.0)	(19.0)
銚子市	613.0	47.5	40.5	36.0		76.0		76.0		41.5	37.0	(5.0)	(5.0)
市川市	744.0	106.6	63.8	38.3	621.0			113.1	61.5	74.0	52.4	(10.2)	(9.1)
船橋市	730.0	111.0	66.0	48.0	626.0			128.0	63.0	100.0	63.0	(10.8)	(10.8)
館山市	578.7	33.0	29.0	25.0		53.0			36.0	41.0	33.0	(5.1)	(5.1) ※ 1
木更津市	675.0	36.0	24.0	22.0		150.0		77.0	42.0	53.0	33.0	(7.0)	(7.0) ※ 2
松戸市	760.0	92.0	59.0	47.0	760.0			119.0	70.0	68.0	52.0	(9.6)	(9.6)
野田市	735.0	60.0	48.0	44.0		100.0		80.0	59.0	76.0	60.0	(6.5)	(6.5) ※ 3
茂原市	700.0	49.0	35.0	28.0		74.0			45.0	67.0	46.0	(7.6)	(7.2)
成田市	740.0	51.0	44.0	36.0		75.0		75.0	51.0	66.0	51.0	(7.9)	(7.7)
佐倉市	648.0	54.0	48.0	38.0		100.0			49.0	60.0	45.0	(8.1)	(7.6) ※ 4
東金市	650.0	39.0	27.0	25.0		52.0			39.0	49.0	39.0	(7.0)	(6.4)
旭市	600.0	38.0	20.0	16.0		49.0		49.0	38.0	46.0	38.0	(6.0)	(6.0)
習志野市	730.0	60.0	48.0	38.0		100.0			57.0	48.0	45.0	(7.3)	(7.3)
柏市	721.0	86.5	61.0	49.0	658.0			130.0	61.0	70.0	58.5	(9.6)	(9.0)
勝浦市	610.0	32.0	28.0	21.0		54.0			39.0	38.0	30.0	(8.0)	(8.0)
市原市	720.0	76.0	54.0	42.0	600.0			126.0	60.0	73.0	56.0	(9.2)	(9.2)
流山市	741.3	60.8	41.2	36.0		130.0			50.5	61.8	51.5	(9.3)	(9.3) ※ 5
八千代市	737.0	56.0	44.0	38.0		100.0		80.0	50.0	53.0	48.0	(9.0)	(8.0)
我孫子市	662.0	55.0	60.0	50.0		100.0			50.0	65.0	55.0	(7.0)	(7.0) ※ 6
鴨川市	609.0	30.0	26.0	21.0		49.0			39.0	37.0	28.0	(9.0)	(9.0)
鎌ヶ谷市	705.0	46.0	42.0	30.5		66.0			43.0	55.0	47.0	(7.4)	(6.8)
君津市	623.0	34.0	25.0	24.0		125.0		120.0	43.0	43.0	33.0	(8.6)	(7.7) ※ 7
富津市	690.0	35.0	23.0	20.0		58.0				43.0	31.0	(8.0)	(6.8)
浦安市	675.0	75.0	50.0	45.0		100.0		85.0	65.0			(9.5)	(9.0) ※ 8
四街道市	646.0	58.0	42.0	33.0		75.0		75.0	50.0	56.0	45.0	(8.0)	(7.5) ※ 9
袖ヶ浦市	680.0	35.0	24.0	22.0		120.0			45.0	55.0	31.0	(7.5)	(6.5)
八街市	650.0	46.0	34.0	29.0		65.0			43.0	47.0	37.0	(9.0)	(8.2)
印西市	683.0	53.0	33.0	28.0		75.0			50.0	65.0	51.0	(10.0)	(7.5)
白井市	637.0	50.0	(7.3)	(6.6)		70.0			41.0	50.0	45.0	(7.3)	(6.6) ※ 10
富里市	585.0	40.0	(7.5)	(7.0)		60.0			41.0	55.0	41.0	(7.5)	(7.0) ※ 11
南房総市	641.0	35.0	25.0	21.0		51.0			37.0	45.0	36.0	(10.1)	(10.1)
匝瑳市	574.8	37.0	19.0	15.0		45.0			37.0	45.0	37.0	(6.5)	(6.5) ※ 12
香取市	640.0	40.0	27.0	25.0		57.0			35.0	58.0	46.7	(8.0)	(8.0)
山武市	610.0	39.0	27.0	25.0		52.0			39.0	49.0	39.0	(7.0)	(6.4)
いすみ市	550.0	30.0	25.0	21.0		45.0			37.0	37.0	28.0	(6.0)	(6.0)
大網白里市	602.0	39.0	18.0	16.0		50.0			25.0	41.6	35.2	(6.5)	(6.5)

区分 団体名	教育委員会		選挙管理委員会		監査委員				農業委員会		固定資産評価 審査委員会		
	教育長	委員	委員長	委員	識見を有するもの				議員	会長	委員	委員長	委員
					代表監査委員		委員						
					常勤	非常勤	常勤	非常勤					
酒々井町	630.0	36.0	25.0	23.0		28.0			28.0	50.0	39.0	(8.0)	(7.5)
栄町	590.0	35.1	18.0	16.1		33.2			27.5	49.4	42.7	(7.4)	(6.9)
神崎町	448.2	20.0	*60.0	*48.0		18.0			13.8	20.0	18.0	(5.0)	(5.0)
多古町	565.0	47.2	14.7	12.6		44.0			23.1	58.7	47.2	(7.7)	(7.7)
東庄町	565.0	43.5	15.3	14.1		39.8			26.2	50.3	43.5	(5.0)	(5.0)
九十九里町	571.0	30.0	(8.7)	(7.3)		(12.3)			(8.1)	36.0	30.0	(8.7)	(7.3)
芝山町	546.0	27.5	13.8	11.6		23.0			17.0	36.7	30.4	(7.8)	(7.8)
横芝光町	562.0	27.5	16.0	14.0		26.5			18.0	36.0	30.0	(4.7)	(3.6)
一宮町	577.0	27.8	16.5	13.4		22.7			18.5	39.1	35.0	3.5 半日額	3.5 半日額
睦沢町	577.0	27.8	13.2	11.6		22.7			15.1	39.1	35.0	(9.9)	(9.9)
長生村	577.0	27.8	18.5	15.9		21.4			17.3	39.1	35.0	(10.0)	(8.8)
白子町	577.0	27.8	16.4	13.5		22.1			18.1	39.1	35.0	(8.2)	(8.2)
長柄町	577.0	27.8	17.3	14.9		21.4			18.4	39.1	35.0	(5.5)	(5.0)
長南町	577.0	27.8	16.5	15.5		23.7			20.6	39.1	35.0	(5.7)	(5.2)
大多喜町	536.0	18.8	4.0 半日額	3.5 半日額		*18.5 (7.6)			(7.6)	25.8	21.5	3.5 半日額	3.5 半日額
御宿町	542.0	17.0	4.0 半日額	3.5 半日額		14.5			9.0	23.8	19.6	(6.0)	(5.9)
鋸南町	466.4	*207.1	*119.7	*92.1		*258.4			*258.4	*258.4	*207.1	(9.5)	(8.5)

※ 13

※ 14

※表中、\*は年額、（ ）は日額

(※)

- 1 館山市の教育長については、R2. 6. 1～R4. 3. 31の間の額
- 2 木更津市の教育長については、R2. 6. 1～R4. 3. 31の間の額
- 3 野田市の教育長については、R3. 1. 1～R4. 3. 31の間の額
- 4 佐倉市の教育長については、R2. 10. 1～R4. 3. 31の間の額
- 5 流山市の監査委員（議員）については、R3. 4. 1から当分の間の額
- 6 我孫子市の教育長については、H31. 1. 1から当分の間の額
- 7 君津市の教育長については、R3. 4. 1～R3. 4. 30の間の額
- 8 浦安市の教育長については、R2. 7. 1から当分の間の額
- 9 四街道市の教育長については、H30. 7. 1～R4. 2. 27の間の額
- 10 白井市の教育長については、R元. 10. 1～R5. 5. 21の間の額
- 11 富里市の教育長については、R2. 5. 1～R3. 6. 30の間の額
- 12 匝瑳市の教育長については、R3. 4. 1～R4. 3. 31の間の額
- 13 神崎町の教育長については、R3. 4. 1～R4. 3. 31の間の額
- 14 鋸南町の教育長については、R3. 4. 1～R4. 3. 31の間の額

エ ラスパイレス指数の状況

(ア) ラスパイレス指数の推移 (加重平均)

		24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	R 2年	R 3年
市		109.8 (101.5)	109.7 (101.4)	101.4	100.9	101.1	100.8	101.1	101.0	100.9	100.7
町村		106.7 (98.6)	106.1 (98.0)	98.3	97.6	98.8	99.3	99.5	99.1	99.5	99.7
全市町村		109.5 (101.2)	109.4 (101.1)	101.2	100.6	100.9	100.7	101.0	100.8	100.8	100.6
全 国	市	106.9 (98.8)	106.6 (98.5)	98.6	98.7	99.1	99.1	99.1	98.9	98.9	98.8
	町村	103.3 (95.5)	103.2 (95.4)	95.6	95.8	96.3	96.4	96.4	96.3	96.4	96.3
	全団体	107.0 (98.9)	106.9 (98.8)	98.9	99.0	99.3	99.2	99.2	99.1	99.1	99.0

※「市」、「全市町村」は千葉市を含む。

※「全国」のうち、「市」は指定都市を除き、「全団体」は都道府県、指定都市及び特別区を含む。

※平成24年及び平成25年の指数は、国家公務員の時限的な（平成24年4月1日から2年間）給与改定特例法による平均7.8%の給与減額支給措置により大幅に上昇した。括弧書きは、国家公務員の時限的な給与減額措置がない場合の数値である。

(イ) ラスパイレス指数の分析

	29年			30年			31年			R 2年			R 3年		
	市	町村	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村	計
101以上	18	3	21	23	4	27	16	3	19	14	2	16	14	4	18
前年比	▲3	1	▲2	5	1	6	▲7	▲1	▲8	▲2	▲1	▲3	0	2	2
100以上101未満	10	4	14	7	5	12	11	3	14	12	3	15	10	4	14
前年比	2	3	5	▲3	1	▲2	4	▲2	2	1	0	1	▲2	1	▲1
99以上100未満	7	5	12	3	4	7	6	6	12	8	6	14	10	4	14
前年比	2	2	4	▲4	▲1	▲5	3	2	5	2	0	2	2	▲2	0
99未満	2	5	7	4	4	8	4	5	9	3	6	9	3	5	8
前年比	▲1	▲6	▲7	2	▲1	1	0	1	1	▲1	1	0	0	▲1	▲1

(ウ) 各市町村のラスパイレス指数の状況

市町村名	29年	30年	31年	R2年	R3年	前年差
千葉市	99.8	101.3	101.3	101.1	100.9	▲ 0.2
銚子市	99.0	98.7	99.1	99.1	99.1	0.0
市川市	103.3	102.1	102.1	102.2	101.5	▲ 0.7
船橋市	100.2	100.3	100.1	100.2	99.9	▲ 0.3
館山市	95.1	94.7	98.8	99.2	99.4	0.2
木更津市	102.0	103.2	102.7	102.3	101.7	▲ 0.6
松戸市	102.2	101.3	100.9	101.1	101.1	0.0
野田市	99.0	99.0	99.4	98.7	99.0	0.3
茂原市	100.0	101.1	101.5	101.6	101.1	▲ 0.5
成田市	100.8	101.1	100.9	100.9	100.6	▲ 0.3
佐倉市	101.6	101.9	101.2	100.6	98.7	▲ 1.9
東金市	101.6	101.7	102.1	101.9	101.6	▲ 0.3
旭市	97.8	98.3	98.1	98.2	98.7	0.5
習志野市	101.2	101.6	101.6	102.0	101.7	▲ 0.3
柏市	101.9	102.1	102.1	102.3	102.7	0.4
勝浦市	101.7	100.8	100.8	100.5	100.1	▲ 0.4
市原市	101.2	101.1	101.2	101.2	100.9	▲ 0.3
流山市	101.6	101.3	101.7	102.9	103.0	0.1
八千代市	101.6	102.2	101.8	101.7	101.4	▲ 0.3
我孫子市	101.3	100.8	100.9	99.5	99.3	▲ 0.2
鴨川市	100.3	101.0	100.5	100.6	100.2	▲ 0.4
鎌ヶ谷市	101.6	101.8	100.8	100.7	100.9	0.2
君津市	100.7	101.0	99.6	99.8	100.3	0.5
富津市	102.9	102.4	102.1	101.7	102.9	1.2
浦安市	100.5	101.1	101.5	101.3	101.5	0.2
四街道市	99.3	100.2	99.5	99.1	100.0	0.9
袖ヶ浦市	99.4	102.4	102.7	100.5	100.5	0.0
八街市	99.2	99.1	98.9	99.3	99.2	▲ 0.1
印西市	102.2	102.0	101.2	100.0	99.6	▲ 0.4
白井市	101.2	101.5	100.5	100.8	101.3	0.5
富里市	100.3	98.6	98.8	98.8	99.1	0.3
南房総市	100.3	99.9	99.5	99.8	98.0	▲ 1.8
匝瑳市	101.9	101.5	100.6	100.4	101.3	0.9
香取市	100.9	100.9	100.2	100.2	100.5	0.3
山武市	100.8	101.4	101.2	101.9	102.0	0.1
いすみ市	99.7	100.3	100.1	100.0	99.9	▲ 0.1
大網白里市	101.0	100.5	99.7	99.2	99.6	0.4

市町村名	29年	30年	31年	R2年	R3年	前年差
酒々井町	99.0	100.3	99.0	98.3	98.0	▲ 0.3
栄町	97.9	97.2	98.0	98.1	97.6	▲ 0.5
神崎町	99.9	99.4	100.0	100.0	99.4	▲ 0.6
多古町	100.9	100.1	98.9	99.5	100.5	1.0
東庄町	99.8	101.0	100.3	98.1	99.5	1.4
九十九里町	101.6	101.8	101.0	101.0	101.6	0.6
芝山町	103.5	103.4	102.0	103.9	104.3	0.4
横芝光町	99.5	100.1	99.5	100.0	99.6	▲ 0.4
一宮町	98.0	100.4	100.7	99.3	101.0	1.7
睦沢町	100.1	99.8	98.0	98.9	97.3	▲ 1.6
長生村	100.0	101.2	101.0	100.3	101.9	1.6
白子町	100.0	100.1	99.5	99.1	100.2	1.1
長柄町	99.4	99.8	99.9	99.8	99.7	▲ 0.1
長南町	97.2	98.8	99.7	99.4	100.6	1.2
大多喜町	97.0	96.6	97.3	97.6	98.7	1.1
御宿町	96.3	95.7	95.7	96.1	96.1	0.0
鋸南町	101.3	99.8	99.2	99.5	100.6	1.1

○加重平均

	29年	30年	31年	R2年	R3年	前年差
市	100.8	101.1	101.0	100.9	100.7	▲ 0.2
町村	99.3	99.5	99.1	99.5	99.7	0.2
市町村	100.7	101.0	100.8	100.8	100.6	▲ 0.2

○単純平均

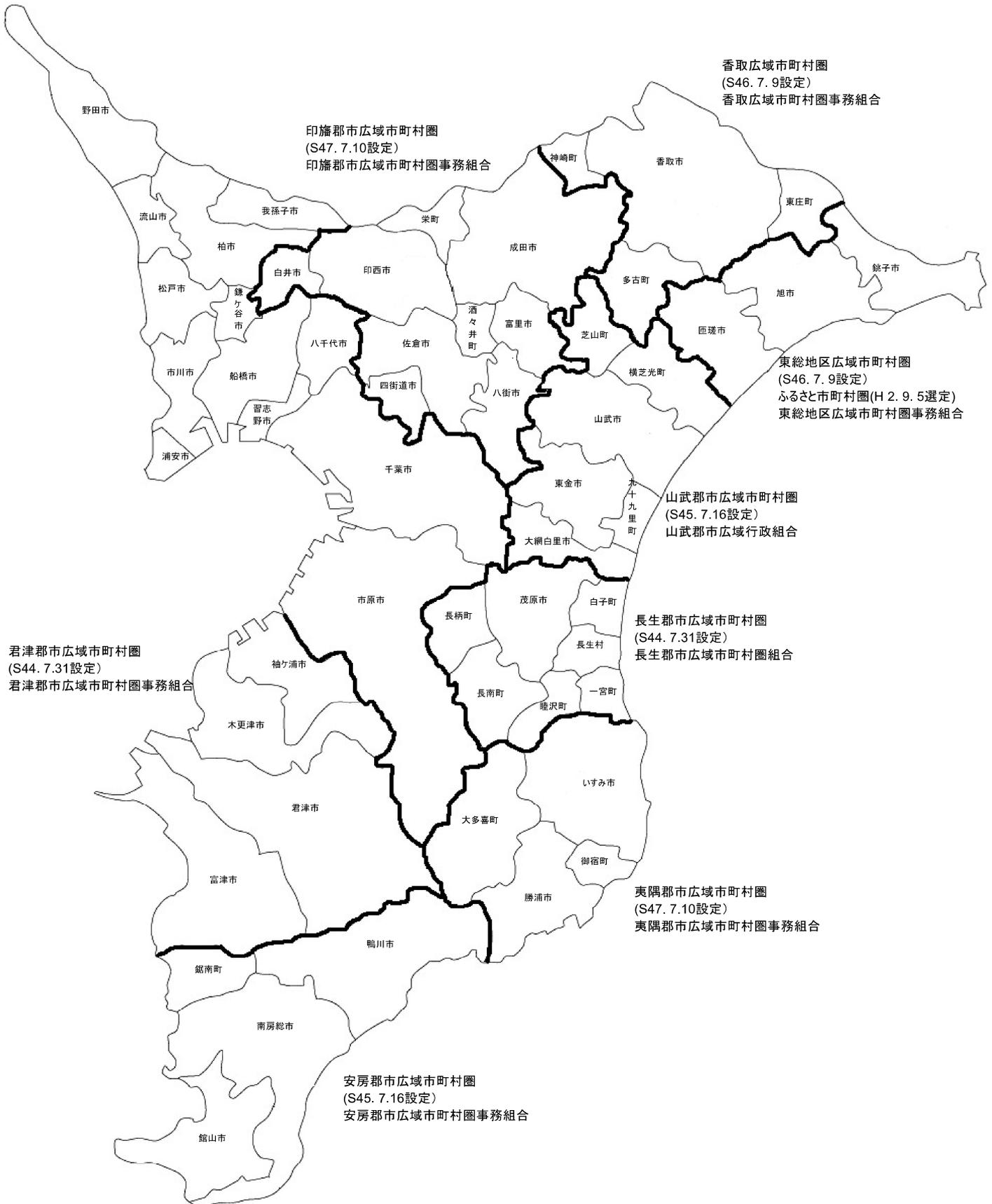
	29年	30年	31年	R2年	R3年	前年差
市	100.7	100.8	100.7	100.6	100.5	▲ 0.1
町村	99.5	99.7	99.4	99.3	99.8	0.5
市町村	100.3	100.5	100.3	100.2	100.3	0.1

※いずれの平均においても、千葉市を含む。

(6) 広域市町村圏, 一部事務組合, 協議会等  
ア 広域市町村圏

# 千葉県における広域市町村圏域図

(令和4年1月1日現在)



イ 一部事務組合一覧

コード 番号	組 合 名 称	事 務 所 所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号	管 理 者 等
128015	三芳水道企業団	〒294-0045 館山市北条1145-1 (館山市役所内)	0470-22-3729 0470-22-2220	金 丸 謙 一
128023	長門川水道企業団	〒270-1515 印旛郡栄町安食台1-2 (栄町役場内)	0476-33-7718 0476-80-0760	岡 田 正 市
128104	国保国吉病院組合	〒298-0123 いすみ市荻谷1177	0470-86-2311 0470-86-4877	太 田 洋
128112	君津中央病院企業団	〒292-8535※ 木更津市桜井1010	0438-36-1071 0438-36-3867	田 中 正
128139	千葉県市町村総合事務組合	〒260-0013 千葉市中央区中央4-17-8 (千葉県自治会館)	043-311-4155 043-227-7664	岩 田 利 雄
128155	東葛中部地区総合開発事務組合	〒277-0825 柏市布施281-1	04-7137-0078 04-7132-4552	星 野 順 一 郎
128163	鋸南地区環境衛生組合	〒299-2115 安房郡鋸南町下佐久間544-1	0470-55-0329 0470-55-0361	白 石 治 和
128287	佐倉市、酒々井町清掃組合	〒285-0913 印旛郡酒々井町墨1506	043-496-7511 043-496-6398	西 田 三 十 五
128309	東金市外三市町清掃組合	〒283-0832 東金市三ヶ尻340	0475-55-9131 0475-55-9575	鹿 間 陸 郎
128317	山武郡市環境衛生組合	〒289-1505 山武市松尾町金尾1149-1	0479-86-3131 0479-86-5109	松 下 浩 明
128333	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	〒273-0131 鎌ヶ谷市軽井沢2102-1	047-443-7497 047-442-3491	芝 田 裕 美
128341	印旛衛生施設管理組合	〒285-0063 佐倉市宮本332	043-498-1538 043-498-0330	北 村 新 司
128350	印西地区衛生組合	〒270-1512 印旛郡栄町須賀1997-27	0476-95-0252 0476-95-7968	岡 田 正 市
128384	東総衛生組合	〒289-2504 旭市ニの5933	0479-62-0794 0479-63-2860	米 本 弥 一 郎
128414	夷隅環境衛生組合	〒298-0111 いすみ市万木5	0470-86-2155 0470-86-4597	太 田 洋
128449	佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合	〒285-0043 佐倉市大蛇町790-4	043-484-6747 043-486-2304	小 坂 泰 久
128465	一宮聖苑組合	〒299-4396 長生郡一宮町一宮2457 (一宮町役場内)	0475-42-1430 0475-40-1075	馬 淵 昌 也
128473	印旛利根川水防事務組合	〒270-1546 印旛郡栄町生板鍋子新田乙20-71 (栄町消防本部内)	0476-95-8983 0476-95-7630	岡 田 正 市
128503	布施学校組合	〒299-5192※ 夷隅郡御宿町須賀1522	0470-68-2514 0470-68-3293	石 田 義 廣
※ 128538	千葉県競馬組合	〒273-0013 船橋市若松1-2-1	047-431-2156 047-437-1446	熊 谷 俊 人
128546	匝瑳市ほか二町環境衛生組合	〒289-2105 匝瑳市山桑730	0479-73-8000 0479-73-8001	宮 内 康 幸
128571	君津郡市広域市町村圏事務組合	〒292-0832 木更津市新田3-2-27	0438-25-6121 0438-22-7559	渡 辺 芳 邦
128601	安房郡市広域市町村圏事務組合	〒294-0036 千葉県館山市館山1564-1 (“渚の駅”たてやま内)	0470-22-5633 0470-23-9155	金 丸 謙 一
128619	四市複合事務組合	〒273-0005 船橋市本町2-7-8	047-436-2772 047-436-2774	松 戸 徹

令和4年1月1日現在

構成市町村	主な共同処理事務	設 年 月 立 日	人 口 (2年国調) 人	面 積 km <sup>2</sup>	職 員 数 人	議 員 数 人	議 会 開 催 月
館山市、南房総市	上水道事業	S39. 11. 16	80,984	340.15	28	9	2,10
印西市、栄町	上水道事業	S46. 3. 31	122,736	156.30	7	8	2,7,11
いすみ市、大多喜町、御宿町	国保病院事業、介護老人保健施設の運営、訪問看護ステーション	S24. 1. 20	51,303	312.22	207	11	3,10
木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	国保病院事業、附属看護学校の運営	S39. 3. 31	324,720	758.00	1,091	12	3.6.9.12
県内全市町村(54) 一部事務組合の一部(37) 広域連合(1)	常勤職員の退職手当の支給、住民の交通災害共済事業、公務災害(非常勤職員、非常勤消防団員等)に関する業務、非常勤消防団員の退職報償金の支給、消防賞じゅつ金の授与、消防公務災害見舞金の支給、住民の予防接種事故救済措置、住民の自然災害救済措置、公平委員会、公払法に基づく土地開発公社に関する事務、職員の共同研修機関の設置・運営、職員採用試験の合同実施、消防救急無線設備の整備・管理、軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付	S30. 11. 1 (S43. 8. 1)	-	-	36	10	2,11
柏市、流山市、我孫子市	火葬場、障害者支援施設みどり園、共同生活援助事業所の運営	S35. 5. 2	756,827	193.21	13	6	2,10
南房総市、鋸南町	し尿処理、ごみ処理	S40. 1. 5	42,824	275.27	26	9	3,12
佐倉市、酒々井町	ごみ処理	S41. 1. 7	189,488	122.70	15	5	2,10
東金市、山武市、大網白里市、九十九里町	ごみ処理	S42. 3. 30	169,431	318.43	21	9	2,10
山武市、芝山町、横芝光町	ごみ処理	S41. 3. 31	77,552	257.02	13	8	3,9
柏市、白井市、鎌ヶ谷市	し尿処理、ごみ処理、余熱利用施設の運営	S41. 5. 4 (H4. 1. 28)	598,841	171.30	22	12	2,5 8,11
佐倉市、四街道市、八街市、富里市、酒々井町	し尿処理	S38. 4. 5	400,254	286.04	7	11	2,11
印西市、栄町	し尿処理	S39. 6. 9	122,736	156.30	6	5	2,10
旭市、匝瑳市、多古町、横芝光町	し尿収集処理	S35. 3. 1	134,595	371.78	10	10	3,10
いすみ市、大多喜町、御宿町	し尿収集処理	S39. 2. 18	51,303	312.22	17	8	2,10
佐倉市、四街道市、酒々井町	斎場(火葬場・式場)	S40. 7. 15	283,064	157.22	12	8	2,10
一宮町、睦沢町、長生村、白子町	火葬場	S37. 10. 1	42,765	114.33	3	6	2,8
成田市、佐倉市、八千代市、四街道市、印西市、白井市、酒々井町、栄町	利根川右岸の水防事務	S39. 4. 13	800,645	614.23	1	16	2
いすみ市、御宿町	組合立小学校の運営	S30. 3. 31	42,418	182.35	1	6	2,10
千葉県、船橋市、習志野市	競馬競技	S35. 3. 17	-	-	32	5	2,6 9,12
匝瑳市、多古町、横芝光町	火葬場、一般廃棄物最終処分場の管理	S44. 2. 18	70,850	241.33	5	7	3,9
木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	広域事務の調整・推進、児童発達支援センターの設置及び管理運営、救急急病医療事業、共同研修の実施、社会福祉法人の認可・指導監査等、専用水道等の衛生確保対策等	S44. 10. 15	324,720	758.00	31	12	2,8
館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町	粗大ごみ処理、火葬場、消防、共同研修、統一採用試験、夜間急病診療事業、在宅当番医制事業、二次救急医療機関、安房地域医療センター救急センター建設事業等補助事業	S45. 9. 10 (S52. 4. 1)	120,093	576.46	282	8	年2回
船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市	特別養護老人ホーム三山園、斎場の設置・運営	S45. 10. 31	1,128,534	179.06	60	12	2,8

コード 番号	組 合 名 称	事 務 所 所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号	管 理 者 等
128635	長生郡市広域市町村圏組合	〒297-0035 茂原市下永吉2101	0475-23-0107 0475-24-1144	田 中 豊 彦
128651	匝瑳市横芝光町消防組合	〒289-2146 匝瑳市八日市場ホ715	0479-72-1915 0479-73-6339	宮 内 康 幸
128660	山武郡市広域行政組合	〒283-8505※ 東金市東岩崎1-17	0475-54-0251 0475-52-1652	鹿 間 陸 郎
128678	香取広域市町村圏事務組合	〒289-0407 香取市仁良300-1	0478-78-1181 0478-78-1185	宇 井 成 一
128686	佐倉市八街市酒々井町消防組合	〒285-8619※ 佐倉市大蛇町281	043-481-0119 043-484-2502	西 田 三 十 五
128694	東総地区広域市町村圏事務組合	〒289-2604 旭市高生1番地 (旭市役所海上庁舎2階)	0479-85-8040 0479-85-8045	米 本 弥 一 郎
128708	印西地区消防組合	〒270-1387※ 印西市牧の原2-3	0476-46-4321 0476-46-9914	板 倉 正 直
128716	九十九里地域水道企業団	〒283-0802 東金市東金769-2	0475-54-0631 0475-54-2068	田 中 豊 彦
128732	夷隅郡市広域市町村圏事務組合	〒298-0124 いすみ市弥正88-1	0470-86-6600 0470-86-6631	太 田 洋
128741	印旛郡市広域市町村圏事務組合	〒285-8533※ 佐倉市宮小路町12	043-485-0397 043-486-5116	北 村 新 司
※ 128759	北千葉広域水道企業団	〒271-0041 松戸市七右衛門新田540-5	047-345-3211 047-345-3306	倉 持 俊 哉
128767	東総広域水道企業団	〒289-0602 香取郡東庄町笹川ろ1	0478-86-3821 0478-86-3823	越 川 信 一
128775	君津富津広域下水道組合	〒299-1192※ 君津市久保2-13-1 (君津市役所内)	0439-56-1255 0439-56-1259	石 井 宏 子
128791	八匝水道企業団	〒289-2104 匝瑳市生尾10	0479-73-3171 0479-73-4774	宮 内 康 幸
128805	山武郡市広域水道企業団	〒283-0062 東金市家徳361-8	0475-55-7851 0475-55-7856	松 下 浩 明
128830	印西地区環境整備事業組合	〒270-1352 印西市大塚1-1-1	0476-46-2731 0476-47-1765	板 倉 正 直
128899	南房総広域水道企業団	〒298-0228 夷隅郡大多喜町小谷松500	0470-82-5651 0470-82-5654	太 田 洋

- (注) 1. コード番号は全国地方公共団体コードにおける「一部事務組合等コード」である。  
普通会計コードと事業会計コードを共に有する場合は、普通会計コードを記載した。
2. コード番号を丸で囲んである組合は、複合的一部事務組合である。
3. コード番号に※を付してある組合は、県加入の一部事務組合である。
4. 設立年月日欄のかつこ内は複合的一部事務組合となった年月日である。
5. 事務所所在地の郵便番号に※印を付してあるものは個別郵便番号である。

構成市町村	主な共同処理事務	設 年 月 立 日	人 口 (2年国調) 人	面 積 km <sup>2</sup>	職員数 人	議員数 人	議 会 開 催 月
茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町	市町村圏計画の策定、一般廃棄物収集・運搬及び処理、容器包装廃棄物分別収集・処理、消防、上水道、夜間急病診療所、在宅当番医制事業、二次医療機関運営事業、共同研修、視聴覚教材センター、病院事業、火葬場・斎場、霊きゆう運送事業、長生郡市温水センター、介護認定審査会、障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給に関する審査会、浴場棟・プール棟等の貸付	S46.4.1 (H5.2.1)	143,466	326.87	505	18	2,8,11
匝瑳市、横芝光町	消防	S45.4.17	57,115	168.53	109	10	3,9
東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町	振興整備に関する計画の策定、振興センター管理、養護老人ホーム、電子計算機による処理事務、一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)の処分、火葬場、消防、視聴覚教材センター、共同研修、採用試験、急病診療所、在宅当番医制事業、二次救急医療機関運営事業、介護認定審査会、老人ホーム入所判定委員会、障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給に関する審査会、教育相談センター、障害者総合支援法に基づく手話奉仕員養成研修、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の設置及び運営、基幹相談支援センターの設置及び管理運営	S46.7.10 (S47.8.1)	198,539	428.68	337	12	2,8
香取市、神崎町、多古町、東庄町	振興整備に関する計画の策定、共同採用試験、共同研修、不燃性廃棄物処理、一般廃棄物最終処分場、消防、可燃性廃棄物処理、し尿収集処理、火葬場	S46.9.3 (H18.3.27)	105,135	401.30	263	15	3,10
佐倉市、八街市、酒々井町	消防	S47.4.1	256,943	197.64	388	12	3,9,12
銚子市、旭市、匝瑳市	振興整備に関する事業、共同採用試験、共同研修、一般廃棄物(し尿を除く)処理施設建設・管理運営	S46.9.18	157,216	316.17	19	9	3,9
印西市、白井市	消防	S47.4.1	165,050	159.27	266	10	2,10
茂原市、東金市、匝瑳市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町	水道用水供給事業	S46.12.1	370,012	813.83	80	11	2,8
勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町	老人福祉センター、福祉作業所の運営、共同研修、在宅当番医休日診療事業及び病院群輪番制事業、消防事務、救急業務、介護認定審査会、介護給付費等の支給に関する審査会、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の設置及び運営	S47.8.1	68,230	406.18	198	12	3,9
成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町	採用試験、共同研修、水道用水供給事業、軽費老人ホームA型運営支援、第二次救急医療機関の運営、共通課題の連絡調整	S47.9.7	718,337	691.66	28	18	3,9
千葉県、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、習志野市、八千代市	水道用水供給事業	S48.3.1	-	-	81	8	2,11
銚子市、旭市、東庄町	水道用水供給事業	S48.3.17	135,404	260.90	21	8	年2回
君津市、富津市	下水道事業	S48.8.1	124,671	524.18	27	14	3,10
匝瑳市、横芝光町	上水道事業	S49.3.28	57,115	168.53	16	7	2,8
東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町	上水道事業	S49.3.31	191,506	385.44	53	10	2,8
印西市、白井市、栄町	一般廃棄物(し尿を除く)の収集・運搬・処分及び施設の設置管理運営、余熱利用施設の設置管理運営、墓地・火葬場・斎場及び平岡自然の家の設置管理運営(栄町に係るものを除く)	S51.3.22 (S53.3.1)	185,177	191.78	28	10	2,10
館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町	水道用水供給事業	H2.8.1	188,323	982.64	29	6	年2回

6. 事務所所在地・電話番号FAX番号・管理者等欄は、令和4年1月1日以降の異動についても可能な限り反映した。

7. 令和2年国調人口は、総務省統計局の確定値による。

8. 面積は、全国都道府県市区町村別面積調(令和3年10月1日国土交通省国土地理院)による。

9. 職員数は、令和3年地方公共団体定員管理調査(令和3年4月1日現在)による。

ウ 広域連合

コード 番号	連 合 名 称	事 務 所 所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号	管 理 者 等
128902	千葉県後期高齢者医療広域連合	〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-4-3 (国保会館内)	043-216-5011 043-206-0085	井 崎 義 治
※ 128911	かずさ水道広域連合企業団	〒292-0834 千葉県木更津市潮見2丁目8番地	0438-38-3276 0438-25-1624	渡 辺 芳 邦

令和4年1月1日現在

構成市町村	主な共同処理事務	設 年 月 立 日	人 口 (2年国調) 人	面 積 km <sup>2</sup>	職 員 数 人	議 員 数 人	議 会 開 催 月
県内全市町村(54)	後期高齢者医療制度事務 被保険者の資格の管理に関する事務 医療給付に関する事務 保険料の賦課に関する事務 保健事業に関する事務 その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務	H19.1.1	-	-	18	54	2,11
千葉県、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の区域の水道事業の経営に関する事務 広域連合企業団及び千葉県の水道事業への水道用水供給事業の経営に関する事務	H31.1.21	-	-	155	13	年2回

エ 市町村広域行政連絡協議会設置状況

令和4年1月1日現在

	協議会名	構成市町村名	設立年月日	人口 (2年国調) 人	面積 km <sup>2</sup>	事務局
1	京葉広域行政連絡協議会	市川市、船橋市、浦安市	S41.1.26	1,310,945	160.37	船橋市企画財政部政策企画課
2	東葛広域行政連絡協議会	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市	S41.3.15	1,517,629	379.22	野田市企画財政部企画調整課

(注)人口及び面積は「イ 一部事務組合一覧」と同じである。

オ 協議会(地方自治法第252条の2の2～第252条の6の2)

令和4年1月1日現在

	名称	設置年月日	事務所所在地	電話番号	構成団体名	担当事務
1	柏市・我孫子市消防通信指令事務協議会	H20.10.1	〒277-0827 柏市松葉町7-17-1 (柏市消防指令センター内)	04(7136) 2333	柏市、我孫子市	消防通信指令事務
2	松戸市ほか5市消防指令事務協議会	H23.4.1	〒270-2241 松戸市松戸新田114-5 (松戸市消防局内)	047(703) 6200	松戸市、市川市、野田市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市	消防指令事務
3	千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会	H23.4.1	〒260-0854 千葉市中央区長州1-2-1 セーフティーちば7階	043(202) 1690	千葉市、銚子市、木更津市、成田市、旭市、市原市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、富里市、栄町、安房郡市広域市町村圏事務組合、長生郡市広域市町村圏組合、匝瑳市横芝光町消防組合、山武郡市広域行政組合、香取広域市町村圏事務組合、佐倉市八街市酒々井町消防組合、印西地区消防組合、夷隅郡市広域市町村圏事務組合	消防指令事務
4	松戸市ほか9市消防指令事務協議会	H28.8.1	〒270-2241 松戸市松戸新田114-5	047(703) 6200	松戸市、市川市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市	消防指令事務
5	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会	H31.4.1	〒293-8506 富津市下飯野2443 (富津市市民部環境保全課内)	0439(80) 1277	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町	広域廃棄物処理事務

カ 機関の共同設置(地方自治法第252条の7～第252条の13)

令和4年1月1日現在

	名称	設置年月日	事務所所在地	電話番号	構成団体名	担当事務
1	香取郡二町介護認定審査会	H11.10.1	〒289-2241 多古町多古2848 (多古町保健福祉センター内)	0479 (76)3185	多古町、神崎町	介護認定審査会事務
2	地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会	H22.2.1	〒283-8511 東金市東岩崎1-1 (東金市医療センター推進課内)	0475 (50)1253	東金市、九十九里町	地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターに係る評価事務

	事務の内容	委託年月日	委託団体	受託団体	
1	児童自立支援施設に関する事務	H4. 4. 1	千葉市	千葉県	
2	汚水及び雨水等の処理に関する事務	H11. 11. 22	君津富津広域下水道組合	木更津市	
3		H11. 11. 26	木更津市	君津富津広域下水道組合	
4	学校給食事務	H17. 12. 5	布施学校組合	いすみ市	
5		R3. 4. 1	御宿町	勝浦市	
6	下水道使用料賦課徴収事務	H30. 1. 1	千葉市	千葉県	
7			成田市		
8			市原市		
9			鎌ヶ谷市		
10		R3. 1. 1	市川市		
11			船橋市		
12			松戸市		
13			浦安市		
14			印西市		
15			白井市		
16	ごみ処理	H17. 12. 5	いすみ市	御宿町	
17			大多喜町	いすみ市	
18	火葬事務	S46. 4. 25	君津市	富津市	
19		H17. 12. 5	いすみ市	大多喜町	
20				一宮聖苑組合	
21		H17. 12. 5	御宿町	いすみ市	
22	斎場事務	H4. 12. 1	八街市	成田市	
23			富里市		
24	と畜場財産管理に関する事務	H8. 4. 1	佐倉市	成田市	
25			印西市		
26		H18. 3. 27	香取市		
27	学齢児童及び学齢生徒の教育事務(小学校)	H6. 7. 20	東金市	大網白里市	
28		H17. 2. 11	君津市	鴨川市	
29			富津市		
30	学齢児童及び学齢生徒の教育事務(中学校)	H6. 7. 20	東金市	大網白里市	
31			君津市		
32		H17. 2. 11	富津市		
33	消防事務	H18. 3. 27	神崎町	成田市	
34	消防救急無線設備の整備及び管理に関する事務	H20. 10. 15	千葉縣市町村総合事務組合	千葉県	
35	水防事務	H18. 6. 1	香取市	稲敷地方広域市町村圏事務組合	
36	証明書交付等の事務	H13. 10. 15	柏市	流山市	
37				我孫子市	
38			流山市	柏市	
39				我孫子市	
40			我孫子市	柏市	
41				流山市	
42	災害による一般廃棄物処理事務	H23. 4. 1	山武郡市環境衛生組合	山武市	
43				芝山町	
44				横芝光町	
45		H23. 4. 25	東金市外三市町清掃組合	山武市	
46				九十九里町	
47				H23. 9. 26	東金市
48				H26. 3. 26	大網白里市

49	介護認定審査会	H23. 6. 22	福島県双葉郡川内村	八街市
50	一般廃棄物最終処分場の管理及び運営に関する事務	H24. 4. 1	成田市	香取広域市町村圏事務組合
51	一般廃棄物処理事務	H24. 10. 1	富里市	成田市
52	行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務	H28. 4. 1	夷隅環境衛生組合	夷隅郡市広域市町村圏事務組合
53			国保国吉病院組合	
54			布施学校組合	
55	下水道使用料及び地域汚水処理手数料賦課徴収事務	H31. 4. 1	木更津市	かずさ水道広域連合企業団
56	農業集落排水処理施設使用料賦課徴収事務	H31. 4. 1	君津市	かずさ水道広域連合企業団
57	下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料賦課徴収事務	H31. 4. 1	袖ヶ浦市	かずさ水道広域連合企業団
58	下水道使用料賦課徴収事務	H31. 4. 1	君津富津広域下水道組合	かずさ水道広域連合企業団
59	適応指導教室に関する事務	R2. 10. 1	勝浦市	いすみ市
60			大多喜町	
61			御宿町	
62			布施学校組合	

## (7) 地方独立行政法人

(令和4年1月1日現在)

名 称	理 事 長	事 務 所 所 在 地	電 話 番 号	設 立 年 月 日
1. さんむ医療センター	坂 本 昭 雄	289-1326 山武市成東167	(0475)82-2521	H22. 4. 1
2. 東金九十九里 地域医療センター	増 田 政 久	283-8686 東金市丘山台3-6-2	(0475)50-1199	H22.10. 1
3. 総合病院 国保旭中央病院	吉 田 象 二	289-2511 旭市イの1326番地	(0479)63-8111	H28. 4. 1

## (8) 市町村土地開発公社

## ア 市町村土地開発公社一覧

(令和4年1月1日現在)

名 称	理 事 長	事 務 所 所 在 地	電 話 番 号	設 立 年 月 日
1. 千葉県地方 土地開発公社	岩 田 利 雄 (千葉県市町村 総合事務組合長)	260-0013 千葉市中央区中央4-17-8 (千葉県自治会館)	(043)311-4180	S48. 4. 1 (組織変更)
2. 野田市 土地開発公社	今 村 繁 (副市長)	278-8550 野田市鶴奉7-1 (市役所内)	(04)7124-3444	S48. 9. 18
3. 木更津市 土地開発公社	田 中 幸 子 (副市長)	292-8501 木更津市富士見1-2-1 (市役所内)	(0438)23-8051	S49. 8. 1 (組織変更)
4. 我孫子市 土地開発公社	青 木 章 (副市長)	270-1192 我孫子市我孫子1858 (市役所内)	(04)7185-1111	S49.11. 7
5. 袖ヶ浦市 土地開発公社	花 澤 一 男 (副市長)	299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1-1 (市役所内)	(0438)62-2226	S50. 4. 1
6. 市川市 土地開発公社	宮 間 政 行	272-0021 市川市八幡3-2-408	(047)325-0142	S50. 7. 18
7. 流山市 土地開発公社	石 原 重 雄 (副市長)	270-0192 流山市平和台1-1-1 (市役所内)	(04)7150-6069	S50.10.25
8. 柏市 土地開発公社	鬼 沢 徹 雄 (副市長)	277-8505 柏市柏5-10-1 (市役所内)	(04)7164-4143	H4. 4. 1
9. 成田市 土地開発公社	関 根 賢 次 (副市長)	286-8585 成田市花崎町760 (市役所内)	(0476)20-1512	H6. 4. 1
10. 浦安市 土地開発公社	及 川 力 (副市長)	279-8501 浦安市猫実1-1-1 (市役所内)	(047)351-1111	H9. 4. 1

イ 令和2年度市町村土地開発公社の状況

(百万円)

番号	公社名	a. R2年度末			b. 5年以上 保有額	b/a %	c. 10年以上 保有額	c/a %	供用済 保有額 (注1)	未収金 保有額 (注2)	借入金
		保有額計	先行	プロパー							
1	千葉県地方土地開発公社	1,343	1,343	0	0	0.0	0	0.0	0	0	1,313
2	野田市土地開発公社	947	335	612	612	64.6	612	64.6	0	0	250
3	木更津市土地開発公社	1,923	1,920	3	1,923	100.0	1,923	100.0	0	0	1,197
4	我孫子市土地開発公社	599	599	0	58	9.7	58	9.7	0	0	371
5	袖ヶ浦市土地開発公社	193	193	0	193	100.0	75	38.9	0	0	118
6	市川市土地開発公社	371	371	0	0	0.0	0	0.0	0	0	355
7	流山市土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
8	富津市土地開発公社(注3)	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
9	柏市土地開発公社	4,994	2,173	2,821	4,994	100.0	4,994	100.0	0	0	4,707
10	成田市土地開発公社	1,465	1,465	0	1,284	87.6	0	0.0	0	0	1,398
11	浦安市土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
合計		11,835	8,399	3,436	9,064	76.6	7,662	64.7	0	0	9,709

注1 依頼元の地方公共団体等が買い取ることなく供用を開始した土地

注2 依頼元の地方公共団体等が買取りに要した費用を長期に繰り延べている土地

注3 富津市土地開発公社については、令和3年10月14日をもって解散。

## (9) 連合組織

千葉県市長会、千葉県町村会、郡町村会、千葉県市議会議長会、  
千葉県町村議会議長会、郡町村議会議長会

団 体 名	代 表 者 名	事 務 局 長 名
千葉県市長会	井崎義治 (流山市長)	堤 紳 一
千葉県町村会	岩田利雄 (東庄町長)	堤 紳 一
印旛郡町村会	小坂泰久 (酒々井町長)	石井良宏 (総務課長)
香取郡市町会	(代理) 椿 等 (神崎町長)	高橋 正 (多古町総務課長)
山武郡市市町会	佐藤晴彦 (横芝光町長)	猪澤良一
長生郡町村会	小高陽一 (長生村長)	田中喜宣 (総務課長)
夷隅郡町村会	石田義廣 (御宿町長)	殿岡 豊 (総務課長)
安房郡町村会	白石治和 (鋸南町長)	平野幸男 (総務企画課長)
千葉県市議会議長会	岡 泉 (市原市議会議長)	佐久間就紀 (議会事務局長)
千葉県町村議会議長会	松野唱平 (長南町議会議長)	青木正実
印旛郡町村議会議長会	橋本浩 (栄町議会議長)	大熊正美 (議会事務局長)
香取郡市町議会議長会	宮澤健 (東庄町議会議長)	笹本忠男 (議会事務局長)
山武郡市議会議長会	北田宏彦 (大網白里市議会議長)	猪澤良一
長生郡町村議会議長会	小倉利一 (長生村議会議長)	秋葉幸彦 (議会事務局長)
夷隅郡町村議会議長会	土井茂夫 (御宿町議会議長)	埋田禎久 (議会事務局長)
安房3市1町議会議長会	石井敬之 (館山市議会議長)	新井耐 (議会事務局長)

(令和4年1月1日現在)

郵便番号	事務所所在地	電話番号
260-0013	千葉市中央区中央4-17-8 (自治会館内)	(043)311-4150
260-0013	千葉市中央区中央4-17-8 (自治会館内)	(043)311-4145
285-8510	印旛郡酒々井町中央台4-11 (酒々井町役場内)	(043)496-1171
289-2292	香取郡多古町多古584 (多古町役場内)	(0479)76-2611
283-8505	東金市東岩崎1-17 (山武郡市振興センター内)	(0475)54-0250
299-4394	長生郡長生村本郷1-77 (長生村役場内)	(0475)32-2111
299-5192	夷隅郡御宿町須賀1522 (御宿町役場内)	(0470)68-2511
299-2192	安房郡鋸南町下佐久間3458 (鋸南町役場内)	(0470)55-2111
290-8501	市原市国分寺台中央1-1-1 (市原市議会事務局内)	(0436)22-1111
260-0013	千葉市中央区中央4-17-8 (自治会館内)	(043)227-7898
270-1592	印旛郡栄町安食台1-2 (栄町議会事務局内)	(0476)33-7715
289-0692	香取郡東庄町笹川い4713-131 (東庄町議会事務局内)	(0478)86-6080
283-8505	東金市東岩崎1-17 (山武郡市振興センター内)	(0475)54-0251
299-4394	長生郡長生村本郷1-77 (長生村議会事務局内)	(0475)32-4744
299-5192	夷隅郡御宿町須賀1522 (御宿町議会事務局内)	(0470)68-2515
294-8601	館山市北条1145-1 (館山市議会事務局内)	(0470)22-3527



市町村名	選挙人名簿登録者数			市町村長選挙						市町村議会議員選挙					
	R3.9.1 現在	R2.9.1 現在	増減数	任意制選挙公営制度						任意制選挙公営制度					
				選挙 運動用 自動車 の使用	ビラの 作成	ポスター の作成	ポスター 掲示場 (144の2)	選挙公報	電子データ 提出の可否	選挙 運動用 自動車 の使用	ビラの 作成	ポスター の作成	ポスター 掲示場 (144の2)	選挙公報	電子データ 提出の可否
酒々井町	17,518	17,560	-42				S61.12.20	H13.9.25					S61.12.20	H13.9.25	
栄町	17,865	18,000	-135				S59.3.17	H9.2.6					S59.3.17	H9.2.6	
印旛郡計	35,383	35,560	-177												
神崎町	5,100	5,151	-51	R3.3.22	R3.3.22	R3.3.22	S58.3.17			R3.3.22	R3.3.22	R3.3.22	S58.3.17		
多古町	12,183	12,393	-210	R3.6.16	R3.6.16	R3.6.16	S60.9.19	H17.12.21		R3.6.16	R3.6.16	R3.6.16	S60.9.19	H17.12.21	
東庄町	11,608	11,743	-135	R3.3.11	R3.3.11	R3.3.11	S58.7.12			R3.3.11	R3.3.11	R3.3.11	S58.7.12		
香取郡計	28,891	29,287	-396												
九十九里町	13,362	13,612	-250				S58.3.18						S58.3.18		
芝山町	6,044	6,094	-50	R2.12.14	R2.12.14	R2.12.14	S58.12.26	H27.9.25		R2.12.14	R2.12.14	R2.12.14	S58.12.26	H27.9.25	
横芝光町	19,872	20,026	-154	R3.6.18	R3.6.18	R3.6.18	H18.3.27	R1.12.16		R3.6.18	R3.6.18	R3.6.18	H18.3.27	R1.12.16	
山武郡計	39,278	39,732	-454												
一宮町	10,372	10,351	21	R2.12.8	R2.12.8	R2.12.8	S59.6.25	H21.12.11		R2.12.8	R2.12.8	R2.12.8	S59.6.25	H21.12.11	
睦沢町	6,012	6,084	-72	R2.12.12	R2.12.12	R2.12.12	S58.9.28	H27.9.11		R2.12.12	R2.12.12	R2.12.12	S58.9.28	H27.9.11	
長生村	12,201	12,282	-81	R2.12.12	R2.12.12	R2.12.12	S58.12.27	H20.3.13		R2.12.12	R2.12.12	R2.12.12	S58.12.27	H20.3.13	
白子町	9,605	9,775	-170	R2.12.17	R2.12.17	R2.12.17	S58.10.1	H25.3.14		R2.12.17	R2.12.17	R2.12.17	S58.10.1	H25.3.14	
長柄町	5,945	6,030	-85	R2.12.12	R2.12.12	R2.12.12	S58.4.1	H31.3.4		R2.12.12	R2.12.12	R2.12.12	S58.4.1	H31.3.4	
長南町	6,908	6,983	-75	R2.12.11	R2.12.11	R2.12.11	S58.3.8	H11.4.7		R2.12.11	R2.12.11	R2.12.11	S58.3.8	H11.4.7	
長生郡計	51,043	51,505	-462												
大多喜町	7,639	7,827	-188	R2.9.4	R2.9.4	R2.9.4	S59.3.14	H24.11.29		R2.9.4	R2.9.4	R2.9.4	S59.3.14	H24.11.29	
御宿町	6,606	6,694	-88				S58.3.14	H15.8.11					S58.3.14	H15.8.11	
夷隅郡計	14,245	14,521	-276												
鋸南町	6,595	6,801	-206				S58.3.10						S58.3.10		
安房郡計	6,595	6,801	-206												
町村計	175,435	177,406	-1,971												
県計	5,275,849	5,265,259	10,590												

衆院1区	430,828	426,735	4,093
衆院2区	460,982	456,982	4,000
衆院3区	336,959	337,121	-162
衆院4区	463,766	460,973	2,793
衆院5区	451,594	450,503	1,091
衆院6区	370,318	369,637	681
衆院7区	434,665	431,532	3,133
衆院8区	424,109	421,222	2,887
衆院9区	408,363	409,308	-945
衆院10区	342,244	346,467	-4,223
衆院11区	352,601	355,763	-3,162
衆院12区	381,847	383,637	-1,790
衆院13区	417,573	415,379	2,194

(注) 1. 該当団体は、条例制定年月日を記載した。

2. 記号式投票制度を採用している市町村名

松戸市 市長選挙(条例制定年月日S46.12.28)

議会議員選挙(便乗補欠選挙のときのみ採用 条例制定年月日S46.12.28)

流山市 市長選挙のみ採用(条例制定年月日S38.3.15)

八千代市 市長選挙のみ採用(条例制定年月日H18.9.29)

3. 公職選挙法第144条の4に基づくポスター掲示場の設置に関する条例を制定している団体はない。

## イ 千葉県における投票率の状況

### (ア) 国政選挙

衆議院議員選挙						参議院議員選挙					
回数	選挙年月日	投票率(%)				回数	選挙年月日	投票率(%)			
		男	女	計	全国投票率			男	女	計	全国投票率
22	S21. 4. 10	77.03	54.62	64.29	72.08	1	S22. 4. 20	59.45	37.08	47.62	61.12
23	S22. 4. 25	71.32	51.16	60.66	67.95	2	S25. 6. 4	71.38	53.01	61.66	72.19
24	S24. 1. 23	79.31	61.23	69.73	74.04	3	S28. 4. 24	61.40	47.31	53.96	63.18
25	S27. 10. 1	79.66	67.32	73.13	76.43	4	S31. 7. 8	60.49	46.45	53.10	62.11
26	S28. 4. 19	76.65	64.69	70.33	74.22	5	S34. 6. 2	59.56	50.07	54.59	58.75
27	S30. 2. 27	74.43	60.28	66.99	75.84	6	S37. 7. 1	66.15	60.22	63.06	68.22
28	S33. 5. 22	76.81	66.81	71.57	76.99	7	S40. 7. 4	60.48	57.03	58.70	67.02
29	S35. 11. 20	74.73	67.63	71.01	73.51	8	S43. 7. 7	61.07	59.74	60.40	68.94
30	S38. 11. 21	66.69	61.68	64.09	71.14	9	S46. 6. 27	51.08	50.12	50.60	59.24
31	S42. 1. 29	70.02	66.93	68.44	73.99	10	S49. 7. 7	70.18	71.34	70.76	73.20
32	S44. 12. 27	63.86	66.09	64.98	68.51	11	S52. 7. 10	60.50	61.33	60.91	68.49
33	S47. 12. 10	68.90	70.53	69.71	71.76	12※	S55. 6. 22	68.86	70.00	69.43	74.54
34	S51. 12. 5	70.72	72.42	71.57	73.45	13	S58. 6. 26	49.71	48.67	49.19	57.00
35	S54. 10. 7	60.06	60.29	60.18	68.01	14※	S61. 7. 6	63.62	64.76	64.19	71.36
36※	S55. 6. 22	68.91	70.06	69.49	74.57	15	H 1. 7. 23	56.28	56.47	56.37	65.02
37	S58. 12. 18	62.62	62.60	62.61	67.94	16	H 4. 7. 26	41.46	40.07	40.77	50.72
38※	S61. 7. 6	63.68	64.84	64.26	71.40	17	H 7. 7. 23	38.53	37.22	37.88	44.52
39	H 2. 2. 18	66.69	68.77	67.73	73.31	18	H10. 7. 12	53.22	53.53	53.38	58.84
40	H 5. 7. 18	59.72	60.49	60.11	67.26	19	H13. 7. 29	50.57	51.18	50.87	56.44
41	H 8. 10. 20	54.17	54.90	54.53	59.65	20	H16. 7. 11	52.02	51.72	51.87	56.57
42	H12. 6. 25	58.11	58.81	58.46	62.49	21	H19. 7. 29	55.50	54.77	55.14	58.64
43	H15. 11. 9	56.73	56.91	56.82	59.86	22	H22. 7. 11	55.36	54.34	54.85	57.92
44	H17. 9. 11	63.95	65.23	64.59	67.51	23	H25. 7. 21	50.11	48.34	49.22	52.61
45	H21. 8. 30	65.10	64.64	64.87	69.28	24	H28. 7. 10	52.36	51.68	52.02	54.70
46	H24. 12. 16	59.06	57.92	58.49	59.32	25	R1. 7. 21	45.72	44.85	45.28	48.80
47	H26. 12. 14	51.99	50.50	51.24	52.66	補欠	S25. 12. 23	69.00	61.14	64.84	—
48	H29. 10. 22	50.28	49.51	49.89	53.68	補欠	S29. 1. 20	47.81	33.02	40.01	—
49	R3. 10. 31	53.55	53.73	53.64	55.93	補欠	S35. 12. 1	41.76	34.95	38.21	—
補欠	S39. 11. 16	60.20		55.88	—	補欠	S42. 11. 5	28.56	23.32	25.89	—
補欠	H18. 4. 23	49.32	49.93	49.63	—	補欠	S56. 3. 8	29.27	26.65	27.96	—
						補欠	H14. 10. 27	25.10	23.18	24.14	—

注1) 第41回以降の衆議院議員選挙の投票率は小選挙区のものであり、参議院議員選挙の投票率は選挙区(地方区)のものである。

注2) ※は衆・参同日選挙。

注3) S39.11.16執行の衆議院議員補欠選挙の選挙区は旧千葉県第2区である。

注4) H18.4.23執行の衆議院議員補欠選挙の選挙区は千葉県第7区である。

## (イ) 県政選挙

知事選挙					県議会議員選挙					
回数	選挙年月日	投票率(%)			回数	選挙年月日	投票率(%)			全国投票率
		男	女	計			男	女	計	
1	S22. 4. 5	70.41	50.29	59.85	1	S22. 4. 30	81.06	72.38	76.50	81.65
1	S22. 4. 15	57.73	39.49	48.14	2	S26. 4. 30	82.37	76.76	79.39	82.99
2	S25. 12. 13	70.32	62.25	66.05	3	S30. 4. 23	74.87	68.01	71.26	77.24
3	S29. 11. 13	36.65	22.73	29.30	4	S34. 4. 23	76.23	71.96	74.00	79.48
4	S33. 10. 28	58.38	50.17	54.08	5	S38. 4. 17	73.08	71.13	72.07	76.85
5	S37. 10. 28	48.34	40.09	44.04	6	S42. 4. 15	63.67	65.65	64.68	71.48
6	S38. 4. 17	72.56	70.55	71.51	7	S46. 4. 11	64.94	66.78	65.87	72.94
7	S42. 4. 15	61.99	63.31	62.66	8	S50. 4. 13	67.42	69.11	68.26	74.13
8	S46. 4. 11	63.93	65.36	64.65	9	S54. 4. 8	59.42	62.11	60.77	69.39
9	S50. 4. 13	67.44	69.12	68.28	10	S58. 4. 10	50.53	52.77	51.65	68.47
10	S54. 4. 8	56.64	58.44	57.54	11	S62. 4. 12	51.79	54.42	53.11	66.66
11	S56. 4. 5	27.00	23.78	25.38	12	H 3. 4. 7	45.37	48.82	47.09	60.49
12	S60. 3. 24	31.42	29.98	30.70	13	H 7. 4. 9	44.14	47.82	45.96	56.23
13	H 1. 3. 19	47.06	46.99	47.03	14	H11. 4. 11	44.25	46.26	45.25	56.70
14	H 5. 3. 14	32.13	31.66	31.90	15	H15. 4. 13	39.05	41.44	40.24	52.48
15	H 9. 3. 16	28.73	28.62	28.67	16	H19. 4. 8	43.63	45.22	44.43	52.25
16	H13. 3. 25	37.10	36.66	36.88	17	H23. 4. 10	39.77	40.31	40.04	48.15
17	H17. 3. 13	42.91	43.65	43.28	18	H27. 4. 12	36.79	37.22	37.01	45.05
18	H21. 3. 29	45.53	45.58	45.56	19	H31. 4. 7	35.94	36.58	36.26	44.02
19	H25. 3. 17	31.71	32.20	31.96						
20	H29. 3. 26	31.02	31.33	31.18						
21	R 3. 3. 21	38.04	39.91	38.99						

(注) 第1回千葉県知事選挙においては、法定得票数に達しなかったため、上位2人による決選投票を行った。

### 3 市町村行政関係

#### (1) 市町村計画の策定状況

##### ア 総括表

令和4年3月31日現在

市町村数	基本構想の策定状況		基本計画の策定状況	
	策定済の市町村数		策定済の市町村数	
		うち令和3年度中に策定(改訂)した市町村		うち令和3年度中に策定(改訂)した市町村
市 37	34	3	34	4
町 16	14	1	14	2
村 1	1	0	1	0
計 54	49	4	49	6

##### イ 市町村別策定状況

令和4年3月31日現在

区分 市町村名	基本構想		基本計画		実施計画		基本構想の目標 (スローガン)	備考
	議決年月日	構想の期間	策定(改訂)年月	計画期間	策定(改訂)年月	計画期間		
千葉市	11.12.15	21世紀を展望	23.6	24～3	30.3	30～2	人とまち いきいきと幸せに輝く都市	
銚子市	31.3.8	元～10	31.3	元～10	3.11	4～6	握手 ～つながる まちづくりの力～	
市川市	12.12.12	13～7					ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ	
船橋市		4～13	4.3	4～13			人も まちも 輝く 笑顔あふれる 船橋	
館山市	27.12.18	28～7	3.3	3～7			笑顔あふれる 自然豊かな「あったか ふるさと」館山	
木更津市	26.3.14	26～12	31.3	元～4	4.3	4～4	魅力あふれる 創造都市 きさらづ ～東京湾岸のひとまちを結ぶ 躍動するまち～	
松戸市	9.12.16	10～3	23.1	23～3	29.4	29～2	次代を担う子どもたちのふるさと 緑花清流による松戸の創生	
野田市	27.12.21	28～12	27.12	28～3	4.3	4～6	～人のつながりがまちを変える～ みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち	
茂原市	3.3.18	3～12	3.3	3～7	4.3	3～5	未来へつながる「交流拠点都市」もばら	
成田市	27.7.1	28～9	2.3	2～5	3.9	4～6	住んでよし 働いてよし 訪れてよしの生涯を完結できる 空の港まち なりた	
佐倉市	元.12.16	2～13	元.12	2～5	4.3	4～6	笑顔輝き 佐倉 咲く みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」	
東金市	2.12.17	3～12	3.3	3～7	4.3	4～5	豊かな自然と伝統を守り 未来へ続くMy City東金	

区分 市町村名	基本構想		基本計画		実施計画		基本構想の目標 (スローガン)	備考
	議決年月日	構想の期間	策定 (改訂) 年月	計画期間	策定 (改訂) 年月	計画期間		
旭市							郷土愛からつなぐ未来 ず〜っと大好きなまち旭 〜三郷の実現から発展へ〜	総合計画に替わるものとして総合戦略を策定
習志野市	25.9.30	26～7	2.3	2～7	2.3	2～4	未来のために 〜みんながやさしさでつながるまち〜習志野	
柏市	27.12.16	28～7	3.3	3～7			未来へつづく先進住環境都市・柏 〜笑顔と元気が輪となり広がる交流拠点〜	
勝浦市	22.9.16	23～4	29.3	29～4	4.1	2～4	海と緑と人がともに歩むまち “元気いっぱい かつうら”	
市原市	28.12.15	29～8	2.3	29～8	4.3	4～6	夢つなぎ ひときらめく 未来創造都市 いちはら 〜ひとの活躍が新たな誇りを創るまちへ〜	
流山市	元.12.18	2～	2.3	2～11	4.3	4～6	都心から一番近い森のまち	基本構想は期間を定めず、基本計画の見直しの際に、見直しするか検討
八千代市	2.12.22	3～10	3.3	3～6	4.3	4～6	人がつながり 未来につなぐ 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ	
我孫子市	3.3.22	4～15	4.3	4～9	4.3	4～6	未来につなぐ心やすらぐ水辺のまち 我・孫・子	
鴨川市	27.12.22	28～7	3.3	3～7	3.3	3～7	活力あふれる健やか交流のまち鴨川 〜みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと〜	
鎌ヶ谷市	元.12.13	3～14	3.3	3～8	3.3	3～8	人と緑と産業が調和し 未来へひろがる 鎌ヶ谷	
君津市	3.9.29	4～12	4.3	4～8	4.3	4～4	ひとが輝き 幸せつなぐ きみつ	
富津市							誰もが「住みたいまち富津市」	
浦安市	元.12.20	2～21	元.12	2～11	4.3	2～6	人が輝き躍動するまち・浦安 〜すべての市民の幸せのために〜	コロナの感染拡大による事業進捗に影響がでており、計画期間を修正し改訂
四街道市	26.3.28	26～5	31.3	元～5			人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道	
袖ヶ浦市	2.3.9	2～13	2.6	2～7	2.6	2～4	みんなで作る 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦	
八街市	27.3.23	27～6	2.3	2～6	2.3	2～6	ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた	
印西市	2.9.3	3～12	3.3	3～7	4.3	4～6	住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで	
白井市	27.7.8	28～7	2.12	3～7	3.3	3～7	ときめきとみどりあふれる快活都市	
富里市		4～13	4.3	4～8	4.3	4～6	心ひとつに 未来に向かって飛び立つ 躍動のとみさと	
南房総市		30～9	30.9	30～4			ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷 南房総	
匝瑳市	元.6.24	2～13	2.3	2～5	4.2	4～6	『海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市』 〜 <sup>め</sup> 匝り集う人々と <sup>あざ</sup> 瑳やかな自然のあるふるさと〜	

区分 市町村名	基本構想		基本計画		実施計画		基本構想の目標 (スローガン)	備考
	議決年月日	構想の期間	策定 (改訂) 年月	計画期間	策定 (改訂) 年月	計画期間		
香 取 市		30～9	30.3	30～4	3.3	3～5	豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取 ～人が輝き 人が集うまち～	
山 武 市	31.3.13	元～4	31.3	元～4	4.3	4～6	海と緑、人が集い、住まう誇りがもてるまち 山武	
い す み 市			30.3	30～9			幸せ、安心、笑顔あふれるまち いすみ	
大網白里市	2.12.23	3～12	3.3	3～7	3.5	3～7	未来に向けて みんなでつくろう！ 住みたい・住み続けたいまち	
酒々井町	3.12.22	4～13	4.3	4～8	4.3	4～6	人 自然 歴史 文化が調和した活力あふれるまち 酒々井	
栄 町	30.12.14	元～8	31.3	元～4	4.3	4～4	ひとが元気 まちが元気 みんなで作る水と緑のふるさと さかえ	
神 崎 町		3～12	3.3	3～7	3.3	3～5	生き生きわくわく 人も発酵するまち こうざき	
多 古 町	3.3.15	3～11	3.3	3～6			世代を超えて みんなで暮らしつづけたい 多古町	
東 庄 町	28.12.6	29～8	29.3	29～3	31.3	元～3	躍動・連携・地域力 とうのしょう ～地域の宝を地域の力で次代へ～	
九十九里町	2.6.2	3～12	3.3	3～7	3.3	3～5	人、自然、風土を力に未来に広がる海浜文化都市九十九里	
芝 山 町	3.3.19	3～12	3.3	3～6	4.3	4～6	まち・子育て・仕事・暮らし 充実と希望が生まれる国際空港町(タウン)・芝山	
横 芝 光 町	29.12.7	30～7	4.3	4～7	4.3	4～7	人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち 横 芝光	
一 宮 町							躍動する緑と海と太陽のまち	総合計画に替わるものとして第2期総合戦略を策定中
睦 沢 町					3.4	3～4	今も未来も「いろんな笑顔であふれるまち」むつざわ	基本構想及び基本計画に替わるものとして第2期総合戦略を策定
長 生 村	3.3.5	3～17	3.3	3～7	4.3	4～6	夢がある、生きがいを感じる、住んで良かった 長生村	
白 子 町		30～9	30.3	30～4			笑顔 元気 ずっと暮らしたい町 しらこ	
長 柄 町	3.3.3	3～12	3.3	3～7	3.12	4～6	水と緑と笑顔が輝くヒューマンリゾートながら	
長 南 町	2.12.10	3～12	3.3	3～7	3.3	3～5	人とつながり 地域とつながり 次代へつなげる 「ただいま、おかえり」心のふるさと 長南	
大 多 喜 町	27.11.6	28～7	2.12	3～7	4.3	4～6	ひと まち みどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜	
御 宿 町	25.3.11	25～4	29.12	30～4	29.12	30～4	笑顔と夢が膨らむまち～ともに支え合う挑戦と再生～	
鋸 南 町		3～12	3.3	3～7			みんなで作る 三ツ星のふるさと・鋸南	

(2) 主要地域指定立法等による地域指定を受けている市町村

ア 市町村別一覧

法令名 市町村名	低開 地工 開促 進	発 域 業 発 法	過疎法 注1	半島 振興法	農 村 産 業 法 注2	首都圏 整備法 注3	特定農 山村法 注4	総保地 整備法 注5	合 養 域 法 注6	地 方 抛 点 法 注6
千葉市						◎				
銚子市					○			◎		
市川市						◎				
船橋市						◎				
館山市				○	○		○	◎		
木更津市						○				
松戸市						◎				
野田市						◎				
茂原市					○			◎		◎
成田市						◎				
佐倉市						◎				
東金市					○					◎
旭市	○	○			◎		○	○		
習志野市						◎				
柏市						◎				
勝浦市			◎	○	◎			◎		
市原市						○				
流山市						◎				
八千代市						◎				
我孫子市						◎				
鴨川市			○	○	○		◎	◎		
鎌ヶ谷市						◎				
君津市						○	○	◎		
富津市				○		○	○	◎		
浦安市						◎				

法令名 市町村名	低開 地工 開促 進	開 發 域 業 法	過疎法 注1	半島 振興法	農 村 業 法 注2	首都圏 整備法 注3	特定農 山村法 注4	総保地 整備 注5	合養域 法 注6	地方 拠点法 注6
四街道市						◎				
袖ヶ浦市						○				
八街市					○					
印西市						◎				
白井市						◎				
富里市						◎				
南房総市			◎	○	○		○	◎		
匝瑳市	○				◎			○		
香取市					◎					
山武市					◎			○		○
いすみ市				○	◎		○	◎		
大網白里市					○			○		○
酒々井町						◎				
栄町						◎				
神崎町					○					
多古町					○					
東庄町			◎		○					
九十九里町					○		○	○		○
芝山町					○					○
横芝光町					◎			○		○
一宮町					○			◎		○
睦沢町					◎			◎		○
長生村					◎			◎		○
白子町					○			◎		○
長柄町					◎			◎		○
長南町			◎		○			○		○

法令名 市町村名	低地開 工開 促進 法	開 発 業 法	過疎法 注1	半島 振興法	農 村 産 業 法 注2	首都圏 整備法 注3	特定農 山村法 注4	総保 地整 備法 注5	合 養 域 地 方 法 注6
大多喜町			◎	○	◎		○	◎	
御宿町				○	○		○	◎	
鋸南町			◎	○	○		◎	○	
市町村計	2市 町 村	4市 4町 村	4市 3町 村	6市 3町 村	14市 14町 1村	23市 2町 村	7市 4町 村	13市 10町 1村	4市 8町 1村

(○は地域指定を受けていることを示す。)

注1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法～○:一部の区域が過疎地域とみなされる市町村(鴨川市(旧天津小湊町の区域))、◎:全部の地域が過疎地域

注2 平成29年7月14日に旧法である「農村地域工業等導入促進法」の題名が、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(農村産業法)」に改められた。なお、新法による計画は策定されていないため、表記は旧法に則るものである～○:指定地域、◎:指定地域のうち農村地域工業等実施計画策定団体

注3 昭和41年5月30日首都圏整備委員会告示第1号に基づく首都圏近郊整備地帯であり、区域名は平成29年9月1日における行政区域その他の区域によって表示されたもの～○:一部の区域が首都圏近郊整備地帯である市町村(区域については下表参照)、◎:全部の区域が首都圏近郊整備地帯である市町村

注4 特定農山村法～○:一部の地域(旧町村)が特定農山村地域である市町村(区域については右表参照)、◎:全部の地域が特定農山村地域である市町村

注5 総合保養地域整備法～○:特定地域のうち重点整備地区以外、◎:特定地域のうち重点整備地区

注6 地方拠点法～○:長生・山武地方拠点都市地域構成団体、◎:構成団体のうち中心都市

イ 首都圏整備法において市町村の一部区域が指定されている区域一覧

市町村名	区域名
木更津市	真里谷、真里、下内橋、戸国、茅野、茅野七曲、山本七曲、大稲、田川、佐野、下郡、根岸、上根岸及び下宮田の区域を除く。
市原市	牛久、奉免、妙香、中、佐是、西国吉、皆吉、金沢、大蔵、藪、岩、鶴舞、田尾、池和田、矢田、下矢田、山小川、馬立、上原、上高根、中高根、風戸、栢橋、南岩崎、寺谷、石川、米沢、皆吉大蔵入会、真ヶ谷、安久谷、原田、江子田、奥野、堀越、宿、島田、市場、水沢、平蔵、米原、小草畑、高滝、養老、本郷、大和田、久保、外部田、駒込、山口、不入、古敷谷、小谷田、吉沢、新井、飯給、徳氏、平野、大戸、月出、万田野、柿木台、田淵、大久保、石塚、菅野、月崎、国本、柳川、折津、石神、朝生原、戸面、田淵旧日竹の区域を除く。
君津市	三直、内箕輪、内箕輪一丁目、八重原、法木作、法木作一丁目、外箕輪、外箕輪一丁目から四丁目まで、柰師、柰師一丁目から四丁目まで、南子安、南子安一丁目から九丁目まで、北子安、北子安一丁目から六丁目まで、坂田、東坂田一丁目から四丁目まで、西坂田一丁目から四丁目まで、大和田、大和田一丁目から五丁目まで、人見、人見一丁目から五丁目まで、中野、中野一丁目から六丁目まで、久保、久保一丁目から五丁目まで、北久保一丁目及び二丁目、南久保一丁目から三丁目まで、陽光台一丁目から三丁目まで、高坂、台一丁目及び二丁目、君津、西君津、宮下、宮下一丁目及び二丁目、小山野、常代、浜子、六手、皿引、尾車、草牛、馬登、大山野、作木、山高原、貞元、八幡、新御堂、杉谷、郡、小香、上湯江、下湯江、中富、畑沢飛地、北子安飛地、久保飛地、中野飛地、下湯江飛地並びに内箕輪外箕輪法木作入会の区域並びに根本、小糸大谷、長石及び糠田飛地の区域のうち図面に示す区域に限る。
富津市	富津、川名、篠部、新井、大堀一丁目から三丁目まで、大堀、青木、新富、西川、下飯野、上飯野、本郷、前久保及び二間塚の区域に限る。
袖ヶ浦市	奈良輪、坂戸市場、高柳飛地、神納、神納一丁目及び二丁目、福王台一丁目から四丁目まで、今井、今井一丁目から三丁目まで、蔵波、蔵波台一丁目から七丁目まで、久保田、久保田代宿入会地、久保田一丁目及び二丁目、長浦駅前一丁目から八丁目まで、代宿、北袖、中袖、南袖、長浦、飯富、下新田、三ツ作、野田、大曾根、勝並びにのぞみ野の区域に限る。

※昭和41年5月30日首都圏整備委員会告示第1号より。区域名は平成29年9月1日における行政区域その他の区域によって表示されたもの

ウ 特定農山村法において市町村の一部地域が指定されている区域一覧

市町村名	区 域 ( 旧 町 村 ) 名
館 山 市	西岬村、富崎村、豊房村
旭 市	飯岡町のうち旧豊岡村の区域
君 津 市	久留里町、松丘村、亀山村、君津町、周南村、中村、小糸村、秋元村、三島村
富 津 市	竹岡村、金谷村、環村、関豊村
南房総市	富浦町、富山町、千倉町、丸山町のうち旧丸村の区域、和田町
いすみ市	大原町、岬町
九十九里町	鳴浜村
大多喜町	老川村、西畑村
御 宿 町	浪花村

(3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎対策

ア 県内の過疎地域等の指定状況について(4市4町)

(ア) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項の規定により過疎地域をその区域とする市町村

勝浦市、南房総市、香取郡東庄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

(イ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第3条の規定により過疎地域とみなされる区域

旭市(旧干潟町の区域)、鴨川市(旧天津小湊町の区域)

※ 過疎地域自立促進特別措置法の失効(令和3年3月31日)に伴い、新たな過疎対策法として過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和3年4月1日に施行された。(令和13年3月31日までの時限立法)

イ 過疎債発行(予定)額の状況

(単位:百万円)

平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
569.1	884.5	777.2	1,041.4	719.9	950.8	1,476.4	2,959.2	2,491.5	2,482.3

※ 発行(予定)額: 総務省から毎年度調査依頼のある「協議・届出又は許可に係る地方債の発行状況等について」により、本県が総務省に発行(予定)額として回答した数値

(4) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく辺地対策

ア 辺地の区域一覧

市町村名	辺地名	辺地人口 (人)	辺地面積 (km <sup>2</sup> )	辺地度数 (点)	総合整備計画期間
館山市	畑	86	5.3		
	神余	595	8.5		
	西岬 (西)	960	8.3		
市原市	万田野	219	3.9		
	月出	95	8.1		
	小草畑	71	3.4		
鴨川市	畑	182	3.4		
	西	117	2.9		
	江見北区	124	2.1		
	四方木	76	9.1		
南房総市	山田	176	5.1		
	増間	101	5.9		
	千倉町大貫	233	6.2		
	大井	312	8.8		
	和田町上	203	8.1		
	和田町中	243	3.5		
いすみ市	荻原	407	5.1		
	川目・荒木根	79	4.0		
多古町	一鍬田	143	1.9		
	方田	100	0.9		
	坂	210	1.4		
	牛尾	280	2.2		
東庄町	東和田	130	1.4		
	神田	89	0.7		
芝山町	菱田	63	2.0		
大多喜町	会所・宇野辺	99	2.4	156	H29～R3
	会所・弓木	180	5.0	190	R3～R7
	平沢・田代	305	17.1		
	栗又	110	2.0		
	小沢又・面白	158	2.5		
	大田代	64	1.9		
	筒森	128	4.0		
	小田代	163	1.5		
	葛藤	174	1.4		
鋸南町	大崩	85	3.7		
	奥山	73	3.2		
	市井原	106	3.2		
合計	市町村数 10 辺地数 37	( 188 ) 6,939	( 4.3 ) 160.1		

(注) 合計欄の ( ) 内は1辺地当たりの数値

※ 令和4年1月調査「令和3年度辺地状況調査について」参考

※ 辺地度数については、総合整備計画策定時点のもの

イ 辺地債発行（予定）額の状況

（単位：百万円）

平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
22.2	55.0	18.0	0.0	3.7	21.7	58.0	52.9	75.0	95.0

※ 発行（予定）額：総務省から毎年度調査依頼のある「協議・届出又は許可に係る地方債の発行状況等について」により、本県が総務省に発行（予定）額として回答した数値

(5) 市町村における直接請求の状況

市 町 村 名	関 宿 町 ( 現 野 田 市 )	山 武 町 ( 現 山 武 市 )	松 戸 市	勝 浦 市
請 求 の 内 容	環境衛生施設準備用地取得及び役場庁舎建設等に関する事務監査請求	中央会館・保健センターの建設工事に関する事務監査請求	中学校の学校給食実施に伴う直営自校方式による完全給食に関する条例の制定請求	勝浦市役所の位置を変更する条例の廃止請求
請 求 代 表 者 証 明 書 交 付 日 年 月	昭和62年11月20日	昭和63年11月9日	昭和63年11月12日	平成2年8月3日
法 署 名 者 定 数	(1/50) 355	(1/50) 169	(1/50) 6,262	(1/50) 398
署 名 収 集 数	1,159	378	65,759	656
署 名 収 集 数 の 審 査 結 果	有効 486 無効 673 (成立)	有効 353 無効 25 (成立)	有効 58,828 無効 6,931 (成立)	有効 578 無効 78 (成立)
本 年 請 求 月 日	昭和63年2月15日	昭和63年12月28日	平成元年1月19日	平成2年9月25日
請 求 の 結 果	昭和63年4月7日町議会に報告	平成元年6月23日町議会に報告	平成元年2月3日臨時市議会において否決	平成2年9月28日市議会において否決

市 町 村 名	八 千 代 市	勝 浦 市	木 更 津 市	鋸 南 町
請 求 の 内 容	市議会の議員の定数を減少する条例の制定請求	市議会の議員の定数を減少する条例の制定請求	公文書公開条例の制定請求	鋸南町議会の議員定数条例の一部を改正する条例の制定請求
請 求 代 表 者 証 明 書 交 付 日 年 月	平成6年5月18日	平成6年9月19日	平成6年10月7日	平成11年10月20日
法 署 名 者 定 数	(1/50)	(1/50) 393	(1/50) 1,891	(1/50) 181
署 名 収 集 数	(署名簿提出せず)	3897	3,655	210
署 名 収 集 数 の 審 査 結 果		有効 3,289 無効 608 (成立)	有効 3,075 無効 580 (成立)	有効 199 無効 11 (成立)
本 年 請 求 月 日		平成6年11月22日	平成6年12月5日	平成11年11月24日
請 求 の 結 果		平成6年12月9日市議会において否決	平成6年12月21日市議会において否決	平成11年12月7日町議会において否決

市 町 村 名	四 街 道 市	鋸 南 町	鋸 南 町	鋸 南 町
請 求 の 内 容	都市計画道路を見直し住民主体の道路施策を推進する条例の制定請求	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定請求	鋸南町特別職の給与及び旅費に関する条例改廃請求	鋸南町小中学校等教育行政に対する事務監査請求
請 求 代 表 者 証 明 書 交 付 日 年 月	平成11年10月28日	平成11年10月29日	平成11年12月1日	平成12年1月18日
法 署 名 者 定 数	(1/50) 1,342	(1/50) 181	(1/50) 182	(1/50) 182
署 名 収 集 数	4,566	227	251	214
署 名 収 集 数 の 審 査 結 果	有効 4,454 無効 112 (成立)	有効 206 無効 21 (成立)	有効 235 無効 16 (成立)	有効 209 無効 5 (成立)
本 年 請 求 月 日	平成12年1月7日	平成11年11月24日	平成12年2月4日	平成12年3月8日
請 求 の 結 果	平成12年3月31日市議会において否決	平成11年12月7日町議会において否決	平成12年2月21日臨時町議会において否決	平成12年8月7日町議会に報告

市 町 村 名	一 宮 町	八 千 代 市	山 武 町 ( 現 山 武 市 )	山 武 町 ( 現 山 武 市 )
請 求 の 内 容	公園建設に係る町政運営及び用地買収予算に関する事務監査請求	東京女子医大病院の誘致計画の賛否を問う八千代市住民投票条例の制定請求	山武町保健福祉施設の建設の賛否を問う山武町住民投票条例制定請求	山武町の合併についての意思を問う住民投票条例制定請求
請 求 代 表 者 付 日 証 明 書 交 付 日 年 月	平成14年7月8日	平成14年10月28日	平成15年2月24日	平成15年4月25日
法 署 名 者 定 数	(1/50) 198	(1/50) 2,813	(1/50) 312	(1/50) 312
署 名 収 集 数	1,048	4,677	465	1,587
署 名 収 集 数 果 の 審 査 結 果	有効 847 無効 201 (成立)	有効 4,408 無効 269 (成立)	有効 424 無効 41 (成立)	有効 1,282 無効 305 (成立)
本 年 請 求 日 月	平成14年9月3日	平成15年1月17日	平成15年5月16日	平成15年6月24日
請 求 の 結 果	平成14年9月18日町議会に報告	平成15年2月27日臨時市議会において否決	平成15年7月10日臨時町議会において否決	平成15年7月10日臨時町議会において否決

市 町 村 名	蓮 沼 村 ( 現 山 武 市 )	勝 浦 市	松 尾 町 ( 現 山 武 市 )	沼 南 町 ( 現 柏 市 )
請 求 の 内 容	蓮沼村の合併についての意思を問う住民投票条例制定請求	勝浦市が夷隅郡御宿町、大原町、岬町、夷隅町及び大多喜町と合併することについての賛否を問う住民投票に付するための条例の制定請求	松尾町の合併についての意思を問う住民投票条例の制定請求	沼南町が柏市と合併することの可否について、住民の意思確認を求める住民投票条例の制定請求
請 求 代 表 者 付 日 証 明 書 交 付 日 年 月	平成15年6月20日	平成15年9月22日	平成15年10月3日	平成16年4月19日
法 署 名 者 定 数	(1/50) 77	(1/50) 387	(1/50) 185	(1/50) 748
署 名 収 集 数	316	1,668	212	1,525
署 名 収 集 数 果 の 審 査 結 果	有効 314 無効 2 (成立)	有効 1,385 無効 283 (成立)	有効 190 無効 22 (成立)	有効 1,251 無効 274 (成立)
本 年 請 求 日 月	平成15年7月15日	平成15年11月4日	平成15年11月13日	平成16年6月3日
請 求 の 結 果	平成15年8月1日臨時村議会において否決	平成15年11月21日臨時市議会において否決	平成15年11月27日臨時町議会において否決	平成16年6月17日町議会において否決

市 町 村 名	山 武 町 ( 現 山 武 市 )	大 多 喜 町	東 金 市	和 田 町 ( 現 南 房 総 市 )
請 求 の 内 容	山武町の合併についての意思を問う住民投票条例の制定請求	大多喜町が夷隅郡、御宿町、大原町及び岬町と合併協議会設置の賛否を住民投票に付するための条例の制定請求	1市4町1村の合併の是非を問う住民投票条例の制定請求	千葉県安房郡和田町議会議員解職請求
請 求 代 表 者 付 日 証 明 書 交 付 日 年 月	平成16年8月16日	平成16年9月10日	平成16年9月21日	平成16年10月1日
法 署 名 者 定 数	(1/50) 314	(1/50) 194	(1/50) 945	(1/3) 1,628
署 名 収 集 数	2,746	3,429	7,561	2,139
署 名 収 集 数 果 の 審 査 結 果	有効 2,217 無効 529 (成立)	有効 3,136 無効 293 (成立)	有効 6,290 無効 1,271 (成立)	有効 1,960 無効 179 (成立)
本 年 請 求 日 月	平成16年10月6日	平成16年11月1日	平成16年9月30日	平成16年12月1日
請 求 の 結 果	平成16年10月14日町議会において可決	平成16年11月12日臨時町議会において否決	平成16年9月30日市議会において可決	平成17年1月30日解職の投票により失職

市 町 村 名	白 浜 町 (現南房総市)	小 見 川 町 (現香取市)	千 葉 市	横 芝 町 (現横芝光町)
請 求 の 内 容	白浜町が市町村合併することの可否を住民投票に付するための条例の制定請求	市町村合併の可否に関する住民投票条例制定の請求	徴税事務に係る事務監査請求	2町合併の是非を問う住民投票条例の制定請求
請 求 代 表 者 証 明 書 交 付 日	平成16年10月8日	平成16年11月2日	平成16年11月2日	平成16年11月9日
法 署 名 者 定 数	(1/50) 103	(1/50) 424	(1/50) 14,623	(1/50) 243
署 名 収 集 数	3,152	2,980	22,717	2,159
署 名 収 集 結 果	有効 2,595 無効 557 (成立)	有効 2,750 無効 230 (成立)	有効22,091 無効 626 (成立)	有効 1,908 無効 251 (成立)
本 年 請 求 日	平成16年12月9日	平成17年1月17日	平成17年1月11日	平成17年1月5日
請 求 の 結 果	平成16年12月14日町議会において否決	平成17年1月31日臨時町議会において否決	平成18年3月30日市議会に報告	平成17年1月26日町議会において否決

市 町 村 名	鴨 川 市	光 町 (現横芝光町)	八 日 市 場 市 (現匝瑳市)	鋸 南 町
請 求 の 内 容	鴨川市里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例の制定請求	光町が横芝町と合併することの可否を問う住民投票条例の制定請求	八日市場市が野栄町との合併をすることの可否を市民に問う住民投票条例の制定請求	鋸南町議会の議員定数等条例改廃請求
請 求 代 表 者 証 明 書 交 付 日	平成16年12月6日	平成16年12月7日	平成16年12月10日	平成16年12月14日
法 署 名 者 定 数	(1/50) 504	(1/50) 202	(1/50) 533	(1/50) 175
署 名 収 集 数	2,448	1,124	2,177	202
署 名 収 集 結 果	有効 2,198 無効 250 (成立)	有効 1,033 無効 91 (成立)	有効 1,937 無効 240 (成立)	有効 197 無効 5 (成立)
本 年 請 求 日	平成17年1月19日	平成17年1月28日	平成17年2月2日	平成17年1月13日
請 求 の 結 果	平成17年2月4日臨時市議会において否決	平成17年2月7日臨時町議会において否決	平成17年2月17日臨時市議会において否決	平成17年2月4日臨時町議会において否決

市 町 村 名	佐 原 市 (現香取市)	習 志 野 市	横 芝 町 (現横芝光町)	袖 ヶ 浦 市
請 求 の 内 容	佐原市が小見川町、山田町及び栗源町と合併することの可否を住民投票に付するための佐原市住民投票条例の制定請求	仮称「ポートピア習志野」建設について市民に賛否を問う住民投票条例の制定請求	千葉県山武郡横芝町長解職請求	市が施行主体となって行う袖ヶ浦駅北側土地地区画整理事業について市民の賛否を問う住民投票条例の制定請求
請 求 代 表 者 証 明 書 交 付 日	平成16年12月16日	平成17年1月14日	平成17年2月1日	平成17年4月15日
法 署 名 者 定 数	(1/50) 782	(1/50) 2,549	(1/3) 4,048	(1/50) 961
署 名 収 集 数	3,440	11,080	4,487	13,663
署 名 収 集 結 果	有効 3,225 無効 215 (成立)	有効10,650 無効 430 (成立)	有効 3,509 無効 978 (不成立)	有効11,434 無効 2,229 (成立)
本 年 請 求 日	平成17年2月18日	平成17年2月28日		平成17年6月17日
請 求 の 結 果	平成17年3月14日市議会において否決	平成17年3月30日市議会において否決		平成17年7月8日臨時市議会において修正可決

市 町 村 名	市 川 市	い す み 市	山 武 市	四 街 道 市
請 求 の 内 容	市川市平和無防備条例制定請求	いすみ市議会議員及びいすみ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例廃止請求	山武市議会解散請求	四街道市における地域交流センターの建設の賛否を問う住民投票条例制定請求
請 求 代 表 者 証 明 書 交 付 日	平成18年3月17日	平成18年7月24日	平成18年10月31日	平成19年8月1日
法 署 名 者 定 数	(1/50) 7,530	(1/50) 731	(1/3) 16,244	(1/50) 1,413
署 名 収 集 数	12,558	1,788	(署名簿提出せず)	10,210
署 名 収 集 結 果	有効 11,119 無効 1,439 (成立)	有効 1,625 無効 163 (成立)		有効 9,142 無効 1,068 (成立)
本 年 請 求 日	平成18年5月23日	平成18年9月15日		平成19年10月5日
請 求 の 結 果	平成18年6月7日市議会において否決	平成18年10月18日市議会において否決		平成19年10月25日臨時市議会において可決

市 町 村 名	銚 子 市	印 西 市	本 埜 村 ( 現 印 西 市 )	印 旛 村 ( 現 印 西 市 )
請 求 の 内 容	銚子市長解職請求	印西市が印旛村及び本埜村と合併することの是非について市民の意思を問う住民投票条例制定請求	本埜村長解職請求	印旛村が印西市及び本埜村と合併することの是非について村民の意思を問う住民投票条例制定請求
請 求 代 表 者 証 明 書 交 付 日	平成20年11月21日	平成21年6月23日	平成21年9月11日	平成21年11月20日
法 署 名 者 定 数	(1/3) 20,229	(1/50) 1,014	(1/3) 2,292	(1/50) 210
署 名 収 集 数	26,006	1,152	3,416	(署名簿提出せず)
署 名 収 集 結 果	有効 23,405 無効 2,601 (成立)	有効 1,076 無効 76 (成立)	有効 3,285 無効 131 (成立)	
本 年 請 求 日	平成21年2月6日	平成21年10月3日	平成21年11月6日	
請 求 の 結 果	平成21年3月29日銚子市長の解職の投票により失職	平成21年10月20日市議会において否決	平成21年12月27日本埜村長の解職の投票により失職	

市 町 村 名	松 戸 市	八 千 代 市	東 金 市
請 求 の 内 容	新病院整備基本計画の賛否を問う住民投票条例の制定	新川周辺地区都市再生整備計画の事業別賛否を問う八千代市住民投票条例制定請求	東千葉メディカルセンター建設の是非を問う住民投票条例の制定請求
請 求 代 表 者 証 明 書 交 付 日	平成22年1月15日	平成22年9月10日	平成24年3月23日
法 署 名 者 定 数	(1/50) 7,887	(1/50) 3,031	(1/50) 979
署 名 収 集 数	31,997	5,945	3,404
署 名 収 集 結 果	有効 28,940 無効 3,057 (成立)	有効 5,614 無効 331 (成立)	有効 3,117 無効 287 (成立)
本 年 請 求 日	平成22年3月24日	平成22年10月31日	平成24年5月25日
請 求 の 結 果	平成22年4月12日市議会において否決	平成22年11月26日市議会において否決	平成24年6月22日市議会において否決

◎ 合併協議会設置の請求

・ 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（旧合併特例法によるものを含む）の規定によるもの

市 町 村 名	四 街 道 市	九 十 九 里 町	大 網 白 里 町	富 里 市
合併対象市町村	千葉市	東金市、大網白里町、成東町、山武町、松尾町、横芝町、芝山町、蓮沼村	千葉市	成田市、栄町、下総町、神崎町、大栄町、多古町、芝山町
請求代表者 証明書交付 年月日	平成14年7月8日	平成14年7月15日	平成14年7月25日	平成14年11月25日
有効署名数	14,979 (有権者数の22.0%)	2,102 (有権者数の12.7%)	2,430 (有権者数の6.4%)	3,187 (有権者数の8.2%)
本年請求 年月日	平成14年9月10日	平成14年9月11日	平成14年9月11日	平成15年2月10日
請求の結果	(平成14年12月議会において否決、四街道市長が住民投票を請求)	合併協議会設置せず (芝山町から議会に付議しない旨の回答)	合併協議会設置せず (千葉市から議会に付議しない旨の回答)	合併協議会設置せず (対象団体のうち6団体から議会に付議しない旨の回答)

市 町 村 名	酒 々 井 町	鎌 ケ 谷 市	白 井 市	成 田 市
合併対象市町村	成田市、富里市、栄町、下総町、神崎町、大栄町、栗源町、多古町、芝山町	白井市	鎌ケ谷市	富里市、栄町、下総町、神崎町、大栄町、栗源町、多古町、蓮沼村、松尾町、横芝町、芝山町
請求代表者 証明書交付 年月日	平成14年12月6日	平成14年12月11日	平成15年1月10日	平成15年1月31日
有効署名数	1,510 (有権者数の8.9%)	2,832 (有権者数の3.4%)	938 (有権者数の2.4%)	2,514 (有権者数の3.2%)
本年請求 年月日	平成15年2月13日	平成15年2月12日	平成15年3月19日	請求なし
請求の結果	合併協議会設置せず (対象団体のうち8団体から議会に付議しない旨の回答)	合併協議会設置せず (白井市から議会に付議しない旨の回答)	合併協議会設置せず (鎌ケ谷市から議会に付議しない旨の回答)	

市 町 村 名	白 浜 町
合併対象市町村	館山市
請求代表者 証明書交付 年月日	平成16年12月27日
有効署名数	333 (有権者数の6.5%)
本年請求 年月日	平成17年1月25日
請求の結果	合併協議会設置せず (館山市から議会に付議しない旨の回答)

・ 合併の特例に関する法律第5条第1項（旧合併特例法第4条の2第1項）の規定によるもの

市 町 村 名	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	勝浦市、大多喜町、夷隅町 御宿町、大原町、岬町
同一請求代表者 証明書交付 年月日	平成14年5月31日	平成14年7月19日
有効署名数	木更津市 22,074 (有権者数の22.4%) 君津市 17,402 ( " 23.6%) 富津市 12,800 ( " 29.3%) 袖ヶ浦市 3,341 ( " 7.1%)	勝浦市 640 (有権者数の3.3%) 大多喜町 582 ( " 5.9%) 夷隅町 308 ( " 4.7%) 御宿町 294 ( " 4.2%) 大原町 777 ( " 4.5%) 岬町 688 ( " 5.5%)
本年請求 年月日	平成14年8月7日	平成14年9月4日 (大多喜町、夷隅町、御宿町、大原町、岬町) 平成14年9月5日 (勝浦市)
請求の結果	合併協議会設置せず (袖ヶ浦市の平成14年9月議会において否決)	平成14年12月25日夷隅郡市合併協議会設置 (御宿町の臨時議会で否決、御宿町長が住民投票を請求、平成14年12月15日住民投票実施)

(6) 市町村における住民投票の状況

○市町村の住民投票条例に基づく住民投票

市 町 村 名		海上町（現旭市）		
条 例 名		海上町における産業廃棄物最終処分場設置についての住民投票に関する条例		
提 案 年 月 日		平成10年 8月 7日（町長）		
制 定 年 月 日		平成10年 8月 7日		
公 布 年 月 日		平成10年 8月 7日		
住 民 投 票	告 示 日	平成10年 8月25日		
	投 票 日	平成10年 8月30日		
	開 票 結 果	投 票 総 数	7, 393票	
		反 対	7, 214票（構成比97.58%）	
		賛 成	123票（" 1.66%）	
そ の 他		56票（" 0.76%）		

市 町 村 名		袖ヶ浦市	
住 民 投 票	根 拠 条 例	市が施行主体となつて行う袖ヶ浦駅北側地区整備事業について市民の賛否を問う住民投票条例	
	告 示 日	平成17年10月13日	
	投 票 日	平成17年10月23日	
開 票 結 果	投 票 総 数	27, 489票	
	反 対	17, 456票（構成比63.50%）	
	賛 成	9, 621票（" 35.00%）	
	そ の 他	412票（" 1.50%）	

市 町 村 名		四街道市	
住 民 投 票	根 拠 条 例	四街道市における地域交流センターの建設の賛否を問う住民投票条例	
	告 示 日	平成19年12月 2日	
	投 票 日	平成19年12月 9日	
開 票 結 果	投 票 総 数	33, 565票	
	反 対	25, 384票（構成比75.63%）	
	賛 成	7, 962票（" 23.72%）	
	そ の 他	219票（" 0.65%）	

○地方自治法に基づく直接請求による住民投票

市 町 村 名		和田町（現南房総市）	
住 民	投 票 内 容	和田町議会議員の解職投票	
	告 示 日	平成17年 1月10日	
	投 票 日	平成17年 1月30日	
開 票 結 果	投 票 総 数	2,678票	
		反 対	895票（構成比33.42%）
		賛 成	1,657票（ 〃 61.87%）
		そ の 他	126票（ 〃 4.71%）

市 町 村 名		銚子市	
住 民	投 票 内 容	銚子市長の解職投票	
	告 示 日	平成21年 3月 9日	
	投 票 日	平成21年 3月29日	
開 票 結 果	投 票 総 数	33,682票	
		反 対	11,590票（構成比34.41%）
		賛 成	20,958票（ 〃 62.22%）
		そ の 他	1,134票（ 〃 3.37%）

市 町 村 名		本埜村（現印西市）	
住 民	投 票 内 容	本埜村長の解職投票	
	告 示 日	平成21年12月 7日	
	投 票 日	平成21年12月27日	
開 票 結 果	投 票 総 数	4,157票	
		反 対	448票（構成比10.78%）
		賛 成	3,645票（ 〃 87.68%）
		そ の 他	64票（ 〃 1.54%）

○市町村の合併の特例に関する法律に基づく法定合併協議会設置の賛否を問う住民投票

市 町 村 名		御宿町	
住 民	投 票 内 容	夷隅地域の法定合併協議会設置の賛否を問う住民投票	
	告 示 日	平成14年12月 5日	
	投 票 日	平成14年12月15日	
開 票 結 果	投 票 総 数	4,567票	
		反 対	1,525票（構成比33.39%）
		賛 成	2,974票（ 〃 65.12%）
		そ の 他	68票（ 〃 1.49%）

市 町 村 名		四街道市	
住 民	投 票 内 容	千葉市を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投票	
	告 示 日	平成15年 1月23日	
	投 票 日	平成15年 2月 2日	
開 票 結 果	投 票 総 数	36,938票	
		反 対	16,333票（構成比44.22%）
		賛 成	20,380票（ 〃 55.17%）
		そ の 他	225票（ 〃 0.61%）

○条例による合併の是非を問う住民投票

市 町 村 名		四街道市	
住 民	根 拠 条 例	千葉市との合併の是非を問う住民投票条例	
	告 示 日	平成16年5月 9日	
	投 票 日	平成16年5月16日	
開 票 結 果	投 票 総 数	44,064票	
		反 対	23,955票 (構成比54.37%)
		賛 成	19,843票 ( " 45.03%)
		そ の 他	266票 ( " 0.60%)

市 町 村 名		和田町 (現南房総市)	
住 民	根 拠 条 例	鴨川市との合併の是非を問う住民投票条例	
	告 示 日	平成16年 6月24日	
	投 票 日	平成16年 7月11日	
開 票 結 果	投 票 総 数	3,656票	
		反 対	2,664票 (構成比72.87%)
		賛 成	927票 ( " 25.36%)
		そ の 他	65票 ( " 1.78%)

市 町 村 名		白井市	
住 民	根 拠 条 例	白井市が印西市、印旛村及び本埜村と合併することの可否に関する住民投票条例	
	告 示 日	平成16年 6月24日	
	投 票 日	平成16年 7月11日	
開 票 結 果	投 票 総 数	27,800票	
		反 対	19,245票 (構成比69.23%)
		賛 成	6,762票 ( " 24.32%)
		そ の 他	1,793票 ( " 6.45%) どちらとも言えない1,536を含む

市 町 村 名		飯岡町 (現旭市)	
住 民	根 拠 条 例	飯岡町が旭市、海上町及び干潟町と合併することの可否に関する住民投票条例	
	告 示 日	平成16年11月 2日	
	投 票 日	平成16年11月 7日	
開 票 結 果	投 票 総 数	5,966票	
		反 対	1,716票 (構成比28.76%)
		賛 成	4,177票 ( " 70.01%)
		そ の 他	73票 ( " 1.23%)

市 町 村 名		東金市	
住 民	根 拠 条 例	1市4町1村の合併の是非を問う住民投票条例	
	告 示 日	平成16年11月21日	
	投 票 日	平成16年11月28日	
開 票 結 果	投 票 総 数	25,846票	
		反 対	17,038票 (構成比65.92%)
		賛 成	8,615票 ( " 33.33%)
		そ の 他	193票 ( " 0.75%)

市 町 村 名		山武町 (現山武市)	
住 民	根 拠 条 例	山武町の合併についての意思を問う住民投票条例	
	告 示 日	平成16年11月30日	
	投 票 日	平成16年12月 5日	
開 票 結 果	投 票 総 数	5,267票	
		反 対	2,342票 (構成比44.47%)
		賛 成	2,867票 ( " 54.43%)
		そ の 他	58票 ( " 1.10%)

市 町 村 名		酒々井町	
住 民	根 拠 条 例	佐倉市との合併の是非を問う住民投票条例	
	告 示 日	平成17年 2月24日	
	投 票 日	平成17年 3月13日	
開 票 結 果	投 票 総 数	10,740票	
		反 対	6,535票 (構成比60.85%)
		賛 成	4,016票 ( " 37.39%)
		そ の 他	189票 ( " 1.76%)

(7) 行政評価の導入状況（令和4年1月1日現在）

市町村名	導入状況			行政評価の対象						
	導入済	試行中	検討中・未定	政策	施策	事務事業				
						全	て	一	部	
						含む 会計 事業を	公 営 企 業 を		含む 会計 事業を	公 営 企 業 を
千葉市	○				○			○	○	
銚子市	○				○			○		
市川市	○							○		
船橋市	○				○			○	○	
館山市	○							○	○	
木更津市			○							
松戸市			○							
野田市			○							
茂原市	○				○			○		
成田市	○			○	○			○		
佐倉市	○				○			○		
東金市	○			○	○			○	○	
旭市	○				○			○	○	
習志野市	○				○					
柏市	○			○						
勝浦市	○				○			○	○	
市原市	○			○	○			○	○	
流山市	○			○	○	○	○			
八千代市			○							
我孫子市	○				○	○	○			
鴨川市	○							○		
鎌ヶ谷市	○			○	○	○				
君津市	○				○					
富津市			○							
浦安市	○					○				
四街道市	○					○	○			
袖ヶ浦市	○				○			○	○	
八街市	○			○	○	○	○			
印西市	○				○			○	○	
白井市	○				○	○	○			
富里市	○				○	○	○			
南房総市			○							
匝瑳市	○							○	○	
香取市	○				○	○	○			
山武市	○				○	○				
いすみ市	○				○			○	○	
大網白里市	○							○	○	
酒々井町	○			○	○			○	○	
栄町	○				○					
神崎町			○							
多古町			○							
東庄町	○				○			○		
九十九里町			○							
芝山町			○							
横芝光町	○				○			○	○	
一宮町			○							
睦沢町			○							
長生村	○				○			○	○	
白子町			○							
長柄町			○							
長南町	○							○	○	
大多喜町	○							○	○	
御宿町	○					○	○			
鋸南町	○					○				
合計団体数	40	0	14	8	28	12	8	24	17	

## (8) 地縁による団体の認可等の状況について

令和4年1月1日現在

区分 市町村名	認可地縁団体				その他地縁団体	合計
	R3.1.1 現在総数 (A)	R3.1.1~R3.12.31 の期間中における		R4.1.1 現在総数 (A)+(B) -(C)	R4.1.1 現在総数	
		認可件数 (B)	認可取消(解 散)件数(C)			
千葉市	99	1	0	100	1,000	1,100
銚子市	11	2	0	13	217	230
市川市	22	1	0	23	204	227
船橋市	108	2	0	110	777	887
館山市	38	1	0	39	123	162
木更津市	39	0	0	39	189	228
松戸市	28	2	0	30	320	350
野田市	36	0	0	36	369	405
茂原市	20	0	0	20	217	237
成田市	63	0	0	63	223	286
佐倉市	19	0	0	19	235	254
東金市	3	0	0	3	74	77
旭市	22	0	0	22	140	162
習志野市	5	0	0	5	244	249
柏市	87	2	0	89	206	295
勝浦市	20	0	0	20	29	49
市原市	67	2	0	69	447	516
流山市	13	0	0	13	170	183
八千代市	6	0	0	6	242	248
我孫子市	10	0	0	10	181	191
鴨川市	2	0	0	2	262	264
鎌ヶ谷市	24	0	0	24	77	101
君津市	44	0	0	44	162	206
富津市	42	0	0	42	74	116
浦安市	0	0	0	0	83	83
四街道市	15	0	0	15	73	88
袖ヶ浦市	46	0	0	46	149	195
八街市	22	0	0	22	237	259
印西市	12	0	0	12	178	190
白井市	7	0	0	7	90	97
富里市	16	0	0	16	99	115
南房総市	36	0	0	36	97	133
匝瑳市	13	0	0	13	361	374
香取市	65	2	0	67	252	319
山武市	13	0	0	13	253	266
いすみ市	60	1	0	61	91	152
大網白里市	20	0	0	20	116	136
酒々井町	6	0	0	6	28	34
栄町	19	0	0	19	19	38
神崎町	5	0	0	5	21	26
多古町	19	0	0	19	35	54
東庄町	16	0	0	16	23	39
九十九里町	3	0	0	3	42	45
芝山町	7	0	0	7	50	57
横芝光町	1	1	0	2	78	80
一宮町	2	0	0	2	35	37
睦沢町	11	2	0	13	9	22
長生村	2	0	0	2	39	41
白子町	4	0	0	4	29	33
長柄町	5	1	0	6	51	57
長南町	0	0	0	0	29	29
大多喜町	5	0	0	5	58	63
御宿町	8	0	0	8	13	21
鋸南町	14	0	0	14	13	27
市計	1,153	16	0	1,169	8,261	9,430
町村計	127	4	0	131	572	703
県計	1,280	20	0	1,300	8,833	10,133

## (1) 令和3年度市町村当初予算(普通会計)の概要

(単位:千円、%)

市町村名	令和3年度 当初予算規模	市町村税	地方交付税	使用料・手数料	国庫支出金	県支出金	地方債
千葉市 ※	479,906,204	190,000,000	14,600,000	10,622,011	91,287,345	25,090,851	67,462,133
銚子市 ※	22,285,576	7,427,574	4,522,953	529,542	2,736,048	1,451,569	2,119,340
市川市	159,477,459	82,446,000	1	4,344,882	31,005,684	11,801,300	7,673,000
船橋市	211,112,373	97,909,900	4,171,100	4,787,927	39,637,500	18,925,000	12,326,000
館山市	20,957,000	5,520,067	4,400,000	545,481	2,850,572	1,507,791	1,920,800
木更津市	47,100,977	19,515,939	2,647,872	937,537	9,120,910	3,490,585	3,296,700
松戸市	165,070,146	66,320,000	6,250,000	3,374,576	38,154,757	12,200,508	14,340,000
野田市	50,885,432	21,669,133	3,971,551	1,383,487	8,449,737	3,531,465	4,666,400
茂原市	31,027,933	12,697,250	2,698,837	469,038	4,669,172	2,139,274	3,560,900
成田市	61,129,735	31,885,801	206,000	1,044,296	7,089,789	3,309,555	3,808,700
佐倉市	47,335,144	23,112,337	2,107,000	606,051	7,627,279	4,027,465	2,687,800
東金市	20,071,985	7,019,709	3,250,000	307,741	3,100,619	1,763,705	1,463,500
旭市	31,044,960	7,165,779	8,420,000	375,844	3,248,469	1,837,142	4,152,100
習志野市	61,082,558	27,762,049	1,641,000	1,918,737	9,701,853	3,989,418	4,095,800
柏市	141,810,900	65,272,000	3,020,000	2,582,685	26,871,831	10,683,247	10,158,200
勝浦市	8,884,770	2,095,455	2,262,000	153,016	760,332	585,996	817,000
市原市	99,069,739	46,921,459	50,000	2,844,959	20,353,309	7,253,415	2,694,200
流山市	71,170,000	28,886,492	1,521,000	938,285	15,650,503	5,490,136	7,064,700
八千代市 ※	58,520,184	28,219,232	1,405,889	1,677,263	10,716,039	4,661,740	3,116,000
我孫子市	46,380,000	16,508,514	6,616,329	609,594	8,892,961	2,972,235	4,289,300
鴨川市 ※	15,486,481	3,935,331	4,601,880	350,653	1,524,253	1,045,863	795,300
鎌ヶ谷市	36,464,341	13,070,000	3,650,000	185,797	7,107,074	2,451,182	3,618,700
君津市	34,407,493	16,911,000	1,000	521,319	5,466,349	2,109,385	3,203,900
富津市	18,800,000	8,511,313	830,000	271,996	2,378,510	1,713,013	1,987,800
浦安市 ※	69,941,530	42,588,510	44,390	2,008,560	8,978,070	3,721,800	2,401,100
四街道市	29,327,920	10,516,000	2,300,000	668,557	5,417,780	2,921,743	2,187,700
袖ヶ浦市	27,110,000	12,924,849	40,000	454,657	3,855,744	1,844,660	2,456,700
八街市	22,030,000	7,294,370	3,930,000	332,809	3,949,098	1,653,864	1,826,800
印西市	40,410,000	20,308,282	90,000	283,367	6,353,627	3,297,373	1,559,200
白井市	20,183,317	9,255,011	1,136,000	249,683	2,826,404	1,344,095	1,568,338
富里市	15,316,000	5,924,181	1,580,000	152,844	2,516,866	1,130,660	1,000,000
南房総市	25,179,000	3,786,567	9,320,000	322,475	2,289,859	1,489,621	4,137,700
匝瑳市	14,980,000	3,581,045	4,200,100	151,745	1,829,817	1,069,816	1,144,700
香取市	32,605,342	7,991,559	7,649,000	257,970	4,709,575	2,362,115	3,759,300
山武市	24,202,412	5,413,444	5,900,001	142,945	2,415,242	1,447,266	3,962,300
いすみ市	16,379,000	3,669,565	5,362,200	293,477	1,609,727	1,010,874	1,385,500
大網白里市	14,686,210	4,794,432	3,000,000	244,996	1,936,999	1,224,271	972,700
3年度市計	2,291,832,121	968,830,149	127,396,103	46,946,802	407,089,703	158,549,998	199,680,311
2年度市計	2,282,025,555	1,010,040,183	134,401,254	48,374,796	379,716,212	150,333,374	193,038,390
増減率	0.4	△ 4.1	△ 5.2	△ 3.0	7.2	5.5	3.4

(単位:千円、%)

市町村名	令和3年度 当初予算規模	市町村税	地方交付税	使用料・手数料	国庫支出金	県支出金	地方債
酒々井町	6,501,486	2,691,063	839,165	45,752	615,190	413,749	506,700
栄町	6,907,780	2,085,353	1,585,000	71,117	725,407	537,256	481,900
神崎町	2,676,000	641,001	944,000	17,274	204,075	181,218	114,600
多古町	6,981,266	1,890,635	1,730,000	46,037	568,796	352,810	276,900
東庄町	5,742,000	1,366,164	1,840,000	30,109	438,509	481,847	801,500
九十九里町	5,804,549	1,353,935	1,888,000	137,273	389,117	442,800	641,400
芝山町	5,730,000	2,433,304	40,000	33,605	188,702	259,577	224,300
横芝光町	11,700,000	2,441,306	3,050,000	42,164	1,129,645	786,276	1,055,200
一宮町	4,668,838	1,328,017	1,050,000	97,575	549,861	347,939	379,800
睦沢町	3,355,832	712,091	1,172,000	130,696	257,699	286,103	148,700
長生村	5,843,000	1,501,000	1,426,000	87,624	430,816	360,895	351,500
白子町	4,856,000	1,166,226	1,454,001	111,279	326,149	441,675	247,700
長柄町	4,955,662	1,151,700	1,069,000	62,158	273,092	417,140	1,322,400
長南町	4,536,036	1,021,704	1,561,000	106,554	210,507	399,837	286,000
大多喜町	4,909,135	1,074,677	1,539,279	91,407	256,005	368,049	406,900
御宿町	3,653,000	831,774	1,303,012	66,402	233,597	198,472	199,200
鋸南町	4,149,994	668,740	1,880,000	58,429	322,240	334,335	307,400
3年度町村計	92,970,578	24,358,690	24,370,457	1,235,455	7,119,407	6,609,978	7,752,100
2年度町村計	92,029,911	25,759,103	23,406,810	1,251,781	7,461,807	7,075,626	6,371,124
増減率	1.0	△ 5.4	4.1	△ 1.3	△ 4.6	△ 6.6	21.7
3年度県計	2,384,802,699	993,188,839	151,766,560	48,182,257	414,209,110	165,159,976	207,432,411
2年度県計	2,374,055,466	1,035,799,286	157,808,064	49,626,577	387,178,019	157,409,000	199,409,514
増減率	0.5	△ 4.1	△ 3.8	△ 2.9	7.0	4.9	4.0

注1)※は令和3年度当初予算において骨格予算を編成した団体である。(表中の数値は肉付後予算額)

(単位:千円、%)

市町村名	人件費	扶助費	公債費	補助費等	繰出金	普通建設事業	
						補助事業費	単独事業費
千葉市 ※	100,357,142	117,813,511	53,260,509	30,415,372	30,357,980	10,790,928	35,696,431
銚子市 ※	5,623,503	4,470,214	2,988,326	2,111,499	2,361,504	216,415	1,004,392
市川市	31,478,531	52,619,216	7,260,836	8,906,513	12,475,134	1,563,825	12,001,003
船橋市	38,936,706	60,562,760	17,197,827	22,669,544	19,303,467	2,013,276	6,043,731
館山市	3,957,196	3,914,648	1,793,279	2,785,923	2,330,832	876,432	1,606,910
木更津市	8,811,754	12,752,162	3,331,952	3,934,127	4,204,729	1,776,321	2,820,753
松戸市	27,705,761	52,963,881	10,862,205	10,403,108	14,318,338	7,174,980	8,718,742
野田市	9,159,232	14,073,179	5,289,733	2,442,010	4,609,612	1,539,497	3,064,046
茂原市	5,553,132	6,775,913	3,755,225	4,863,880	3,283,933	1,263,616	1,126,608
成田市	12,472,622	12,052,659	6,269,521	4,303,673	4,702,903	3,548,015	4,364,303
佐倉市	9,511,040	13,402,887	2,882,981	5,803,181	5,977,531	622,208	511,965
東金市	4,098,817	4,874,362	1,878,154	3,686,377	2,020,708	193,170	421,482
旭市	5,967,732	5,453,184	3,755,323	4,487,024	2,262,051	1,096,027	3,090,287
習志野市	13,868,925	16,106,047	5,180,731	3,977,079	4,854,341	862,442	4,462,812
柏市	25,872,758	40,019,779	9,131,171	8,339,051	11,860,164	10,801,087	6,182,459
勝浦市	2,015,474	987,396	892,350	809,482	954,412	109,972	596,561
市原市	18,407,503	30,170,190	5,942,000	6,455,015	8,491,004	2,729,585	4,355,665
流山市	10,574,145	20,395,698	4,082,223	5,449,162	5,691,668	7,454,493	3,046,391
八千代市 ※	11,428,188	17,416,979	5,730,558	2,874,073	5,478,876	1,056,307	2,552,014
我孫子市	8,678,474	11,692,584	3,187,931	2,458,414	4,103,769	6,085,078	1,998,401
鴨川市 ※	3,776,894	2,458,573	1,966,623	1,839,144	1,643,968	252,294	546,451
鎌ヶ谷市	7,181,080	9,620,757	3,679,179	3,505,287	3,514,548	1,250,194	2,059,180
君津市	8,127,231	6,542,997	1,650,133	2,083,670	3,115,058	4,328,528	944,547
富津市	4,128,041	3,605,430	1,599,149	1,453,299	2,012,578	834,987	904,008
浦安市 ※	14,195,926	14,618,728	7,514,370	5,365,563	2,850,785	1,442,659	3,121,387
四街道市	5,126,003	9,132,192	2,130,859	1,454,497	2,789,086	454,366	1,983,338
袖ヶ浦市	5,705,212	5,767,542	1,488,513	2,572,763	1,820,571	416,316	3,346,353
八街市	4,366,132	6,215,127	1,933,157	2,489,928	2,288,970	603,518	507,292
印西市	6,635,026	8,598,582	1,691,969	7,294,851	2,589,094	1,846,420	3,911,759
白井市	3,215,389	5,093,937	1,794,093	2,853,465	1,680,487	574,776	719,216
富里市	3,538,164	3,939,463	1,714,919	1,027,583	1,375,209	1,016,712	311,704
南房総市	4,469,245	2,648,113	3,907,643	3,104,775	2,223,722	2,227,485	1,438,592
匝瑳市	2,998,039	3,110,523	1,763,316	2,136,883	1,477,765	264,557	1,036,489
香取市	5,524,752	6,125,639	3,869,003	5,395,134	3,026,305	2,816,655	1,051,216
山武市	4,243,303	3,573,139	2,280,473	3,789,467	2,280,580	1,103,117	3,375,226
いすみ市	3,494,617	2,442,316	1,810,560	2,726,983	1,737,743	326,645	1,070,130
大網白里市	3,337,477	3,450,808	1,505,352	2,433,990	1,720,267	16,258	286,095
3年度市計	444,541,166	595,461,115	196,972,146	188,701,789	187,789,692	81,549,161	130,277,939
2年度市計	445,252,761	576,786,036	188,843,323	195,474,819	183,021,899	84,423,039	151,380,321
増減率	△ 0.2	3.2	4.3	△ 3.5	2.6	△ 3.4	△ 13.9

(単位:千円、%)

市町村名	人件費	扶助費	公債費	補助費等	繰出金	普通建設事業	
						補助事業費	単独事業費
酒々井町	1,801,804	849,743	548,605	955,550	605,753	192,873	342,741
栄町	2,184,267	1,181,205	773,204	582,543	672,015	149,768	229,197
神崎町	722,864	241,240	224,969	465,796	301,849	81,686	153,893
多古町	1,547,722	649,113	404,249	1,605,735	717,182	159,000	302,896
東庄町	962,883	763,036	408,770	1,259,258	580,478	43,941	587,719
九十九里町	1,184,700	649,257	715,718	950,243	832,307	57,951	507,803
芝山町	1,249,186	336,365	260,649	1,062,547	610,108	18,384	531,890
横芝光町	1,843,413	1,649,521	1,179,404	2,333,065	964,618	434,624	1,390,973
一宮町	1,109,715	778,050	313,358	685,416	560,204	274,491	237,313
睦沢町	943,618	339,893	305,872	523,509	368,960	191,293	37,838
長生村	1,286,864	620,565	465,526	708,801	935,733	89,107	214,054
白子町	1,239,478	505,444	386,290	829,535	575,921	53,470	248,853
長柄町	926,859	286,599	353,958	515,236	409,357	258,900	1,175,252
長南町	1,063,333	377,889	414,713	704,036	599,878	80,385	325,770
大多喜町	1,274,023	497,657	443,192	938,671	493,730	61,817	259,291
御宿町	918,509	328,053	352,313	503,226	398,354	82,435	133,790
鋸南町	888,761	326,036	481,871	764,085	511,222	173,630	249,064
3年度町村計	21,147,999	10,379,666	8,032,661	15,387,252	10,137,669	2,403,755	6,928,337
2年度町村計	21,115,223	10,284,248	7,819,341	15,398,602	9,873,048	4,303,056	5,619,810
増減率	0.2	0.9	2.7	△ 0.1	2.7	△ 44.1	23.3
3年度県計	465,689,165	605,840,781	205,004,807	204,089,041	197,927,361	83,952,916	137,206,276
2年度県計	466,367,984	587,070,284	196,662,664	210,873,421	192,894,947	88,726,095	157,000,131
増減率	△ 0.1	3.2	4.2	△ 3.2	2.6	△ 5.4	△ 12.6

注1) ※は令和3年度当初予算において骨格予算を編成した団体である。(表中の数値は肉付後予算額)

注2) 普通建設事業費において、国直轄事業負担金は補助事業に、県営事業負担金は単独事業に含めている。

(2) 令和3年度普通交付税市町村分算定結果(再算定後)【令和2年算定比較】

令和3年12月24日作成

調整率 0.00000000

調整率 0.000510886

(単位:千円、%)

区分	令和3年度					比較			財政力指数				標準財政規模
	基準財政需要額 (錯誤含む) A	基準財政収入額 (錯誤含む) B	財源不足額 A-B=C	調整額 (A×調整率) D	交付税額 C-D=E	2年度 算定交付税額 F	増減額 E-F=G	増減率 (G/F) H	元年度	2年度	3年度	平均	
010 千葉市	194,921,088	171,706,539	23,214,549	0	23,214,549	12,363,931	10,850,618	87.8	0.925	0.936	0.881	0.914	266,135,814
020 銚子市	12,456,518	7,168,236	5,288,282	0	5,288,282	4,541,787	746,495	16.4	0.616	0.620	0.577	0.604	15,307,304
030 市川市	67,252,807	69,515,486	▲2,262,679	0	0	0	0	—	1.095	1.108	1.034	1.079	89,327,830
040 船橋市	92,613,894	84,362,309	8,251,585	0	8,251,585	3,900,392	4,351,193	111.6	0.956	0.957	0.911	0.941	125,918,304
050 館山市	9,759,190	5,188,165	4,571,025	0	4,571,025	4,012,610	558,415	13.9	0.570	0.568	0.531	0.556	11,854,697
060 木更津市	21,327,446	17,666,270	3,661,176	0	3,661,176	2,233,941	1,427,235	63.9	0.874	0.887	0.828	0.863	28,419,702
070 松戸市	71,146,391	60,068,347	11,078,044	0	11,078,044	7,253,436	3,824,608	52.7	0.900	0.898	0.844	0.881	95,577,093
080 野田市	24,667,096	19,816,105	4,850,991	0	4,850,991	3,301,570	1,549,421	46.9	0.859	0.860	0.803	0.841	32,928,690
090 茂原市	14,847,421	11,337,154	3,510,267	0	3,510,267	2,412,089	1,098,178	45.5	0.812	0.832	0.765	0.803	19,677,640
100 成田市	23,313,542	28,368,733	▲5,055,191	0	0	242,995	▲242,995	皆減	1.324	1.343	1.217	1.295	36,631,981
110 佐倉市	24,202,801	21,055,499	3,147,302	0	3,147,302	1,551,961	1,595,341	102.8	0.925	0.925	0.870	0.907	32,537,478
120 東金市	10,744,566	7,058,209	3,686,357	0	3,686,357	3,087,162	599,195	19.4	0.711	0.700	0.657	0.689	13,652,164
130 旭市	15,667,752	7,443,563	8,224,189	0	8,224,189	7,720,107	504,082	6.5	0.494	0.504	0.475	0.491	18,557,836
140 習志野市	26,118,049	23,288,779	2,829,270	0	2,829,270	1,407,954	1,421,316	100.9	0.948	0.944	0.880	0.924	35,680,496
150 柏市	63,081,145	57,084,306	5,996,839	0	5,996,839	2,843,472	3,153,367	110.9	0.957	0.953	0.907	0.939	85,564,006
160 勝浦市	4,777,809	2,220,961	2,556,848	0	2,556,848	2,326,082	230,766	9.9	0.473	0.484	0.464	0.474	5,663,170
170 市原市	41,606,043	42,026,351	▲420,308	0	0	0	0	—	1.072	1.067	1.010	1.050	53,604,309
180 流山市	27,535,903	25,009,042	2,526,861	0	2,526,861	901,135	1,625,726	180.4	0.954	0.965	0.904	0.941	37,119,272
190 八千代市	27,644,817	25,159,262	2,485,555	0	2,485,555	1,165,810	1,319,745	113.2	0.955	0.955	0.910	0.940	36,949,889
200 我孫子市	19,629,464	14,789,248	4,840,216	0	4,840,216	3,575,341	1,264,875	35.4	0.810	0.809	0.753	0.791	25,884,473
210 鴨川市	8,501,433	4,088,445	4,412,988	0	4,412,988	3,975,241	437,747	11.0	0.526	0.515	0.481	0.507	10,163,068
220 鎌ヶ谷市	16,546,432	12,127,408	4,419,024	0	4,419,024	3,473,323	945,701	27.2	0.778	0.779	0.733	0.763	21,476,419
230 君津市	15,474,042	15,294,371	179,671	0	179,671	0	179,671	皆増	1.042	1.052	0.988	1.027	19,825,618
240 富津市	9,124,418	8,042,184	1,082,234	0	1,082,234	616,752	465,482	75.5	0.915	0.931	0.881	0.909	12,231,992
250 浦安市	25,054,009	33,677,342	▲8,623,333	0	0	0	0	—	1.533	1.523	1.344	1.467	44,163,945
260 四街道市	13,816,518	10,429,943	3,386,575	0	3,386,575	2,360,059	1,026,516	43.5	0.810	0.818	0.748	0.792	18,234,509
270 袖ヶ浦市	11,421,169	11,774,779	▲353,610	0	0	0	0	—	1.131	1.117	1.031	1.093	15,102,360
280 八街市	11,531,690	7,151,870	4,379,820	0	4,379,820	3,666,886	712,934	19.4	0.656	0.668	0.620	0.648	14,300,239
290 印西市	17,593,617	17,316,350	277,267	0	277,267	0	277,267	皆増	1.046	1.084	0.984	1.038	22,728,735
300 白井市	9,686,035	8,128,336	1,557,699	0	1,557,699	988,458	569,241	57.6	0.890	0.893	0.844	0.876	13,075,462
310 富里市	7,880,085	5,874,131	2,005,954	0	2,005,954	1,465,737	540,217	36.9	0.808	0.805	0.745	0.786	10,306,635
320 南房総市	13,317,864	4,000,821	9,317,043	0	9,317,043	8,824,214	492,829	5.6	0.323	0.323	0.300	0.315	14,915,457
330 匝瑳市	8,613,387	3,945,929	4,667,458	0	4,667,458	4,276,516	390,942	9.1	0.490	0.492	0.458	0.480	10,143,778
340 香取市	17,686,642	8,727,446	8,959,196	0	8,959,196	8,113,043	846,153	10.4	0.533	0.531	0.494	0.519	21,131,891
350 山武市	12,277,223	5,637,163	6,640,060	0	6,640,060	5,987,970	652,090	10.9	0.496	0.505	0.459	0.487	14,497,526
360 いすみ市	9,972,754	3,942,197	6,030,557	0	6,030,557	5,618,353	412,204	7.3	0.419	0.422	0.395	0.412	11,476,408
370 大網白里市	8,673,249	5,007,978	3,665,271	0	3,665,271	3,074,256	591,015	19.2	0.624	0.627	0.577	0.609	10,643,691
380 酒々井町	3,684,657	2,685,167	999,490	0	999,490	743,187	256,303	34.5	0.806	0.786	0.729	0.774	4,821,747
390 栄町	4,130,853	2,135,313	1,995,540	0	1,995,540	1,664,181	331,359	19.9	0.578	0.572	0.517	0.556	4,965,380
400 神崎町	1,896,315	713,368	1,182,947	0	1,182,947	1,004,176	178,771	17.8	0.445	0.428	0.376	0.416	2,186,373
410 多古町	3,908,387	1,978,577	1,929,810	0	1,929,810	1,568,072	361,738	23.1	0.598	0.581	0.506	0.562	4,773,724
420 東庄町	3,471,565	1,403,038	2,068,527	0	2,068,527	1,801,971	266,556	14.8	0.470	0.451	0.404	0.442	4,034,676
430 九十九里町	3,672,282	1,533,460	2,138,822	0	2,138,822	1,896,513	242,309	12.8	0.461	0.454	0.418	0.444	4,263,723
440 芝山町	2,483,596	2,361,257	122,339	0	122,339	28,018	94,321	336.6	0.999	0.988	0.951	0.979	3,317,220
450 横芝光町	6,026,511	2,644,637	3,381,874	0	3,381,874	3,066,001	315,873	10.3	0.471	0.470	0.439	0.460	7,056,271
460 一宮町	2,787,512	1,419,831	1,367,681	0	1,367,681	1,112,077	255,604	23.0	0.565	0.569	0.509	0.548	3,356,429
470 睦沢町	2,327,312	847,726	1,479,586	0	1,479,586	1,291,982	187,604	14.5	0.428	0.396	0.365	0.396	2,664,749
480 長生村	3,362,956	1,630,262	1,732,694	0	1,732,694	1,486,737	245,957	16.5	0.538	0.531	0.485	0.518	4,019,635
490 白子町	2,955,258	1,272,408	1,682,850	0	1,682,850	1,458,782	224,068	15.4	0.492	0.471	0.431	0.465	3,465,343
500 長柄町	2,364,304	1,155,591	1,208,713	0	1,208,713	1,008,982	199,731	19.8	0.600	0.542	0.489	0.544	2,875,955
510 長南町	2,979,555	1,177,109	1,802,446	0	1,802,446	1,601,542	200,904	12.5	0.442	0.425	0.395	0.421	3,455,893
520 大多喜町	3,135,460	1,229,846	1,905,614	0	1,905,614	1,672,201	233,413	14.0	0.446	0.427	0.390	0.421	3,631,572
530 御宿町	2,336,291	866,247	1,470,044	0	1,470,044	1,247,196	222,848	17.9	0.432	0.417	0.371	0.407	2,691,377
540 鋸南町	2,855,705	735,328	2,120,377	0	2,120,377	1,885,390	234,987	12.5	0.296	0.290	0.257	0.281	3,158,630
市計	1,010,484,309	865,499,257	144,985,052	0	161,700,173	117,282,583	44,417,590	37.9	0.818	0.822	0.765	0.801	1,351,409,881
財源不足団体	841,836,739	680,136,566	161,700,173	0	161,700,173	117,039,588	44,660,585	38.2	0.734	0.737	0.708	0.740	1,112,579,456
財源超過団体	168,647,570	185,362,691	▲16,715,121	0	0	242,995	▲242,995	皆減	1.178	1.185	1.127	1.197	238,830,425
町村計	54,378,519	25,789,165	28,589,354	0	28,589,354	24,537,008	4,052,346	16.5	0.533	0.518	0.472	0.508	64,738,697
財源不足団体	54,378,519	25,789,165	28,589,354	0	28,589,354	24,537,008	4,052,346	16.5	0.533	0.518	0.472	0.508	64,738,697
財源超過団体	0	0	0	0	0	0	0	—	0.000	0.000	0.000	0.000	0
県計	1,064,862,828	891,288,422	173,574,406	0	190,289,527	141,819,591	48,469,936	34.2	0.728	0.726	0.673	0.709	1,416,148,578
財源不足団体	896,215,258	705,925,731	190,289,527	0	190,289,527	141,576,596	48,712,931	34.4	0.661	0.658	0.627	0.659	1,177,318,153
財源超過団体	168,647,570	185,362,691	▲16,715,121	0	0	242,995	▲242,995	皆減	1.178	1.185	1.127	1.197	238,830,425

- (注) 1 財政力指数は、一本算定により算定した各年度の基準財政収入額を基準財政需要額(いずれも錯誤に係る額を加減しない額)で除した数値である。  
2 財政力指数の市計、町村計及び県計は、それぞれ単純平均により算出している。  
3 市、町村、財源不足団体、財源超過団体の区分は、一本算定の区分による。  
4 団体名については、令和3年4月1日現在の市町村である。  
5 令和2年度算定交付税額は合併算定替による有効分を反映させた額である。  
6 基準財政需要額、基準財政収入額、交付基準額の計欄の額は、交付税決定額の算定に用いた額を合計したものである。

【参考】

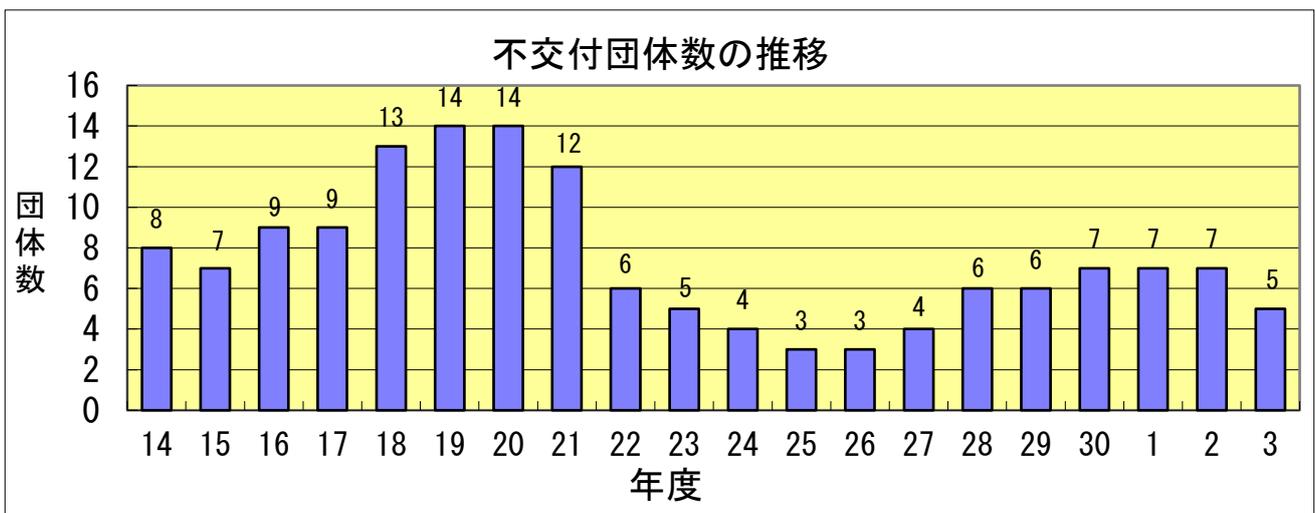
## 不交付団体の状況

年度	不交付団体数	不交付団体名	前年度からの異動
23	5	市川市、成田市※1、市原市、浦安市、袖ヶ浦市	不交付団体→交付団体: 君津市
24	4	成田市※1、市原市、浦安市、袖ヶ浦市	不交付団体→交付団体: 市川市
25	3	成田市※1、浦安市、袖ヶ浦市	不交付団体→交付団体: 市原市※2
26	3	成田市※1、浦安市、袖ヶ浦市	
27	4	市川市、成田市※1、浦安市、袖ヶ浦市	交付団体→不交付団体: 市川市
28	6	市川市、成田市※1、市原市、君津市※3、浦安市、袖ヶ浦市	交付団体→不交付団体: 市原市、君津市
29	6	市川市、成田市※1、市原市、君津市、浦安市、袖ヶ浦市	
30	7	市川市、成田市※1、市原市、君津市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市※1	交付団体→不交付団体: 印西市
元	7	市川市、成田市※1、市原市、君津市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市※1	
2	7	市川市、成田市※1、市原市、君津市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市	
3	5	市川市、成田市、市原市、浦安市、袖ヶ浦市	不交付団体→交付団体: 君津市、印西市

※1 一本算定では不交付団体であるが、合併算定の特例により交付税が交付された。

※2 平成25年度からは不交付団体の基準が変更され、臨時財政対策債への振替の結果、不交付となった団体を除くこととされた。これに伴い、従前の基準で不交付団体であった市原市が交付団体となった。

※3 君津市は、平成28年度算定では財源不足団体だが、調整率を乗じた結果不交付団体となった。



## (3) 令和2年度市町村普通会計決算の概要

(単位:千円、%)

区分 市町村名	歳入合計	主な歳入					歳出合計
		市町村税	地方交付税	国庫支出金	県支出金	地方債	
千葉市	582,079,580	205,619,762	13,203,996	194,956,917	22,928,631	50,831,098	575,225,264
銚子市	35,511,736	7,970,722	8,649,507	10,016,843	1,523,878	3,127,780	34,747,578
市川市	221,597,209	86,562,771	125,203	84,485,185	12,408,809	12,144,600	215,916,018
船橋市	287,124,535	102,585,206	4,291,031	111,161,160	18,140,243	15,560,800	282,207,842
館山市	32,673,057	5,840,620	4,325,939	8,553,515	3,092,772	3,146,400	31,080,756
木更津市	63,736,119	20,604,398	2,602,332	24,250,769	4,167,213	2,960,600	61,700,480
松戸市	214,011,388	70,433,573	7,691,459	88,552,577	11,591,260	9,416,200	207,271,089
野田市	72,824,764	22,951,368	3,894,658	26,569,818	3,372,120	4,706,300	70,496,309
茂原市	43,540,137	12,302,944	2,802,538	15,151,036	2,373,995	3,707,800	42,583,484
成田市	83,945,348	32,354,024	469,598	21,982,231	3,753,002	6,421,600	79,438,591
佐倉市	71,677,224	24,544,478	1,791,601	28,445,050	4,040,457	2,773,990	68,920,018
東金市	28,157,864	7,615,073	3,386,755	10,021,318	2,352,914	1,134,400	27,313,531
旭市	48,580,517	7,769,757	12,466,651	11,150,258	2,582,757	5,717,155	45,576,459
習志野市	82,779,349	28,603,252	1,567,524	29,191,202	3,673,270	6,302,990	80,319,035
柏市	188,371,901	69,218,634	3,193,486	73,319,123	9,193,642	8,111,079	180,740,006
勝浦市	12,412,251	2,197,551	2,614,229	2,968,705	557,941	643,079	11,961,582
市原市	131,043,246	49,218,325	106,699	48,088,923	7,386,432	5,778,700	124,759,886
流山市	91,691,256	30,370,264	1,116,609	37,048,029	4,994,361	6,322,600	88,172,958
八千代市	81,055,078	29,970,309	1,321,919	32,887,135	4,539,174	2,188,900	78,331,463
我孫子市	54,882,790	17,241,285	3,972,573	21,573,230	2,989,596	2,798,133	53,239,295
鴨川市	21,640,035	4,265,788	4,678,551	5,842,011	1,241,980	1,775,940	20,937,734
鎌ヶ谷市	49,127,671	13,841,074	3,638,746	18,617,736	2,276,681	3,245,600	47,222,380
君津市	46,873,505	17,951,896	26,962	14,548,863	3,163,050	2,457,800	44,437,468
富津市	26,195,144	9,582,092	881,712	7,564,981	2,135,717	1,902,000	25,052,098
浦安市	92,203,103	36,669,247	44,714	27,260,931	3,469,640	11,419,000	89,216,515
四街道市	40,255,768	11,733,507	2,624,364	16,011,468	2,325,520	1,821,717	38,614,325
袖ヶ浦市	34,964,424	14,237,589	25,452	11,192,214	2,262,254	1,345,559	33,581,257
八街市	32,189,297	7,515,249	3,837,349	12,297,387	2,362,370	1,856,800	30,969,390
印西市	58,423,698	21,477,597	123,427	17,586,055	2,908,563	1,500,700	54,724,523
白井市	28,164,056	9,322,147	1,108,256	10,146,984	1,405,130	1,516,778	27,162,755
富里市	23,021,106	6,509,558	1,589,006	8,512,177	1,797,596	735,300	21,738,778
南房総市	34,523,922	3,975,141	9,588,884	6,974,705	2,760,951	4,081,400	32,295,136
匝瑳市	23,294,060	3,908,479	6,880,990	6,426,055	1,375,132	1,519,050	22,131,873
香取市	43,772,245	9,000,733	8,651,089	13,208,485	3,321,118	2,022,982	40,678,102
山武市	32,110,712	5,750,802	6,555,140	8,692,961	2,344,564	3,193,200	30,757,853
いすみ市	23,067,680	3,880,258	6,131,947	6,602,692	1,079,013	1,657,700	22,010,161
大網白里市	21,582,815	5,090,590	3,224,535	8,135,508	1,466,945	938,600	20,941,874
2年度市計	3,059,104,590	1,018,686,063	139,205,431	1,079,994,237	163,358,691	196,784,330	2,962,473,866
元年度市計	2,296,552,238	1,018,387,530	139,013,950	366,108,452	131,217,910	187,067,556	2,206,687,421
増減率	1.3	1.0	1.0	2.9	1.2	1.1	1.3

(単位:千円、%)

主な歳出					歳入歳出差引	実質収支	区分 市町村名
人件費	扶助費	公債費	普通建設事業費				
			補助	単独			
97,642,811	117,515,629	51,101,336	19,317,165	28,558,360	6,854,316	5,721,085	千葉市
5,567,141	4,413,813	3,045,583	1,035,640	1,237,068	764,158	698,289	銚子市
30,851,777	51,183,839	7,931,372	2,470,142	17,974,123	5,681,191	3,830,120	市川市
38,180,696	59,873,459	16,047,385	8,192,575	10,516,161	4,916,693	3,698,402	船橋市
3,686,225	3,800,091	1,805,858	2,807,001	1,792,601	1,592,301	1,300,053	館山市
8,344,688	12,472,032	3,322,137	2,007,763	2,860,928	2,035,639	1,350,299	木更津市
27,971,163	52,757,983	10,252,763	3,584,071	6,584,565	6,740,299	5,890,117	松戸市
9,078,511	13,823,441	5,168,802	1,931,361	3,996,027	2,328,455	1,436,819	野田市
5,447,171	6,740,703	3,544,259	2,500,510	2,076,377	956,653	737,477	茂原市
12,524,319	12,135,773	5,284,056	2,279,284	8,198,864	4,506,757	3,397,810	成田市
8,995,299	13,069,039	2,877,671	1,952,474	1,300,354	2,757,206	1,632,338	佐倉市
3,992,132	4,714,846	1,859,533	374,891	419,093	844,333	780,191	東金市
5,730,992	5,150,966	3,478,033	2,219,813	4,773,433	3,004,058	1,999,212	旭市
12,784,226	14,936,715	5,133,645	1,494,143	8,375,953	2,460,314	2,212,961	習志野市
24,447,856	39,466,459	9,914,860	4,709,878	11,009,225	7,631,895	5,102,221	柏市
1,925,310	1,076,996	885,645	168,834	720,555	450,669	407,685	勝浦市
17,642,273	27,499,596	6,066,043	3,229,189	5,541,534	6,283,360	4,877,000	市原市
9,779,026	19,262,967	3,612,235	5,654,627	5,392,261	3,518,298	2,156,350	流山市
10,989,445	17,197,112	5,680,513	1,139,659	1,711,871	2,723,615	2,014,574	八千代市
8,186,341	11,546,510	3,111,803	588,735	2,015,849	1,643,495	1,039,951	我孫子市
3,622,070	2,512,130	1,961,367	393,946	1,062,862	702,301	598,653	鴨川市
6,536,655	9,153,793	3,446,223	1,662,919	2,218,371	1,905,291	1,698,364	鎌ヶ谷市
7,632,226	6,668,844	1,639,583	3,525,448	2,208,466	2,436,037	2,027,035	君津市
3,824,420	3,510,597	1,563,118	1,453,362	773,847	1,143,046	754,873	富津市
13,459,653	13,892,613	3,690,641	1,136,188	8,960,322	2,986,588	1,941,016	浦安市
4,961,920	8,785,688	2,104,602	1,000,814	1,213,610	1,641,443	1,272,329	四街道市
5,351,111	5,739,371	1,348,625	1,745,314	1,396,315	1,383,167	1,070,374	袖ヶ浦市
4,125,761	5,762,343	2,011,008	960,796	1,248,929	1,219,907	1,057,205	八街市
6,163,712	9,942,486	1,699,841	1,044,783	4,212,543	3,699,175	2,997,824	印西市
3,261,273	4,808,128	1,756,842	803,388	1,097,968	1,001,301	828,412	白井市
3,369,663	4,028,719	1,714,517	1,156,719	344,815	1,282,328	893,323	富里市
4,196,901	2,585,120	3,579,392	585,516	2,307,712	2,228,786	1,853,363	南房総市
2,875,878	3,202,643	1,697,474	777,629	780,860	1,162,187	963,773	匝瑳市
5,344,905	5,999,682	3,728,453	1,478,093	1,187,548	3,094,143	2,818,516	香取市
3,994,018	3,538,085	2,230,410	1,237,385	3,637,604	1,352,859	899,457	山武市
3,308,263	2,494,348	1,815,437	347,180	1,717,400	1,057,519	991,664	いすみ市
3,138,403	3,611,755	1,417,631	468,844	524,154	640,941	616,047	大網白里市
428,934,234	584,874,314	187,528,696	87,436,079	159,948,528	96,630,724	73,565,182	2年度市計
397,867,513	554,446,409	187,514,891	83,738,283	154,144,377	89,864,817	62,104,835	元年度市計
1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.1	1.2	増減率

(単位:千円、%)

区分 市町村名	歳入合計	主な歳入					歳出合計
		市町村税	地方交付税	国庫支出金	県支出金	地方債	
酒々井町	9,885,745	3,055,949	813,768	3,309,632	412,756	889,800	9,547,788
栄町	10,099,898	2,282,795	1,780,440	3,277,007	548,469	687,799	9,740,989
神崎町	4,003,486	733,442	1,052,692	996,600	198,754	138,475	3,752,383
多古町	9,683,767	2,040,006	1,799,323	2,476,362	580,729	313,790	8,941,081
東庄町	8,633,335	1,462,171	1,943,723	2,320,948	486,026	980,400	8,130,879
九十九里町	8,530,202	1,482,222	2,025,666	2,405,949	667,547	326,900	7,884,790
芝山町	7,052,996	2,496,513	112,219	1,093,509	596,254	109,260	6,708,231
横芝光町	14,859,173	2,591,667	3,308,182	3,833,478	1,071,890	538,760	14,413,684
一宮町	6,881,517	1,434,229	1,196,756	2,031,581	589,154	377,300	6,557,225
睦沢町	4,746,930	764,426	1,376,232	1,220,453	317,890	217,000	4,581,291
長生村	9,977,631	1,647,511	1,606,258	2,726,403	453,972	676,797	9,448,686
白子町	6,609,258	1,261,010	1,565,034	1,749,480	526,584	393,530	6,424,843
長柄町	6,150,860	1,225,022	1,128,510	1,484,291	493,510	448,535	5,827,962
長南町	6,442,202	1,071,403	1,713,604	1,483,570	461,668	276,300	6,045,825
大多喜町	6,758,045	1,152,068	1,825,656	1,494,259	541,012	395,900	6,297,243
御宿町	4,952,860	900,066	1,313,404	1,178,325	195,201	406,787	4,669,560
鋸南町	7,802,150	730,817	2,030,664	1,976,740	747,741	936,073	7,449,859
2年度町村計	133,070,055	26,331,317	26,592,131	35,058,587	8,889,157	8,113,406	126,422,319
元年度町村計	101,032,202	26,714,846	25,396,182	7,455,515	6,342,276	6,525,583	93,690,758
増減率	1.3	1.0	1.0	4.7	1.4	1.2	1.3
2年度県計	3,192,174,645	1,045,017,380	165,797,562	1,115,052,824	172,247,848	204,897,736	3,088,896,185
元年度県計	2,397,584,440	1,045,102,376	164,410,132	373,563,967	137,560,186	193,593,139	2,300,378,179
増減率	1.3	1.0	1.0	3.0	1.3	1.1	1.3

注1) 国庫支出金は、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

注2) 普通建設事業費において、国直轄事業負担金及び受託事業費うち補助事業費は補助事業に含めている。

注3) 普通建設事業費において、県営事業負担金、同級他団体施行事業負担金及び受託事業費うち単独事業費は単独事業に含めている。

(単位:千円、%)

主な歳出					歳入歳出差引	実質収支	区分 市町村名
人件費	扶助費	公債費	普通建設事業費				
			補助	単独			
1,676,896	890,315	513,004	951,316	470,053	337,957	227,704	酒々井町
1,971,419	1,209,145	723,256	499,447	338,249	358,909	335,184	栄町
676,730	224,609	233,004	70,518	261,729	251,103	200,817	神崎町
1,391,598	660,873	400,797	179,230	312,490	742,686	699,797	多古町
947,777	706,543	413,185	767,065	509,326	502,456	469,966	東庄町
1,142,987	675,923	706,249	115,682	244,507	645,412	611,855	九十九里町
1,110,795	329,584	240,045	95,156	293,412	344,765	252,976	芝山町
1,809,068	1,677,194	1,138,171	472,062	872,064	445,489	411,347	横芝光町
1,107,628	806,332	304,911	180,043	486,826	324,292	306,204	一宮町
854,678	380,153	297,635	299,711	227,101	165,639	150,727	睦沢町
1,213,483	678,516	438,926	1,377,555	285,144	528,945	358,807	長生村
1,188,616	484,813	369,806	301,910	264,461	184,415	178,301	白子町
901,415	262,686	336,378	400,258	127,214	322,898	198,990	長柄町
1,004,356	364,523	403,887	134,111	284,662	396,377	251,454	長南町
1,231,629	499,069	459,889	85,670	332,643	460,802	313,458	大多喜町
850,383	324,517	333,386	64,540	440,708	283,300	250,742	御宿町
797,626	319,467	466,881	464,691	472,439	352,291	331,965	鋸南町
19,877,084	10,494,262	7,779,410	6,458,965	6,223,028	6,647,736	5,550,294	2年度町村計
18,295,011	10,297,677	7,893,925	5,170,277	5,353,074	7,341,444	4,429,337	元年度町村計
1.1	1.0	1.0	1.2	1.2	0.9	1.3	増減率
448,811,318	595,368,576	195,308,106	93,895,044	166,171,556	103,278,460	79,115,476	2年度県計
416,162,524	564,744,086	195,408,816	88,908,560	159,497,451	97,206,261	66,534,172	元年度県計
1.1	1.1	1.0	1.1	1.0	1.1	1.2	増減率

(4) 令和2年度市町村決算分析表

(単位:千円、%)

区分 市町村名	標準財政規模	經常収支比率	地方債 現在高比率	債務負担行為 現在高比率	積立金 現在高比率	将来債務負担 比率
千葉市	254,976,902	97.8	274.2	82.9	9.5	347.6
銚子市	14,748,118	92.7	184.7	21.6	8.3	197.9
市川市	91,676,215	90.8	65.4	12.5	38.6	39.3
船橋市	119,445,097	94.7	157.4	35.1	16.1	176.4
館山市	11,246,540	95.0	162.6	68.9	52.9	178.7
木更津市	26,723,918	93.2	124.9	55.3	29.9	150.3
松戸市	90,471,061	93.7	134.0	15.5	22.5	127.0
野田市	31,210,506	93.2	143.9	37.5	23.8	157.6
茂原市	18,752,687	99.8	213.3	38.1	16.9	234.6
成田市	39,256,946	88.5	126.1	36.3	17.8	144.6
佐倉市	30,859,706	94.8	100.6	30.8	36.9	94.5
東金市	12,965,499	88.9	168.9	24.2	43.8	149.3
旭市	18,057,203	91.6	192.2	13.2	88.6	116.8
習志野市	33,586,294	97.7	154.8	52.3	42.0	165.1
柏市	81,265,849	90.9	108.1	41.4	42.6	106.9
勝浦市	5,317,606	93.9	163.6	11.4	36.6	138.4
市原市	55,103,259	91.5	83.4	32.1	26.8	88.7
流山市	34,129,636	88.0	162.6	60.8	22.8	200.6
八千代市	34,606,764	95.6	138.6	60.6	16.7	182.5
我孫子市	24,403,044	93.3	124.3	87.4	21.9	189.8
鴨川市	9,775,013	98.5	193.2	91.5	31.2	253.5
鎌ヶ谷市	20,184,415	97.3	186.5	32.7	23.3	195.9
君津市	20,169,461	89.2	73.1	57.6	31.1	99.6
富津市	11,789,252	86.9	131.4	40.7	27.9	144.2
浦安市	47,033,749	89.6	75.5	82.7	22.7	135.5
四街道市	16,778,642	93.1	122.6	30.0	52.0	100.6
袖ヶ浦市	15,373,980	89.9	97.8	35.8	26.5	107.2
八街市	13,661,057	95.6	132.6	27.5	14.2	145.8
印西市	22,907,364	86.8	58.4	40.1	69.5	29.0
白井市	12,188,587	91.0	175.2	105.1	30.1	250.2
富里市	9,700,034	93.2	149.9	21.6	20.1	151.4
南房総市	14,370,193	90.4	174.2	46.6	171.0	49.8
匝瑳市	9,790,773	94.5	163.5	17.1	47.4	133.2
香取市	20,335,898	88.6	202.9	34.5	65.6	171.8
山武市	14,024,965	92.6	145.4	15.2	118.1	42.5
いすみ市	11,067,108	88.7	155.9	17.5	72.2	101.3
大網白里市	10,093,747	99.6	160.4	10.5	25.9	145.0
市平均 (単純平均)	35,352,624	92.7	145.5	41.2	39.6	147.1

(単位:千円、%)

区分 市町村名	標準財政規模	経常収支比率	地方債 現在高比率	債務負担行為 現在高比率	積立金 現在高比率	将来債務負担 比率
酒々井町	4,510,890	92.9	126.8	1.5	29.8	98.5
栄町	4,660,886	94.2	158.4	5.2	39.3	124.3
神崎町	2,030,928	85.8	96.6	0.0	82.0	14.6
多古町	4,553,089	90.1	87.1	0.5	56.7	30.8
東庄町	3,821,480	85.3	120.5	17.1	31.4	106.2
九十九里町	4,031,321	83.7	183.6	1.3	65.0	119.9
芝山町	3,122,392	90.9	73.5	8.7	73.8	8.5
横芝光町	6,700,349	88.7	163.8	15.3	59.5	119.7
一宮町	3,108,814	88.3	111.2	19.4	50.2	80.3
睦沢町	2,436,720	86.0	128.5	62.5	65.9	125.2
長生村	3,775,109	84.3	129.0	2.0	58.5	72.5
白子町	3,235,718	84.3	137.5	2.5	53.2	86.8
長柄町	2,682,990	90.6	127.7	0.9	48.2	80.5
長南町	3,234,339	82.0	124.0	20.2	63.1	81.1
大多喜町	3,393,805	89.1	127.2	5.9	84.8	48.3
御宿町	2,467,840	92.7	142.3	1.4	31.9	111.8
鋸南町	2,943,334	86.1	164.4	43.7	50.5	157.6
町村平均 (単純平均)	3,571,177	87.9	129.5	12.2	55.5	86.3
県平均 (単純平均)	25,347,354	91.2	140.4	32.1	44.6	128.0

注1) 標準財政規模は、標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を加えたものである。

注2) 経常収支比率は、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合をいう。

注3) 地方債現在高比率は、「地方債現在高／標準財政規模」により算出している。

注4) 債務負担行為現在高比率は、「債務負担行為翌年度以降支出予定額／標準財政規模」により算出している。

注5) 積立金現在高比率は、「積立金現在高／標準財政規模」により算出している。

注6) 将来債務負担比率は、「(地方債現在高＋債務負担行為翌年度以降支出予定額－積立金現在高)／標準財政規模」により算出している。

## (5) 令和2年度市町村健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
千葉市	— ( 11.25 )	— ( 16.25 )	11.8 ( 25.0 )	128.8 ( 400.0 )
銚子市	— ( 12.80 )	— ( 17.80 )	12.2 ( 25.0 )	115.3 ( 350.0 )
市川市	— ( 11.25 )	— ( 16.25 )	1.7 ( 25.0 )	— ( 350.0 )
船橋市	— ( 11.25 )	— ( 16.25 )	1.9 ( 25.0 )	24.3 ( 350.0 )
館山市	— ( 13.15 )	— ( 18.15 )	5.7 ( 25.0 )	29.9 ( 350.0 )
木更津市	— ( 11.98 )	— ( 16.98 )	3.5 ( 25.0 )	11.5 ( 350.0 )
松戸市	— ( 11.25 )	— ( 16.25 )	1.0 ( 25.0 )	2.4 ( 350.0 )
野田市	— ( 11.75 )	— ( 16.75 )	4.6 ( 25.0 )	20.0 ( 350.0 )
茂原市	— ( 12.56 )	— ( 17.56 )	10.2 ( 25.0 )	107.4 ( 350.0 )
成田市	— ( 11.48 )	— ( 16.48 )	7.9 ( 25.0 )	86.7 ( 350.0 )
佐倉市	— ( 11.77 )	— ( 16.77 )	1.4 ( 25.0 )	— ( 350.0 )
東金市	— ( 12.95 )	— ( 17.95 )	2.8 ( 25.0 )	63.3 ( 350.0 )
旭市	— ( 12.59 )	— ( 17.59 )	8.1 ( 25.0 )	— ( 350.0 )
習志野市	— ( 11.66 )	— ( 16.66 )	8.0 ( 25.0 )	35.3 ( 350.0 )
柏市	— ( 11.25 )	— ( 16.25 )	2.5 ( 25.0 )	— ( 350.0 )
勝浦市	— ( 14.80 )	— ( 19.80 )	7.3 ( 25.0 )	69.5 ( 350.0 )
市原市	— ( 11.25 )	— ( 16.25 )	5.8 ( 25.0 )	25.0 ( 350.0 )
流山市	— ( 11.64 )	— ( 16.64 )	1.0 ( 25.0 )	30.4 ( 350.0 )
八千代市	— ( 11.62 )	— ( 16.62 )	6.2 ( 25.0 )	15.3 ( 350.0 )
我孫子市	— ( 12.12 )	— ( 17.12 )	1.3 ( 25.0 )	— ( 350.0 )
鴨川市	— ( 13.37 )	— ( 18.37 )	10.3 ( 25.0 )	98.5 ( 350.0 )
鎌ヶ谷市	— ( 12.48 )	— ( 17.48 )	4.3 ( 25.0 )	32.1 ( 350.0 )
君津市	— ( 12.48 )	— ( 17.48 )	3.5 ( 25.0 )	25.8 ( 350.0 )
富津市	— ( 13.08 )	— ( 18.08 )	8.4 ( 25.0 )	54.3 ( 350.0 )
浦安市	— ( 11.30 )	— ( 16.30 )	7.8 ( 25.0 )	38.5 ( 350.0 )
四街道市	— ( 12.66 )	— ( 17.66 )	2.4 ( 25.0 )	— ( 350.0 )
袖ヶ浦市	— ( 12.75 )	— ( 17.75 )	1.7 ( 25.0 )	7.3 ( 350.0 )
八街市	— ( 12.89 )	— ( 17.89 )	6.3 ( 25.0 )	29.3 ( 350.0 )

健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
印西市	- ( 12.24 )	- ( 17.24 )	0.1 ( 25.0 )	- ( 350.0 )
白井市	- ( 13.03 )	- ( 18.03 )	3.5 ( 25.0 )	57.2 ( 350.0 )
富里市	- ( 13.38 )	- ( 18.38 )	7.7 ( 25.0 )	24.5 ( 350.0 )
南房総市	- ( 12.83 )	- ( 17.83 )	8.1 ( 25.0 )	- ( 350.0 )
匝瑳市	- ( 13.37 )	- ( 18.37 )	5.8 ( 25.0 )	24.4 ( 350.0 )
香取市	- ( 12.47 )	- ( 17.47 )	8.4 ( 25.0 )	37.5 ( 350.0 )
山武市	- ( 12.86 )	- ( 17.86 )	7.9 ( 25.0 )	- ( 350.0 )
いすみ市	- ( 13.17 )	- ( 18.17 )	7.3 ( 25.0 )	33.8 ( 350.0 )
大網白里市	- ( 13.32 )	- ( 18.32 )	8.6 ( 25.0 )	79.0 ( 350.0 )
酒々井町	- ( 15.00 )	- ( 20.00 )	5.3 ( 25.0 )	19.0 ( 350.0 )
栄町	- ( 15.00 )	- ( 20.00 )	5.8 ( 25.0 )	14.9 ( 350.0 )
神崎町	- ( 15.00 )	- ( 20.00 )	4.7 ( 25.0 )	0.0 ( 350.0 )
多古町	- ( 15.00 )	- ( 20.00 )	5.1 ( 25.0 )	- ( 350.0 )
東庄町	- ( 15.00 )	- ( 20.00 )	6.8 ( 25.0 )	- ( 350.0 )
九十九里町	- ( 15.00 )	- ( 20.00 )	7.4 ( 25.0 )	57.2 ( 350.0 )
芝山町	- ( 15.00 )	- ( 20.00 )	6.5 ( 25.0 )	- ( 350.0 )
横芝光町	- ( 14.15 )	- ( 19.15 )	6.1 ( 25.0 )	7.1 ( 350.0 )
一宮町	- ( 15.00 )	- ( 20.00 )	5.7 ( 25.0 )	23.3 ( 350.0 )
睦沢町	- ( 15.00 )	- ( 20.00 )	5.5 ( 25.0 )	43.4 ( 350.0 )
長生村	- ( 15.00 )	- ( 20.00 )	9.1 ( 25.0 )	44.8 ( 350.0 )
白子町	- ( 15.00 )	- ( 20.00 )	4.3 ( 25.0 )	16.4 ( 350.0 )
長柄町	- ( 15.00 )	- ( 20.00 )	5.7 ( 25.0 )	16.8 ( 350.0 )
長南町	- ( 15.00 )	- ( 20.00 )	6.4 ( 25.0 )	10.2 ( 350.0 )
大多喜町	- ( 15.00 )	- ( 20.00 )	4.6 ( 25.0 )	6.9 ( 350.0 )
御宿町	- ( 15.00 )	- ( 20.00 )	4.3 ( 25.0 )	32.2 ( 350.0 )
鋸南町	- ( 15.00 )	- ( 20.00 )	11.2 ( 25.0 )	38.9 ( 350.0 )
大都市平均			11.8	128.8
都市平均			5.4	32.7
町村平均			6.1	19.5
県平均			5.8	30.3

※かっこ書きは、各市町村の早期健全化基準である。

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない市町村は、「-」で示す。

※平均値は、単純平均である。

## (6) 市町村税の状況

## ア 令和2年度市町村税の徴収実績(県計)

区分 税目	調定済額				
	現年課税分 A	滞納繰越分 B	合計 C	Cのうち 標準税率 超過調定額	Cのうち徴収 猶予に係る 調定済額
一 普通税	979,305,783	32,525,018	1,012,497,037	6,375,347	66
1. 法定普通税	979,305,783	32,525,018	1,012,497,037	6,375,347	66
(1) 市町村民税	503,115,235	18,380,226	521,495,461	6,375,347	
(ア) 個人均等割	11,519,177	479,324	11,998,501	0	
(イ) 所得割	433,640,102	17,116,916	450,757,018	0	
上記のうち退職所得分	3,678,972	567	3,679,539	0	
(ウ) 法人均等割	17,457,623	309,436	17,767,059	206,248	
(エ) 法人税割	40,498,333	474,550	40,972,883	6,169,099	
(2) 固定資産税	426,449,702	12,834,366	439,284,068	0	66
(ア) 純固定資産税	424,552,495	12,834,366	437,386,861	0	66
(i) 土地	146,921,024	4,463,754	151,384,778	0	66
(ii) 家屋	188,041,914	6,184,802	194,226,716	0	
(iii) 償却資産	89,589,557	2,185,810	91,775,367	0	
(イ) 交付金	1,897,207		1,897,207		
(3) 軽自動車税			11,944,304	0	
(ア) 環境性能割			666,236		
(イ) 種別割	10,293,368	984,700	11,278,068	0	
(4) 市町村たばこ税	39,382,745	116	39,382,861		
(5) 鉱産税	62,179	0	62,179	0	
(6) 特別土地保有税	2,554	325,610	328,164		0
(ア) 保有分	171	236,209	236,380		0
(イ) 取得分	2,383	89,401	91,784		0
(ウ) 遊休土地分	0	0	0		
2. 法定外普通税	0	0	0		
二 目的税	72,618,789	1,693,600	74,312,389	0	0
1. 法定目的税	72,618,789	1,693,600	74,312,389	0	0
(1) 入湯税	215,116	1,903	217,019	0	
(2) 事業所税	11,534,475	11,182	11,545,657		
(3) 都市計画税	60,869,198	1,680,515	62,549,713		0
(ア) 土地	30,729,626	828,030	31,557,656		0
(イ) 家屋	30,139,572	852,485	30,992,057		
(4) 水利地益税	0	0	0		
(5) 共同施設税	0	0	0		
(6) 宅地開発税	0	0	0		
2. 法定外目的税	0	0	0		
三 旧法による税	0	0	0	0	
合計(一～三)	1,051,924,572	34,218,618	1,086,809,426	6,375,347	66
国民健康保険税	56,105,233	23,647,779	79,753,012		
国民健康保険料	72,773,296	17,923,281	90,696,577		

(単位：千円、%)

収 入 済 額				徴収率 (加重平均)			収入済 構成比
現年課税分 D	滞納繰越分 E	合 計 F	Fのうち 標準税率 超過収入済額	D/A × 100	E/B × 100	F/C × 100	
963,034,879	9,074,681	972,754,396	6,204,958	98.3	27.9	96.1	93.1
963,034,879	9,074,681	972,754,396	6,204,958	98.3	27.9	96.1	93.1
496,097,949	5,395,352	501,493,301	6,204,958	98.6	29.4	96.2	48.0
11,389,093	138,505	11,527,598	0	98.9	28.9	96.1	1.1
428,264,807	5,073,465	433,338,272	0	98.8	29.6	96.1	41.5
3,669,797	122	3,669,919	0	99.8	21.5	99.7	0.4
16,999,757	72,093	17,071,850	200,787	97.4	23.3	96.1	1.6
39,444,292	111,289	39,555,581	6,004,171	97.4	23.5	96.5	3.8
417,466,100	3,465,388	420,931,488	0	97.9	27.0	95.8	40.3
415,568,893	3,465,388	419,034,281	0	97.9	27.0	95.8	40.1
143,675,223	1,266,711	144,941,934	0	97.8	28.4	95.7	13.9
184,665,129	1,693,042	186,358,171	0	98.2	27.4	95.9	17.8
87,228,541	505,635	87,734,176	0	97.4	23.1	95.6	8.4
1,897,207		1,897,207		100.0		100.0	0.2
		10,881,861	0			91.1	1.0
		644,836				96.8	0.1
10,023,324	213,701	10,237,025	0	97.4	21.7	90.8	1.0
39,382,773	116	39,382,889		100.0	100.0	100.0	3.8
62,179	0	62,179	0	100.0		100.0	0.0
2,554	124	2,678		100.0	0.0	0.8	0.0
171	124	295		100.0	0.1	0.1	0.0
2,383	0	2,383		100.0	0.0	2.6	0.0
0	0	0					0.0
0	0	0					0.0
71,729,882	533,102	72,262,984	0	98.8	31.5	97.2	6.9
71,729,882	533,102	72,262,984	0	98.8	31.5	97.2	6.9
214,724	735	215,459	0	99.8	38.6	99.3	0.0
11,370,871	6,256	11,377,127		98.6	55.9	98.5	1.1
60,144,287	526,111	60,670,398		98.8	31.3	97.0	5.8
30,380,997	262,742	30,643,739		98.9	31.7	97.1	2.9
29,763,290	263,369	30,026,659		98.8	30.9	96.9	2.9
0	0	0					0.0
0	0	0					0.0
0	0	0					0.0
0	0	0					0.0
0	0	0	0				0.0
<b>1,034,764,761</b>	<b>9,607,783</b>	<b>1,045,017,380</b>	<b>6,204,958</b>	<b>98.4</b>	<b>28.1</b>	<b>96.2</b>	<b>100.0</b>
51,578,634	4,823,445	56,402,079		91.9	20.4	70.7	
66,782,292	3,872,396	70,654,688		91.8	21.6	77.9	

イ 令和2年度市町村別税収入額の状況

区分 市町村名	市町村民税	固定資産税	軽自動車税	市町村たばこ税	鉱産税	特別土地保有税
千葉市	110,709,898	69,384,886	1,269,585	6,135,851	272	0
銚子市	3,325,727	3,555,056	195,925	441,757	0	0
市川市	44,021,543	30,814,816	366,377	2,832,533	0	0
船橋市	51,169,996	37,480,325	633,336	3,533,059	0	0
館山市	2,330,027	2,422,641	165,814	398,122	0	0
木更津市	9,574,316	8,169,196	378,266	1,077,728	0	0
松戸市	36,751,202	25,078,233	511,996	2,804,005	0	0
野田市	9,696,282	10,716,134	385,285	1,084,287	0	0
茂原市	5,315,215	5,626,760	267,307	658,638	14,590	0
成田市	10,407,551	20,362,538	337,262	1,035,827	500	0
佐倉市	12,374,920	9,397,785	289,250	849,696	0	0
東金市	3,326,116	3,204,150	204,214	476,615	2,554	0
旭市	3,607,146	3,148,493	227,366	520,588	0	0
習志野市	14,328,021	10,962,828	142,834	850,250	0	0
柏市	33,412,049	25,917,560	563,998	2,410,266	0	0
勝浦市	769,217	1,249,073	54,984	111,836	0	0
市原市	19,609,912	23,627,591	693,126	2,228,193	0	0
流山市	15,656,286	11,271,460	203,164	861,563	0	0
八千代市	15,140,746	11,114,617	269,169	1,139,330	0	0
我孫子市	9,019,859	6,111,473	170,445	606,075	0	0
鴨川市	1,728,074	2,138,631	115,604	239,810	0	100
鎌ヶ谷市	7,150,737	4,650,802	157,523	910,968	0	0
君津市	5,606,887	10,786,984	278,611	702,300	0	0
富津市	2,804,921	6,290,380	159,016	324,961	0	0
浦安市	19,025,815	16,684,753	85,147	840,700	0	0
四街道市	6,207,963	4,174,840	176,471	541,437	0	171
袖ヶ浦市	4,957,989	8,051,093	186,601	480,249	0	2,383
八街市	3,584,247	2,961,863	236,185	609,736	0	0
印西市	7,900,791	11,270,032	192,990	565,589	0	0
白井市	4,376,485	3,820,444	112,548	457,163	0	0
富里市	2,977,703	2,606,647	153,779	466,137	0	0
南房総市	1,512,689	2,091,796	151,432	192,454	0	0
匝瑳市	1,819,976	1,707,245	126,870	254,388	0	0
香取市	3,887,606	4,146,007	267,815	487,950	0	0
山武市	2,525,968	2,722,258	187,126	309,982	5,468	0

(単位：千円)

入湯税	事業所税	都市計画税	旧法による税	合計 (A)	(A)の 対前年度 増減率(%)	国民健康保険 税・料
1,026	5,276,606	12,841,638	0	205,619,762	1.5	18,352,736
7,148	0	445,109	0	7,970,722	△ 2.1	1,729,945
0	1,647,730	6,879,772	0	86,562,771	1.7	8,849,965
2,901	1,930,859	7,834,730	0	102,585,206	0.8	10,859,221
22,277	0	501,739	0	5,840,620	0.7	1,025,854
21,520	0	1,383,372	0	20,604,398	1.2	2,894,738
0	1,029,171	4,258,966	0	70,433,573	△ 0.1	9,668,912
0	0	1,069,380	0	22,951,368	△ 0.3	3,223,693
344	0	420,090	0	12,302,944	△ 2.9	2,014,024
4,954	0	205,392	0	32,354,024	△ 5.8	2,564,721
0	0	1,632,827	0	24,544,478	△ 1.1	3,697,527
0	0	401,424	0	7,615,073	△ 0.8	1,474,308
5,578	0	260,586	0	7,769,757	1.1	1,930,410
0	0	2,319,319	0	28,603,252	△ 0.4	3,001,956
0	1,492,761	5,422,000	0	69,218,634	0.9	8,513,599
12,441	0	0	0	2,197,551	3.0	451,742
11,014	0	3,048,489	0	49,218,325	△ 1.7	5,959,907
0	0	2,377,791	0	30,370,264	4.2	3,400,349
1,264	0	2,305,183	0	29,970,309	1.0	3,671,745
0	0	1,333,433	0	17,241,285	△ 0.1	2,510,126
43,569	0	0	0	4,265,788	△ 2.2	751,069
0	0	971,044	0	13,841,074	0.5	2,233,151
2,248	0	574,866	0	17,951,896	3.0	1,784,850
2,814	0	0	0	9,582,092	9.4	1,067,517
32,832	0	0	0	36,669,247	△ 14.0	2,926,367
0	0	632,625	0	11,733,507	1.8	2,032,012
372	0	558,902	0	14,237,589	2.4	1,251,754
0	0	123,218	0	7,515,249	△ 0.6	1,873,424
0	0	1,548,195	0	21,477,597	3.5	2,054,617
0	0	555,507	0	9,322,147	0.4	1,354,964
0	0	305,292	0	6,509,558	△ 1.9	1,289,690
26,770	0	0	0	3,975,141	0.5	886,542
0	0	0	0	3,908,479	△ 1.1	996,718
0	0	211,355	0	9,000,733	△ 0.5	1,978,786
0	0	0	0	5,750,802	△ 0.4	1,355,086

区分 市町村名	市町村民税	固定資産税	軽自動車税	市町村たばこ税	鉱産税	特別土地保有税
いすみ市	1,674,902	1,855,073	128,537	216,461	5,261	24
大網白里市	2,703,160	1,968,138	133,048	283,158	3,086	0
酒々井町	1,301,198	1,423,677	51,972	163,443	0	0
栄町	1,089,481	908,318	57,919	94,582	0	0
神崎町	330,467	332,313	20,706	49,956	0	0
多古町	749,741	1,054,754	59,266	176,245	0	0
東庄町	706,560	643,866	48,146	63,599	0	0
九十九里町	686,234	638,537	52,861	103,305	1,285	0
芝山町	592,117	1,794,118	33,180	77,098	0	0
横芝光町	1,115,469	1,210,029	82,511	182,402	1,256	0
一宮町	669,405	668,081	35,163	56,457	2,478	0
睦沢町	296,577	392,519	26,598	41,761	6,971	0
長生村	665,164	817,918	48,652	109,915	5,104	0
白子町	508,067	628,616	41,613	74,871	2,785	0
長柄町	379,353	773,591	29,168	41,216	0	0
長南町	375,850	610,567	32,019	44,481	8,486	0
大多喜町	392,825	635,139	36,464	81,573	2,083	0
御宿町	327,465	521,202	19,870	30,832	0	0
鋸南町	315,386	335,642	26,747	51,491	0	0
大都市計	110,709,898	69,384,886	1,269,585	6,135,851	272	0
都市計	380,282,044	338,157,715	8,909,421	31,803,811	31,459	2,678
市計	490,991,942	407,542,601	10,179,006	37,939,662	31,731	2,678
町村計	10,501,359	13,388,887	702,855	1,443,227	30,448	0
県計	501,493,301	420,931,488	10,881,861	39,382,889	62,179	2,678
県計(千葉市除)	390,783,403	351,546,602	9,612,276	33,247,038	61,907	2,678

入湯税	事業所税	都市計画税	旧法による税	合 計 (A)	(A)の 対前年度 増減率(%)	国民健康保険 税・料
0	0	0	0	3,880,258	1.6	1,012,240
0	0	0	0	5,090,590	△ 0.5	1,120,102
0	0	115,659	0	3,055,949	1.3	464,848
0	0	132,495	0	2,282,795	△ 0.6	550,883
0	0	0	0	733,442	0.3	160,740
0	0	0	0	2,040,006	△ 5.5	415,394
0	0	0	0	1,462,171	△ 2.3	381,141
0	0	0	0	1,482,222	△ 2.3	374,058
0	0	0	0	2,496,513	△ 1.6	214,315
0	0	0	0	2,591,667	0.5	598,759
2,645	0	0	0	1,434,229	△ 2.6	332,235
0	0	0	0	764,426	3.9	165,386
758	0	0	0	1,647,511	△ 2.1	316,124
5,058	0	0	0	1,261,010	△ 4.0	301,056
1,694	0	0	0	1,225,022	△ 4.6	191,813
0	0	0	0	1,071,403	△ 1.5	223,556
3,984	0	0	0	1,152,068	△ 0.8	226,791
697	0	0	0	900,066	0.7	205,568
1,551	0	0	0	730,817	△ 2.7	169,733
1,026	5,276,606	12,841,638	0	205,619,762	1.5	18,352,736
198,046	6,100,521	47,580,606	0	813,066,301	△ 0.3	103,411,631
199,072	11,377,127	60,422,244	0	1,018,686,063	0.0	121,764,367
16,387	0	248,154	0	26,331,317	△ 1.4	5,292,400
215,459	11,377,127	60,670,398	0	1,045,017,380	△ 0.0	127,056,767
214,433	6,100,521	47,828,760	0	839,397,618	△ 0.4	108,704,031

ウ 令和2年度市町村別徴収率の状況

(単位：％)

区分 市町村名	市町村税（国保税除く）			国民健康保険税・料		
	現年課税分	滞納繰越分	合計	現年課税分	滞納繰越分	合計
千葉市	98.8	32.4	97.6	92.8	16.3	80.1
銚子市	98.1	22.2	93.4	91.3	27.9	81.6
市川市	99.2	52.8	98.7	90.2	22.1	72.2
船橋市	99.0	39.1	97.5	90.7	26.0	78.4
館山市	98.2	25.8	94.7	92.4	20.5	77.5
木更津市	98.4	24.6	93.5	90.2	24.1	64.6
松戸市	98.8	35.6	97.5	90.8	19.9	78.0
野田市	99.4	35.8	97.9	95.9	26.7	80.9
茂原市	93.7	24.5	90.9	93.5	24.7	78.4
成田市	97.2	26.6	95.4	92.1	23.9	74.3
佐倉市	98.8	23.7	94.9	91.6	14.8	64.2
東金市	97.5	28.7	92.6	88.9	23.8	69.1
旭市	98.3	25.3	94.4	94.1	32.3	85.3
習志野市	98.9	20.2	95.9	93.1	20.4	79.3
柏市	98.7	32.9	96.9	90.5	16.7	67.7
勝浦市	97.6	14.4	90.8	92.2	17.3	68.9
市原市	98.7	21.6	94.9	89.7	22.6	71.0
流山市	98.9	42.7	98.2	94.9	43.3	88.6
八千代市	99.0	31.3	97.1	90.4	26.9	78.8
我孫子市	98.7	29.8	96.5	93.6	18.6	75.0
鴨川市	98.5	18.5	94.2	93.2	22.8	77.9
鎌ヶ谷市	98.8	46.0	97.3	93.3	38.4	84.2
君津市	99.2	18.6	95.6	92.5	23.8	70.6
富津市	99.1	28.1	96.4	92.8	27.6	68.2
浦安市	90.4	32.1	89.1	92.6	18.7	78.1
四街道市	98.5	25.5	94.6	90.7	19.7	68.5
袖ヶ浦市	99.5	31.8	98.1	95.3	32.6	82.7
八街市	97.6	18.5	88.5	87.8	17.7	60.9
印西市	99.2	29.7	97.6	93.3	18.7	74.5
白井市	98.3	13.7	92.1	90.6	12.8	61.1

(単位：%)

区分 市町村名	市町村税（国保税除く）			国民健康保険税・料		
	現年課税分	滞納繰越分	合計	現年課税分	滞納繰越分	合計
富里市	97.2	24.8	91.9	90.3	21.8	63.5
南房総市	98.3	16.2	91.9	96.4	16.6	77.1
匝瑳市	98.2	17.5	92.3	92.5	16.4	71.7
香取市	98.5	19.0	93.2	94.2	20.1	74.1
山武市	97.6	21.4	91.7	89.1	21.8	67.3
いすみ市	98.2	27.6	92.5	93.4	27.0	73.4
大網白里市	97.8	17.5	90.3	90.7	11.5	58.7
酒々井町	98.9	32.0	96.2	93.3	23.3	73.6
栄町	98.7	18.1	93.2	95.3	13.9	70.0
神崎町	99.1	37.2	97.1	97.7	40.3	88.8
多古町	97.6	15.0	92.2	93.0	13.5	72.4
東庄町	99.0	20.2	95.1	95.3	22.9	79.3
九九里町	96.3	21.0	89.2	89.5	22.7	65.7
芝山町	97.4	20.3	94.5	94.6	25.5	79.3
横芝光町	98.4	11.4	90.9	94.5	16.4	69.7
一宮町	97.8	16.7	91.9	93.1	16.2	69.6
睦沢町	98.4	21.1	94.4	93.6	18.5	76.0
長生村	97.7	14.1	91.2	94.0	12.6	68.8
白子町	94.9	25.2	91.1	93.4	22.8	78.6
長柄町	98.1	34.8	97.2	97.4	32.4	91.9
長南町	98.4	18.3	95.4	95.6	19.5	83.9
大多喜町	97.0	18.5	92.7	95.9	26.6	81.7
御宿町	98.0	15.9	89.6	94.9	17.1	64.8
鋸南町	98.2	25.9	95.6	97.1	23.8	85.6
市計	98.4	28.6	96.2	91.7	21.0	74.6
町村計	97.9	18.9	93.2	94.3	18.8	73.9
県計	98.4	28.1	96.2	91.8	20.9	74.5

## (7) 地方債発行(予定)額の状況(千葉市分を含む)

(単位:百万円)

年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
区分						
一	一般会計債	148,372.9	113,722.9	140,739.6	150,818.1	144,776.7
1	公共事業等	17,731.8	13,877.7	14,824.1	14,373.0	15,481.3
2	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業※1				8,784.1	15,929.1
3	公営住宅建設事業	1,992.4	1,742.3	1,884.5	1,475.5	716.8
4	災害復旧事業	116.7	203.1	71.1	14,974.5	1,362.6
5	教育・福祉施設等整備事業	50,142.5	33,588.2	51,254.6	40,792.1	38,383.3
(1)	学校教育施設等整備事業	34,720.6	21,741.8	35,327.1	28,785.1	26,362.2
(2)	社会福祉施設整備事業	3,502.0	3,725.2	3,462.1	4,224.2	4,671.1
(3)	一般廃棄物処理事業	9,618.5	5,832.6	9,282.8	5,492.3	3,964.4
(4)	一般補助施設整備等事業	1,089.1	1,163.7	1,720.6	1,190.5	1,282.9
(5)	施設整備事業(一般財源化分)	1,212.3	1,124.9	1,462.0	1,100.0	2,102.7
6	一般単独事業	75,051.0	59,244.7	66,435.2	63,578.4	66,197.7
(1)	一般事業	36,883.5	23,856.2	21,662.8	19,816.9	15,247.5
(2)	地域活性化事業	1,869.6	1,211.7	4,115.8	3,243.9	2,447.8
(3)	防災対策事業	81.6	1,352.7	1,034.8	1,824.6	702.2
(4)	地方道路等整備事業	11,750.9	12,303.0	12,114.2	14,100.9	11,766.6
(5)	旧合併特例事業	13,801.4	11,166.4	15,436.1	8,200.2	11,478.2
(6)	緊急防災・減災事業	10,563.8	7,182.6	5,804.6	6,681.1	10,896.0
(7)	公共施設等適正管理推進事業	100.2	2,172.1	6,266.9	9,429.6	12,708.5
(8)	緊急自然災害防止対策事業※1				281.2	905.1
(9)	緊急浚渫推進事業※2					45.8
7	辺地及び過疎対策事業	972.5	1,534.4	3,012.1	2,566.5	2,577.3
8	公共用地先行取得等事業	18.0	3,220.5	872.0	466.0	418.6
9	行政改革推進債	2,348.0	312.0	2,386.0	3,808.0	2,910.0
10	調整					800.0

注)発行(予定)額とは、当該年度の同意、許可又は届出に係る地方債のうち、当該年度内に発行する額及び次年度以降に繰り越した事業の財源として発行する見込みの額の合計をいう。

※1 令和元年度創設

※2 令和2年度創設

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
二 公営企業債		60,936.5	72,714.5	65,449.1	56,201.7	62,381.2
1 水道事業		8,418.9	9,378.1	10,623.2	7,726.2	10,037.6
(1) 上水道事業		8,396.9	9,353.1	10,596.2	7,670.2	9,978.7
(2) 簡易水道事業		22.0	25.0	27.0	56.0	58.9
2 交通事業		1,450.0				
3 電気事業・ガス事業		45.0	60.0	60.0	117.7	90.0
4 病院事業・介護サービス事業		10,304.8	18,024.9	7,025.9	7,736.4	6,349.9
(1) 病院事業		10,267.8	17,914.1	6,923.1	7,499.4	5,720.9
(2) 介護サービス事業		37.0	110.8	102.8	237.0	629.0
5 市場事業・と畜場事業		1,186.6	3,723.5	4,778.0	4,175.9	1,478.9
6 地域開発事業						
7 下水道事業		39,364.1	39,910.6	41,321.4	35,747.5	44,097.1
8 観光その他事業		167.1	1,617.4	1,640.6	698.0	327.7
小計(一十二)		209,309.4	186,437.4	206,188.7	207,019.8	207,157.9
伸び率(対前年度比)		17.2%	-10.9%	10.6%	0.4%	0.1%
三 被災施設借換債						
四 臨時財政対策債		58,185.2	66,272.3	65,658.3	56,886.6	52,583.9
五 退職手当債		330.0				
1 公営企業退職手当債						
2 退職手当債		330.0				
六 国の予算等貸付金債		63.2	49.2	45.5	20.8	17.4
七 減収補填債		942.6		73.6	581.6	9,322.6
八 猶予特例債 ※1						5,998.2
九 特別減収対策債 ※1						927.0
小計(一～九)		268,830.4	252,758.9	271,966.1	264,508.8	276,007.0
伸び率(対前年度比)		8.2%	-6.0%	7.6%	-2.7%	4.3%
十 千葉県市町村振興資金		1,972.2	1,160.1	1,474.3	899.2	1,267.8
1 一般事業資金		679.1	547.0	723.9	614.2	1,081.2
2 特別事業資金		1,293.1	613.1	750.4	285.0	186.6
合 計(一～十)		270,802.6	253,919.0	273,440.4	265,408.0	277,274.8
伸び率(対前年度比)		8.2%	-6.2%	7.7%	-2.9%	4.5%

※1 令和2年度創設

## (8) 地方公営企業の状況

## ア 地方公営企業決算状況調査対象事業数

区 分		23年度 (24. 3. 31)	24年度 (25. 3. 31)	25年度 (26. 3. 31)	26年度 (27. 3. 31)	27年度 (28. 3. 31)
法          適          用	水 道 事 業	44	44	44	44	44
	簡 易 水 道 事 業	2	2	2	2	2
	ガ ス 事 業	6	6	6	6	6
	病 院 事 業	20	20	20	20	20
	公 共 下 水 道 事 業	2	2	2	5	6
	特 定 公 共 下 水 道 事 業					
	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業	1	1	1	4	4
	農 業 集 落 排 水 事 業					
	市 場 事 業	1	1	1	1	1
	観 光 施 設 事 業	2	1	1	1	1
	介 護 サ ー ビ ス 事 業	1	1	1	1	1
	そ の 他 事 業					
計	79	78	78	84	85	
公 共 下 水 道 事 業	30	30	30	27	27	
特 定 公 共 下 水 道 事 業	1	1	1	1	1	
特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業	10	10	10	7	7	
農 業 集 落 排 水 事 業	20	20	20	20	20	
地 域 排 水 処 理 事 業	2	2	2	2	2	
電 気 事 業			1	1	1	
市 場 事 業	6	6	6	6	6	
と 畜 場 事 業	2	2	2	2	2	
観 光 施 設 事 業	3	3	3	3	3	
宅 地 造 成 事 業	8	7	5	5	5	
駐 車 場 事 業	6	6	11	11	11	
介 護 サ ー ビ ス 事 業	17	17	16	16	16	
計	105	104	107	101	101	
合 計	184	182	185	185	186	

注 事業数には、各年度末3月31日付けで減少した事業数も含めた。

28年度 (29. 3. 31)	29年度 (30. 3. 31)	30年度 (31. 3. 31)	元年度 (2. 3. 31)	2年度 (3. 3. 31)	左の年度の経営主体別内訳		
					市	町村	組合
44	44	44	40	40	24	7	9
2	2	2	2	2	2		
6	6	6	6	6	3	3	
19	20	20	21	20	13	4	3
6	7	10	15	32	29	2	1
			1	1	1		
4	4	4	4	9	7	2	
				5	5		
1	1	1	1	1	1		
1	1	1	1	1	1		
1	1	1	1	1		1	
				2	2		
<b>84</b>	<b>86</b>	<b>89</b>	<b>92</b>	<b>120</b>	<b>88</b>	<b>19</b>	<b>13</b>
28	27	24	19	2		2	
1	1	1					
7	7	7	7	2		2	
20	20	20	20	15	7	8	
2	2	2	2	2		2	
1	1	1	1	1	1		
6	6	5	5	5	5		
2	2	2	2	2		2	
3	3	3	3	3	2	1	
5	5	5	5	6	6		
11	11	11	11	11	11		
15	15	14	13	12	8	3	1
<b>101</b>	<b>100</b>	<b>95</b>	<b>88</b>	<b>61</b>	<b>40</b>	<b>20</b>	<b>1</b>
<b>185</b>	<b>186</b>	<b>184</b>	<b>180</b>	<b>181</b>	<b>128</b>	<b>39</b>	<b>14</b>

イ 令和2年度地方公営企業決算の状況(千葉市含む)

(ア)法適用事業

事業名	項目	上水道 (簡易水道含)	ガス	病院	下水道			
					公共	特定公共	特定環境	集落排水
収	経常収益	84,016,206	8,677,489	111,948,317	137,208,601	90,634	1,515,918	1,296,962
	うち							
	料金収入	64,696,828	7,588,134	78,919,102	64,700,799	36,963	387,034	155,014
	他会計繰入金	5,260,849	5,074	15,208,843	28,472,442	5,277	868,993	578,234
益	経常費用	76,268,817	8,292,056	108,771,928	131,006,892	90,634	1,489,763	1,123,701
	うち							
	職員給与費	5,855,183	899,029	55,151,218	4,057,451	6,238	14,693	46,502
	支払利息	2,234,453	10,345	1,276,225	10,396,732		352,735	106,456
	減価償却費	25,676,486	1,427,778	7,300,847	75,221,350	56,823	911,532	757,026
的	経常利益	8,342,979	415,204	4,215,569	6,265,525		123,182	173,261
	経常損失	595,590	29,771	1,039,180	63,816		97,027	
	経常損益	7,747,389	385,433	3,176,389	6,201,709		26,155	173,261
収	特別利益	372,394	1,087	2,255,490	779,687			3,468
	特別損失	2,050,448	612	2,340,318	783,283		7,519	8,581
	特別損益	△ 1,678,054	475	△ 84,828	△ 3,596		△ 7,519	△ 5,113
支	純利益	8,261,118	416,021	3,983,485	6,293,007		121,841	168,148
	純損失	2,191,783	30,113	891,924	94,894		103,205	
	純損益	6,069,335	385,908	3,091,561	6,198,113		18,636	168,148
資本的 収支	資本的収入	12,579,545	408,304	14,854,200	63,356,747	32,192	793,918	194,017
	うち							
	企業債	7,390,000	90,000	5,028,600	37,163,443		671,385	104,900
	他会計繰入金	1,578,045		5,739,581	11,104,074	32,192	96,100	76,379
	資本的支出	44,134,899	1,615,833	17,278,646	101,935,527	32,192	1,554,324	545,602
	うち							
	建設改良費	29,941,625	1,488,625	7,973,759	47,226,555	32,192	124,610	58,415
	企業債償還金	11,135,537	127,208	9,193,967	53,852,269		1,429,714	463,933
累積欠損金		1,365,148		37,043,269	294,013		98,476	
不良債務								
他会計繰入金計		6,838,894	5,074	20,948,424	39,576,516	37,469	965,093	654,613
同上経常収益割合		6.3%	0.1%	13.6%	20.8%	5.8%	57.3%	44.6%
企業債現在高		135,766,612	977,376	92,200,908	659,558,534		20,983,160	5,493,023
経常収支比率		110.2	104.6	102.9	104.7	100.0	101.8	115.4
欄外 ※ 参照								
職員数	損益勘定所属職員	837	123	7,357	571	4	5	6
	資本勘定所属職員	150	12	12	305	1	3	
	計	987	135	7,369	876	5	8	6
事業数	全事業数	42	6	20	32	1	9	5
	(事業数・前年度増減)			(△1)	(17)		(5)	(5)
	建設中							
	経常利益	34	4	15	30	1	5	5
	経常損失	8	2	5	2		4	
累積欠損金	4		12	2		3		
不良債務								

※ 経常収支比率＝経常収益÷経常費用×100

(単位:千円)

下水道計	市場	観光		観光計	その他	介護	合計
		休養宿泊	その他				
140,112,115	761,737		819	819	210,749	187,885	345,915,317
65,279,810	452,502		819	819	58,028	166,658	217,161,881
29,924,946	117,000				33,470	9,199	50,559,381
133,710,990	751,595		1,693	1,693	186,333	268,667	328,252,079
4,124,884	147,316				10,127	198,583	66,386,340
10,855,923	7,722				9		14,384,677
76,946,731	223,108		885	885	129,538	17,501	111,722,874
6,561,968	10,142				24,416		19,570,278
160,843			874	874		80,782	1,907,040
6,401,125	10,142		△ 874	△ 874	24,416	△ 80,782	17,663,238
783,155						1,193	3,413,319
799,383	203				1,143	8,869	5,200,976
△ 16,228	△ 203				△ 1,143	△ 7,676	△ 1,787,657
6,582,996	9,939				23,273		19,276,832
198,099			874	874		88,458	3,401,251
6,384,897	9,939		△ 874	△ 874	23,273	△ 88,458	15,875,581
64,376,874	59,994				184	784	92,279,885
37,939,728							50,448,328
11,308,745	53,900				184	160	18,680,615
104,067,645	204,824				1,053	10,494	167,313,394
47,441,772	96,991				685	1,793	86,945,250
55,745,916	107,833				368		76,310,829
392,489			22,494	22,494		266,585	39,089,985
41,233,691	170,900				33,654	9,359	69,239,996
21.4%	15.4%				15.9%	4.9%	20.0%
686,034,717	952,006				3,098		915,934,717
104.8	101.3		48.4	48.4	113.1	69.9	105.4
586	21				2	41	8,967
309							483
895	21				2	41	9,450
47	1		1	1	2	1	120
(27)					(2)		28
41	1				2		97
6			1	1		1	23
5			1	1		1	23

## (イ)法非適用事業

		下水道					下水道計	電気	
		公共	特定公共	特定環境	農業集落排水	地域排水			
収 益 的	総 収 益	240,419		136,024	1,464,822	45,731	1,886,996	237,707	
	うち	料 金 収 入	77,017		32,284	450,117	31,591	591,009	237,670
		他 会 計 繰 入 金	163,290		103,652	993,322	14,140	1,274,404	
収 支	総 費 用	186,912		71,621	1,075,284	45,093	1,378,910	51,623	
	うち	職 員 給 与 費	9,085			115,907	942	125,934	
		支 払 利 息	55,304		17,958	232,949	6,271	312,482	3,166
	収 支 差 引 ( A )	53,507		64,403	389,538	638	508,086	186,084	
資 本 的	資 本 的 収 入	605,205		157,460	1,299,747	51,300	2,113,712		
	うち	地 方 債	177,491		50,009	340,800	12,000	580,300	
		他 会 計 繰 入 金	266,920		67,564	739,704	27,054	1,101,242	
収 支	資 本 的 支 出	659,563		223,409	1,693,760	51,911	2,628,643	164,611	
	うち	建 設 改 良 費	338,511		85,476	507,977	36,315	968,279	
		地 方 債 償 還 金	300,489		127,417	1,180,898	15,596	1,624,400	88,126
	収 支 差 引 ( B )	△ 54,358		△ 65,949	△ 394,013	△ 611	△ 514,931	△ 164,611	
	収 支 再 差 引 ( C ) = ( A ) + ( B )	△ 851		△ 1,546	△ 4,475	27	△ 6,845	21,473	
	収 益 的 収 支 比 率 欄 外 ※ 1 参 照	49.3		68.3	64.9	75.4	62.8	170.1	
	積 立 金 ( D )				100		100	30,037	
	前 年 度 か ら の 繰 越 金 ( E )	16,185		9,798	64,269	510	90,762	15,484	
	前 年 度 繰 上 充 用 金 ( F )								
	収 益 的 支 出 に 充 て た 地 方 債 ( G )								
	収 益 的 支 出 に 充 て た 他 会 計 借 入 金 ( H )								
	形 式 収 支 ( I ) 欄 外 ※ 2 参 照	15,334		8,252	59,694	537	83,817	6,920	
	翌 年 度 繰 越 財 源 ( J )	6,490		5,870	1		12,361		
	実 質 収 支 ( K ) = ( I ) - ( J )	8,844		2,382	59,693	537	71,456	6,920	
職 員 数	損 益 勘 定 所 属 職 員	1			19		20		
	資 本 勘 定 所 属 職 員	4		3	2	2	11		
	計	5		3	21	2	31		
事 業 数	事 業 数	2		2	15	2	21	1	
	うち 建 設 中								
	事 業 数 ・ 前 年 度 増 減	△ 17		△ 5	△ 5		△ 27		
	実 質 収 支 黒 字 団 体	2		2	13	2	19	1	
	実 質 収 支 赤 字 団 体								
	実 質 収 支 0 の 団 体				2		2		

※1 収益的収支比率=総収益÷(総費用+地方債償還金)×100

※2 形式収支(I)=(C)-(D)+(E)-(F)+(G)+(H)

(単位:千円)

市場	と畜	観光		観光計	宅地造成 (その他)	駐車場	介護サービス	合計
		休養宿泊	その他					
1,909,337	284,434	3,836	890,667	894,503	822,022	483,761	1,698,708	8,217,468
971,325	281,533		274,337	274,337	34,609	284,452	1,367,105	4,042,040
442,826	360		538,537	538,537	36,257	46,902	283,518	2,622,804
1,482,169	260,299	3,843	890,667	894,510	257,786	316,959	1,748,404	6,390,660
364,441	60,825		327,922	327,922	44,101	4,717	431,625	1,359,565
30,748	344		10,902	10,902	12,443	903	45,567	416,555
427,168	24,135	△ 7		△ 7	564,236	166,802	△ 49,696	1,826,808
6,270,004	35,006		838,333	838,333	2,401,545	39,983	1,055,656	12,754,239
5,235,900			694,000	694,000	649,900		544,200	7,704,300
122,534			144,333	144,333	1,744,151	39,983	504,264	3,656,507
6,893,423	27,854		837,693	837,693	2,905,188	128,544	1,058,089	14,644,045
6,677,299	10,224		705,426	705,426	969,036		545,681	9,875,945
216,124	7,630		132,267	132,267	1,936,152	49,130	510,035	4,563,864
△ 623,419	7,152		640	640	△ 503,643	△ 88,561	△ 2,433	△ 1,889,806
△ 196,251	31,287	△ 7	640	633	60,593	78,241	△ 52,129	△ 62,998
112.4	106.2	99.8	87.1	87.1	37.5	132.1	75.2	75.0
98,565	15,052						1	143,755
560,904	56,599	181		181	94,890	87,591	80,110	986,521
266,088	72,834	174	640	814	155,483	165,832	27,980	779,768
102,143			640	640	84,127			199,271
163,945	72,834	174		174	71,356	165,832	27,980	580,497
57	9		35	35	6	1	74	202
1					14			26
58	9		35	35	20	1	74	228
5	2	1	2	3	6	11	12	61
					1		△ 1	△ 27
3	2	1		1	3	3	3	35
2			2	2	3	8	9	26

ウ 市町村別地方公営企業の状況（令和4年1月1日現在）

区分 団体名	事業名	法適 法非 の別	管理者 の設置 状況	所在地	電話番号	事業開始 年月日	法適用 年月日
千葉県市	水道	全適	非設置	中央区千葉港1-1	043-245-5658	S36.3.13	S49.12.28
	病院	全適	設置	中央区千葉港2-1(経営企画課)	043-245-5744	H23.4.1	H23.4.1
	病院	全適	設置	中央区青葉町1273-2(千葉市立青葉病院)	043-227-1131	H11.1.26	H23.4.1
	病院	全適	設置	美浜区磯辺3-31-1(千葉市立海浜病院)	043-277-7711	S59.9.21	H23.4.1
	公共下水道	財適	-	中央区千葉港1-1	043-245-5404	S11.4.1	H4.4.1
	特定環境保全 公共下水道	財適	-	中央区千葉港1-1	043-245-5404	H8.2.21	H8.4.1
	市場	非	-	美浜区高浜2-2-1	043-248-3200	S36.7.22	-
	宅地造成	非	-	中央区千葉港1-1	043-245-5325	S17.9.2	-
	駐車場	非	-	中央区千葉港1-1(千葉市栄町立体駐車場)	043-245-5148	S58.5.6	-
	観光施設	非	-	若葉区源町280(千葉市動物公園)	043-252-1111	S60.4.28	-
農業集落排水	非	-	中央区千葉港1-1	043-245-5762	S63.4.7	-	
銚子市	水道	全適	非設置	本城町5-1496	0479-22-8811	S12.3.25	S27.10.1
	病院	財適	-	若宮町1-1	0479-24-8070	S25.1.4	H21.4.1
	その他 (コミュニティ・プラント)	全適	非設置	本城町5-1496	0479-22-8825	S60.4.1	R2.4.1
	公共下水道	全適	非設置	本城町5-1496	0479-22-8825	S47.11.8	R2.4.1
	特定環境保全 公共下水道	全適	非設置	本城町5-1496	0479-22-8825	H9.11.12	R2.4.1
市川市	公共下水道	財適	-	南八幡2-20-2	047-334-1111	S36.11.16	H30.4.1
船橋市	病院	全適	設置	金杉1-21-1	047-438-3321	S58.8.5	H21.4.1
	市場	財適	-	市場1-8-1(船橋市地方卸売市場)	047-424-1151	S44.5.23	S45.4.1
	公共下水道	財適	-	湊町2-10-25	047-436-2648	S35.3.31	H30.4.1
	宅地造成	非	-	湊町2-10-25	047-436-2532	S63.3.18	-
	駐車場	非	-	湊町2-10-25(船橋市本町駐車場)	047-436-2054	H5.2.24	-
	駐車場	非	-	湊町2-10-25(船橋駅南口地下駐車場)	047-436-2532	H15.4.14	-
	介護サービス	非	-	湊町2-10-25(指定訪問看護ステーション)	047-436-2335	H27.4.1	-
	介護サービス	非	-	湊町2-10-25(指定介護老人福祉施設)	047-436-3353	H14.6.1	-
	介護サービス	非	-	湊町2-10-25(老人短期入所施設)	047-436-3353	H14.6.1	-
	介護サービス	非	-	湊町2-10-25(老人デイサービスセンター)	047-436-3353	H6.10.1	-
館山市	公共下水道	財適	-	湊465-1	0470-22-3661	H4.3.10	R2.4.1
木更津市	公共下水道	財適	-	潮浜1-19-1	0438-36-2700	S48.10.23	R2.4.1
	市場	非	-	新田3-3-12	0438-23-3621	S44.11.17	-
	駐車場	非	-	朝日3-10-19	0438-23-8468	H4.6.1	-

※「法適用年月日」は全部適用事業(財務適用事業が全部適用事業に変更した場合を含む。)にあっては、全部適用した日、財務適用事業にあっては、財務適用した日である。

区分 団体名	事業名	法適 法非 の別	管理者 の設 置状 況	所在地	電話番号	事業開始 年月日	法適用 年月日
松戸市	水道	全適	設置	二ツ木2003-1	047-341-0430	S34.10.1	S43.4.1
	病院	全適	設置	千駄堀993番地の1(松戸市立総合医療センター)	047-712-2511	S25.11.25	S43.4.1
	病院	全適	設置	高塚新田123-13 (松戸市立福祉医療センター東松戸病院)	047-391-5500	H5.10.1	H5.10.1
	公共下水道	財適	—	根本387-5	047-366-1111	S31.5.31	H30.4.1
	市場	非	—	松戸新田30(松戸市公設地方卸売市場南部市場)	047-362-5809	S47.5.1	—
	宅地造成	非	—	竹ヶ花136番地の2	047-366-7375	R1.8.16	—
	駐車場	非	—	本町24-3	047-367-5553	S60.12.12	—
野田市	水道	全適	設置	中根324	04-7124-5145	S47.3.31	S47.4.1
	公共下水道	財適	—	鶴奉7-1	04-7125-1111	S48.10.15	R2.4.1
	宅地造成	非	—	東宝珠花237-1	04-7198-1115	H3.3.1	—
	介護サービス	非	—	鶴奉264(指定介護老人福祉施設)	04-7122-1464	H17.1.1	—
	介護サービス	非	—	岩名2-12-1(老人デイサービスセンター)	04-7129-0137	H22.4.1	—
茂原市	公共下水道	財適	—	道表1	0475-20-1549	S40.10.12	H31.4.1
	農業集落排水	非	—	道表1	0475-20-1526	H4.9.8	—
	駐車場	非	—	道表1	0475-20-1546	H4.5.1	—
成田市	水道	全適	非設置	山口293-1	0476-22-0269	S7.2.9	S42.4.1
	簡易水道	財適	—	山口293-1	0476-22-0269	H13.3.28	H13.4.1
	公共下水道	財適	—	花崎町760	0476-20-1553	S45.2.1	H31.4.1
	農業集落排水	非	—	花崎町760	0476-20-1542	H7.6.30	—
	市場	非	—	飯仲42-2	0476-23-0021	S46.12.13	—
	駐車場	非	—	花崎町760(買物駐車場)	0476-20-1622	S56.2.1	—
	駐車場	非	—	花崎町760(東和田駐車場)	0476-20-1540	S50.12.31	—
佐倉市	水道	全適	設置	海隣寺町97	043-485-1191	S31.7.23	S42.4.1
	公共下水道	全適	設置	海隣寺町97	043-485-1191	S41.11.1	H26.4.1
	特定環境保全 公共下水道	全適	設置	海隣寺町97	043-485-1191	S62.12.21	H26.4.1
	農業集落排水	非	—	海隣寺町97	043-484-6141	H1.4.1	—
東金市	ガス	全適	非設置	東上宿26-4	0475-52-2408	S32.4.1	S34.4.1
	公共下水道	財適	—	家徳256-1	0475-50-1160	S50.3.31	R2.4.1
	農業集落排水	財適	—	家徳256-1	0475-50-1160	H7.4.15	R2.4.1
旭市	水道	全適	非設置	ニの5911-1	0479-62-5357	S54.3.27	H17.7.1
	公共下水道	全適	非設置	ニの5911-1	0479-62-5357	H6.2.15	R2.4.1
	農業集落排水	全適	非設置	ニの5911-1	0479-62-5357	H8.4.1	R2.4.1
習志野市	水道	全適	設置	藤崎1-1-13	047-475-3321	S24.7.1	S34.4.1
	ガス	全適	設置	藤崎1-1-13	047-475-3321	S32.9.27	S33.6.1
	公共下水道	全適	設置	藤崎1-1-13	047-475-3321	S40.12.30	H31.4.1
	介護サービス	非	—	鷺沼3-6-44(老人短期入所施設)	047-451-1151	H12.4.1	—
	介護サービス	非	—	鷺沼3-6-44(老人デイサービスセンター)	047-451-1151	H12.4.1	—
	介護サービス	非	—	屋敷4-6-6(老人デイサービスセンター)	047-451-1151	H12.4.1	—

※「法適用年月日」は全部適用事業(財務適用事業が全部適用事業に変更した場合を含む。)にあっては、全部適用した日、財務適用事業にあっては、財務適用した日である。

区分 団体名	事業名	法 法 の 別	適 適 の 状 況	管理者 の 設 置 状 況	所在地	電話番号	事業開始 年月日	法適用 年月日
柏市	水道	全	適	設置	千代田1-2-32	04-7166-3181	S29.5.20	S42.4.1
	病院	財	適	—	布施1-3(柏市立柏病院)	04-7134-2000	H4.7.1	H5.4.1
	公共下水道	財	適	—	千代田1-2-32	04-7167-1409	S35.11.29	H26.4.1
	特定環境保全 公共下水道	財	適	—	千代田1-2-32	04-7167-1409	H3.4.1	H26.4.1
	市場	非	—	—	若柴69-1	04-7131-2620	S44.4.1	-
	駐車場	非	—	—	中央町1-1	04-7166-6377	H11.3.1	-
	介護サービス	非	—	—	布施1-3(介護老人保健施設はみんぐ)	04-7134-0660	H12.4.1	-
勝浦市	水道	全	適	非設置	沢倉515-2	0470-73-6620	S10.4.24	S39.4.1
市原市	水道	全	適	設置	国分寺台中央1-1-1	0436-23-9859	S27.10.5	S43.4.1
	公共下水道	財	適	—	松ヶ島西1-4	0436-23-9042	S44.11.26	H31.4.1
	特定公共下水道	財	適	—	松ヶ島西1-4	0436-23-9042	S44.11.26	H31.4.1
	農業集落排水	非	—	—	安須980	0436-36-5661	H10.9.11	-
	駐車場	非	—	—	五井中央西2-6	0436-23-9801	H9.5.1	-
流山市	水道	全	適	設置	おおたかの森西一丁目19番地	04-7159-5315	S37.1.29	S43.4.1
	公共下水道	全	適	設置	おおたかの森西一丁目19番地	04-7159-5315	S48.12.28	H27.4.1
	宅地造成	非	—	—	平和台1-1-1	04-7157-6100	H11.3.1	-
八千代市	水道	全	適	設置	萱田町596-5	047-483-6572	S40.3.26	S43.4.1
	公共下水道	全	適	設置	萱田町596-5	047-483-6572	S42.3.1	H20.4.1
我孫子市	水道	全	適	設置	我孫子1684番地	04-7184-0111	S41.3.3	S43.4.1
	公共下水道	財	適	—	我孫子1858番地	04-7185-1111	S42.8.23	R2.4.1
	特定環境保全 公共下水道	財	適	—	我孫子1858番地	04-7185-1111	S62.4.1	R2.4.1
鴨川市	水道	全	適	非設置	横渚1342-2	04-7093-1000	S35.12.28	H17.2.11
	病院	財	適	—	宮山233	04-7097-1221	S23.12.19	S42.4.1
鎌ヶ谷市	公共下水道	財	適	—	新鎌ヶ谷2-6-1	047-445-1474	S49.7.23	R2.4.1
君津市	駐車場	非	—	—	久保2-13-1	0439-56-1261	S53.4.10	-
	農業集落排水	非	—	—	久保2-13-1	0439-56-1324	H10.7.21	-
浦安市	公共下水道	財	適	—	猫実1-1-1	047-712-6499	S50.9.1	R2.4.1
	介護サービス	非	—	—	高洲9-3-1(指定介護老人福祉施設)	047-382-2943	H12.4.1	-
	介護サービス	非	—	—	高洲9-3-1(老人短期入所施設)	047-382-2943	H12.4.1	-
	介護サービス	非	—	—	高洲9-3-1(老人デイサービスセンター)	047-382-2943	H12.4.1	-
	介護サービス	非	—	—	猫実1-2-5(老人デイサービスセンター)	047-304-8858	H12.4.1	-
	介護サービス	非	—	—	猫実4-19-24(老人デイサービスセンター)	047-381-7803	H16.11.1	-
四街道市	水道	全	適	非設置	鹿渡無番地	043-421-3683	S34.12.16	S42.4.1
	公共下水道	全	適	非設置	鹿渡無番地	043-421-3683	S47.11.21	H29.4.1

※「法適用年月日」は全部適用事業(財務適用事業が全部適用事業に変更した場合を含む。)にあっては、全部適用した日、財務適用事業にあっては、財務適用した日である。

区分 団体名	事業名	法 法 適 非 別	適 非 別	管理者 の 設 置 状 況	所在地	電話番号	事業開始 年月日	法適用 年月日
袖ヶ浦市	公共下水道	財適	—	—	中袖4番地	0438-62-3669	S49.10.23	R2.4.1
	農業集落排水	財適	—	—	中袖4番地	0438-62-3669	H5.7.8	R2.4.1
	駐車場	非	—	—	蔵波25-1 他	0438-62-3521	S55.4.1	-
八街市	水道	全適	非設置	—	榎戸415	043-443-0677	S32.4.17	S42.4.1
	公共下水道	財適	—	—	八街135-29	043-443-1440	S53.2.17	R2.4.1
印西市	水道	全適	非設置	—	大森2364-2	0476-42-5111	S52.3.31	S52.4.1
	公共下水道	全適	非設置	—	大森2364-2	0476-42-5111	S50.1.7	R2.4.1
	特定環境保全 公共下水道	全適	非設置	—	大森2364-2	0476-42-5111	H3.4.1	R2.4.1
白井市	水道	全適	非設置	—	復1123	047-492-1111	S59.3.30	S59.4.1
	公共下水道	全適	非設置	—	復1123	047-492-1111	S47.1.29	R2.4.1
	特定環境保全 公共下水道	全適	非設置	—	復1123	047-492-1111	H5.4.1	R2.4.1
富里市	水道	全適	非設置	—	七栄651-122	0476-93-3340	S48.3.31	S48.4.1
	公共下水道	財適	—	—	七栄652-1	0476-93-5349	S56.11.19	H31.4.1
南房総市	水道	全適	非設置	—	千倉町瀬戸2296-6	0470-44-4611	S38.3.30	H18.3.20
	病院	財適	—	—	平久里中1410-1	0470-58-0301	S23.12.25	S42.4.1
匝瑳市	病院	全適	設置	—	八日市場1304	0479-72-1525	S33.11.1	H24.4.1
香取市	水道	全適	非設置	—	玉造734-1	0478-55-8383	S27.2.6	H18.3.27
	簡易水道	全適	非設置	—	玉造734-1	0478-55-8383	S46.5.17	H15.4.1
	病院	全適	設置	—	南原地新田438-1	0478-82-3161	R1.9.1	R1.9.1
	公共下水道	財適	—	—	佐原13746-1	0478-54-3521	S34.4.1	R2.4.1
	農業集落排水	財適	—	—	佐原13746-1	0478-54-3521	S52.6.28	R2.4.1
	電気	非	—	—	津宮4992-92(与田浦発電所)	0478-50-1248	H26.3.25	-
	電気	非	—	—	伊地山748(伊地山発電所)	0478-50-1248	H27.9.28	-
	電気	非	—	—	大崎1900(大崎発電所)	0478-50-1248	H27.9.28	-
	電気	非	—	—	大戸618-2(大戸発電所)	0478-50-1248	H27.9.28	-
	電気	非	—	—	附洲新田1356-1(附洲新田発電所)	0478-50-1248	H27.9.28	-
	観光施設	非	—	—	扇島1837-2(水郷佐原あやめパーク)	0478-56-0411	S44.6.1	-
	駐車場	非	—	—	佐原1224-1(佐原駅北駐車場)	0478-50-1214	S52.2.1	-
駐車場	非	—	—	佐原1725-1(町並み観光駐車場)	0478-50-1212	H24.10.1	-	
山武市	水道	全適	非設置	—	埴谷1884-2	0475-89-3647	H10.3.31	H10.3.31
	農業集落排水	非	—	—	殿台296	0475-80-1212	H7.4.1	-
いすみ市	水道	全適	非設置	—	大原7400-1	0470-62-1384	S47.3.31	H17.12.5
大網白里市	ガス	全適	非設置	—	仏島72	0475-72-1131	S39.9.16	S40.4.1
	病院	財適	—	—	富田884-1	0475-72-1121	S27.12.1	S43.4.1
	その他 (コミュニティ・プラント)	全適	非設置	—	四天木556-2	0475-77-6880	H9.6.5	R2.4.1
	公共下水道	全適	非設置	—	四天木556-2	0475-77-6880	S61.10.24	R2.4.1
	農業集落排水	全適	非設置	—	四天木556-2	0475-77-6880	H6.9.1	R2.4.1

※「法適用年月日」は全部適用事業(財務適用事業が全部適用事業に変更した場合を含む。)にあっては、全部適用した日、財務適用事業にあっては、財務適用した日である。

区分 団体名	事業名	法適 法非 の別	管理者 の設 置状 況	所在地	電話番号	事業開始 年月日	法適用 年月日
酒々井町	水道	全適	非設置	尾上194-1	043-496-7725	S42.3.31	S43.4.1
	公共下水道	財適	-	尾上194-1	043-496-7725	S48.3.12	H26.4.1
	特定環境保全 公共下水道	財適	-	尾上194-1	043-496-7725	S52.4.1	H26.4.1
栄町	公共下水道	財適	-	安食台1-2	0476-33-7712	S53.3.9	R2.4.1
	特定環境保全 公共下水道	財適	-	安食台1-2	0476-33-7712	H4.4.1	R2.4.1
神崎町	水道	全適	非設置	古原甲718-4	0478-72-3322	H4.10.1	H4.10.1
多古町	水道	全適	非設置	多古584	0479-76-5406	S57.4.1	S57.4.1
	病院	財適	-	多古388-1	0479-76-2211	S39.12.1	S42.4.1
	農業集落排水	非	-	多古584	0479-76-5406	H6.6.23	-
東庄町	水道	全適	非設置	笹川い4713-131	0478-86-6077	S46.3.31	S46.4.1
	病院	財適	-	石出2692-15	0478-86-1177	S23.4.1	S42.4.1
	と畜場	非	-	笹川い4714-172	0478-86-0124	S28.8.1	-
	介護サービス	非	-	石出2692-4(老人デイサービスセンター)	0478-80-3300	H12.4.1	-
	介護サービス	非	-	石出2692-4(指定訪問看護ステーション)	0478-80-3300	H12.4.1	-
九十九里町	ガス	全適	非設置	片貝3313-2	0475-76-6176	S40.10.1	S41.4.1
	農業集落排水	財適	-	片貝4099	0475-70-3174	H5.4.1	R3.4.1
芝山町	公共下水道	非	-	小池992	0479-77-3924	H27.4.1	-
	特定環境保全 公共下水道	非	-	小池992	0479-77-3924	H10.10.22	-
	農業集落排水	非	-	小池992	0479-77-3924	H9.4.1	-
	特定地域生活 排水処理	非	-	小池992	0479-77-3924	R3.4.1	-
横芝光町	病院	財適	-	宮川12100(東陽病院)	0479-84-1335	S26.8.28	S41.12.1
	農業集落排水	非	-	宮川11902	0479-84-1215	H9.4.1	-
	と畜場	非	-	芝崎1390(東陽食肉センター)	0479-85-1241	M43.5.20	-
一宮町	農業集落排水	非	-	一宮2457	0475-42-1428	S60.7.10	-
睦沢町	農業集落排水	非	-	下之郷1650-1	0475-44-2515	H10.12.29	-
	特定地域生活 排水処理	非	-	下之郷1650-1	0475-44-2515	H14.6.18	-
長生村	公共下水道	非	-	本郷1-77	0475-32-2494	H25.2.5	-
	特定環境保全 公共下水道	非	-	本郷1-77	0475-32-2494	H5.6.21	-
白子町	ガス	全適	非設置	五井419-1	0475-33-3530	S36.8.27	S39.4.1
	観光施設	非	-	古所3291-3(白子荘)	0475-33-2117	S40.8.5	-
長柄町	農業集落排水	非	-	桜谷712	0475-35-2114	H5.10.15	-
	特定地域生活 排水処理	非	-	桜谷712	0475-35-2114	H16.5.14	-
長南町	ガス	全適	非設置	長南2110	0475-46-3401	S50.7.1	S50.7.1
	農業集落排水	非	-	長南2110	0475-46-3397	H5.10.18	-
大多喜町	水道	全適	非設置	大多喜93	0470-82-2067	S30.8.30	S43.4.1
	介護サービス	財適	-	新丁173-2(指定介護老人福祉施設)	0470-82-2901	H12.4.1	H22.4.1
	介護サービス	財適	-	新丁173-2(老人短期入所施設)	0470-82-2901	H12.4.1	H22.4.1
御宿町	水道	全適	非設置	須賀1522	0470-68-6693	S48.3.31	S48.4.1
鋸南町	水道	全適	非設置	下佐久間3458	0470-55-3569	S36.3.20	S41.4.1
	病院	財適	-	保田359	0470-55-2125	S40.4.1	S42.12.1
	介護サービス	非	-	保田560(老人デイサービスセンター)	0470-50-1171	H12.4.1	-
	介護サービス	非	-	保田560(指定訪問看護ステーション)	0470-50-1173	H12.4.1	-

※「法適用年月日」は全部適用事業(財務適用事業が全部適用事業に変更した場合を含む。)にあっては、全部適用した日、財務適用事業にあっては、財務適用した日である。

区分 団体名	事業名	法適 法非 の適 別	管理者 の設 置 状 況	所在地	電話番号	事業開始 年月日	法適用 年月日
三芳水道企業団	水道	全適	設置	館山市北条1145-1(館山市役所内)	0470-22-3729	S40.3.31	S43.4.1
九十九里地域水道企業団	水道	全適	設置	東金市東金769-2	0475-54-0631	S47.3.31	S46.12.1
長門川水道企業団	水道	全適	設置	印旛郡栄町安食台1-2	0476-33-7718	S35.7.13	S46.4.1
東総広域水道企業団	水道	全適	設置	香取郡東庄町笹川ろ1	0478-86-3821	S48.3.31	S48.4.1
八匠水道企業団	水道	全適	設置	匝瑳市生尾10	0479-73-3171	S49.3.30	S49.3.28
山武郡市広域水道企業団	水道	全適	設置	東金市家徳361-8	0475-55-7851	S49.4.1	S49.3.31
長生郡市広域市町村圏組合	水道	全適	非設置	茂原市高師395-2	0475-23-9481	S49.3.30	S49.4.1
	病院	全適	設置	茂原市本納2777(公立長生病院)	0475-34-2121	S63.4.1	H23.4.1
印旛郡市広域市町村圏事務組合	水道	全適	非設置	佐倉市宮小路町12	043-486-5111	S56.3.31	S56.4.1
南房総広域水道企業団	水道	全適	設置	夷隅郡大多喜町小谷松500	0470-82-5651	H3.3.14	H2.8.1
かずさ水道広域連合企業団	水道	全適	非設置	木更津市潮見2-8	0438-38-3276	H31.4.1	H31.4.1
北千葉広域水道企業団	水道	全適	設置	松戸市七右衛門新田540-5	047-345-3211	S48.3.31	S48.3.31
国保国吉病院組合	病院	財適	-	いすみ市荻谷1177	0470-86-2311	S24.1.20	S42.4.1
君津中央病院企業団	病院	全適	設置	木更津市桜井1010(本院)	0438-36-1071	S39.4.1	H18.4.1
	病院	全適	設置	富津市千種新田710(大佐和分院)	0439-65-1251	S39.4.1	H18.4.1
君津富津広域下水道組合	公共下水道	財適	-	君津市久保2-13-1(君津市役所内)	0439-56-1255	S48.8.1	R2.4.1
四市複合事務組合	介護サービス	非	-	船橋市三山2-3-2(指定介護老人福祉施設)	047-476-2885	H12.4.1	-
	介護サービス	非	-	船橋市三山2-3-2(老人短期入所施設)	047-476-2885	H12.4.1	-
	介護サービス	非	-	船橋市三山2-3-2(老人デイサービスセンター)	047-493-2208	H16.4.1	-

※「法適用年月日」は全部適用事業(財務適用事業が全部適用事業に変更した場合を含む。)にあっては、全部適用した日、財務適用事業にあっては、財務適用した日である。

エ 令和2年度決算に基づく特別会計の資金不足比率の状況

(単位：%)

地方公共団体の名称	特別会計の名称	資金不足比率
千葉市	水道事業会計	-
	病院事業会計	-
	下水道事業会計	-
	地方卸売市場事業特別会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
	動物公園事業特別会計	-
銚子市	水道事業会計	-
	病院事業会計	-
	下水道事業会計	-
市川市	下水道事業会計	-
船橋市	病院事業会計	-
	地方卸売市場事業会計	-
	下水道事業会計	-
	船橋駅南口市街地再開発事業特別会計	-
館山市	下水道事業会計	-
木更津市	下水道事業会計	-
	公設地方卸売市場特別会計	-
松戸市	水道事業会計	-
	病院事業会計	-
	下水道事業会計	-
	公設地方卸売市場事業特別会計	-
	松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画 整理事業特別会計	-
野田市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
茂原市	下水道事業会計	-
	農業集落排水事業会計	-
成田市	水道事業会計	-
	簡易水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
	公設地方卸売市場特別会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
佐倉市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
東金市	東金市ガス事業会計	-
	東金市下水道事業会計	-
旭市	旭市水道事業会計	-
	旭市公共下水道事業会計	-
	旭市農業集落排水事業会計	-
習志野市	水道事業会計	-
	ガス事業会計	-
	下水道事業会計	-
柏市	水道事業会計	-
	病院事業会計	-
	下水道事業会計	-
	公設総合地方卸売市場事業特別会計	-
勝浦市	水道事業会計	-

(単位：%)

地方公共団体の名称	特別会計の名称	資金不足比率
市原市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
流山市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
	土地区画整理事業特別会計	-
八千代市	水道事業会計	-
	公共下水道事業会計	-
我孫子市	我孫子市水道事業会計	-
	我孫子市下水道事業会計	-
鴨川市	水道事業会計	-
	病院事業会計	-
鎌ヶ谷市	下水道事業会計	-
君津市	農業集落排水事業特別会計	-
富津市	温泉供給事業特別会計	-
浦安市	浦安市下水道事業会計	-
四街道市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市下水道事業会計	-
八街市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
印西市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
白井市	白井市水道事業会計	-
	白井市下水道事業会計	-
富里市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
南房総市	水道事業会計	-
	国保病院事業会計	-
匝瑳市	病院事業会計	-
香取市	香取市水道事業会計	-
	香取市簡易水道事業会計	-
	香取市病院事業会計	-
	香取市公共下水道事業会計	-
	香取市農業集落排水事業会計	-
	香取市太陽光発電事業特別会計	-
山武市	山武市水道事業会計	-
	山武市農業集落排水事業特別会計	-
	いすみ市	水道事業会計
大網白里市	ガス事業会計	-
	病院事業会計	-
	下水道事業会計	-
酒々井町	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
栄町	栄町下水道事業会計	-

(単位：%)

地方公共団体の名称	特別会計の名称	資金不足比率
神崎町	水道事業会計	-
多古町	水道事業会計	-
	国保多古中央病院事業会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
東庄町	水道事業会計	-
	国民健康保険東庄病院事業会計	-
	食肉センター特別会計	-
九十九里町	ガス事業会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
芝山町	公共下水道事業特別会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
横芝光町	病院事業会計	-
	東陽食肉センター特別会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
一宮町	農業集落排水事業特別会計	-
睦沢町	睦沢町農業集落排水事業特別会計	-
長生村	公共下水道事業特別会計	-
白子町	白子町ガス事業特別会計	-
	白子町休養施設事業特別会計	-
長柄町	農業集落排水事業特別会計	-
	浄化槽事業特別会計	-
長南町	長南町ガス事業会計	-
	長南町農業集落排水事業特別会計	-
大多喜町	大多喜町水道事業会計	-
	大多喜町特別養護老人ホーム事業会計	-
御宿町	水道事業会計	-
鋸南町	鋸南町水道事業会計	-
	鋸南町病院事業会計	-

(単位：%)

地方公共団体の名称	特別会計の名称	資金不足比率
三芳水道企業団	三芳水道企業団水道事業会計	-
長門川水道企業団	水道事業会計	-
国保国吉病院組合	国保国吉病院組合病院事業会計	-
君津中央病院企業団	病院事業会計	-
長生郡市広域市町村圏組合	水道事業会計	-
	病院事業会計	-
九十九里地域水道企業団	水道用水供給事業会計	-
印旛郡市広域市町村圏事務組合	印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業	-
東総広域水道企業団	水道用水供給事業会計	-
君津富津広域下水道組合	君津富津広域下水道組合下水道事業会計	-
八匝水道企業団	水道事業会計	-
山武郡市広域水道企業団	水道事業会計	-
南房総広域水道企業団	水道用水供給事業会計	-
北千葉広域水道企業団	水道用水供給事業会計	-
かずさ水道広域連合企業団	水道事業会計（水道事業）	-
	水道事業会計（水道用水供給事業）	-

※資金不足額がない場合は、「-」で示す。

<資金不足比率とは>

- ・当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率で、経営状況の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

## (9) 住民参加型市場公募地方債発行状況

年度	発行団体	名 称	発行時期	発行額 (億円)	償還期間 (年)	発行目的
14	流山市	愛郷債 (あいきょうさい)	平成15年3月25日	2.0	5	市道整備事業
15	千葉市	ちば市民債	平成15年9月30日	30.0	5	公園整備事業
	君津市	きみつ市民債	平成15年11月25日	3.0	5	コミュニティセンター建設、し尿処理施設改造 小中学校大規模改造
	習志野市	はばたき債	平成16年3月30日	3.0	5	保育所保育室増設、児童会建設 廃棄物運搬車購入ほか
16	流山市	愛郷債 (あいきょうさい)	平成16年5月25日	2.5	5	土地区画整理事業、県道整備事業 中学校大規模改造事業
	千葉市	ちば市民債	平成16年9月30日	50.0	5	公園整備事業
	習志野市	はばたき債	平成16年11月25日	3.0	5	バリアフリー化事業、子ども園施設整備事業 中学校大規模改造事業ほか
	我孫子市	オオバンあびこ市民債	平成16年11月25日	2.0	5	古利根沼用地取得事業
	君津市	きみつ市民債	平成16年11月25日	3.0	5	中学校大規模改造事業、し尿処理施設改造事業 まちづくり総合支援事業
17	千葉市	ちば市民債	平成17年10月31日	50.0	5	公園整備、看護師養成施設整備 余熱利用施設整備ほか
	君津市	きみつ市民債	平成17年11月25日	3.0	5	(仮称) 君津中央公園整備事業 市道君津駅前線道路改良事業 (仮称) 周西公民館建設事業
	習志野市	はばたき債	平成18年2月28日	3.0	5	津田沼小学校外部改修事業 JR津田沼駅前広場バリアフリー化事業ほか
	浦安市	浦安子ども健やか債	平成18年3月30日	3.0	5	明海南小学校地区児童育成クラブ施設建設 各小学校トイレ改修・エレベーター整備ほか
	市川市	市川市民まちづくり債	平成18年3月31日	5.0	5	義務教育施設整備事業、消防施設整備事業 東山魁夷記念館建設事業
18	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市こども安全市民債	平成18年5月30日	2.0	5	義務教育施設整備事業 臨時地方道整備事業
	浦安市	浦安子ども健やか債	平成18年10月30日	3.0	5	明海少年サッカー場用地取得事業 各小学校地区児童育成クラブ施設建設・トイレ 改修・エレベーター整備
	我孫子市	オオバンあびこ市民債	平成18年11月27日	1.0	5	第三小学校・白山中学校耐震補強事業
	千葉市	ちば市民債	平成18年11月28日	50.0	5	公園整備事業ほか
	習志野市	はばたき債	平成18年11月30日	3.0	5	JR津田沼駅バリアフリー化整備助成事業 小学校大規模改造事業ほか
	市川市	市川市民まちづくり債	平成19年3月30日	5.0	5	小・中学校施設等整備事業、消防車両整備事業 排水施設等整備事業
19	浦安市	浦安子ども健やか債	平成19年10月30日	3.0	5	(仮称) 高洲地区公民館施設用地取得事業 明海少年サッカー場整備事業
	千葉市	ちば市民債	平成19年11月28日	50.0	5	公園整備事業、高等学校改築事業 スポーツ施設整備事業
	船橋市	船橋みらい債	平成19年11月30日	5.0	5	船橋市立リハビリテーション病院建設事業
	木更津市	元気なきさらづ債	平成19年12月3日	3.0	5	小学校大規模改造事業
	習志野市	はばたき債	平成19年12月17日	3.0	5	第二中学校施設整備(校舎)ほか
	市川市	市川市民まちづくり債	平成20年3月31日	5.0	5	国府台市民体育館耐震補強事業 学校教育施設等整備 消防ポンプ自動車等整備事業、石綿対策事業

年度	発行団体	名 称	発行時期	発行額 (億円)	償還期間 (年)	発行目的
20	浦安市	浦安子ども健やか債	平成20年10月30日	3.0	5	保育園増設整備及び増設用地取得事業 小学校校舎増築事業 各中学校普通教室エアコン整備事業
	習志野市	はばたき債	平成20年10月31日	4.5	5	小中学校大規模改造事業 第一中学校給食室新築事業 放課後児童会施設整備事業
	船橋市	船橋みらい債	平成20年11月28日	5.0	5	小中学校耐震補強事業、放課後ルーム整備事業 都市緑地整備事業
	千葉市	ちば市民債	平成20年12月24日	30.0	5	蘇我スポーツ公園整備事業
	市川市	市川市民まちづくり債	平成21年3月31日	5.0	5	小学校の耐震補強、知的障害者施設整備 排水施設整備及び消防車両整備
21	習志野市	はばたき債	平成21年10月30日	4.5	5	小・中学校大規模改造事業、道路改良 J R 津田沼駅周辺地区整備
	浦安市	浦安子ども健やか債	平成21年10月30日	3.0	5	各小学校普通教室エアコン整備事業
	船橋市	船橋みらい債	平成21年11月27日	5.0	5	小・中学校整備事業、放課後ルーム整備事業 都市公園整備事業及び消防車両整備
	千葉市	ちば市民債	平成21年11月30日	30.0	5	学校等施設整備
	市川市	市川市民まちづくり債	平成22年3月31日	5.0	5	小学校の耐震補強、排水施設整備事業 消防車両整備
22	習志野市	はばたき債	平成22年10月29日	4.5	5	教育環境や都市基盤の整備など
	千葉市	ちば市民債	平成22年11月30日	30.0	5	消防署整備など
	船橋市	船橋みらい債	平成22年11月30日	5.0	5	小・中学校改修事業、特別支援学校整備事業、 公民館整備事業、放課後ルーム整備事業、都市 公園整備事業、消防車両整備事業
	市川市	市川市民まちづくり債	平成23年3月31日	5.0	5	小・中学校及び市営住宅の耐震補強
23	習志野市	はばたき債	平成23年10月31日	4.5	5	教育環境や都市基盤の整備
	船橋市	船橋みらい債	平成23年11月30日	5.0	5	小・中学校改修事業、公民館整備事業、放課後 ルーム整備事業
	千葉市	ちば市民債	平成23年12月26日	30.0	5	道路の災害復旧や学校の耐震補強など
	市川市	市川市民まちづくり債	平成24年3月30日	5.0	5	小中学校の耐震補強事業、消防自動車整備事 業、市川北部地区消防庁舎整備事業
	市原市	市原みんな幸福債	平成24年3月30日	3.0	5	総合公園整備事業、義務教育施設耐震対策事 業、消防車両整備事業
24	習志野市	はばたき債	平成24年10月31日	4.5	5	教育環境、都市基盤整備等
	船橋市	船橋みらい債	平成24年11月30日	5.0	5	小学校改修事業、中学校改修事業、公民館整備 事業、児童ホーム改修事業、放課後ルーム整備 事業、保育園整備事業（用地購入）、給水車整 備事業
	千葉市	ちば市民債	平成24年12月26日	30.0	5	小、中学校の施設整備等
	市川市	市川市民まちづくり債	平成25年3月29日	5.0	5	クリーンセンター延命化事業、消防自動車整備 事業、スポーツ施設改修事業等
	市原市	市原みんな幸福債	平成25年3月29日	3.0	5	総合公園整備、義務教育施設耐震対策、消防車 両整備事業等
25	習志野市	はばたき債	平成25年10月31日	4.5	5	公共施設や都市基盤の整備等
	船橋市	船橋みらい債	平成25年11月29日	5.0	5	公民館整備事業、児童ホーム改修事業、放課後 ルーム整備事業、保育園整備事業
	千葉市	ちば市民債	平成25年12月26日	30.0	5	学校整備等
	市原市	市原みんな幸福債	平成26年3月31日	3.0	5	公園整備事業、義務教育施設・市民会館・消防 庁舎耐震対策事業等

年度	発行団体	名 称	発行時期	発行額 (億円)	償還期間 (年)	発行目的
26	習志野市	はばたき債	平成26年10月31日	4.5	5	小学校トイレ改善事業、小学校大規模改造事業、小学校音楽室空調設備設置事業、高等学校耐震化事業
	船橋市	船橋みらい債	平成26年11月28日	5.0	5	公民館整備事業
	千葉市	ちば市民債	平成26年12月25日	30.0	5	学校教育施設・消防施設整備等
27	習志野市	はばたき債	平成27年10月30日	4.5	5	新庁舎建設工事費、自治振興施設運営費
	船橋市	船橋みらい債	平成27年11月30日	5.0	5	公民館整備事業
	千葉市	ちば市民債	平成27年12月25日	30.0	5	学校教育施設・消防施設整備等
28	習志野市	はばたき債	平成28年10月31日	4.5	5	新庁舎建設工事費、自治振興施設運営費
	船橋市	船橋みらい債	平成28年11月30日	5.0	5	保育園整備事業等
29	習志野市	はばたき債	平成29年10月31日	4.5	5	新庁舎建設事業、自治振興施設運営費、谷津小学校校舎改築事業、小学校施設改善整備事業
30	習志野市	はばたき債	平成30年10月31日	4.5	5	(仮称) 大久保こども園整備事業
元	習志野市	はばたき債	令和元年10月31日	4.5	5	公共施設や都市基盤の整備等

※令和2年度 発行団体なし

(10) 千葉県市町村振興資金貸付実績一覧

ア 一般事業資金

(単位：千円)

事業	年度	令和元年度 件数・金額	令和2年度 件数・金額
一般事業資金		31件 614,200	21件 1,081,200
前年比 (%)			176.0

イ 特別事業資金

(単位：千円)

事業	年度	令和元年度 件数・金額	令和2年度 件数・金額
東京オリンピック・パラリンピック関連施設等整備事業			
防災施設等整備促進事業		15件 258,000	13件 186,600
市町村合併支援事業		4件 27,000	
公社等保有土地の再取得等事業			
水道総合対策事業			
計		19件 285,000	13件 186,600
前年比 (%)			65.5

## (1) 「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金交付要綱

### (趣旨)

**第1条** 知事は、東日本大震災からの復興に資する事業を行う市町村を支援するため、市町村に対して、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

### (交付対象経費)

**第2条** 交付金の対象は、第4条に規定する事業（以下「復興ソフト事業」という。）に要する経費の財源に充てることを目的として、市町村が行う基金の造成に必要な経費とする。ただし、復興ソフト事業が平成24年度内（平成25年度の交付の決定に係る事業は平成25年度内）に終了する場合は、当該事業（以下「単年度事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

### (交付額の算定方法)

**第3条** 交付金の交付額は、別紙に定めるところによる。

### (基金の用途等)

**第4条** 造成した基金の用途は、市町村が東日本大震災からの復興に向けて新たに行うソフト事業等で、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、国庫支出金、建設地方債及び特別交付税で財源措置された事業は除く。

- (1) 生活再建の支援、医療体制・生活相談体制の整備、被災者の心のケア及び防災力の向上など住民生活の安定に関する事業
- (2) 被災地域のコミュニティ機能の維持及び再生など地域コミュニティ再生に関する事業
- (3) 消費者に対する情報提供、観光におけるPR活動及び被災者の就労支援など地域経済の振興並びに雇用維持に関する事業
- (4) 被災地域の伝統芸能の復興支援活動など文化・芸術の復興に関する事業
- (5) その他震災からの復興に資する事業

2 市町村は、復興ソフト事業を実施するに当たり、自らの財源により事業の上積みができるものとする。

### (申請)

**第5条** 市町村長は交付金の交付を申請しようとするときは、知事が定める期日までに「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

#### (交付の決定)

**第6条** 知事は、前条の申請が適当であると認めたときは、交付金の交付の決定を行い、速やかにその旨を通知するものとする。

#### (交付の条件)

**第7条** 規則第5条の規定により付する交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 基金を造成し、かつ、単年度事業も実施する場合において、交付金充当額を両事業間で流用しようとするときは、知事の承認を受けること。ただし、これ以外の変更については、軽微な変更とし、知事の承認は不要とする。
- (2) 復興ソフト事業を中止又は廃止する（以下「中止等」という。）場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 復興ソフト事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

#### (変更の承認申請)

**第8条** 市町村長は、前条第1号の規定による承認を受けようとするときは、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金変更承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

#### (中止等の承認申請)

**第9条** 市町村長が第7条第2号の規定による中止等の承認を受けようとするときは、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

#### (実績報告)

**第10条** 市町村長は、規則第12条の規定より実績報告をしようとするときは、知事が別に定める期日までに、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金実績報告書（別記第4号様式）を知事に報告しなければならない。

#### (交付金の額の確定)

**第11条** 交付金の確定額は、交付対象経費に係る実支出額の合計額と交付金の交付決定額のいずれか低い額とし、確定後速やかに通知するものとする。

#### (交付金の請求)

**第12条** 市町村長が規則第15条の規定により交付金の交付の請求をしようとするときは、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金交付請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

#### (概算払の請求)

**第13条** 規則第16条第2項の規定により、交付金の概算払を受けようとするときは、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金概算払請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

### (処分の制限)

**第 14 条** 市町村長は、復興ソフト事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、知事の承認を得た場合はこの限りでない。

2 前項において、知事の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

### (書類の保管)

**第 15 条** 市町村長は、復興ソフト事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出の内容を証する書類を整備し、復興ソフト事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

### (財産の管理等)

**第 16 条** 市町村長は、復興ソフト事業により取得し、又は効用の増加した財産については、復興ソフト事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

### (その他)

**第 17 条** この要綱に定めるもののほか、復興ソフト事業に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

別紙

交付額の算定方法

24年度：「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の24年度予算額（20億円）に配分割合（ $Z_{1\sim54}$ ）を乗じて得た値を基に知事が定める額

25年度：「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の24年度、25年度予算額の合計（30億円及び基金の利息額）に配分割合（ $Z_{1\sim54}$ ）を乗じて得た値を基に知事が定める額から24年度交付額を控除した額

$$Z_{1\sim54} = \frac{A_{1\sim54} + B_{1\sim54} + C_{1\sim54} + D_{1\sim54} + E_{1\sim54} + F_{1\sim54} + G_{1\sim54} + H_{1\sim54}}{30 \text{ 億}}$$

$$A_{1\sim54} = 2 \text{ 千万}$$

$$B_{1\sim54} = b_{1\sim54} \times 1 \text{ 億} / S_b$$

$$C_{1\sim54} = c_{1\sim54} \times 6 \text{ 億} / S_c$$

$$D_{1\sim54} = d_{1\sim54} \times 6 \text{ 億} / S_d$$

$$E_{1\sim54} = e_{1\sim54} \times 4 \text{ 千万} / S_e$$

$$F_{1\sim54} = f_{1\sim54} \times 1 \text{ 億} / S_f$$

$$G_{1\sim54} = g_{1\sim54} \times 1 \text{ 億} / S_g$$

$$H_{1\sim54} = h_{1\sim54} \times 3 \text{ 億} 8 \text{ 千万} / S_h$$

$b_{1\sim54}$ ：「市町村別の高齢者人口、身体障害者数、知的障害者数、精神障害者数の合計」に  $x_{1\sim54}$  を乗じて得た値

$S_b$ ： $b_1, b_2, \dots, b_{54}$  の総和

$c_{1\sim54}$ ：「市町村別の死者・行方不明者数、重傷者数、軽傷者数」に下表の乗数を乗じて得た値の合計に  $x_{1\sim54}$  を乗じて得た値

$S_c$ ： $c_1, c_2, \dots, c_{54}$  の総和

	死者・行方不明者数	重傷者数	軽傷者数
乗数	100	50	25

$d_{1\sim54}$ ：「市町村別の全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊戸数、床上・床下浸水戸数、仮設住宅入居戸数」に下表の乗数を乗じて得た値の合計に  $x_{1\sim54}$  を乗じて得た値

※「半壊→解体」「敷地被害→解体」は、「全壊」に含む。

$S_d$ ： $d_1, d_2, \dots, d_{54}$  の総和

	全壊戸数	大規模半壊戸数	半壊戸数	一部損壊戸数	床上浸水戸数	床下浸水戸数	仮設住宅入居者数
乗数	80	52	32	4	40	4	4

$e_{1\sim54}$ ：「市町村別の津波浸水面積」に  $x_{1\sim54}$  を乗じて得た値

$S_e$ ： $e_1, e_2, \dots, e_{54}$  の総和

- $f_{1\sim 54}$  : 「市町村別の農地、農業用施設、県営・市町村営漁港施設の被災額」に  $x_{1\sim 54}$  を乗じて得た値
- $S_f$  :  $f_1, f_2, \dots, f_{54}$  の総和
- $g_{1\sim 54}$  : 「市町村別の千葉県制度融資 セーフティネット資金（震災復興枠）の保証承諾金額」に  $x_{1\sim 54}$  を乗じて得た値
- $S_g$  :  $g_1, g_2, \dots, g_{54}$  の総和
- $h_{1\sim 54}$  : 特定被災地域、特定被災地方公共団体、災害救助法適用団体の指定の有無  
※指定があれば1と数え、重複して指定される場合は、更に加算する。
- $S_h$  :  $h_1, h_2, \dots, h_{54}$  の総和
- $x_{1\sim 54}$  : 財政力指数が1未満の市町村⇒  $1 \div (1 - (1 - \text{財政力指数}) \div 2)$   
財政力指数が1以上の市町村⇒ 1  
※財政力指数は、当該市町村の過去3年の財政力指数の平均値（小数第4位を四捨五入）

## (2) 千葉県市町村振興資金貸付規則

(昭和53年3月28日千葉県規則第13号)

(趣旨)

第1条 知事は、市町村の振興を図り、地域の秩序ある発展と住民福祉の向上に寄与するため、市町村又は市町村が組織する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が実施する事業について、その資金の一部として千葉県市町村振興資金（以下「資金」という。）を貸し付ける。

(資金の種類等)

第2条 資金の種類、貸付対象市町村等、貸付対象事業及び貸付金額は、別表第1のとおりとする。

(貸付決定に当たっての配慮)

第2条の2 知事は、資金の貸付けの対象とする市町村等の事業の決定に当たっては、事業の緊急性、市町村の財政事情、県の重要施策との関連等について、特に配慮するものとする。

(貸付けの条件)

第3条 資金の貸付けの条件は、別表第2のとおりとする。

(貸付けの条件の特例)

第4条 知事は、貸付けを受けようとする市町村等が災害その他特別の理由により、前条に定める貸付けの条件によることが著しく不相当であると認めるときは、貸付利率を引き下げ、若しくは利息を付さず、又は貸付期間を別に定めるところによることができる。

(経営改善計画)

第5条 別表第1に掲げる水道総合対策事業資金（以下「水道事業資金」という。）の貸付けを受けようとする市町村等は、経営改善計画を策定し、別に知事が定めるところにより知事の承認を受けなければならない。

(貸付けの申請)

第6条 資金の貸付けを受けようとする市町村等は、知事が別に指定する期日までに、千葉県市町村振興資金貸付申請書（別記第1号様式）に事業計画書（別記第2号様式）その他知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、水道事業資金に係る貸付けの申請については、事業計画書の添付を省略するものとする。

(貸付けの決定)

第7条 知事は、千葉県市町村振興資金貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、千葉県市町村振興資金貸付決定書（別記第3号様式）により貸付けの決定の通知をするものとする。

(資金の請求)

第8条 前条の規定により貸付けの決定の通知を受けた市町村等が、資金の交付を受けようとするときは、千葉県市町村振興資金請求書（別記第4号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 事業費及び財源調書（別記第5号様式）
- 二 予算の抜粋
- 三 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、水道事業資金に係る交付の請求については、同項第1号に掲げる書類の添付を省略するものとする。

(資金の交付)

第9条 知事は、前条の規定による資金の交付の請求があつたときは、これを審査し、資金を交付するものとする。

2 資金の交付を受けた市町村等は、速やかに借用証書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(事業計画の変更)

第10条 第7条の規定により貸付けの決定の通知を受けた市町村等は、貸付けの対象となった事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書（別記第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の事業計画変更承認申請書を受理したときは、速やかに承認又は不承認の決定を行い、その旨を市町村等に通知するものとする。

(事業完了報告等及び検査)

第11条 資金の貸付けを受けた市町村等は、当該貸付けに係る事業が完了したときは、当該事業完了後20日以内に、事業完了報告書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、水道事業資金の貸付けを受けた市町村等は、当該事業年度終了後2月以内に収支状況報告書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項に定めるもののほか、必要と認めるときは、貸付けを受けた市町村等から報告を求め、又は職員をして関係書類その他必要な物件を実地に検査させるものとする。

(償還の猶予)

第12条 知事は、資金の貸付けを受けた市町村等が災害その他特別の理由により資金の償還をすることが著しく困難な場合で、特に必要と認めるときは、償還期間の到来していない資金の償還の債務の履行を猶予することができる。

2 前項の規定により資金の償還の債務の履行を猶予した場合にあっては、猶予期間中利息を付さないものとする。

(償還の猶予の申請)

第13条 前条の規定により資金の償還の債務の履行の猶予を受けようとする市町村等は、千葉県市町村振興資金償還猶予申請書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(取消し及び繰上償還)

第14条 知事は、資金の貸付けの決定を受けた市町村等が、貸付けの条件又はこの規則に違反したときは、貸付けの決定を取り消し、又は既に貸し付けた資金の全部若しくは一部を繰り上げて償還させることができる。

2 前項に定めるもののほか、資金の貸付けを受けた市町村等が、資金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、繰上償還をしようとする日の20日前までに千葉県市町村振興資金繰上償還申出書（別記第11号様式）を知事に提出しなければならない。

(施設の処分等の禁止)

第15条 市町村等は、貸付けを受けた資金の償還が完了するまでの間は、当該貸付けを受けて実施した事業に係る施設その他の財産を当該貸付けの目的に違反して使用し、貸付けし、処分し又は担保に供してはならない。ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、空港周辺地域振興資金に係る規定は、昭和53年4月1日から施行する。

(千葉県市町村振興資金貸付規則の廃止)

2 千葉県市町村振興資金貸付規則(昭和44年千葉県規則第15号)は、廃止する。

(経過措置)

3 別表第1の規定にかかわらず千葉県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則(昭和57年千葉県規則第36号)の規定による改正前の千葉県市町村振興資金貸付規則の規定による、昭和52年度分の予算に係る特別地域施設整備資金に限り、貸付金額の欄中「7割」を「5割」とする。

4 この規則の施行の際廃止前の千葉県市町村振興資金貸付規則の規定によりなされた決定その他の手続は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和53年4月1日千葉県規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年12月8日千葉県規則第86号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県市町村振興資金貸付規則は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(昭和54年3月23日千葉県規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年5月7日千葉県規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年10月30日千葉県規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年5月30日千葉県規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年11月18日千葉県規則第84号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年5月16日千葉県規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年3月5日千葉県規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月18日千葉県規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年8月19日千葉県規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月8日千葉県規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月20日千葉県規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日千葉県規則第19号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日千葉県規則第73号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日千葉県規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日千葉県規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日千葉県規則第86号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日千葉県規則第51号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月28日千葉県規則第84号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年8月20日千葉県規則第44号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の前日に改正前の千葉縣市町村振興資金貸付規則の規定により貸付けを受けた元気な市町村づくり総合補助金活用事業資金及び市町村合併推進事業資金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日千葉県規則第25号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日千葉県規則第27号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和三年三月三十一日規則第十二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の前日に改正前の千葉縣市町村振興資金貸付規則の規定により貸付けを受けた東京オリンピック・パラリンピック関連施設等整備事業資金については、なお従前の例による。

附 則（令和三年九月三十日規則第八十一号）

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

別表第 1 (第 2 条第 1 項)

資金の種類	貸付対象市町村等	貸付対象事業	貸付金額	
一般事業資金	市町村等	1 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条第 5 号に該当する事業であって、地域の発展又は住民福祉の向上を図るため知事が必要と認めるもの 2 知事が特に必要と認める事業	資金は、貸付対象事業に要する経費のうち、国庫支出金、県支出金及びその他当該事業の経費に充てるための特定財源を控除した額の 7 割に相当する額（以下「貸付限度額」という。）を限度として予算の範囲内で知事が定める額。ただし、知事が特に必要と認めるときは、貸付限度額を超えて資金を貸し付けることができる。	
特別事業資金	防災施設等整備促進事業資金	市町村等	地方財政法第 5 条第 5 号に該当する事業であって、災害に強いまちづくりの推進又は地域防災力の向上を図るため緊急に実施するもののうち、知事が特に必要と認めるもの	資金は、貸付対象事業に要する経費のうち、国庫支出金、県支出金及びその他当該事業の経費に充てるための特定財源を控除した額を限度として予算の範囲内で知事が定める額
	市町村合併支援事業資金	平成 22 年 4 月 1 日以後に合併を行う市町村	1 合併の円滑化のため地域活性化事業債を財源として実施する事業 2 地方財政法第 5 条各号のいずれかに該当する事業であって、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 6 条の規定により作成した合併市町村基本計画に基づいて行う合併後の市町村のまちづくりのための建設事業	資金は、貸付限度額を限度として予算の範囲内で知事が定める額。ただし、知事が特に必要と認めるときは、貸付限度額を超えて資金を貸し付けることができる。
	平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までに合併した市町村	1 総務省の定める合併特例事業推進要綱の定めるところにより旧合併特例事業債を財源として実施する事業 2 地方財政法第 5 条各号のいずれかに該当する事業であって、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条の規定により作成した合併市町村基本計画に基づいて行う合併後の市町村のまちづくりのための建設事業		
	平成 17 年 3 月 31 日までに合併の申請を行い、平成 18 年 3 月 31 日までに合併した市町村	1 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお効力を有することとされる同法（以下この表において「旧合併特例法」という。）第 11 条の 2 の規定により当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費の財源に充てるために起こす地方債を財源として実施する事業 2 地方財政法第 5 条各号のいずれかに該当する事業であって、旧合併特例法第 5 条の規定により作成した市町村建設計画に基づいて行う合併後の市町村のまちづくりのための建設事業		

<p>公社等保有土地の再取得等事業資金</p>	<p>土地開発公社又は市町村の依頼に基づく土地の取得及び処分を業務とする一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人に限る。）（以下「公社等」という。）の経営改善に関する方策を積極的に講じている市町村</p>	<p>1 公社等が市町村の債務保証又は損失補償を付した借入金によって取得した土地（以下「債務保証等対象土地」という。）であって、5年以上保有しているもの（公共用地又は公用地として利用することが明らかであると認められる土地であって、施設整備の基本内容が定まっているものに限る。）を取得する事業  2 公社等が保有する土地のうち市町村が買い取ることなく供用を開始しているものを取得する事業  3 公社等の債務保証等対象土地に係る借入金の返済のため、市町村が無利子の貸付けを行う事業</p>	<p>資金は、貸付対象事業に要する経費のうち、国庫支出金、県支出金及びその他当該事業の経費に充てるための特定財源を控除した額を限度として予算の範囲内で知事が定める額</p>
<p>水道総合対策事業資金</p>	<p>次のいずれかに該当する事業を実施する市町村等  (1)前年度の給水原価が県営水道事業の給水原価を基礎として知事が別に定める額を超える水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業  (2)水道法第3条第4項に規定する水道用水供給事業</p>	<p>貸付対象市町村等の欄に規定する市町村等が行う同欄の(1)又は(2)の事業であって、その経営上資金不足を生じたもの</p>	<p>1 貸付対象市町村等の欄の(1)の水道事業で、県営水道料金との格差是正のため、資金不足が生ずるものについては、当該水道事業の経営状況及び当該市町村（一部事務組合の場合は、当該構成市町村）の財政力等を勘案の上、当該資金不足額を限度として予算の範囲内で知事が定める額  2 貸付対象市町村等の欄の(2)の水道用水供給事業で資金不足が生ずるものについては、当該水道用水供給事業の経営状況及び当該市町村（一部事務組合の場合は、当該構成市町村）の財政力等を勘案の上、当該資金不足額を限度として予算の範囲内で知事が定める額</p>

備考 資金の額は、1件につき300万円以上とし、10万円未満の端数は付さないものとする。

別表第2（第3条）

資金の種類	貸付利率	貸付期間	据置期間	償還方法	償還期日	違約金
<p>防災施設等整備促進事業資金及び市町村合併支援事業資金</p>	<p>無利子</p>	<p>12年以内（防災施設等整備促進事業資金（貸付対象事業により整備する施設の耐用年数（地方財政法第5条の2の耐用年数をいう。）が12年を超えるものに限る。）にあっては、20年以内）</p>	<p>2年以内</p>	<p>元利均等年賦償還</p>	<p>毎年3月31日</p>	<p>年10パーセント</p>

一般事業資金、公社等 保有土地の再取得等 事業資金及び水道総 合対策事業資金	地方債に係る財政融資資金の うち固定金利方式の財政融資 資金であって、貸付けを受け ようとする資金と貸付期間及 び据置期間が同一であるもの の貸付利率の2分の1の率					
---	---	--	--	--	--	--

備考

- 1 利息の計算については、資金を貸し付けた日は算入しない。
- 2 貸付期間の算定については、資金の貸付けを決定した日の属する年度から起算する。
- 3 違約金の算定に係る日割計算については、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

### (3) 千葉県市町村土地開発公社業務検査実施要綱

平成26年10月7日 総務部市町村課

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村等が公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年6月15日法律第66号。以下「法」という。）第10条の規定により設立した土地開発公社（以下「公社」という。）に対する法第19条第2項の規定による業務及び資産の状況に関する報告及びこれに伴う検査（以下「業務検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査員)

第2条 業務検査を行う職員（以下「検査員」という。）は、総務部市町村課長（以下「課長」という。）並びに総務部市町村課職員のうち、市町村の行政、財政及び地方債を担当する者の中から課長がその都度指定する。

(実地検査の場所)

第3条 実地にて行う業務検査（以下「実地検査」という。）は、検査を受ける公社の事務所において行う。

(実地検査の方法)

第4条 実地検査は、別に定める市町村土地開発公社業務検査調査表、その他業務及び資産の状況がわかる書類を確認することにより行う。

(実地検査の実施)

第5条 実地検査は、課長が必要であると認めるときにこれを行う。

2 実地検査の期日は、課長が決定する。

(通知)

第6条 実地検査の期日を決定したときは、課長は当該期日から起算して、7日前までに、当該期日及び検査員の職氏名を公社の理事長及び公社の設立団体である市町村等（以下「関係市町村等」という。）の長に通知するものとする。

2 前項の公社の理事長に対する通知には、第4条に規定する市町村土地開発公社業務検査調査表を添付する。

(実地検査結果の処理)

第7条 検査員は、実地検査終了後速やかに検査の概要を復命しなければならない。

2 実地検査の結果、是正又は検討を要する事項がある場合は、検査員が口頭により指摘するものとする。

3 前項のほか、特に重要と認められる事項については、検査終了後30日以内に文書で検査を受けた公社の理事長に通知する。

4 前項の通知については、その写しを関係市町村等の長に送付する。

5 課長は、第3項の通知を受けた公社の理事長に対し、通知を受けた日から30日以内に、その措置状況及び改善状況について報告を求めるものとする。

6 前項の報告の結果、なお必要と認められる場合は、再度業務検査を実施する。

(書面検査)

第8条 業務検査は、実地検査のほか、必要に応じて書面により行う。

2 前項の書面による検査結果の処理については、前条の例による。

附 則

1. この要綱は、平成26年10月7日から施行する。

2. 千葉縣市町村開発公社等業務検査実施要綱は、廃止する。

#### (4) 地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準

平成21年8月4日制定

令和3年3月31日改正

##### 第1 地方独立行政法人の設立を認可する場合

地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（公立大学法人（法第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。）及び申請等関係事務処理法人（法第87条の3第1項に規定する申請等関係事務処理法人をいう。）を除く。以下同じ。））の設立の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

1 地方独立行政法人（公営企業型地方独立行政法人（法第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）については、次に定める基準に適合していること。

(1) 地方独立行政法人の定款が次に定める基準に適合していること。

ア 名称に地方独立行政法人という文字が用いられていること。

イ 特定地方独立行政法人については、当該地方独立行政法人に行わせようとする業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼし、又はその業務の遂行に当たり中立性及び公正性を特に確保する必要があると認められること。

ウ 役員については、次に定める基準に適合していること。

(ア) 役員の定数は、法人の業務の規模、業務内容等法人の実態からみて適正なものであること。

(イ) 副理事長を置かない場合には、法人の業務運営に支障がないと認められること。

エ 業務については、次に定める基準に適合していること。

(ア) 法第21条第1号、第4号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の範囲であること。

(イ) 地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第6条第1号に掲げる介護医療院の設置及び管理を行う地方独立行政法人は、移行型地方独立行政法人であること。

(ウ) 地方独立行政法人法施行令第6条第3号に掲げる公共的な施設の設置及び管理を行う地方独立行政法人にあつては、当該公共的な施設の規模及び内容に照らして、当該法人が設置及び管理することが効率的かつ効果的と認められること。

オ 資本金、出資及び資産については、次に定める基準に適合していること。

- (ア) 地方独立行政法人が、業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有していること。
  - (イ) 出資が、地方公共団体に限られていること。
  - (ウ) 設立団体（法第6条第3項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）が、地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資していること。
  - (エ) 出資される財産のうち金銭以外のものの価額が、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価額であること。
  - (オ) 移行型地方独立行政法人に承継される権利に係る財産の価額は、移行型地方独立行政法人の成立する日現在における時価を基準として設立団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価額であること。
- カ 公告については、設立団体の公報への掲載又は掲示板への掲示等適切な方法により行われること。
- キ 解散に伴う残余財産の分配の方法が適切であること。
- (2) 役員（監事を除く。）の職務の執行が法、その他の法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制が確実に整備されることが見込まれていること。
- 2 公営企業型地方独立行政法人については、次に定める基準に適合していること。
- (1) 公営企業型地方独立行政法人の定款については、次に定める基準に適合していること。
- ア 第1の1（（1）エを除く。）に定める基準に適合していること。
- イ 業務内容が住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資するものであるとともに、常に企業の経済性を発揮するよう努めたものとなっていること。
- ウ 業務については、法第21条第3号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外のものを定めていないこと。
- (2) 公営企業型地方独立行政法人（移行型地方独立行政法人であるものを除く。）については、その定款において設置することとしている法人が事業を開始することが確実に見込まれていること。
- (3) 公営企業型地方独立行政法人（移行型地方独立行政法人であるものに限る。第1の2（4）及び（6）において同じ。）への移行時及び設立団体の長が法第25条第2項の規定に基づき定める中期目標の期間において、当該公営企業型地方独立行政法人がその業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を維持することが確実に見込まれていること。

- (4) 債務の負担については、次に定める基準に適合していること。
- ア 設立団体に対し、法第66条第1項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担していること。
- イ 設立団体に対して負担する債務の償還額及び当該債務に係る利子の支払額並びにこれらの期日が、当該設立団体が償還する地方債の償還額及び当該地方債に係る支払額並びにこれらの支払期日となっていること。
- (5) 事業の経費については、法第85条第1項の規定により設立団体が負担するものを除き、原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てられることが予定されていること。
- (6) 公営企業型地方独立行政法人に承継される権利に係る財産の価額を評価する際に、地方公共団体が評価に関して学識経験を有する者の意見を聴いていること。
- (7) 二以上の事業（法第21条第3号に規定する事業に限る。）を行う公営企業型地方独立行政法人においては、各事業に直接賦課することが困難な共通経費の配賦基準について、設立団体の規則で定められていること。

## 第2 地方独立行政法人の定款の変更を認可する場合

地方独立行政法人の定款の変更の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

- 1 関係法令の改正、業務の範囲の拡大又は縮小等、定款の変更を行う相当の理由が認められること。
- 2 地方独立行政法人（公営企業型地方独立行政法人を除く。）の定款の変更については、第1の1に定める基準に適合していること。
- 3 公営企業型地方独立行政法人の定款の変更については、第1の2に定める基準に適合していること。

## 第3 地方独立行政法人の解散を認可する場合

地方独立行政法人の解散の認可については、法その他の法令の規定によるほか、業務の継続の必要性がなくなる等解散を行う相当の理由が認められるかどうかを審査して、これをする。

## 第4 地方独立行政法人の合併を認可する場合

地方独立行政法人の合併の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

- 1 業務を効率的かつ効果的に行わせる等、合併を行う相当の理由が認められること。
- 2 地方独立行政法人（公営企業型地方独立行政法人を除く。）の合併については、次

に定める基準に適合していること。

(1) 吸収合併（法第108条第1項に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併存続法人（法第108条第1項第1号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下同じ。）の定款の変更が第1の1に定める基準に適合していること。

(2) 新設合併（法第112条第1項に規定する新設合併をいう。以下同じ。）をする場合には、新設合併設立法人（法第112条第1項第2号に規定する新設合併設立法人をいう。以下同じ。）の定款が第1の1に定める基準に適合していること。

3 公営企業型地方独立行政法人の合併については、次に定める基準に適合していること。

(1) 吸収合併をする場合には、吸収合併存続法人の定款の変更が第1の2に定める基準に適合していること。

(2) 新設合併をする場合には、新設合併設立法人の定款が第1の2に定める基準に適合していること。

## (5) 市町村等に対する県職員派遣要綱

(昭和39年1月1日決定)

改正 昭和46年12月1日・平成19年1月26日・令和3年11月1日

### 1 目的

この要綱は、地方自治法第252条の17の規定に基づき、県が市町村、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合（以下「市町村等」という。）の求めに応じて、県職員を市町村等へ派遣し、市町村等の事務処理の能率化、合理化等を促進し、県及び市町村等相互間の行政運営を円滑にすることにより、自主的かつ総合的な地方自治の振興に資することを目的とする。

### 2 派遣職員の種類及び派遣期間

派遣職員は、常駐派遣及び随時派遣の2種類とする。

- (1) 常駐派遣職員は、一の市町村等に常駐するものとし、その派遣期間は、原則として1年以内とする。
- (2) 随時派遣職員は、派遣期間中2以上の市町村等に随時駐在するもの及び通常は県において勤務し、その必要に応じて市町村等に随時勤務するものとし、その期間は、いずれも原則として1年以内とする。
- (3) (1) および(2)の派遣期間は、必要に応じて県と市町村等との協議により、これを延長することができるものとする。

### 3 派遣職員の身分取扱

- (1) 派遣職員の身分取扱いについては、県と派遣を受けた市町村等（以下「派遣先市町村等」という。）との協議により、派遣職員に不利とならないように適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 派遣職員の身分取扱いについて、県と派遣先市町村等との間に矛盾が生じた場合は、その都度両者協議のうえ、円滑かつ適正に処理するものとする。
- (3) 派遣職員の身分取扱いについては、県の職員に関する法令の適用があるものとする。  
ただし、必要がある場合においては、県と派遣先市町村等との協議により、県の職員に関する法令の規定を適用せず、派遣先市町村等の職員に関する法令の規定を適用することができるものとする。
- (4) 派遣職員は、派遣期間中、派遣先市町村等の職員に併任するものとする。

### 4 派遣職員の給与その他の勤務条件等

#### (1) 常駐派遣職員

ア 派遣先市町村等が負担する派遣職員の給料、手当（退職手当を除く）及び旅費は、当該派遣先市町村等の条例その他の規程に定めるところにより、派遣先市町村等において支給する。

ただし、県と派遣先市町村等との協議により別に定める場合は、この規定にかかわらず、その定めるところによることができる。

イ 派遣先市町村等は、派遣職員の給料を決定するにあたっては、派遣職員に不利にならないように適切な考慮を払わなければならない。

ウ 派遣職員が派遣期間中において退職した場合における退職手当は、県の負担とし、職員の退職手当に関する条例（昭和29年千葉県条例第6号）の定めるところにより支給する。

この場合において、当該派遣職員の給料月額及び基本給月額は、アおよびイの規定にかかわらず、知事の定めるところによる。ただし、県と派遣先市町村等との協議により別に定める場合は、アおよびこの規定にかかわらず、その定めるところによることができる。

エ 派遣職員の勤務時間、休日、休暇等については、派遣先市町村等の定めるところによる。

オ 派遣職員の健康管理は、派遣先市町村等において行なうものとする。

カ 派遣職員は、派遣期間中市町村職員共済組合の組合員となるものとする。

キ 派遣職員の公務災害補償は、派遣先市町村等が行なうものとする。

ク アからキまでに規定するもののほか、派遣職員の勤務条件については、その都度県と市町村等との協議により定めるものとする。

## （2）随時派遣職員

ア 派遣期間中2以上の市町村等に随時駐在するものの給与、その他の勤務条件等は、その都度県と当該派遣先市町村等との協議により定める。

イ 派遣期間中通常は県において勤務し、その必要に応じて市町村等に随時勤務するものの給与その他の勤務条件は、すべて県職員として定めるところによる。ただし、派遣先市町村等は、派遣先市町村等における勤務に起因する手当及び旅費に相当する負担金を県に納付するものとする。

## 5 派遣職員の服務

（1）派遣職員の服務は、県及び派遣先市町村等の職員に関する法令の適用があるものとする。

（2）派遣職員の分限及び懲戒は、知事が派遣先市町村等の長又は管理者と協議のうえ行なうものとする。

（3）派遣先市町村等は、毎月の派遣職員の勤務状況を、別記第1号様式により知事に報告するものとする。

## 6 職員派遣の手続

（1）市町村等が県職員の派遣を受けようとするときは、派遣理由、派遣期間、受入条件等を記入した別記第2号様式による申請書を知事に提出するものとする。

（2）知事は、（1）の申請書の提出を受けたときは、7の調査を行ない、すみやかに職員の派遣を決定し、別記第3号様式により当該市町村等の長又は管理者に通知するも

のとする。

(3) 職員の派遣及び受入れは、発令の形式をもって行なうものとする。

#### 7 派遣先市町村等に係る事前調査

知事は、市町村等に職員を派遣するにあたっては、当該市町村等の行政の概要又は実態を事前に把握して当該市町村等の実情に即した派遣形態、派遣方針等を検討するため、事前調査を行なうものとする。

8 県は、派遣先市町村等における派遣職員の完全かつ適正な指導を期するため及び将来における職員派遣制度の円滑な運営に資するため、定期的に派遣職員の連絡会を開催する等、派遣職員と緊密な連携を保つものとする。

#### 附 則

(1) この要綱は、昭和39年1月1日から実施する。

(2) この要綱実施の際、現に改正前の市町村に対する県職員派遣要綱に基づいて派遣されている職員は、昭和39年1月1日以降この要綱により引き続いて派遣されたものとみなし、同日以後その取扱いは、この要綱に定めるところにより行なう。ただし、昭和39年1月1日からこの要綱によりがたい事情がある職員については、県と派遣先市町村等との協議により、昭和39年3月31日までに限り、なお従前の例によることができる。

(3) この要綱中一部事務組合に対する職員の派遣に関する規定は、昭和46年12月1日から実施する。

(4) この要綱は、平成19年1月26日から実施する。

(5) この要綱は、令和3年11月1日から実施する。

## (6) 市町村等研修生取扱い要綱

昭和 47 年 7 月 31 日 制定

昭和 49 年 6 月 5 日 改正

平成 13 年 3 月 1 日 改正

平成 20 年 2 月 8 日 改正

令和 元年 10 月 1 日 改正

令和 3 年 3 月 29 日 改正

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、県における実務の習得を通じて市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）の職員の資質向上と、市町村等における行政管理の向上に資するため、市町村長、一部事務組合管理者及び広域連合長（以下「市町村等の長」という。）が当該市町村等の職員を研修生として県へ派遣する場合に必要な事項を定めるものとする。

### (研修方法)

第 2 条 研修生に対する研修は、研修を受けようとする専門的な知識及び技術に応じて研修生を知事の事務部局の関係機関に配置し、当該機関における実務を通じて、これを行うものとする。

### (研修期間)

第 3 条 研修の期間は、原則として 1 年以内の期間において、知事と研修生を派遣する市町村等（以下「派遣市町村等」という。）の長が、そのつど協議して定める。

2 研修の期間は、前項に定めるもののほか、市町村等への権限移譲に関わる研修など、実務の習得にさらに一定の期間を必要とする場合には、知事と派遣市町村等の長との協議により、2 年以内の期間（通算して 3 年を限度とする。）を延長することができる。

ただし、法令等の定めるところにより、特に必要と認める場合には、知事と派遣市町村等の長との協議により、2 年を超えてこれを延長することができる。

### (研修生の身分取扱い等)

第 4 条 研修生は、研修の期間中は県の職員の身分をあわせ有することとなるものとする。

2 研修生の身分取扱いに関しては、別に定めるもののほか派遣市町村等の職員に関する法令の適用があるものとする。

3 研修生の身分取扱いについて疑義あるときは、知事と派遣市町村等の長が、そのつど協議して定める。

### (給与等の負担区分)

第 5 条 研修生の給与その他の給付は、派遣市町村等が負担するものとする。

ただし、別に定める場合を除いては、時間外勤務手当、休日勤務手当及び旅費は県がこれを負担するものとする。

(勤務時間その他の勤務条件等)

第6条 研修生の勤務時間その他の勤務条件及び服務については、県の職員に関する法令の規定を適用するものとする。

(研修生の推せん)

第7条 市町村等の長は、この要綱に基づいて当該市町村等の職員を研修生として、県へ派遣しようとするときは、次条各号に掲げる選考基準に適合する者を選び、研修生派遣計画書(様式1)、研修生推せん書(様式2)及び履歴書(写真添付)(様式3)各1通を派遣予定日前1か月までに知事に提出するものとする。

(研修生の選考)

第8条 知事は、前条に基づく研修生の推せんを受けたときは、被推せん者が次の各号に掲げる条件を具備しているかどうかについて審査し、適当と認める者を研修生として採用するものとする。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、身体強健であること。
- (2) 将来、市町村等の幹部職員としてふさわしい者であること。
- (3) 原則として派遣市町村等の職員として1年以上在職している者であること。
- (4) 原則として年齢満40歳以下の者であること。

(研修結果の通知)

第9条 研修生が所定の研修期間を終了したときは、知事はその研修結果を、研修結果通知書(様式4)により派遣市町村等の長に通知するものとする。

(研修生の事後指導)

第10条 県は、研修生の研修効果を高めるため、研修修了者が自主的に行う地方行政に関する研究に関して必要な援助を行うよう努めるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、そのつど知事と派遣市町村等の長が協議して定める。

附 則

この要綱は、昭和47年9月1日から適用する。

附 則

この改正後の要綱は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この改正後の要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この改正後の要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この改正後の要綱は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この改正後の要綱は、令和3年4月1日から適用する。

ただし、第9条に係る改正後の研修結果通知書（別紙）は、令和3年4月1日以降に採用される研修生の研修結果から適用する。

## (7) 千葉県職員市町村研修実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県が職員を市町村に派遣し、住民に最も身近な市町村行政の実務を経験させることにより、職員の能力向上を図り、もって県・市町村相互間の行政運営の円滑化、市町村への助言・支援等に資することを目的とする。

### (派遣期間)

第2条 この要綱により市町村に派遣される職員（以下、「研修生」という。）の派遣期間は1年以内とする。ただし、知事は、研修の目的を効果的に達成するために必要があるときは、派遣先市町村と協議のうえ、1年を超える派遣期間を定め、又は派遣期間を延長することができる。

### (研修生の身分取扱い等)

第3条 研修生の身分取扱いについては、県の職員に関する法令の適用があるものとする。

2 研修生は、派遣期間中は派遣先市町村の職員に併任するものとする。

### (勤務時間その他の勤務条件等)

第4条 研修生の勤務時間その他の勤務条件及び服務は、派遣先市町村の関係規定を適用するものとする。

2 派遣先市町村の長は、毎月の研修生の勤務状況を別記第1号様式により知事に報告するものとする。

### (給与等の負担区分)

第5条 研修生の給与その他の給付は、県が負担するものとする。

ただし、別に定める場合を除いては、時間外勤務手当、休日勤務手当及び旅費は派遣先市町村が負担するものとする。

### (災害補償)

第6条 研修生の公務災害補償等は、地方公務員災害補償法に定めるところによる。この場合の公務災害補償等の手続きは、原則として派遣先市町村の意見を付した報告に基づいて県が行うものとする。

### (職員派遣の手続き)

第7条 研修生の受け入れを希望する市町村の長は、受入所属名、受入所属での主な業務、受入条件等を記入した別記第2号様式による申出書を知事に提出す

るものとする。

2 知事は、前項に基づく申出書の提出を受け、研修の実施を決定したときは、別記第3号様式により当該市町村の長に通知するものとする。

(研修の中止)

第8条 知事は、研修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研修を中止するものとする。

- (1) 職員としての身分を失った場合
- (2) 疾病等により研修の継続が困難になった場合
- (3) 研修先での研修実績が著しく不良である場合
- (4) 研修命令に違反する行為、非行その他の理由により研修生として適格でないと認められる場合

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度、知事と派遣先市町村の長が協議して定める。

附 則

- (1) この要綱は、平成23年3月15日から実施する。
- (2) この要綱は、令和3年11月1日から実施する。

## (8) 条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱（令和4年1月1日現在）

平成十二年三月三十一日  
告示第三百三十六号

改正	平成一三年 三月三〇日告示第四七三号	平成一四年 一月二九日告示第五一号
	平成一四年 三月二九日告示第二九八号	平成一五年 二月二一日告示第九九号
	平成一六年 四月 一日告示第四二〇号	平成一六年一二月一七日告示第一〇四八号
	平成一九年 一月 五日告示第一号	平成一九年一二月二八日告示第一二四五号
	平成二〇年一二月 五日告示第八五〇号	平成二一年一二月二五日告示第八六一号
	平成二三年一二月 二日告示第七九二号	平成二四年 三月二三日告示第一九八号
	平成二四年 七月一三日告示第四九一号	平成二四年一二月二一日告示第七一八号
	平成二五年 三月 一日告示第九九号	平成二六年 三月二五日告示第一九四号
	平成二六年 五月三〇日告示第三七九号	平成二六年 九月三〇日告示第五九四号
	平成二六年一二月二五日告示第七五七号	平成二七年 五月二二日告示第四〇七号
	平成二七年 九月一五日告示第六〇七号	平成二七年一二月一一日告示第八〇九号
	平成二八年 三月三一日告示第二六〇号	平成二八年 六月一四日告示第三七六号
	平成二九年 三月三一日告示第三一七号	平成二九年 五月 八日告示第三五九号
	平成三〇年 三月二三日告示第一四二号	平成三〇年一〇月一九日告示第四一一号
	平成三〇年一二月二八日告示第五六〇号	平成三一年 三月一五日告示第一六四号
	令和 三年 七月二〇日告示第四一九号	

### 条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱

#### (趣旨)

第一条 県は、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第二十八条第一項の規定により、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号。以下「条例」という。）に基づき市町村が処理する事務に要する経費について、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところにより交付金を交付する。

#### (交付対象市町村)

第二条 交付金の交付の対象となる市町村は、条例に基づき別表上欄に掲げる事務を処理する市町村（以下「交付対象市町村」という。）とする。

#### (交付金の額)

第三条 交付金の額は、別表上欄に掲げる事務ごとに毎年度知事が定める標準単価に同表下欄に定める処理件数を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、交付金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、千円とする。

2 前項の処理件数は、当該交付対象市町村における前年度の処理件数（前年度に条例第二条の規定により市町村が処理していない事務にあつては、同年度の当該交付対象市町村の区域内に係る県の処理件数）とする。ただし、同条の規定により新たに市町村が処理することとなった事務で、前年度において県が処理していない事務に係る処理件数については、知事が別に定める。

3 条例第二条の規定により市町村が処理することとされていた事務で年度の中途において当該市町村が処理しないこととなった事務及び同条の規定により年度の中途において新たに市町村が処理することとなった事務に係る交付金の額については、第一項の規定にかかわらず、当該年度において当該事務を処理することとされている期間を考慮し必要な調整を行うものとする。

4 条例第二条の規定により新たに市町村が処理することとなった事務に係る交付金の額については、初年度に限り、第一項又は前項の規定により算定した額に一事務当たり三万円を加算する。

#### (交付金の額の決定及び交付の時期)

第四条 知事は、交付対象市町村ごとに交付すべき交付金の額を、原則として毎年度十一月末日まで

に決定し、市町村に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により決定した交付金を、原則として毎年十二月末日までに交付するものとする。

(交付金の額の算定に用いる数の錯誤)

第五条 知事は、前条第一項の規定により交付金の額を通知した後において、当該額の算定の基礎に用いた数について錯誤があったことを発見した場合（当該錯誤に係る数を当該額の算定の基礎に用いた年度以降五年度以内に発見した場合に限る。）で、当該額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、当該増加し、又は減額すべき額を、錯誤があったことを発見した年度若しくはその翌年度における交付金の額に加算し、又はこれから減額することができる。

(補則)

第六条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成十二年四月一日から施行する。  
(千葉県権限委譲事務交付金交付要綱の廃止)
- 2 千葉県権限委譲事務交付金交付要綱（昭和五十五年千葉県告示第三百六十三号）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 平成十二年度に限り、第三条の規定の適用については、同条中「前年度の処理件数（前年度に条例第二条の規定により市町村が処理することとしない事務」とあるのは、「平成十一年度の処理件数（平成十一年度に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第一条の規定による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百三十三条第二項の規定により委任をしていない事務」とする。

附 則（平成十三年三月三十日告示第四百七十三号）

この告示は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、別表第十五号の改正規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十四年一月二十九日告示第五十一号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表中第一号の二の次に二号を加える改正規定及び同表中第二号の二の次に一号を加える改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日告示第二百九十八号）

この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年二月二十一日告示第九十九号）

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日告示第四百二十号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成十六年十二月十七日告示第千四十八号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成十九年一月五日告示第一号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成十九年十二月二十八日告示第千二百四十五号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十年十二月五日告示第八百五十号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十一年十二月二十五日告示第八百六十一号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十三年十二月二日告示第七百九十二号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十三日告示第百九十八号）

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第十九号の二及び第二十二号の改正規定は、同年六月一日から施行する。

附 則（平成二十四年七月十三日告示第四百九十一号）

この告示は、平成二十四年八月一日から施行する。ただし、別表第十三号の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月二十一日告示第七百十八号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十五年三月一日告示第九十九号）

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十五日告示第百九十四号）

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年五月三十日告示第三百七十九号）

この告示は、平成二十六年六月一日から施行する。ただし、別表中第七号の次に一号を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

附 則（平成二十六年九月三十日告示第五百九十四号）

この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十二月二十五日告示第七百五十七号）

この告示は、平成二十七年二月一日から施行する。ただし、別表第一号の六の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十七年五月二十二日告示第四百七号）

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則（平成二十七年九月十五日告示第六百七号）

この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、別表第一号の十及び第一号の十一の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月十一日告示第八百九号）

この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月三十一日告示第二百六十号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年六月十四日告示第三百七十六号）

この告示は、平成二十八年七月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十一日告示第三百十七号）

この告示は、平成二十九年五月三十日から施行する。

附 則（平成二十九年五月八日告示第三百五十九号）

この告示は、平成二十九年五月三十日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十三日告示第百四十二号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年十月十九日告示第四百十一号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年十二月二十八日告示第五百六十号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月十五日告示第百六十四号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月二十日告示第四百十九号）

この告示は、令和三年八月一日から施行する。

別表（第二条）

一 条例別表第一号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第一号イ及びロに掲げる事務の処理件数
一の二 条例別表第一号の二上欄に掲げる事務	条例別表上欄第一号の二イ及びホからトまでに掲げる事務の処理件数
一の三 削除	

一の四	条例別表第一号の四上欄に掲げる事務	条例別表上欄第一号の四ニ及びホに掲げる事務の処理件数
一の五	条例別表第五号の二上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五号の二イからヲまでに掲げる事務の処理件数
一の六	削除	
一の七	条例別表第五号の四上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五号の四イからへまでに掲げる事務の処理件数
一の八	条例別表第五号の五上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五号の五イからへまでに掲げる事務の処理件数
一の九	条例別表第五号の六上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五号の六イからルまでに掲げる事務の処理件数
一の十	条例別表第五号の七上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五号の七イからハまでに掲げる事務の処理件数
一の十一	条例別表第五号の八上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五号の八イからセまでに掲げる事務の処理件数
一の十二	条例別表第五号の九上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五号の九イからハまでに掲げる事務の処理件数
一の十三	条例別表第五号の十上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五号の十イからルまでに掲げる事務の処理件数
二	条例別表第六号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第六号イからルまでに掲げる事務の処理件数
二の二	条例別表第二十五号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第二十五号イ及びロに掲げる事務の処理件数
二の三	条例別表第二十八号の二上欄に掲げる事務	条例別表上欄第二十八号の二イ及びロに掲げる事務の処理件数
三	条例別表第二十九号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第二十九号ルに掲げる事務の処理件数
四	条例別表第三十号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十号イに掲げる事務の処理件数
五	条例別表第三十一号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十一号イからトまでに掲げる事務の処理件数
六	条例別表第三十三号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十三号ホに掲げる事務のうち立入検査の処理件数
七	条例別表第三十四号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十四号ロに掲げる事務の処理件数
七の二	条例別表第三十四号の二上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十四号の二イからへまでに掲げる事務の処理件数
八	条例別表第三十五号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十五号ロに掲げる事務のうち立入検査の処理件数
八の二	条例別表第三十五号の二上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十五号の二ハからへまで及びリに掲げる事務の処理件数
八の三	条例別表第三十五号の三上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十五号の三イ、ハ、ホ、ト、ヲ及びカに掲げる事務の処理件数
八の四	条例別表第三十五号の四上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十五号の四に掲げる事務の処理件数
八の五	条例別表第三十五号の五上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十五号の五イからサまでに掲げる事務の処理件数
九	削除	
十	条例別表第三十七号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十七号イからチまでに掲げ

十一	条例別表第三十八号上欄に掲げる事務	る事務の処理件数 条例別表上欄第三十八号イからチまでに掲げる事務の処理件数
十一の二	条例別表第三十八号の二上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十八号の二に掲げる事務の処理件数
十一の三	条例別表第三十八号の三上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十八号の三イからニまで、へ、ト及びリからキまでに掲げる事務の処理件数
十二	条例別表第三十九号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第三十九号イからニまでに掲げる事務の処理件数
十三	削除	
十四	条例別表第四十一号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第四十一号イからハまでに掲げる事務の処理件数
十五	条例別表第四十三号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第四十三号イからカまでに掲げる事務の処理件数
十六	条例別表第四十五号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第四十五号イからヘまでに掲げる事務の処理件数
十七	条例別表第四十六号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第四十六号イ及びロに掲げる事務の処理件数
十八	条例別表第四十八号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第四十八号イからトまでに掲げる事務の処理件数
十八の二	条例別表第四十八号の二上欄に掲げる事務	条例別表上欄第四十八号の二イ及びロに掲げる事務の処理件数
十九	条例別表第四十九号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第四十九号イ、ハ及びトに掲げる事務の処理件数
十九の二	条例別表第四十九号の二上欄に掲げる事務	条例別表上欄第四十九号の二イ、ハ、ニ、チ、ネ、ナ、ム、ノ及びフに掲げる事務の処理件数
十九の三	条例別表第四十九号の三上欄に掲げる事務	条例別表上欄第四十九号の三イ、ト、チ、ヌ、ヲ、レ及びソに掲げる事務の処理件数
二十	条例別表第五十一号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五十一号イに掲げる事務の処理件数
二十の二	条例別表第五十一号の二上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五十一号の二イに掲げる事務の処理件数
二十一	条例別表第五十二号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五十二号に掲げる事務の処理件数
二十二	条例別表第五十三号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五十三号イ、ハ、ニ、ト、ソからネまで及びウに掲げる事務の処理件数
二十三	条例別表第五十四号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五十四号に掲げる事務の処理件数
二十四	条例別表第五十五号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五十五号ロ及びニに掲げる事務の処理件数
二十五	条例別表第五十六号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五十六号ヨに掲げる事務の処理件数
二十六	条例別表第五十七号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第五十七号イに掲げる事務の処理件数
二十七及び二十八	削除	
二十九	条例別表第六十号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第六十号イからクまでに掲げる事務の処理件数

三十 条例別表第六十一号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第六十一号イからハまでに掲げる事務の処理件数
三十の二 条例別表第六十一号の二上欄に掲げる事務	条例別表上欄第六十一号の二イからハまでに掲げる事務の処理件数
三十一 条例別表第六十二号上欄に掲げる事務	条例別表上欄第六十二号イからニまでに掲げる事務の処理件数

(9) 条例による事務処理の特例による市町村への権限移譲事務一覧 (令和4年1月1日現在)

条例別表番号	事務の概要	事務数	県担当課	交付金対象事務	備考	団体数	千葉市	銚子市	市川市	船橋市	館山市	木更津市	松戸市	野田市	茂原市	成田市	
1	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に基づく建築の許可等	(5事務)	空港地域振興課	○	権限移譲事務	4											○
1の2	旅券法及び同法施行規則の規定による一般旅券の発給の申請の受理等	(14事務)	国際課	○	経由事務等	36		○	○	○		○	○	○	○	○	○
1の3	削除																
1の4	千葉県福祉のまちづくり条例及び条例の施行のための規則に基づく公益的施設が整備規準に適合している場合の適合証の交付、特定施設の新設又は改修に係る監督処分等	(14事務)	健康福祉指導課	○	権限移譲事務	14	○		○	○		○	○				○
2	栄養士法施行令に基づく知事又は知事を経由して厚生労働大臣に対して行う申請等の経由	(12事務)	健康づくり支援課		経由事務等	3	○			○							
3	調理師法施行令及び調理師法の施行のための規則に基づく知事に対して行う申請等の経由	(8事務)	健康づくり支援課		経由事務等	3	○			○							
3の2	難病の患者に対する医療等に関する法律及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則に基づく支給認定の申請等の経由	(10事務)	疾病対策課		経由事務等	2				○							
4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康診断の実施、記録の作成及び保存、指導	(3事務)	健康福祉指導課		権限移譲事務	3	○			○							
5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則に基づく知事又は知事を経由して厚生労働大臣に対して行う申請等の経由	(29事務)	健康福祉指導課		経由事務等	3	○			○							
5の2	母子及び父子並びに寡婦福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令並びに法の施行のための規則に基づく知事に対して行う母子寡婦福祉資金等の貸付に係る申請等の受理	(12事務)	児童家庭課	○	経由事務等	51		○	○		○	○	○	○	○	○	○
5の3	(削除)					0											
5の4	社会福祉法に基づく社会福祉施設設置届出の受理等	(6事務)	高齢者福祉課	○	権限移譲事務	2											
5の5	老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設置認可等	(6事務)	高齢者福祉課	○	権限移譲事務	2											
5の6	老人福祉法に基づく有料老人ホームの設置届出の受理等	(11事務)	高齢者福祉課	○	権限移譲事務	2											
5の7	特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び国民年金法等の一部を改正する法律並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令に基づく認定の請求の受理等	(3事務)	障害者福祉推進課	○	経由事務等	17											
5の8	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定等	(46事務)	障害福祉事業課	○	権限移譲事務	1											
5の9	障害者総合支援法に基づく支給認定の申請に係る審査等	(3事務)	障害者福祉推進課	○	権限移譲事務	53		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5の10	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の開始の届出の受理等	(11事務)	障害福祉事業課	○	経由事務等	1											
6	千葉県心身障害者扶養年金条例、千葉県心身障害者扶養年金条例の一部を改正する条例及び条例の施行のための規則に基づく加入の申込みの受理、証書の交付、掛金の徴収、年金の支払等	(11事務)	障害者福祉推進課	○	経由事務等	53		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の規定による業務の停止及び禁止	(1事務)	医療整備課		権限移譲事務	3	○			○							
8	医師法及び医師法施行令に基づく知事を経由して厚生労働大臣に対して行う申請等の経由	(8事務)	医療整備課		経由事務等	3	○			○							
9	歯科医師法及び歯科医師法施行令に基づく知事を経由して厚生労働大臣に対して行う申請等の経由	(8事務)	医療整備課		経由事務等	3	○			○							
10	保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく知事又は知事を経由して厚生労働大臣に対して行う申請等の経由	(16事務)	医療整備課		経由事務等	3	○			○							
11	歯科衛生士法の規定による氏名等の届出の受理	(1事務)	医療整備課		経由事務等	3	○			○							
11の2	医療法、医療法施行令及び医療法施行規則に基づく病院等の開設許可及び変更許可等	(14事務)	医療整備課		権限移譲事務	1	○										
12	医療法の規定による病院等の構造設備の検査	(1事務)	医療整備課		権限移譲事務	2				○							
12の2	医療法、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の医療法、医療法施行令並びに医療法施行規則に基づく医療法人の設立認可及び変更の認可等	(45事務)	医療整備課		権限移譲事務	1	○										
13	医療法、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の医療法並びに医療法施行令に基づく知事又は知事を経由して厚生労働大臣に対して行う申請等の経由	(41事務)	医療整備課		経由事務等	2				○							
13の2	医療法に基づく知事又は知事を経由して厚生労働大臣に対して行う申請等の経由	(10事務)	医療整備課		経由事務等	3	○			○							
14	死体解剖保存法施行令に基づく知事又は知事を経由して厚生労働大臣に対して行う申請等の経由	(5事務)	医療整備課		経由事務等	3	○			○							







条例 別表 番号	事務の概要	事務数	県担当課	交付金 対象 事務	備 考	団 体 数	千 葉 市	銚 子 市	市 川 市	船 橋 市	館 山 市	木 更 津 市	松 戸 市	野 田 市	茂 原 市	成 田 市
35の2	計量法及び計量法施行規則に基づく適正計量管理事業所の指定等	(9事務)	産業振興課	○	権限移譲事務	1	○									
35の3	農地法に基づく農地転用の許可、農地等への立入調査、違反転用に対する処分等	(15事務)	農地・農村振興課	○	権限移譲事務	3	○									
35の4	土地改良法に基づく土地改良換地計画の清算金の徴収支払い	(1事務)	耕地課	○	権限移譲事務	4									○	
35の5	土地改良法に基づく農業協同組合等が行う土地改良事業に係る換地計画の認可等	(37事務)	農地・農村振興課、耕地課	○	権限移譲事務	1	○									
36	削除															
37	国有財産法に基づく市町村道及び準用河川の用に供されている国有財産に係る境界の確定等	(8事務)	用地課	○	権限移譲事務	54	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	国有財産法に基づく千葉市が管理する一般国道・県道・二級河川の用に供されている国有財産に係る境界の確定等	(8事務)	用地課 河川環境課	○	権限移譲事務	1	○									
38の2	不動産登記法に基づく二級河川に供される国有財産等の登記の嘱託	(1事務)	河川環境課	○	権限移譲事務	1	○									
38の3	千葉県港湾管理条例及び条例の施行のための規則に基づく港湾施設の使用許可等	(26事務)	港湾課	○	権限移譲事務	1	○									
39	駐車場法に基づく路外駐車場の設置及び管理規程の届出の受理、管理者に対する監督処分等	(6事務)	都市計画課	○	権限移譲事務	12										
40	削除															
41	都市計画法及び都市計画法施行規則に基づく知事に対して行う都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の許可等に係る申請等の経由	(3事務)	都市計画課	○	経由事務等	12										
42	都市計画法、都市計画法施行令及び都市計画法施行規則に基づく開発行為の許可、開発区域内における建ぺい率等の制限の指定、開発許可を受けた土地における建築物の建築等の許可、許可等を受けた者に対する監督処分等	(31事務)	都市計画課		権限移譲事務	15			○			○	○	○		○
43	都市計画法及び都市計画法施行規則に基づく知事に対して行う開発行為の許可等に係る申請等の経由	(14事務)	都市計画課	○	経由事務等	36		○			○					○
44	宅地開発事業の基準に関する条例に基づく宅地開発事業の工事の設計の確認、事業主に対する監督処分等	(12事務)	都市計画課		権限移譲事務	1										
45	宅地開発事業の基準に関する条例に基づく知事に対して行う宅地開発事業の工事の設計の確認等に係る申請等の経由	(6事務)	都市計画課	○	経由事務等	15										
45の2	租税特別措置法に基づく優良宅地の認定	(1事務)	都市計画課		権限移譲事務	18	○		○	○		○	○	○		○
46	租税特別措置法に基づく知事に対して行う優良宅地の認定等に係る申請等の経由	(2事務)	都市計画課	○	経由事務等	36		○			○					○
47	宅地造成等規制法、宅地造成等規制法施行令及び宅地造成等規制法施行規則に基づく宅地造成工事の許可、許可を受けた者に対する監督処分、規制区域内の所有者等への勧告及び改善命令等	(16事務)	都市計画課		権限移譲事務	6			○			○	○			○
48	宅地造成等規制法及び宅地造成等規制法施行規則に基づく知事に対して行う宅地造成工事の許可等に係る申請等の経由	(7事務)	都市計画課	○	経由事務等	2		○								
48の2	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定路外駐車場の設置の届出の受理等	(4事務)	都市計画課	○	権限移譲事務	17										
49	都市再開発法に基づく市街地再開発促進区域内における建築の許可、違反行為に対する措置、土地の買取り及び買い取った土地の処分、他人の占有する土地への立入の許可、障害物の伐採又は土地の試掘等の許可、市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等の制限、土地物件の引渡し又は物件の移転の代執行、再開発事業計画の認定等	(7事務)	市街地整備課	○	権限移譲事務	17			○				○	○	○	○
49の2	都市再開発法の規定による市街地再開発事業の施行の認可、認可を受けた者に対する監督処分等（個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）	(40事務)	市街地整備課	○	権限移譲事務	2				○						
49の3	都市再開発法の規定による市街地再開発事業の施行の認可、認可を受けた者に対する監督処分等（再開発会社が施行する第2種市街地再開発事業に係るものに限る。）	(19事務)	市街地整備課	○	権限移譲事務	1	○									
50	租税特別措置法施行令に基づく特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定	(4事務)	市街地整備課		権限移譲事務	5	○		○	○			○			



条例 別表 番号	事務の概要	事務数	県担当課	交付金 対象 事務	備 考	団 体 数	千葉	銚子	市川	船橋	館山	木更津	松戸	野田	茂原	成田
							市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
51	土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可、許可を受けた者に対する監督処分等（独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）	(5事務)	市街地整備課	○	権限移譲事務	41	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51の2	土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可、許可を受けた者に対する監督処分等（個人施行者、土地区画整理組合及び町が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）	(5事務)	市街地整備課	○	権限移譲事務	4										
52	土地区画整理法に基づく知事に対して行う県が施行する土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可に係る申請の経由	(1事務)	市街地整備課	○	経由事務等	3						○				
53	土地区画整理法及び土地区画整理法施行令に基づく個人施行者の施行の認可、土地区画整理組合の設立の認可、換地計画の認可、監督処分等（個人施行者、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに限る。）	(35事務)	市街地整備課	○	権限移譲事務	13			○			○	○	○		○
54	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可	(1事務)	市街地整備課	○	権限移譲事務	2										
55	屋外広告物法及び千葉県屋外広告物条例に基づく広告物の除却、広告物等の保管、廃棄等	(7事務)	公園緑地課	○	権限移譲事務	51		○	○		○	○	○	○	○	○
56	千葉県屋外広告物条例に基づく広告物等の表示又は設置の許可、許可を受けた者に対する監督処分等	(17事務)	公園緑地課	○	権限移譲事務	50		○	○		○	○	○	○	○	○
57	首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域における行為の届出の受理、届出をした者に対する助言及び勧告等	(3事務)	公園緑地課	○	権限移譲事務	2								○		
58	削除															
59	削除															
60	建築基準法、建築基準法施行令及び建築基準法施行条例に基づく知事又は建築主事に対して行う申請等の経由	(28事務)	建築指導課	○	経由事務等	40		○			○			○	○	
60の2	建築基準法施行条例に基づく避難及び通行の安全上支障がないことの認定等	(6事務)	建築指導課		権限移譲事務	14	○		○	○		○	○			○
61	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく知事に対して行う計画の認定等に係る申請等の経由	(3事務)	建築指導課	○	経由事務等	40		○			○			○	○	
61の2	マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく知事に対して行う除却の必要性に係る認定申請の受理等	(3事務)	建築指導課	○	経由事務等	40		○			○			○	○	
62	高齢者、身体障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律に基づく知事に対して行う計画の認定等に係る申請等の経由	(4事務)	建築指導課	○	経由事務等	40		○			○			○	○	
63	租税特別措置法に基づく優良住宅の認定	(1事務)	住宅課		権限移譲事務	36	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
64	千葉県収入証紙規則の規定による収入証紙の売さばき	(1事務)	出納局		経由事務等	54	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合計		92項目	52項目	50	630事務	/	45	19	22	46	16	21	22	22	18	21
		1026事務	40項目		396事務											

※第49号の3の事務は、第49号の2の事務と重複するため、合計の事務数にカウントしていない。



## (10) 一部事務組合の再編・統合についての考え方

《平成17年7月7日 市第463号 各市町村長、各一部事務組合管理者あて 千葉県知事通知》

《平成20年3月3日 市第6140号 各市町村長、各一部事務組合管理者あて 一部改正通知》

### 1 一部事務組合の再編・統合の必要性

市町村は、地方分権を担う基礎自治体として自らの判断と責任で各種行政サービスや施策を立案・実施していくことが求められており、そのためには、行財政改革の観点から既存の事務処理のあり方を十分検討していく必要がある。

特に、一部事務組合方式による事務の共同処理については、迅速・的確な意思決定を行うことができないなどの制度的な課題が指摘されているところでもあり、地域の課題を総合的に解決するには、単独の基礎自治体が意思決定や事務処理を行うことが望ましい。

また、市町村合併の進展に伴い、一部の合併関係市町村が加入していた一部事務組合に新市町が加入することにより、新市町の一つの事務について事務処理の方式が異なる事態が生ずる場合がある。

さらに、市町村数が減少する中、構成市町村がほぼ重複する組合や単一の事務のみを処理する小規模組合が引き続き存続するなど、必ずしも広域化による事務の効率化等のメリットが十分に活かされていないのが現状である。

そこで、市町村にあっては、以下の点に留意して既存の一部事務組合方式による事務の共同処理の見直しを検討すべきである。

### 2 一部事務組合の再編・統合に当たっての基本的な考え方

(1) 共同処理事務の性質に応じ、以下の場合には、少なくとも広域市町村圏単位等での再編・統合（既存の広域市町村圏事務組合への統合、広域市町村圏単位での一部事務組合の再編）について検討すること。

①国や県の広域化計画等に基づき、広域的に事務の共同処理をすべき場合や一部事務組合の構成市町村の全部又は一部が法律等国の基準を満たさないこと等により単独の基礎自治体で事務処理が行えない場合

②単独の基礎自治体や現行の一部事務組合で事務処理をするよりも、住民の利便性や事務の効率性が向上すると認められる場合

(2) 今後、新たな事務の共同処理を検討するに当たっては、既存の一部事務組合による共同処理（共同処理事務の複合化）を原則とすること。

- (3) 市町村合併に伴い、以下のような状況が生ずる場合には、当面の措置として、少なくとも広域市町村圏単位での再編・統合（既存の広域市町村圏事務組合への統合、広域市町村圏単位での一部事務組合の再編）について検討すること。
- ① 合併市町が複数の一部事務組合に加入することになるなど、同一の事務について合併市町の区域内で処理区域を分割して処理することになる場合
  - ② 合併市町は、単独による事務処理を行うことが合理的であると認められるものの、他の構成市町村において単独による事務処理を行った場合に住民の利便性や事務の効率性が低下すると認められる場合

### 3. 共同処理事務ごと（消防事務・ごみ処理事務・水道事業）の留意点

#### (1) 消防事務

「千葉県消防広域化推進計画」を踏まえ、既存の一部事務組合の再編・統合について検討すること。

#### (2) ごみ処理事務

事務の合理化の観点から、現行の広域市町村圏単位等での広域処理を基本に、既存のごみ処理を主体とする一部事務組合の再編・統合を検討すること。

#### (3) 水道事業

末端給水事業については、現在、県と市町村において進められている「県内水道のあり方に関する検討」の結果を踏まえ、既存の一部事務組合の再編・統合を検討すること。

(11) 「昭和大合併」以前の市町村界と現在の市町村界



(12) 「平成の大合併」以前の市町村界と現在の市町村界

